

平成 18 年 3 月

公証人法関係  
解説・先例集  
(三訂版)先例編

法務省民事局

公証人  
法関係

解説・先例集  
(三訂版)先例編

法務省民事局

公証人法關係

# 解説・先例集

(三訂版)先例編

法務省民事局

## 凡 例

- 1 法令名等は基本的に略記を避けたが、一部次のとおり略記したものがある。

公証人法	法
公証人施行規則	規則
公証人手数料規則	手数規
公証人定員規則	定員規
民事訴訟法	民訴法
民事訴訟法規則	民訴規
民事執行法	民執法
民事執行規則	民執規
企業担保法	企担保
大審院判決	大判
最高裁判所判決	裁判

- 2 一つの通達等が2項目以上に該当する場合は、基本となる該当項目に全文を登載し、その余の該当項目には該当事項のみを登載した。

なお、通達等の登載に当たっては、次のとおり加筆、修正等した。

- (1) 明らかに読点があった方が好ましいと思われるものについては、これを加えた。
- (2) 照会者及び照会番号並びに回答者及び回答番号等は、省略可能な限りで登載を省略した。
- (3) 冒頭に標記した通達番号等は、「昭〇〇.〇〇.〇〇.民事甲〇〇〇〇号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達」又は「昭〇〇.〇〇.〇〇.民一〇〇〇〇号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達」等と略記した。
- (4) 漢数字は算用数字に改めるとともに、拗音は小書きとした。また、通達等中の項目及び細目番号は、便宜次の順序に改めた。

## 目次

凡例

- 1 (1) ア (ア)  
 2 (2) イ (イ)  
 3 (3) ウ (ウ)

(5) 旧条項は、可能な限り現行条項を括弧書きで表記した。

## 第1編 公証人・公証人役場編 .....1

## 第1章 公証人 .....1

- 1 立会人欠格ノ場合ニ関スル件 .....1  
 2 裁判所カ兼務者ヨリ事務引継ヲ受ケタル場合ノ取扱ニ関スル件 .....1  
 3 株主タル公証人ノ証書作成ニ関スル件 .....2  
 4 公証人法の改正に伴う公証事務の取扱方に関する件 .....2  
 5 公証人任命願進達に関する件 .....5  
 6 公証人の公務兼職許可申請について .....6  
 7 公証人が満70才に達したときの措置に関する件 .....6  
 8 兼職の禁止について .....8  
 9 公証人の職について .....8  
 10 公証事務の監督について .....8  
 11 公証事務の適正化について .....10  
 12 公証人志望者の申出の進達について .....11  
 13 人権擁護委員への就任について .....11  
 14 公証人の健康状態について .....12  
 15 公証人が満70才に達する際の免職の予告について .....12  
 16 公証人の兼職禁止について .....12  
 17 公証人小規模企業者該当証明について .....13  
 18 公証人法の一部改正等に伴う公証事務の取扱いについて .....13  
 19 民事訴訟法の一部改正に伴う公証事務の取扱いについて .....16  
 20 公証事務の違法処理について .....18  
 21 公証人代理者の任命に関する事務の取扱いについて .....20  
 22 公証人に関する事務の取扱いについて .....21

<b>第1 公証人の権限</b> .....	22
1 代理ヲ命スル場合ニ関スル件 .....	22
2 公証人ト囑託人等ト親族タルトキノ取扱ニ関スル件 .....	23
3 代理ヲ囑託セラレタル公証人ノ職務役場ニ関スル件 .....	23
4 公証人ト囑託人ト親族タルトキノ取扱ニ関スル件 .....	24
5 兼務役場ノ事務取扱 .....	24
6 公証人代理執務ノ場合ニ於ケル囑託人ノ人違ナキコトニ 関スル件 .....	25
7 公証人の認証した証書又は公正証書に関しその真実なる旨の 証明を附与するの件 .....	26
8 公正証書が権限ある公証人によって作成され、かつその押印の 真実である旨の証明について .....	26
9 公証人が任命されてから執務するまでの間における職務代理の 発令について .....	27
10 兼務を命ぜられた公証人の職務執行について .....	28
<b>第2 事件の漏泄禁止</b> .....	29
1 公証人ノ黙秘ノ義務ニ関スル件 .....	29
2 司法警察官ヨリ捜査ノ為公証人ニ対シ公証事務ニ付照会 アリタル場合ノ疑義ニ関スル件 .....	30
3 公証人の黙秘義務について .....	30
4 貸金業者の業務運営の調査について .....	31
5 廃棄を認可した公正証書原本等の処分について .....	33
6 公正証書作成有無等に関する刑事訴訟法第197条第2項の 照会について .....	34
7 公証人の黙秘義務について .....	35
8 刑事訴訟法第197条第2項の解釈に関する件 .....	36
9 証書原本の押収の可否について .....	38
10 公証人の取り扱った事件の漏泄禁止義務について .....	38

11 保存期間が満了した公正証書原本を学術文化資料として 保存することの可否について .....	39
12 公証人法第4条の黙秘義務と裁判所への出頭義務及び 証言拒否権について .....	41
<b>第3 身元保証金</b> .....	42
1 身元保証金ノ不足ヲ生シタル場合ニ於ケル職務執行ニ関スル件 .....	42
2 身元保証金還付ノ場合ニ関スル件 .....	42
3 人口ノ算定標準等ニ関スル件 .....	43
4 原本ヲ紛失シタル公証人ノ身元保証金還付ノ件 .....	43
5 公証人転属ノ場合ノ身元保証金ニ関スル件 .....	44
6 公証人法の改正に伴う公証事務の取扱方に関する件 .....	45
7 公証人身元保証金還付公告料の支払について .....	45
8 身元保証金の補充について .....	47
<b>第2章 公証人役場</b> .....	49
1 指定地ノ意義ニ関スル件 .....	49
2 公証人役場ノ位置ニ関スル件 .....	49
3 囑託人多数ナル場合ノ取扱方ニ関スル件 .....	50
4 同一役場ノ解釈ニ関スル件 .....	50
5 役場外事務取扱ニ関スル件 .....	51
6 役場外ノ事務取扱ニ関スル件 .....	51
7 法律行為及牽連事実ノ証書作成ノ手数料ニ関スル件 .....	52
8 法律行為及牽連事実ニ付キ役場外ノ事務取扱ニ関スル件 .....	53
9 兼務役場ノ事務取扱 .....	53
10 公証人役場を政党の選挙事務所に提供することについて .....	54
11 公証人役場の臨時移転に伴う措置について .....	54
12 公証人合同役場に関する疑義について .....	56
13 会社の債務につき代表者が個人保証する場合の印鑑証明書等 について .....	57

<b>第3章 電子公証</b> .....	59
1 指定公証人の行う電磁的記録に関する事務の取扱いについて	59
2 指定公証人の行う電磁的記録に関する事務の取扱いについて	66
<b>第4章 職務執行の区域及び場所</b> .....	68
1 職務執行区域ニ関スル件 .....	68
2 公証人ノ職務執行ノ区域ニ関スル件 .....	68
3 会社定款ヲ公正証書ニ作成スル場合ノ管轄ニ関スル件 .....	68
4 公証人法第13条ノ2による公証人の職務執行区域について .....	69
5 公証人の定款認証について .....	69
<b>第5章 書記</b> .....	71
1 書記カ嘱託人ノ代理人タル場合ニ関スル件 .....	71
2 遺言証書作成ニ書記ヲ補助セシムル件 .....	71
3 公証人代理執務ノ場合ニ於ケル嘱託人ノ人違ナキコトニ 関スル件 .....	72
4 未成年者を書記とすることの可否について .....	72
<b>第6章 署名及び印鑑</b> .....	74
1 職印ノ字体ニ関スル件 .....	74
2 裁判所ニ於テ公証事務ヲ取扱フ場合ノ件 .....	74
3 裁判所ニ於テ公証事務ヲ取扱フ場合ノ件 .....	75
4 印鑑証明等アリタルコトヲ記載シタル書面ニ関スル件 .....	75
5 公証人法施行規則第14条第2項の書面について .....	75
6 兼務を命ぜられた公証人の職務執行について .....	76
7 公証人法施行規則の一部改正について .....	77
8 公証人の認証の付与に関しその署名・押印が真実である旨の 証明の付与について .....	78
9 公証人の認証の付与に関しその署名・押印が真実である旨の	

証明の付与について .....	78
<b>第7章 諸帳簿</b> .....	89
1 証書原簿、検事ノ証書帳簿ノ閲覧ニ関スル件 .....	89
2 裁判所ニ於テ公証事務ヲ取扱フ場合ノ件 .....	89
3 裁判所カ兼務者ヨリ事務引継ヲ受ケタル場合ノ取扱ニ 関スル件 .....	90
4 書類ノ引継ニ関スル件 .....	91
5 帳簿ノ記載方ニ関スル件 .....	91
6 認証簿ヲ役場外ニ持出シ得ル場合ニ関スル件 .....	91
7 遺言ノ証人ニ関スル件 .....	92
8 公証人更迭ノ場合帳簿ノ取扱方 .....	92
9 附属書類ノ取扱方ニ関スル件 .....	93
10 書類帳簿ノ引継ニ関スル件 .....	94
11 公証人法の改正に伴う公証事務の取扱方に関する件 .....	94
12 公正証書の番号等について .....	95
13 代理公証人の使用すべき証書原簿について .....	95
14 帳簿書類の廃棄について .....	96
15 帳簿・書類の保存期間について .....	97
16 公証人法施行規則の一部改正について .....	98
<b>第1 公正証書（作成・保存等）</b> .....	100
1 証書滅失ニ付キ公証人ノ責任ニ関スル件 .....	100
2 証書ノ原本滅失シタル場合ノ取扱方ニ関スル件 .....	100
3 証書原本綴ノ取扱方ニ関スル件 .....	103
4 公正証書原本盗難ニ罹リタル場合ノ取扱ニ関スル件 .....	103
5 「タイプライター」使用ノ件 .....	104
6 公正証書原本滅失ニ関スル件 .....	105
7 公証人法の改正に伴う公証事務の取扱方に関する件 .....	106
8 廃棄を認可した公正証書原本等の処分について .....	106

9	公正証書の番号について	107
10	公正証書の番号等について	108
11	公正証書の番号等について	109
12	公正証書における私法人代表者の年令の記載について	109
13	公正証書原本並に証書原簿に番号を記載する時期について	110
14	証書原本の廃棄について	113
15	複写器による公正証書正本の作成について	113
16	公正証書の原本をバインダーに編綴することの可否について	114
17	陽画式複写器により複写した用紙を用いて公正証書原本を作成することの可否について	115
18	証書原本の保存について	115
19	公証人法施行規則の一部改正について	116
20	公正証書の正本を原本にかえて保存することについて	117
21	ゼログラフィ方式により複写作成した用紙を用いて公正証書原本を作成することの可否について	118
22	保存期間が満了した公正証書原本を学術文化資料として保存することの可否について	119
23	公証人法施行規則の一部を改正する省令の施行について	120
<b>第2</b>	<b>計算簿</b>	<b>121</b>
1	公証人法の改正に伴う公証事務の取扱方に関する件	121
2	公証人の報酬に対する課税についての協力方について	122
3	公証人の保存する計算簿の取扱について	122
4	公証人法施行規則の一部改正について	123
5	建物の区分所有等に関する法律の一部改正等に伴う公証事務の取扱いについて	124
6	公証人手数料令の制定及び公証人法施行規則の一部改正等に伴う公証事務の取扱いについて	125
<b>第3</b>	<b>沿革誌</b>	<b>126</b>

1	公証人沿革誌の作成について	126
<b>第4</b>	<b>公証役場関係カード</b>	<b>128</b>
1	公証人役場関係カードについて	128
2	公証人役場関係カードについて	135
3	公証人法施行規則の一部改正について	135
<b>第8章</b>	<b>統計報告</b>	<b>137</b>
1	公証人法の改正に伴う公証事務の取扱方に関する件	137
2	公証事務の取扱方に関する件	137
3	公証事務一覧月(年)表の様式について	138
4	公証事務一覧月(年)表総括表について	139
5	公証事務一覧月(年)表の様式について	140
6	公証事務一覧月(年)表の様式について	142
7	公証人法の一部改正等に伴う公証事務の取扱いについて	142
8	公証事務一覧月(年)表の様式の改正について	144
9	建物の区分所有等に関する法律の一部改正等に伴う公証事務の取扱いについて	144
10	公証事務一覧月(年)表に記載する件数の計上方法について	145
11	公証事務一覧月(年)表の様式の改正について	145
12	公証人手数料令の制定及び公証人法施行規則の一部改正等に伴う公証事務の取扱いについて	146
<b>第9章</b>	<b>法務事務官が取り扱う公証事務</b>	<b>149</b>
1	裁判所ニ於テ公証事務ヲ取扱フ場合ニ関スル諸件	149
2	裁判所カ公証事務ヲ取扱フ場合ノ印鑑ニ関スル件	151
3	休日又ハ夜間ノ事務取扱ニ関スル件	151
4	代理ヲ命スル場合ニ関スル件	151
5	裁判所公証事務ヲ行フ場合ノ署名等ニ関スル件	152
6	裁判所ノ公証事務取扱開始ニ関スル件	153

7	公正証書原本滅失ニ関スル件	153
8	公証人の職務を行う地方法務局又は支局に納付させる日当旅費 について	154
9	法務局で取り扱う公証事務について	154
10	法務局で取り扱う公証事務について	155
11	支局における公証事務の取り扱いについて	157
12	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の施行 に伴う公証事務の取扱いについて	157
13	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく 認証を求める嘱託人の確認について	160
14	不動産登記法の施行に伴う申請書等についての公証人の 認証について	160
<b>第2編 公証実務編</b>		164
<b>第1章 公正証書</b>		164
<b>第1 公正証書（法律行為）全般に関するもの</b>		164
1	認証ノ場合ニ於ケル当事者ノ意義ニ関スル件	164
2	通事及立会人ニ関スル件	164
3	列席者ノ解釈等ニ関スル件	165
4	証書ノ正本ヲ交付シタル場合ノ記載方ニ関スル件	166
5	証明書ノ欠缺追完ニ関スル件	166
6	附属書類の契印に関する件	167
7	証書ノ記載，字行ニ関スル件	167
8	公証人外国語ニ通シタル時証書作成方ニ関スル件	168
9	当事者一方ノ嘱託ニ因ル証書作成ニ関スル件	168
10	附随ノ法律行為ノ解釈ニ関スル件	168
11	当事者一方ノ嘱託ニ因ル証書作成ニ関スル件	169
12	署名スルコト能ハサル者ニ関スル件	169

13	嘱託人多数ナルトキノ捺印等ニ関スル件	170
14	文字ヲ解シ得ルヤ否ノ標準ニ関スル件	171
15	嘱託人多数ナル場合ノ取扱方ニ関スル件	171
16	「他ノ書面」ノ解釈ニ関スル件	172
17	法人ノ代表者ノ記載方ニ関スル件	172
18	証書ノ趣旨ニ付利害関係ヲ有スル者ニ関スル件	173
19	当事者一方ノ嘱託ニ因リ作成シタル証書ノ効力ニ関スル件	173
20	未タ成立セサル法律関係ニ付テノ証書作成ニ関スル件	175
21	印鑑証明等アリタルコトヲ記載シタル書面ニ関スル件	176
22	列席者ニ関スル件	176
23	株主タル公証人ノ証書作成ニ関スル件	177
24	公正証書ノ効力ニ関スル件	177
25	秘密遺言証書ノ取扱方ニ関スル件	178
26	函面ノ記載ニ関スル件	179
27	証書ニ函面ヲ引用スル場合ニ関スル件	179
28	公正証書ノ錯誤ノ訂正ニ関スル件	180
29	資格証明並其証明書ノ取扱ニ関スル件	180
30	数事件ヲ列記シタル証書及抄録正本ニ関スル件	181
31	土地ノ「大字」ノ記載ニ関スル件	181
32	公証人ト嘱託人等ト親族タルトキノ取扱ニ関スル件	182
33	事実ニ付テノ証書ノ作成方ニ関スル件	182
34	事実ニ関スル証書作成ニ関スル件	183
35	公証人ト嘱託人ト親族タルトキノ取扱ニ関スル件	183
36	書記カ嘱託人ノ代理人タル場合ニ関スル件	184
37	第三者ノ同意書ニ関スル件	184
38	列席者ニ関スル件	185
39	私署証書ノ引用ニ関スル件	185
40	私署証書ノ援用ニ関スル件	188
41	私署証書ヲ確認シタル公正証書ニ関スル件	190
42	公証証書作成ニ関スル件	191

43	許可同意ニ関スル件	192
44	組合契約加入ノ公正証書ニ関スル件	192
45	消費貸借消滅事項ノ記載	193
46	許可同意ノ証明ニ関スル件	193
47	株主タル公証人ノ証書作成ニ関スル件	197
48	取消シ得ヘキ法律行為ニ関スル件	197
49	借地法ニ関スル件	198
50	公正証書ノ効力ニ関スル件	198
51	囑託人年令表示方ニ関スル件	199
52	借地法違反ノ公正証書作成について	199
53	公正証書ノ更正手続について	200
54	法人格のない団体を当事者とする公正証書ノ作成について	201
55	録取錯誤による公正証書ノ訂正について	202
56	公証人法施行規則第14条第2項ノ書面について	203
57	民法の一部を改正する法律及び公証人法施行規則の一部を 改正する省令ノ施行に伴う公証事務ノ取扱等について	204
58	公証人法施行規則第13条ノ2に規定する通知ノ取扱いに ついて	210
<b>1</b>	<b>本人証明</b>	<b>214</b>
1	列席者ノ解釈等ニ関スル件	214
2	人違ナキコトノ証明手続ヲ追完セサル場合ノ証書ノ効力等ニ 関スル件	214
3	証人ニ依ル人違ナキコトノ証明方法ニ関スル件	215
4	追完証書作成ニ関スル件	215
5	囑託人多数ナル場合ノ取扱方ニ関スル件	216
6	囑託人ニアラサル相手方ノ面識等ニ関スル件	216
7	囑託人ニアラサル相手方ノ能力等ニ関スル件	216
8	列席者ニ関スル件	217
9	官公吏ノ人違ナキコトノ証明ニ関スル件	217

10	外国人ノ証明ニ関スル件	218
11	列席者ニ関スル件	218
12	公証人法ノ改正に伴う公証事務ノ取扱方に関する件	219
13	法務局で取り扱う公証事務について	219
14	債権管理官が公正証書ノ作成を囑託する場合における 公証人法ノ規定による囑託人ノ確認方法について	221
15	囑託人ノ人違でないことノ証明方法について	222
16	外国人ノ資格証明書、署名証明書ノ作成者について	222
<b>2</b>	<b>印鑑証明書</b>	<b>224</b>
1	印鑑証明ノ欠缺ノ場合ニ関スル件	224
2	印鑑証明書ノ兼用ニ関スル件	224
3	代理人ニ依ル私署証書ノ認証ノ場合ノ証明ニ関スル件	225
4	印鑑証明等ニ関スル件	225
5	遺言ノ証人ニ関スル件	227
6	同時ニ数多ノ囑託アリタル場合ノ印鑑証明ニ関スル件	227
7	印鑑証明ニ関スル件	228
8	公証人代理執務ノ場合ニ於ケル囑託人ノ人違ナキコトニ 関スル件	229
9	定款ノ認証ノ付属書類ニ関スル件	230
10	公証人法ノ改正に伴う公証事務ノ取扱方に関する件	230
11	印鑑証明書ノ謄本ノ作成について	230
12	印鑑証明書ノ原本還付について	231
13	公証人法第32条第2項による取扱について	231
14	一部不実記載ノ公正証書とその行使について	232
15	再証明を受けた印鑑証明書ノ取扱い等について	239
16	印紙税法等に関する疑義について	240
17	会社ノ債務につき代表者が個人保証する場合ノ印鑑証明書等 について	241
18	公証人法第33条に関する件	242

19 印鑑登録証明書を公証人法及び供託規則等に規定する 印鑑証明書として取り扱うことについて	243
20 市町村職員共済組合代表者の資格及び印鑑の証明について	245
21 公証人法第32条第2項の規定により提出される印鑑証明書の 原本還付について	246
22 民法の一部を改正する法律及び公証人法施行規則の一部を 改正する省令の施行に伴う公証事務の取扱い等について	246
<b>3 代理人</b>	247
1 認証ハ代理人ニ依リテ之ヲ為スコトヲ得ルヤ否ノ件	247
2 代理人ノ解釈ニ関スル件	248
3 代理人ニ依リ認証ヲ求め得ルヤ否ノ件	248
4 代理人ニ依ル私署証書ノ認証ノ場合ノ証明ニ関スル件	249
5 代理人ニ依ル囑託ニ付キ本人ニ関スル証明ノ件	249
6 復代理ニ関スル件	250
7 代理人ノ能力ニ関スル件	250
8 定款ノ認証ノ付属書類ニ関スル件	251
9 公証人法施行規則第13条の2の規定による通知費用について	251
10 公証人法施行規則第13条の2の規定による通知について	251
11 公証人法施行規則第13条の2の解釈について	253
12 委任者本人死亡後における代理人による公正証書作成の 可否について	253
13 水産業協同組合と組合の理事を含む数人との間の金銭消費貸借契 約公正証書作成の場合における組合の代表者の記載方について	255
14 公正証書の作成に関する包括委任状について	256
15 住宅金融公庫札幌支所長の更迭後、前支所長の委任による 代理人の囑託に基づいて作成した公正証書の効力について	258
16 法人の代表者が代理人により囑託した公正証書における 法人代表者の住所及び年齢の記載について	258
17 民法の一部を改正する法律及び公証人法施行規則の一部を	

改正する省令の施行に伴う公証事務の取扱い等について	259
<b>4 双方代理・利益相反行為</b>	261
1 親子間ノ利害ニ関スル件	261
2 特別代理人ノ代表権限ニ関スル件	263
3 許可又ハ同意ニ関スル件	263
4 合資会社ノ一人ノ無限責任社員ノ代表権ニ関スル件	264
5 公証事務取扱いに関する件	266
6 合資会社が無限責任社員の個人の債務につき保証をなす場合 について	269
7 親権者及び後見人の代理権について	270
8 自己契約又は双方代理による囑託の可否について	270
9 公証人法第33条に関する件	271
10 国家公務員共済組合の資金貸付に関する契約締結上の疑義に ついて	272
<b>5 代理権限証書</b>	273
1 法人ノ代表者ノ権限証明ニ関スル件	273
2 在監人ノ委任状ニ関スル件	274
3 多数時事件ノ囑託ニ関スル件	274
4 法人ノ代表者ノ資格証明ニ関スル件	275
5 公法人ノ代表者ノ資格証明ニ関スル件	276
6 代理権ノ証明ニ関スル件	277
7 代理権ノ証明ニ関スル件	277
8 委任状ノ記載方ニ関スル件	278
9 代理権証明書ノ提出方ニ関スル件	279
10 代理権限及許可同意ノ証明ニ関スル件	280
11 囑託人ノ資格証明書ニ関スル件	283
12 資格証明書の取扱いに関する件	284
13 定款ノ認証ノ付属書類ニ関スル件	285

14	公証人法の改正に伴う公証事務の取扱方に関する件	285
15	登記簿謄本の提出に関する件	286
16	公証人法第32条第2項但書の「公証人の保存する書類」の意義等について	287
17	公証人役場に提出する公庫登記簿抄本について	288
18	白紙委任状による公正証書作成の代理嘱託について	289
19	中小企業金融公庫の貸付に関する公正証書作成嘱託の委任について	289
20	公正証書に添付する資格証明書の原本還付について	291
21	公証事務の監督について	291
22	一部不実記載の公正証書とその行使について	293
23	法務局で取り扱う公証事務について	300
24	外国人の資格証明書、署名証明書の作成者について	301
25	公正証書の作成に関する包括委任状について	302
26	農林省共済組合貸付業務にかかる公正証書作成に関する委任状に押捺の同組合代表印について	303
27	公法人の代表者の権限を証する書面等の提出の要否について	304
28	自動車割賦販売契約書及び公正証書作成嘱託委任状の様式について	304
29	文部省共済組合の公正証書作成代理嘱託について	305
30	市町村職員共済組合代表者の資格及び印鑑の証明について	306
31	全国信用金庫連合会の貸付に関する抵当権設定登記申請並びに公正証書作成嘱託等の委任について	307
32	中小企業金融公庫の担保権等の処分権限をも含めた包括委任状について	308
33	簡易生命保険契約者団体貸付にともなう公正証書作成のための委任状について	310
34	農林漁業金融公庫の公正証書作成嘱託並びに担保権の変更、処分等に関する包括委任状について	313
35	国家公務員共済組合連合会職員共済組合の貸付金弁済契約公正	

	証書作成の嘱託に関する委任状様式について	315
36	通商産業省共済組合貸付業務にかかる公正証書作成嘱託に関する委任状様式について	317
37	農林漁業金融公庫の包括委任状の委任事項文言の修正について	321
38	農林省共済組合貸付業務にかかる公正証書作成嘱託に関する委任様式について	323
39	簡易生命保険契約者団体貸付に伴う公正証書作成嘱託委任状について	326
40	文部省共済組合の貸付業務に関する公正証書作成の代理嘱託並びに不動産登記の代理申請について	333
41	公証事務の取扱いについて	335
<b>6</b>	<b>第三者の許可・同意</b>	336
1	第三者ノ許可同意ニ関スル件	336
2	町村会ノ決議其他特別授權ニ関スル件	336
3	謄本ニ認証ヲ与フル場合ノ許可、同意ノ証明ニ関スル件	337
4	許可又ハ同意ヲ与ヘタル第三者ニ関スル件	337
5	第三者ノ資格証明ヲ為ササル場合ニ関スル件	338
6	資格証明並其証明書ノ取扱ニ関スル件	338
7	第三者ノ同意書ニ関スル件	339
8	許可同意ニ関スル件	340
9	許可同意ノ証明ニ関スル件	340
10	公証事務取扱に関する件	340
<b>7</b>	<b>原本還付</b>	347
1	公証人法の改正に伴う公証事務の取扱方に関する件	347
2	公証人役場に提出する公庫登記簿抄本について	347
3	公正証書に添付する資格証明書の原本還付について	348
4	印鑑証明書の原本還付について	349

5	印紙税法等に関する疑義について	349
6	公証人法第32条第2項の規定により提出される印鑑証明書 原本還付について	350
<b>8</b>	<b>利息</b>	350
1	公正証書ノ効力ニ関スル件	350
2	公正証書ノ効力ニ関スル件	352
3	公正証書に現れている金利について	353
4	利息制限法超過の利息について	354
5	利息制限法の制限を超過する金融機関の金利に関する 公正証書作成について	355
6	利息制限法の施行について	356
7	出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律の 解釈について	360
8	旧利息制限法の制限を超える利息の定めある公正証書の 執行文付与について	361
9	貸金業規制法等に基づく金利の契約に関し公正証書作成 囑託があった場合の取扱いについて	364
<b>9</b>	<b>損害金</b>	366
1	遅延損害金ニ関スル件	366
<b>10</b>	<b>追完</b>	366
1	人違ナキコトノ証明手續ヲ追完セサル場合ノ証書ノ効力等ニ 関スル件	366
2	証明書ノ欠缺追完ニ関スル件	367
3	追完証書作成ニ関スル件	368
4	欠缺ノ追完等ニ関スル件	368
5	追完証書作成ニ関スル件	370
6	追完証書作成ノ手数料ニ関スル件	370

7	追完証書作成ノ手数料ニ関スル件	371
8	許可同意ノ証明ニ関スル件	371
9	公証人法の改正に伴う公証事務の取扱方に関する件	374
<b>11</b>	<b>印紙税</b>	375
1	印紙の消印者に関する件	375
2	貸借借証書ノ印紙貼用額ニ関スル件	375
3	無尽ニ関スル証書	377
4	印紙税法第4条ノ解釈ニ関スル件	378
5	公証人法の改正に伴う公証事務の取扱方に関する件	379
6	印紙税法の適用について	380
7	附随の法律行為に関する印紙税について	383
8	住宅金融公庫を一当事者とする公正証書と印紙の貼用に ついて	384
9	分割貸付契約公正証書に関する取扱	385
10	農林漁業金融公庫の土地改良区に対する貸付にかかる消費貸借 契約証書を公正証書により作成する際の印紙税の納入について	391
11	国家公務員共済組合が国家公務員共済組合法第98条第1項 第4号の事業として組合員に資金を貸し付け公正証書を作成 した場合の印紙税の納入の要否について	393
12	印紙税法の適用について	394
13	債務弁済公正証書に対する印紙税に関する件	397
14	認証済みの定款の内容の一部を変更する旨を記載した書面で 認証を要するものに対する印紙税の取扱いについて	398
<b>第2</b>	<b>金銭消費貸借</b>	399
1	数事件ヲ列記シタル証書及抄録正本ニ関スル件	399
2	既往ニ成立シタル契約ニ付テ公正証書ヲ作成スル件	400
3	無記名債権ノ貸借契約ニ関スル件	400
4	消費貸借消滅事項ノ記載	401

5	連帯債務者の一人が囑託に参加しない消費貸借契約公正証書の作成について	401
6	金銭消費貸借公正証書について	402
7	分割融資契約について	402
8	水産業協同組合と組合の理事を含む数人との間の金銭消費貸借契約公正証書作成の場合における組合の代表者の記載方について	404
9	地方住宅供給公社法に関する件について	405
10	貸金業規制法等に基づく金利の契約に関し公正証書作成囑託があった場合の取扱いについて	406
11	執行文の付与の期間等について	407
<b>第3</b>	<b>(根) 抵当権設定</b>	<b>408</b>
1	根抵当権設定契約証書ニ執行文付与ニ関スル件	408
2	債権ノ一部ニ対シ抵当権設定ノ件	410
3	求償担保ニ対スル件	410
4	根抵当権設定金銭消費貸借契約公正証書ニ基ク執行文付与ニ関スル件	411
5	分割融資契約について	412
<b>第4</b>	<b>譲渡担保</b>	<b>414</b>
1	売渡抵当契約ニ関スル件	414
<b>第5</b>	<b>貸貸借</b>	<b>416</b>
1	公正証書ノ効力ニ関スル件	416
2	無記名債権ノ貸借契約ニ関スル件	418
3	借地法ニ関スル件	418
4	借地法違反ノ公正証書作成について	418
5	建物貸借契約における保証金差入条項について	419
<b>第6</b>	<b>使用貸借</b>	<b>420</b>

1	無記名債権ノ貸借契約ニ関スル件	420
<b>第7</b>	<b>売買</b>	<b>421</b>
1	囑託人ニアラサル相手方ノ面識等ニ関スル件	421
2	売買契約ノ解除ニ関スル件	421
3	売買契約ト同時ニ為ス相殺ニ関スル件	422
4	公証人手数料規則第6条ノ附随ノ法律行為ノ手数料算定ニ関スル件	422
<b>第8</b>	<b>贈与(死因贈与)</b>	<b>425</b>
1	取消シ得ヘキ法律行為ニ関スル件	425
2	死因贈与契約において執行者指定ノ可否について	426
<b>第9</b>	<b>遺言</b>	<b>427</b>
1	公証人外国語ニ通シタル時証書作成方ニ関スル件	427
2	秘密遺言証書ノ取扱方ニ関スル件	427
3	遺言ノ証人ニ関スル件	427
4	秘密証書ニ依ル遺言ノ付記ヲ為シタル場合ノ取扱ニ関スル件	428
5	遺言証書ノ作成ニ関スル件	428
6	遺言証書ノ正本謄本作成ノ場所ニ関スル件	429
7	遺言証書作成ニ書記ヲ補助セシムル件	429
8	遺言証書作成ニ不動産目録提出アリタル件	429
9	遺言執行者ノ指定について	430
10	遺言ノ効力について	432
11	遺言公正証書ノ作成及び所有権移転登記について	433
12	秘密証書遺言作成ノ場合ノ封紙ノ控えノ作成について	434
13	民法ノ一部ノ改正スル法律等ノ施行ニ伴フ公証事務ノ取扱いについて	434
<b>第10</b>	<b>成年後見</b>	<b>448</b>

1 民法の一部を改正する法律等の施行に伴う公正事務の取扱い について	448
<b>第11 信託</b>	457
1 売渡抵当契約ニ関スル件	457
2 公正証書ノ効力ニ関スル件	459
3 企業担保附社債信託証書について	460
<b>第12 企業担保</b>	461
1 企業担保附社債信託証書について	461
2 会社の合併に伴う企業担保権の登記手続等について	462
<b>第13 その他の証書</b>	463
1 承認ノ場合ニ関スル件	463
2 公正証書ノ効力ニ関スル件	464
3 承認証書ニ関スル件	465
4 組合契約加入ノ公正証書ニ関スル件	466
5 漁業財団の譲渡に関する契約公正証書の作成の可否について	467
6 指名債権質の対抗要件について	470
7 手形債務の追認証書への執行文付与について	473
<b>第14 私権の事実証書</b>	474
1 私権ニ関スル事実ニ付テノ証書ノ作成ニ関スル件	474
2 「私権に関する事実」の意義の件	475
3 法律行為並法律行為ニ非サル事実ニ付テノ証書ノ作成ニ 関スル件	477
4 法律行為及牽連事実ノ証書作成ノ手数料ニ関スル件	478
5 法律行為及牽連事実ニ付キ役場外ノ事務取扱ニ関スル件	479
6 事実実験公正証書作成方について	479

<b>第2章 規約公正証書</b>	482
1 建物の区分所有等に関する法律の規定による規約設定公正証書 について	482
2 建物の区分所有等に関する法律の一部改正等に伴う公正事務の 取扱いについて	486
<b>第3章 拒絶証書</b>	490
1 手形ノ複本又ハ謄本ニ拒絶証書作成ノ旨ヲ記載スル場合ノ 手数料ニ関スル件	490
2 拒絶証書ノ作成方等ニ関スル件	490
3 拒絶証書ノ作成方ニ関スル件	491
4 拒絶証書謄本ノ用紙ニ関スル件	491
5 拒絶証書ノ謄本作成方ニ関スル件	492
6 拒絶証書ノ番号ノ記載ニ関スル件	492
7 拒絶証書ノ作成方ニ関スル件	492
8 商法第515条第2号ノ解釈ニ関スル件	493
9 公証人ノ職務執行ノ区域ニ関スル件	493
10 拒絶証書謄本ノ記載事項ニ関スル件	494
11 拒絶証書謄本ノ支払地ノ記載方ニ関スル件	494
12 拒絶証書作成ノ時間計算方	495
13 拒絶証書作成ニ関スル疑義ノ件	495
14 支払場所タル会社カ満期日当時移転又ハ他会社へ合併セル 場合ノ拒絶証書作成ニ関スル件	496
15 公証人法の改正に伴う公正事務の取扱方に関する件	497
16 拒絶証書の作成について	497
17 拒絶証書作成手数料の時間の計算について	498
18 公証人が手形の支払拒絶証書作成の嘱託を受けた場合の 取扱について	499

第4章 認 証	501
第1  私署証書の認証	501
1  認証ノ方法ニ関スル件	501
2  認証ハ代理人ニ依リテ之ヲ為スコトヲ得ルヤ否ノ件	501
3  認証ノ場合ニ於ケル当事者ノ意義ニ関スル件	502
4  代理人ニ依リ認証ヲ求め得ルヤ否ノ件	502
5  謄本ニ認証ヲ与フル場合ノ許可、同意ノ証明ニ関スル件	502
6  謄本ノ認証ノ場合ニ於ケル方式及条件ニ関スル件	503
7  私署証書ノ認証方法ニ関スル件	503
8  代理人ニ依ル私署証書ノ認証ノ場合ノ証明ニ関スル件	504
9  認証簿ヲ役場外ニ持出シ得ル場合ニ関スル件	504
10  謄本ノ認証ノ付与方ニ関スル件	505
11  認証ノ方式ニ関スル件	505
12  外国文ヲ以テ記載シタル証書ノ認証ニ関スル件	505
13  外国文ヲ以テ記載シタル私署証書ノ認証ニ関スル件	506
14  認証付与ノ可否ニ関スル件	507
15  私署証書の認証文を欧訳しこれを和文認証文に貼付契印する ことの可否について	507
16  マイクロフィルムに対する認証について	508
17  英文文書の中に用いるべき「公証人」の語について	509
18  外国語で作成された私書証書にする認証等の取扱いについて	510
19  公証人の私書証書への認証の可否について	511
20  不動産登記法の施行に伴う申請書等についての公証人の 認証について	512
第2  宣誓認証	515
1  民事訴訟法の施行に伴う公証事務の取扱いについて	515
2  配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の	

施行に伴う公証事務の取扱いについて	531
3  配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に 基づく認証を求める嘱託人の確認について	533
第3  定款認証	534
1  認証ノ方法ニ関スル件	534
2  定款ノ認証ノ付属書類ニ関スル件	534
3  定款の認証について	535
4  商法ニ関スル質疑ノ件	536
5  定款ノ認証ニ関スル件	536
6  会社定款ヲ公正証書ニ作成スル場合ノ管轄ニ関スル件	538
7  株式会社定款ノ認証ニ関スル件	538
8  定款認証に関する件	539
9  公証人の手数料について	539
10  定款認証の効力について	540
11  株式会社の定款中支店設置条項の可否に関する件	540
12  取締役会の決議が可否同数のときは議長が決する旨の定款の 規定の効力について	541
13  株式会社の定款の認証について	542
14  合併により新設する株式会社の定款の認証の要否について	543
15  外国人の資格証明書、署名証明書の作成者について	543
16  株式会社の定款認証について	545
17  定款の認証について	545
18  有限会社（農業生産法人）の定款記載事項について	546
19  定款の認証について	555
20  定款認証の認証文の横書きの可否について	555
21  定款の認証について	556
22  議決権行使の代理人資格を株主に制限する定款の定め の効力について	556
23  ゼロックス用紙を用いて作成された定款の認証について	557

24	認証済みの定款の内容の一部を変更する旨を記載した書面で 認証を要するものに対する印紙税の取扱いについて	558
25	公証人の定款認証について	558
26	中間法人法の施行に伴う法人登記事務の取扱いについて	559
<b>第5章 確定日付</b> .....614		
1	裁判所ニ於テ公証事務ヲ取扱フ場合ニ関スル諸件	614
2	認証付与ノ可否ニ関スル件	614
3	公証人法の改正に伴う公証事務の取扱方に関する件	615
4	確定日附の付与について	616
5	確定日附簿の登簿番号の更新について	616
6	確定日附の訂正について	617
7	指名債権質の對抗要件について	617
8	確定日附の付与に関する事務取扱いについて	621
9	代理・兼務公証人の確定日附の付与について	623
10	確定日付の付与に関する事務取扱いについて	624
<b>第6章 執行証書</b> .....626		
1	根抵当権設定契約証書ニ執行文付与ニ関スル件	626
2	競売手続ノ合意ニ関スル件	627
3	当事者一方ノ囑託ニ因リ作成シタル公正証書ノ執行力ニ 関スル件	628
4	有体動産競売手続ノ合意等ニ関スル件	628
5	私署証書ノ援用ニ関スル件	630
6	公正証書ノ作成ニ関スル件	631
7	組合契約加入ノ公正証書ニ関スル件	632
8	連帯債務者の一人が囑託に参加しない消費貸借契約公正証書の 作成について	633
9	公正証書の作成について	633
10	分割融資契約について	635

11	違約金条項に関する執行認諾について	636
12	分割貸付契約公正証書に関する取扱	639
13	保証人が将来取得する求償権に関する執行証書の作成に ついて	644
14	求償保証契約公正証書について	648
<b>第7章 執行文の付与</b> .....652		
1	執行文ヲ付与シタル場合ノ記載方ニ関スル件	652
2	当事者一方ノ囑託ニ因ル証書ニ関スル件	652
3	根抵当権設定契約証書ニ執行文付与ニ関スル件	653
4	執行文付与ニ関スル件	654
5	金銭ヲ授受セサル公正証書ニ執行文付与ニ関スル件	655
6	公正証書ノ執行文付与ニ関スル件	656
7	債権者ノ承継人タルコトノ証明方ニ関スル件	657
8	代位弁済者ニ対スル執行文付与ニ関スル件	658
9	在監人証明書ニ関スル件	659
10	公証人ト当事者ト親族関係アル場合執行文ノ付与ニ関スル件	659
11	公証人ト囑託人ト親族タルトキノ取扱ニ関スル件	659
12	執行文付与ニ付債権者ノ証明スヘキ事項ニ関スル件	660
13	執行文付与ニ関スル件	662
14	附属書類ノ取扱方ニ関スル件	663
15	執行文付与ノ場合原本ノ記入ニ関スル件	663
16	執行文付与ニ関スル件	664
17	賃貸借契約更新後ノ賃料ニ対スル執行文付与ニ関スル件	665
18	民事訴訟法第523条第3項解釈ニ関スル件	666
19	土地ノ新所有者ノ為ニスル賃貸料金ノ支払請求ノ執行文付与 ニ関スル件	666
20	和解調書執行文付与ニ関スル件	667
21	根抵当権設定金銭消費貸借契約公正証書に基ク執行文付与に 関スル件	668

22	執行文の付与について	669
23	金銭消費貸借公正証書について	672
24	保証委託契約公正証書に対する執行文の付与について	672
25	承継執行文付与に関する件	674
26	旧利息制限法の制限を超える利息の定めある公正証書の 執行文付与について	675
27	講金掛戻契約公正証書における承継執行文について	678
28	相続人に対する執行文の付与について	679
29	再度執行文付与について	681
30	承継執行文付与の可否について	684
31	公証人法の一部改正等に伴う公証事務の取扱いについて	685
32	手形債務の追認証書への執行文付与について	686
33	執行文の付与の期間等について	687
34	特定住宅金融専門会社から株式会社住宅金融債権管理機構に 譲渡された債権につき作成された執行証書についての承継執行 文の付与の手続について	688
<b>第8章 債務名義の送達</b>		690
1	強制執行ヲ為ス場合ノ送達ニ関スル件	690
2	執行文ノ送達ニ関スル件	690
3	公正証書ノ執行力アル正本送達ニ関スル件	691
4	公証人法の一部改正等に伴う公証事務の取扱いについて	691
5	民事訴訟法の一部改正に伴う公証事務の取扱いについて	693
6	民事訴訟法の施行に伴う公証事務の取扱いについて	696
<b>第9章 手数料</b>		703
<b>第1 手数料一般</b>		703
1	用紙ノ代価ニ関スル件	703
2	裁判所ニ於テ公証事務ヲ取扱フ場合ノ件	703

3	代理公証人ノ手数料等ニ関スル件	704
4	同一役場ノ解釈ニ関スル件	704
5	「其10分ノ5」ノ意義ニ関スル件	705
6	証明書ヲ連綴シタル旨ヲ記載シタル書面ニ関スル件	705
7	価額ノ算定権ニ関スル件	705
8	法第40条ノ添附書面ニシテ超過紙数トナリタル部分ノ手数料ニ 関スル件	706
9	代人料等の徴収について	707
10	公証人手数料規則第23条について	707
11	公証人手数料規則の改正に伴う横書証書の様式の制定に ついて	707
12	公証人手数料令の制定及び公証人法施行規則の一部改正等に 伴う公証事務の取扱いについて	708
<b>第2 法律行為</b>		713
1	公証人手数料規則第4条但書適用ニ関スル件	713
2	附随ノ法律行為ノ解釈ニ関スル件	714
3	金銭ノ消費貸借契約証書ノ作成ノ手数料ニ関スル件	714
4	当事者一方ノミノ給付ヲ目的ト為ス契約証書作成ノ手数料ニ 関スル件	715
5	承認ノ場合ニ関スル件	716
6	法律行為ノ目的ノ価額ニ関スル件	716
7	定時ノ給付ノ価額ニ関スル件	717
8	承認ニ関スル件	717
9	当事者ノ一方ノ囑託ニ因ル場合ノ手数料算定方ニ関スル件	718
10	使用貸借ノ価額算定方ニ関スル件	718
11	賃貸借ノ解除ニ付証書作成ノ手数料ニ関スル件	719
12	保証人ト主タル債務者間ニ於ケル証書作成ニ関スル件	720
13	延期証書作成ノ手数料ニ関スル件	720
14	動産、不動産ノ貸借ヲ同一証書ニ作成スル場合ノ手数料ニ	

関スル件	721
15 延期証書作成ノ手数料ニ関スル件	722
16 使用貸借証書作成ノ手数料ニ関スル件	722
17 贈与証書作成ノ手数料ニ関スル件	724
18 価額算定不能ノ場合ノ手数料ニ関スル件	724
19 延期又ハ利率変更等ノ手数料ニ関スル件	724
20 法律行為及牽連事実ノ証書作成ノ手数料ニ関スル件	725
21 追完証書作成ノ手数料ニ関スル件	726
22 追完証書作成ノ手数料ニ関スル件	727
23 使用貸借、無償寄託、賃貸借契約ノ手数料ニ関スル件	727
24 数個ノ行為ニ付一証書ヲ作成シタル場合ノ手数料ニ関スル件	728
25 売買契約ノ解除ニ関スル件	729
26 承認証書ニ関スル件	729
27 共同事業ノ公正証書作成ノ手数料ニ関スル件	730
28 契約ノ変更並持分譲渡ノ予約等ノ価額算定方ニ関スル件	731
29 更改契約ノ手数料ニ関スル件	734
30 私署証書ノ援用ニ関スル件	734
31 一手販売契約証書作成ノ手数料	736
32 延期契約ノ手数料ニ関スル件	736
33 公正証書作成ノ手数料ニ関スル件	737
34 担保契約証書作成ノ手数料ニ関スル件	739
35 保証契約証書作成ノ手数料ニ関スル件	740
36 定時給付ノ証書作成ノ手数料ニ関スル件	740
37 有価証券ノ消費貸借、贈与等ノ手数料ニ関スル件	741
38 信託財産表示並ニ抹消ノ契約ニ関スル件	741
39 委任契約又ハ弁済ニ関スル契約等ノ公正証書ノ解釈ニ 関スル件	742
40 数個ノ行為ヲ記載シタ遺言公正証書ノ手数料ニ関スル件	743
41 売買契約ト同時ニ為ス相殺ニ関スル件	744
42 会社定款ノ公正証書作成手数料ニ関スル件	744

43 分割融資契約について	745
44 分割貸付契約公正証書に関する取扱	746
45 建物賃貸借契約における保証金差入条項について	752
46 継続的商取引契約公正証書作成の手数料について	753
47 附随の法律行為の手数料算定について	756
48 公証人手数料規則第6条の附随の法律行為の手数料算定 について	757
49 金銭消費貸借契約における附随行為について	759
50 損害賠償額の特約条項を含む自動車割賦販売賦払金債務弁済 契約公正証書の手数料について	760
51 建物の区分所有等に関する法律の一部改正等に伴う公証事務の 取扱いについて	761
52 民法の一部を改正する法律等の施行に伴う公証事務の取扱い について	763
<b>第3 受取書・拒絶証書</b>	765
1 手形ノ複本又ハ謄本ニ拒絶証書作成ノ旨ヲ記載スル場合ノ 手数料ニ関スル件	765
2 拒絶証書作成ノ時間計算方	765
3 拒絶証書作成手数料の時間の計算について	766
4 公証人が手形の支払拒絶証書作成の囑託を受けた場合の 取扱について	767
<b>第4 認 証</b>	767
1 売買証書ノ認証ノ手数料ニ関スル件	767
2 認証ノ方法及其手数料ニ関スル件	768
3 定款ノ認証ニ関スル件	769
4 公証人の手数料について	770
5 囑託人が作成した定款の謄本を認証する場合の手数料に ついて	771

6	私署証書の認証手数料について	772
7	外国人の招請状、保証書の認証手数料について	773
8	建物の区分所有等に関する法律の一部改正等に伴う公証事務の 取扱いについて	774
<b>第5</b>	<b>執行文の付与・送達・送達証明</b>	775
1	公証人法の一部改正等に伴う公証事務の取扱いについて	775
<b>第6</b>	<b>正本・謄本交付</b>	776
1	用紙ノ枚数計算方ニ関スル件	776
2	印鑑証明等ニ関スル件	777
3	正本謄本ノ手数料ニ関スル件	778
4	正本謄本ノ手数料ニ関スル件	778
5	拒絶証書ノ謄本作成ニ関スル件	779
6	図面添付ノ証書ノ正、謄本作成ニ関スル件	779
7	図面絵画等ノ正本作成方	780
8	病床で作成された正本及び謄本の手数料について	781
<b>第7</b>	<b>閲覧</b>	781
1	検事ノ閲覧手数料ニ関スル件	781
2	原本及ヒ其ノ附属書類同時閲覧ノ手数料ニ関スル件	781
3	数通ノ原本等同時閲覧ノ手数料ニ関スル件	782
<b>第8</b>	<b>日当・旅費</b>	782
1	「1時間」ノ解釈ニ関スル件	782
2	車馬賃ノ算定方ニ関スル件	782
3	里程算定方ニ関スル件	783
4	日当ヲ受クヘキ時間計算方	783
5	日当ヲ受クヘキ時間ノ計算方ニ関スル件	784
6	公証人の職務を行う地方法務局又は支局に納付させる	

	日当旅費について	784
7	国有鉄道運賃法の改正に伴う公証人の受ける旅費について	785
8	代理公証人の出張旅費について	785
<b>第10章</b>	<b>証書等の提出・公開</b>	787
<b>第1</b>	<b>正本・謄本・閲覧</b>	787
1	正本作成ニ関スル件	787
2	検事ノ閲覧手数料ニ関スル件	787
3	原本及ヒ其ノ附属書類同時閲覧ノ手数料ニ関スル件	787
4	抄録正本ヲ交付シタル場合ノ記載方ニ関スル件	788
5	当事者一方ノ囑託ニ因ル証書ニ関スル件	788
6	私法人ノ代表者ノ資格証明書謄本作成ノ手数料ニ関スル件	789
7	正本謄本ノ交付ニ関スル件	790
8	正本、謄本ノ手数料ニ関スル件	790
9	数事件ヲ列記シタル証書及抄録正本ニ関スル件	791
10	拒絶証書ノ謄本ノ作成ニ関スル件	791
11	遺言証書ノ正本謄本作成ノ場所ニ関スル件	792
12	図面添付ノ証書ノ正、謄本作成ニ関スル件	792
13	図面絵画等ノ正本作成方	793
14	数通ノ原本等同時閲覧ノ手数料ニ関スル件	794
15	公正証書ノ謄本ノ請求ニ関スル件	794
16	附属書類ノ取扱方ニ関スル件	795
17	公証事務鉄筆版使用ニ関スル件	795
18	刑事訴訟法第254条第2項ノ解釈ニ関スル件	796
19	定款ノ閲覧ニ関スル件	796
20	公証人法第51条の解釈について	797
21	破産宣告申立人からの公正証書謄本請求について	798
22	公正証書原本閲覧について	798
23	公正証書の付属書類の閲覧等について	799

24	公証人の報酬に対する課税についての協力方について	801
25	一部不実記載の公正証書とその行使について	801
26	家庭裁判所からの公正証書謄本交付嘱託について	808
27	複写器による公正証書謄本の作成について	808
28	公証人法第44条第1項及び同法第51条第1項に関する疑義について	809
29	複写器による公正証書正本の作成について	810
30	公証人法第44条第1項の利害関係人の解釈について	811
31	公正証書原本閲覧について	812
32	検察官による公正証書の謄本の請求について	814
33	公正証書謄本の交付について	814
34	公正証書謄本交付申請書事務取扱いに対する異議の申出について	816
35	公証人法の一部改正等に伴う公証事務の取扱いについて	817
36	禁治産者がした公正証書遺言につきその後見人からの謄本の交付請求の受否について	818
37	生存中の遺言者の代理人による遺言公正証書の正本の交付請求について	820
<b>第2 提出・公開</b>		<b>821</b>
1	書類ノ提出, 閲覧ノ場合ニ関スル件	821
2	証書原簿等の送付嘱託について	822
<b>第11章 その他</b>		<b>824</b>
1	証書ノ正本ヲ交付シタル場合ノ記載方ニ関スル件	824
2	認証ハ代理人ニ依リテ之ヲ為スコトヲ得ルヤ否ノ件	824
3	抗告ノ結果ニ関スル件	825
4	価額ノ算定権ニ関スル件	825
5	過料ノ徴収方ニ関スル件	826
6	兼務役場ノ事務取扱	826

7	公証人更替等について	827
8	公証人法施行規則第13条の2の規定による通知費用について	828
9	公証人法施行規則第13条の2の規定による通知について	828
10	公証人法施行規則第13条の2の解釈について	829
11	公証役場検閲報告について	830
12	外国人の資格証明書, 署名証明書の作成者について	832
13	公証人の健康状態について	833
14	公証役場検閲報告について	833
15	公証事務の違法, 不当処理事例について	834
16	帳簿書類の廃棄について	836
17	メートル法による地積等の表示について	837
18	土地の地積又は建物の床面積について平方メートルによる計量単位を使用することに伴う公証事務の取り扱いについて	838
19	尺貫法で表示されている公簿の引用について	839
20	帳簿・書類の保存期間について	840
21	公証人法施行規則の一部改正について	841
22	公証人法施行規則第13条の2に規定する通知の取扱いについて	841

## 第1編 公証人・公証人役場編

### 第1章 公証人

#### 1 立会人欠格ノ場合ニ関スル件

(明41.5.4宮崎公証人広木幹照会)

(明42.7.21民刑623号民刑局長回答)

(要旨) 公証人が証書作成の際、欠格者を立会人としたときは、その証書の効力はないが当該立会人の資格につき相当の注意をしたのであれば公証人に制裁はない。

(照会) 前項愚見ノ如クナリトセハ立会人ニ関スル第34条第3項各号ノ欠格事項中ニハ公証人ニ於テ有無ヲ知ル能ハサルモノ有之(設令法律規定ノ趣旨ヲ説明シテ其有無ヲ推問スルモ其者ニ於テ黙秘スルニ於テハ他ニ之ヲ知ルノ途無之)就テハ其者ノ黙秘ニ依リ証書作成ノ際ニ於テ分ラサリシ欠格事項後日ニ至リ露顯シタル場合ハ其作成シタル証書ノ公正力ヲ滅却スヘキハ勿論ナルモ証書作成ニ際シ資格ノ取調ヲ欠カサル以上ハ公証人ニハ制裁ナキ義ニ有之候哉

(回答) 貴見ノ通但資格ナキ者ヲ立会人ト為サハ証書ノ効力ニ影響ヲ及ホスコトニ関シ懇篤ニ注意ヲ与フルヲ相当トス

#### 2 裁判所カ兼務者ヨリ事務引継ヲ受ケタル場合ノ取扱ニ関スル件

(明42.7.15甲府地裁所長照会)

(明42.8.3民刑758号民刑局長回答)

(要旨) 兼務者が兼務の事務に付本務の番号を記載してきた場合に法務局が文書の引継を受けたときはその文書の番号を追って記載すべきである。

(照会) 公証人法実施ニ付テハ尚ホ委細ノ手續御制定ノ事ト被考候得共差当リ

公証人ノ希望者ナキノ故ヲ以テ裁判事務ヲ取扱ハサル区裁判所ノ書記ヲシテ之ヲ取扱ハシメ候場合ニ関シ左ノ諸点疑義ニ涉リ候ニ付準備ノ都合モ有之候条至急何分ノ御指示相成度此段及請訓候也

1 ないし9 略

10 兼務者カ前任者ヨリ文書ノ引継ヲ受ケタル以後本務ト兼務トノ区別ヲ為サス従来ノ本務番号ヲ追フテ記載シ来リタル場合承継庁ハ兼務者カ前任者ヨリ引継ヲ受ケタル文書ノミノ引継ヲ受ケ其文書ノ番号ヲ追ヒ記載可然哉

(回答) 本月15日付日記第1215号請訓裁判所職員ヲシテ公証事務ヲ取扱ハシムル場合ノ疑義ニ関スル件ハ左ノ通り思考致候

1 ないし9 略

10 貴見ノ通

### 3 株主タル公証人ノ証書作成ニ関スル件

(大7.6.5旭川公証人菅原景忠照会)

(大7.6.22民1325号法務局長回答)

(要旨) 公証人は、自己が株主である会社が他との間にした物品売買、金員貸借等の契約について公正証書を作成して差し支えない。

(照会) 株式会社ノ株主タル公証人ハ会社カ他ト物品売買ハ金員貸借等ノ契約ヲ為シタル場合ハ其契約ニ付全然利害ノ関係ナシト謂フヲ得サルカ如クナルニ依リ其証書ヲ作成スルコトヲ得サル義ニ候哉

(回答) 問合面ノ場合ハ公証人法第22条第3号ニ所謂「利害ノ関係ヲ有スルトキ」ニ該当セス従テ此場合ニ於テハ公証人ハ公正証書ヲ作成スルコトヲ妨ケサルモノトス

### 4 公証人法の改正に伴う公証事務の取扱方に関する件

(昭24.5.30民事甲1282号各司法事務局長あて民事局長通達)

(通達) 公証事務に関しては、公証人法等の一部改正並びに公証人審査会令、公証人身元保証金令、公証人法施行規則及び確定日附簿及び日附印章調製規則の制定により本年6月1日より相当広範囲に改正されることとなった

から、その取扱については、右諸法令の外、左記に準拠し、万遺憾なきを期するとともに、所属公証人に対してもその周知徹底を図らわれない。

右通達する。

記

- 1 公証人法第28条第2項の改正規定により囑託人の人違でないことの証明方法として認められることとなった確実な方法としては、例えば証人の証言、写真のはってある身分証明書の提示等であって、またかかる程度に達しないものでも数個の方法を併せれば確証を得べきものをも含むものであるが、その方法は同項にも明示されているように、官公署の印鑑証明書の提出に準ずべき確実なものであることを要し、その運用に当たっては、緩に失し引いては、公証制度の信用を害することなきよう十分留意さるべきこと。
- 2 囑託人の人違でないこと又は証書の真正であることを証明するために提出する印鑑証明書、登記又は戸籍の謄抄本その他の証明書は、作成後6月以内のものでなければならないこと。
- 3 同時に数個の囑託があった場合に代理人又は承継人が提出するその権限を証する証明書が登記又は戸籍の謄抄本その他官公署の作成したものであるときは、公証人法施行規則第14条の規定による取扱をしても差し支えないこと。
- 4 公証人法第41条第1項の規定により原本の還付が認められた趣旨は、官公署の許可書のようにその数通を得ることが困難なものについて特に当事者の便宜を図ったものであるから、委任状又は印鑑証明書のような書面については、特段の事情のない限り、これを許すべきではないこと。
- 5 確定日附又は拒絶証書の作成の場合のように公証人役場に保存する書類によっては囑託人の住所が明確でない場合には、計算簿に囑託人の住所をも記載すべきこと。
- 6 公証人が欠けつの追完に関する証書を作成したときは、証書原簿中本証書及び追完証書に関する備考欄に相互の関係の記入を要すること。
- 7 公正証書の作成又は認証の記載に使用する「インキ」又は印肉等は、文字が消え又は色のあせる虞のあるものであってはならないこと。

- 8 証書の原本にはった印紙は、嘱託人（嘱託人多数のときはその一人だけで足りる。）に消印させ、且つ、公証人又は公証人の職務を行う法務府事務官において更に消印しなければならないこと。公証人法施行規則第42条の規定により納付書にはった印紙についても同様とすること。
- 9 計算簿に所要の事項を記載する場合に、その様式中種別欄に該当するものがないときは、下段の空欄に記載し、なお空欄もないときは、他の適当な欄を訂正して記載すべきこと。  
計算簿丙を備えたときは、計算簿乙確定日附欄は空欄として差し支えないこと。
- 10 公証人法施行規則第20条の規定により計算簿の様式に準じて作るべき計算書の用紙は、計算簿に織り込んで調製しておき、その記載は、計算簿の記載と同時に複写すること。
- 11 公証人法施行規則第17条の規定により領収証を交付したときは、別にその写の作成又は適当な帳簿への記入に止め後日清算の際に、所要事項を計算簿に記載すべきこと。
- 12 保存簿以外の帳簿は、なるべく暦年ごとに調製すべきこと。
- 13 書類保存簿を備え、これに保存する書類の名称、範囲、冊数及び保存の始期等保存に関する事項、裁判所の命令又は嘱託等により書類を持ち出したときは、それに関する事項並びに書類を廃棄したときは、その年月日を記載しておくべきこと。
- 14 法務局長又は地方法務局長は、公証人又はその職務を行う法務府事務官をして、附録様式（略）により毎月10日までに前月分の事務一覧月表を、毎年1月末日までに前年分の事務一覧表を各2通調製の上提出させ、その1通を速かに当庁に送付すべきこと。なお、公証人の代理者、兼務者、後任者又は公証人法第71条第1項の規定により書類の引継を命じられた者があるときは、年表又は月表は、これらの者をして提出させること。
- 15 公証人身元保証金令により現に在職する公証人は、既に納付した身元保証金の額と同令に定める身元保証金の額との差額を、本年中に納付しなければならないのであるから、右期間中に必ず納付せしめるよう留意するとともに、その納付があったときは、従前どおり保管金取扱規則の

定めるところに従い、その取扱に誤りなきを期すること。

- 16 公証人法施行規則第38条の規定により公証人が年令70才に達した場合は、法務局又は地方法務局長がする報告書には、その意見を附する外、当該公証人の健康及び家庭の状況、公証事務の繁閑、後任候補者の有無並びに当該公証人及び公証人会があるときはその公証人会の意見等を附すること。

昭和24年6月1日以前に70歳に達した公証人についても右に準じて速かに報告すること。

- 17 公証人法施行規則附則第6項により、現に存する公証人会は、本年8月31日までに、更めて会則を定め、その所属する法務局長又は地方法務局長を経由して法務総裁の認可を受けなければならないのであるから、右期間中にその手続を完了させるよう留意すること。

## 5 公証人任命願進達に関する件

（昭26.8.25民事甲1718号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）公証人任用願書の進達要領

（通達）標記に関し、昭和24年1月27日付民事甲第158号及び同年12月23日付民事甲第2967号をもって通達しておいたが、右通達に基く手続を励行していない庁が多く、執務上支障を来しているから、今後はかかることのないよう必ず左記書類を正副2通（履歴書は正副3通）添付して進達されたく、更めて通達する。

なお、進達書には、当該志願者を公証人に任命するについての貴職の意見を付するとともに当該公証人志願者が設置しようとする役場の所在地、交通状況、家屋の構造、倉庫の設備及び役場内居住の可否等の詳細も付記されたい。

記

- 1 公証人任用願書
- 2 履歴書
- 3 戸籍謄本
- 4 健康診断書

- 5 役場所在地見取図及び家屋倉庫の平面図
- 6 公証人会の意見書（公証人会のない場合は必要なし）

## 6 公証人の公務兼職許可申請について

（昭27.5.30民事秘159号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）公務又は公務以外の業務について兼職許可の申請があった場合に、法務局が調査すべき事項

（通達）標記に関し、許可についての判断資料として必要であるから、今後公証人から右申請があったときは、左記事項を調査し、その調査を作成の上申請書に添えて進達されたい。

なお、公務以外の業務につき兼職許可申請があった場合にも、右に準じて取り扱われたい。

### 記

- 1 兼ねる公務の職名
- 2 兼ねる公務の職務内容（法令の根拠規定を明示すること。）
- 3 報酬の有無
- 4 兼職の期間
- 5 兼職に要する日数及び時間数  
1年のうち何日間又は1月のうち何日間、1日のうち何時間
- 6 兼職を必要とする事由
- 7 兼職により公証事務取扱に及ぼす支障の有無

## 7 公証人が満70才に達したときの措置に関する件

（昭28.3.24民事秘67号法務局長あて民事局長通達）

（要旨）公証人が満70才に達したときの免職措置の要領

（通達）従来、公証人で満70才に達した者については、人員等の関係上該当公証人をすべて一時に退職させることは適当でないと考えられたので、経過措置として別紙(1)の内規に基き年2回に分けて高齢者から順次退職させて来たが、既に満70才を超える在職者はなくなったので、今後は、右内規に基き左記要領により措置することとなるから、右了知の上、取扱に遺憾

のないよう万全を期せられたい。

追て、参考のため、別紙(2)（略）の公証人名簿を送付する。

### 記

- 1 公証人が満70才に達したときは、直ちにその職を免ずるものとする。
- 2 前項の措置を取るため、法務局長は、管内法務局及び地方法務局所属の、当該公証人に対し満70歳に達する日の6ヶ月前までに免職の予告をし、その旨を直ちに本省に報告するものとする。
- 3 免職は、なるべく依頼免職の方法によるものとし、法務局長は、当該公証人からあらかじめ退職願を徴し、発令の日より10日前までにこれを本省に進達するものとする。
- 4 前項によることができない場合には、公証人法第15条第1項第3号の規定により免職の発令をするものとする。
- 5 第1項の措置については、当該公証人の収入の多少、家族及び経済の状況、後任者の有無等は、考慮しないものとする。

### 別紙(1)

公証人が70才に達したときの措置に関する内規

（昭和25年2月18日）

- 1 公証人が70才に達したときは、直ちにその職を免ずるものとする。
- 2 現に在職する公証人に対する経過措置として、身体又は精神の衰弱によりその職に在ることが適当でないと思われる者を除き  
イ 明治10年以前に生れた者は、昭和25年9月限り、  
ロ 明治11年に生れた者は、昭和26年3月限り、  
ハ 明治12年に生れた者は、昭和26年9月限り、  
ニ 明治13年に生れた者は、昭和27年3月限り、  
ホ 明治14年に生れた者は、昭和27年9月限り、  
ヘ 明治15年に生れた者及び明治16年3月までに生れた者は、昭和28年3月限り  
その職を免ずるものとする。
- 3 以上の措置の実施に当っては、当該公証人の収入の多少、家族及び経済の状況、後任者の有無等は、考慮しないものとする。

## 8 兼職の禁止について

(昭29.6.1民事甲1140号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 公証人が平常証書作成の嘱託を受けている法人の代表権を有しない役員、顧問、相談役等となることも相当でない。

(通達) 公証人法第5条は、公証人が他の業務に従事することを原則として禁止しているが、この趣旨は、公証制度の重要性に鑑み、公証人をして職務に専念させ、且つ、その職務執行の公正を期するにあることはいうまでもなく、たとえ公証人において他の業務に従事する余裕がある場合であっても、およそ公証人の職務と当該業務との間に特殊の利害関係を生じ公証制度運用上弊害を生ずる虞があると認められる場合には、公証人法の精神に照らし、その兼職は、妥当を欠くと考える。従って、公証人が平常公正証書の作成の嘱託を受ける関係にある法人については、公証人が代表権を有しない役員、顧問、相談役等に就任することも相当でないと考えられるから、貴管下公証人にもこの旨周知方然るべく取り計らわれない。

## 9 公証人の職について

(昭29.10.7自乙選発第7号自治庁次長照会)

(昭29.10.7付12-757号人事院事務総長回答)

(要旨) 公証人は、国家公務員法上の国家公務員ではない。

(照会) 公証人法(明治41年法律第53号)の規定に基く公証人は国家公務員の職に属するかどうかを至急決定願います。

(回答) 御依頼にかかる標記の件について左記のとおり決定されたので通知します。

## 記

公証人法(明治41年法律第53号)に基づく公証人の職務は、国家公務員法上の国家公務員の職に属しない。

## 10 公証事務の監督について

(昭29.12.28民事秘177号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 1 代理人による嘱託の場合、代理権限を証する書面の提出がないと

きは、嘱託に応ずべきでない。

2 代理権限の範囲の不明確な委任状については、本人又は代理人に具体的に補充させたうえ、嘱託に応ずべきである。

3 委任状の委任事項の筆跡が区々に亘る等、代理権限に疑義のあるものについては、あらかじめ代理人又は本人に確かめ、特に「執行受諾文言」の附記については代理権限の有無を慎重に調査する必要がある。

4 右に掲げる事項について相当の注意を与えたにもかかわらず、公証人が重ねて過誤を犯す場合には、法第79条前段の懲戒事由に該当すると認められる。

(通達) 標記については、その実を挙げるため既に再三所要事項につき通達したところであるが(昭和28年11月30日民事甲第2235号、昭和29年10月5日民事秘第153号等参照)、近時代理人の嘱託により作成された公正証書に関し種々問題を生じた事例があるので、特に左記事項に御留意の上、今後一層貴管下公証事務に対する監督を厳にされたい。

## 記

## 1 代理人による嘱託の場合において

(1) 代理権限を証する書面の提出のないときは、たとえ後刻その欠缺を追完する条件のもとに嘱託があった場合においても、その嘱託には応ずべきでない。

(2) 代理権限の範囲につき明確な記載のない委任状が提出されたときは、証書作成に先立ち、必ず本人又は代理人に委任事項を特定し得る程度に具体的に補充させた上嘱託に応ずべきである。

(3) 代理人として列席した者が、真実の代理人であるかどうかを確めるため、この者に対しその旨の十分の証明を求める必要があることは言うまでもない。殊に、委任状における委任事項の記載につき筆跡が区々に亘る等の理由により代理権に疑があると認められる場合等においては、さらにその者に対し委任事項の詳細について問を發し、もし疑があるときは本人についてこれを確める等の措置を講ずべきである。殊に「執行受諾文言」を附記する場合は、その行為に関する代理権限の有無について特に慎重に調査する必要がある。

(4) 嘱託人又は代理人の列席なくして証書を作成することは、絶対に許されない。又公正証書は公証人の署名押印によって完成するものであるから、その後の法律行為の補充、訂正又は嘱託人等の署名押印等も絶対に禁止すべきものである。

2 上記のごとき、通常の注意義務をもってすれば容易に過誤なきを期し得る事項について、注意を与えた後、重ねて同種事項について過誤を犯す事例のあるときは、明らかに公証人法第79条前段の懲戒事由に該当すると認められるので、この種の懲戒を相当とする事案については、貴職の意見を附し当該過誤事項を具体的かつ詳細に報告されたい。

## 11 公証事務の適正化について

(昭30.9.8民事甲9125号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 代理人による嘱託に基く公証事務処理上の留意事項

(通達) 公正証書の作成特に代理人による嘱託に基くものに関する事務処理の適正化については、過去数回にわたり通達したが(昭和28年11月30日民事甲第2235号、昭和29年10月5日民事秘第153号、昭和29年12月28日民事秘第177号等参照)、いまだに過誤が繰り返されている実状にあることは、遺憾に堪えない次第である。ついては、今後一層監督を厳重にするとともに特に左記事項については、検閲等の際に公証人に注意を与えたにもかかわらず、今後更に同一の過誤を重ねた場合には、直ちに当該事件の番号及び作成年月日、件名並びに嘱託人(代理人を含む)及び公証人の氏名を明記して過誤の内容を具体的に報告する外、その公証人の始末書を徴して送付されたい。

右命により通達する。

### 記

#### 1 公正証書の原本

- (1) 公証人又は嘱託人(代理人)の署名捺印脱漏
- (2) 嘱託人(代理人)の表示と嘱託人(代理人)としての署名との相違

#### 2 公正証書作成のための委任状

- (1) 受任者の記載脱漏

- (2) 委任事項の記載脱漏

#### 3 前記原本の委任状

原本の記載事項と委任事項との相違

## 12 公証人志望者の申出の進達について

(昭34.1.29民事秘9号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 有資格者からの公証人志望申出の進達要領

(通達) 今後、貴局管内有資格者のうちから貴職に対して公証人志望の申出があったときは、次の点を明らかにして文書によって進達するようにされたい。

- 1 氏名、生年月日、履歴の概要
- 2 健康状態
- 3 希望する任命の時期年月
- 4 在勤希望地
  - 第1希望
  - 第2希望(山陽方面、東海方面という広い意味の志望地でもさしつかえない。)
  - 第3希望
- 5 公証人としての適格についての意見
 

なお、公証人任命の志望に応じ難い場合があることはもとよりであるが、在勤希望地についても、本人の希望を参考にしたいが、事情によりその希望に添い難い場合もすくなくないので、その旨を予め本人に了承させて志望を申し出るよう取り計らわれたい。

なお、従前に、貴職から本職あて口頭又は書面で進達した志望者についても本人が公証人となる志望をなお引きつづき有するときは、右の例によってすみやかに進達されたい。

## 13 人権擁護委員への就任について

(昭34.8.22総秘48号福岡法務局長照会)

(昭34.9.3民事秘172号民事局長回答)

(要旨) 公証人が人権擁護委員に就任することは相当でない。

(昭41.8.4松山地方方法務局長電信照会)

(照会) 当庁管内飯塚市長から人権擁護委員法第6条に基づき当庁所属公証人

(昭41.8.6民事局第一課長電信回答)

〇〇〇〇を人権擁護委員候補者として推せんがあったのでありますが、公証人が人権擁護委員に就任して、同法第11条に規定の職務を行うことは、公証人法第5条の規定はもとより、同法及び同法施行規則全体の精神から考えますとき、その職務の性質上妥当でないものと思料いたしますが、実例も見当らず、これが就任の可否について疑義がありますので、至急何分の御垂示をお願いします。

(要旨) 公証人が株式会社の発起人となることは差し支えない。

(照会) 公証人(当局所属)が株式会社(本店兵庫県、目的石油販売業)の発起人になることができますか。至急何分の御垂示をお願いします。

(回答) 8月4日電照の件、公証人が株式会社の発起人となること自体はさしつかえないと考える。

(回答) 8月22日付総秘第48号をもって照会のあった標記の件については、貴見のとおり相当でないとする。

#### 14 公証人の健康状態について

(昭36.10.31民事(一)発503号法務局長・地方方法務局長あて民事局第一課長通達)

(要旨) 2ヶ月以上療養することとなった公証人についての報告事項

(通達) 公証人が発病し2ヶ月以上の療養を要する事態が発生した場合には、その病状及び公証事務取扱上の支障の有無について報告されたい。

なお、代理嘱託または代理命令の有無及び代理公証人の執務状況等についても報告することとされたい。

#### 17 公証人小規模企業者該当証明について

(昭46.3.24横浜地方方法務局長電信照会)

(昭46.3.26民事局第一課長電信回答)

(要旨) 公証人が小規模企業共済法第2条の小規模企業者にあたる旨の証明申請には応ずべきでない。

(照会) 当局所属公証人から小規模企業共済法第2条の小規模企業者である旨の証明賦与申請がありましたが、公証人は同条各号の規定に該当しないと考えますが、反対意見もあり決しかねますので、ご指示願います。

(回答) 24日付電照の件、当該証明賦与申請には応じないのが相当である。

#### 15 公証人が満70才に達する際の免職の予告について

(昭37.2.28民事秘26号法務局長・地方方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 地方方法務局所属の公証人について、満70才に達したときにする免職予告は、地方方法務局長からする。

(通達) 標記の件については、従来地方方法務局管内の公証人についても法務局長から免職の予告が行なわれてきている(昭和28年3月24日付民事秘第67号当職通達参照)が、地方方法務局所属の公証人については、今後地方方法務局長から右の免職予告をなし、法務局を経由して本省に報告することとされたい。

#### 18 公証人法の一部改正等に伴う公証事務の取扱いについて

(昭55.9.24民一5770号法務局長・地方方法務局長あて民事局長通達)

(通達) 民事執行法(昭和54年法律第4号)の施行及び民事執行法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(昭和54年法律第5号)による公証人法(明治41年法律第53号)の一部改正に伴い、公証人手数料規則(明治42年勅令第174号)及び公証人法施行規則(昭和24年法務府令第9号)の一部が本年10月1日から改正されることとなったが、これに伴う公証事務の取扱いについては、左記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう、貴局所属公証人及び公証事務を取扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

記

##### 第1 執行証書の正本等の送達

1 公証人法(以下「法」という。)第57条ノ2の新設により、執行証

#### 16 公証人の兼職禁止について

書の正本若しくは謄本又は民事執行法第29条後段の執行文及び文書の謄本（以下「執行証書の正本等」という。）の送達は、郵便又は最高裁判所規則の定める方法によるものとされ、そのうち郵便による送達は、申立てにより公証人がすることとなった。これに伴い執行証書の正本等の送達手数料についての規定（公証人手数料規則（以下「手数料規則」という。）第23条ノ2第1項及び送達に必要な郵便料についての規定（法第7条第1項、手数料規則第28条ノ2））が新設され、公証人は送達事務に係る手数料等を受けることができることとなった。

- 2 公証人は、執行証書の正本等の送達の申立てがあった場合には、特別送達（郵便法第66条、郵便規則第119条、第120条）の方法により送達を行うこととする。
- 3 前項による送達手続に着手したが、送達先に債務者が居住していない等、公証人の責めに帰することができない事由によって送達の目的を達することができなかった場合において、申立人から、送達先を再調査の上改めて送達の申立てがされたときは、再び前項の方法により送達を行うこととなる。
- 4 特別送達が不能となったことに伴い、書留郵便に付する送達（法第57条ノ2第3項、民事訴訟法第172条）の申立てがあった場合には、送達報告書（民事訴訟法第177条）のほか申立人の提出に係る資料等を精査し、書留郵便に付する送達をする事由があるかどうかを慎重に判断した上、当該手続をとらなければならない。
- 5 公証人の職務を行う法務事務官が送達手続を行う場合には、送達に要する郵便料は、郵便切手をもって納付させるものとする。この場合において、送達物が不送達となることに備え、あらかじめ郵便切手をもって還付料を納付させて差し支えない。

## 第2 送達証明

公証人が送達事務を取り扱うこととなったことに伴い、その送達又は不送達の事実を証明する必要があるため、新たに公証人において送達に関する証明書の発行事務を行うこととなり、その手数料は、1件、すなわち受送達者1名につき100円とされた（手数料規則第23条ノ2第2項）。

## 第3 送達関係書類綴込帳

公証人は、送達事務に関する帳簿として送達関係書類綴込帳を備え置き、これを保存しなければならないこととなった（公証人法施行規則第18条、第27条）。なお、送達関係書類綴込帳は、書類の整理等の都合を考慮し、バインダー方式のものでも差し支えない。

## 第4 計算簿等

送達手数料、送達証明手数料及び郵便料に関する規定が新設されたことに伴い、計算簿乙及び計算書の様式が改正された。

なお、右帳簿等の用紙について、従前の様式による印刷済みのものがある場合には、当分の間、その用紙をそのまま使用して差し支えない。この場合において送達、送達証明又は郵便料に関する事項を記載する必要があるときは、種別欄中空欄部分に「送達」、「送達証明」又は「郵便料」と記入して使用するものとする。

## 第5 執行文の再度付与等

1 執行証書に係る執行文の再度付与等は、従来、裁判所の許可を必要としていたが、民事執行法の施行に伴い、執行証書に係る執行文の再度付与等をすべきかどうかは、公証人が独自に判断して行うことができることとなった（同法第28条）。

なお、再度付与等の申立てがあった場合の手数料については、同一機会の申立てである限り、加算額は、通数にかかわらず、1,000円である（手数料規則第23条ただし書）。

2 民事執行法第28条第1項の規定により執行文の再度付与等をした場合は、債務者にその旨、その事由及び執行文の通数を通知しなければならない（民事執行規則第19条第1項）こととなっているが、この通知は、公証人が適当と認める適宜の方法により行って差し支えない（同規則第3条第1項）。

## 第6 公証事務一覧月（年）表

公証人手数料規則の一部が改正されたことに伴い、公証事務一覧月（年）表の様式（昭和52年7月25日法務省民一第3733号通達）を別紙（略）のとおり改める。

なお、改正前の様式による印刷済みの用紙がある場合には、その用紙中執行文の付与及び正本謄本交付に係る事件の種類、件数及び手数料の各個をそれぞれ上下2段に区分し、前者の上段から執行文の付与、送達、送達証明、正本謄本交付の順に所要事項を計上する等、所要の修正を加えた上これを使用して差し支えない。

おって、郵便料については、本表への計上は要しない。

## 19 民事訴訟法の一部改正に伴う公証事務の取扱いについて

(昭57.9.13民一5661号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(通達) 民事訴訟法及び民事調停法の一部を改正する法律(昭和57年法律第83号)が、本年10月1日から施行されることとなったが、これに伴う公証事務の取扱いについては、左記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう、貴局所属公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれない。

### 記

#### 第1 就業場所における送達

- 送達を受けるべき者の住所、居所、営業所又は事務所(以下「住居所等」という。)が知れないとき又はその場所において送達することに支障があるときは、執行証書の正本等公証人法57条ノ2第1項に掲げる書類の送達は、これを受けるべき者が雇用、委任その他の法律上の行為に基づき就業する他人の住所、居所、営業所又は事務所(以下「就業場所」という。)においてすることができ、送達を受けるべき者がその就業場所において送達を受けるべき旨を申述したときも、同様とすることとされた(民事訴訟法(以下「民訴法」という。)169条2項、公証人法57条ノ2)。
- 「送達を受けるべき者の住居所等が知れないとき」とは、民訴法178条の公示送達の要件である「当事者ノ住所、居所其ノ他送達ヲ為スヘキ場所カ知レサル場合」と同一の概念であり、その認定資料は、住民票写し、最後の住居所等の近隣の者による証明書、戸籍付票謄(抄)本、弁護士法23条の2第1項の報告書等である。

なお、右により就業場所における送達をしたときは、送達を受けるべき者の住居所等が知れない場合であることを示す資料を送達関係書類綴込帳につづり込んでおくものとする。

- 「送達を受けるべき者の住居所等において送達することに支障があるとき」とは、例えば送達を受けるべき者が日曜、祭日以外の日の昼間不在のためにその住居所等において送達をすることができない場合をいうが、送達を受けるべき者のプライバシーを保護するため、その者の住居所等において送達をすることができないと明らかに認められる場合(例えば、最近内容証明郵便が「受取人不在」を理由に還付された場合がこれに該当するが、「受取人所在不明」を理由に還付された場合は該当しない。)を除き、一度はその者の住居所等において送達を試みるものとする。

なお、住居所等において送達を試みることなく直ちに就業場所において送達をしたときは、送達を受けるべき者の住居所等において送達をすることができないと明らかに認められる場合であることを示す資料を送達関係書類綴込帳につづり込んでおくものとする。

- 「雇用、委任その他の法律上の行為に基づき就業する」とは、雇用、委任等の契約に基づくものだけでなく公務員や公職の選挙で選ばれた市町村長等のように公法上の行為に基づいて就業するものをも含むが、事実上の行為に基づき、就業する場合を含まない趣旨である。
- 「就業場所」とは、送達を受けるべき者が常勤、非常勤を問わず、現実に勤務している場所をいう。例えば、送達を受けるべき者が甲会社の乙支店に勤務している場合には、乙支店が就業場所である。
- 就業場所において送達を受けるべき旨の申述は、書面によってさせるものとする。この場合には、証書原簿の備考欄に右の申述があった旨を記載した上、申述書を送達関係書類綴込帳につづり込んでおくものとする。

#### 第2 就業場所における補充送達

- 就業場所において送達を受けるべき者に出会わない場合においては、補充送達によることができるものとされ、右による送達がされたとき

は、公証人は、送達を受けた者にその旨を通知しなければならないこととされた（民訴法171条2項、4項、公証人法57条ノ2）。

- 2 右の通知は、公証人の氏名、送達書類の名称、書類受領者の氏名、送達の日時及び送達場所を明らかにして、郵便葉書により行うものとする。
- 3 右の通知については、実費額の郵便料を受けることができる（公証人手数料規則28条ノ2）。
- 4 公証事務を取り扱う法務事務官にあっては、就業場所において送達をするに際し、右の通知を要する場合に備え、あらかじめ通知のための郵便料を官製の郵便葉書をもって予納させるものとする。

### 第3 郵便送達報告書等

- 1 特別送達の郵便送達報告書は、本年10月1日から別紙（略）のとおり住所、居所用と就業場所用の二種に区分されることとなった（郵便規則120条）。
- 2 特別送達郵便物で就業場所にあてて差し出すものについては、当該郵便物の表面の見やすい所に「特別送達（就業場所）」と記載しなければならないこととされた。（同条）。

## 20 公証事務の違法処理について

（平12.5.18民一1209号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）委任状の債務者の記載を債権者に訂正指示するなど公証人としての注意義務を尽くさなかった違法処理の事例

（通達）最近某法務局所属公証人の事務取扱いに関し、別紙記載の違法処理の事実が判明し、1月間停職の懲戒処分に付された事例がある。

公証事務におけるこのような取扱いは、公正証書の効力に疑問を生ぜしめるとともに、公証事務についての国民の不信感を招くこととなり、ひいては公証制度に対する信頼を損なうことにもなるものであり、遺憾に堪えない。

今後このような事務取扱いの根絶を図るため、貴管下公証人に対し、注意を喚起するとともに、一層の指導監督を徹底されたい。

## 別紙

Aは、平成〇年〇月〇日、公証人に任命され、〇〇〇に公証人役場を設置して公証事務に従事しているものであるが、平成11年4月16日、債権者□□株式会社（代表取締役甲山太郎（以下「債権者代表者」という。）、債務者株式会社△△（代表取締役乙川二郎）間の同月6日付けの合意に基づく債務承認弁済契約公正証書（平成11年第533号、以下「本件公正証書」という。）を作成したところ、本件公正証書作成の囑託は、債権者代表者及び債務者の代理人であるとする甲山花子（債権者代表者の妻）によりなされたが、同人を代理人とする本件公正証書作成のための委任状（以下「本件委任状」という。）には、債務者の登記簿謄本及び代表取締役の印鑑証明書が添付され、同印鑑により押印がなされているものの、委任者欄には、既に平成10年11月20日に債務者の代表取締役を辞任していた「丙野三郎」を代表取締役とするゴム印による債務者の記名がされていた。

Aは、本件委任状に捨印が押捺されていたことから、本件委任状に誤記の訂正方を承認する旨の捨印がされているものと解し、その場で書記を通じて債権者代表者らに対し訂正方を指示したところ、指示を受けた債権者代表者は「丙野三郎」の氏名のうち名のみを訂正したため、本件委任状の債務者の記載は債務者の代表取締役としては実在しない「丙野二郎」となっている。

本来委任状の訂正は、委任者本人がなすべきであり、とりわけ、本件のように前任の代表取締役名義の委任状が提出された場合は、前任の代表取締役がその在任当時に提出した白紙委任状が冒用されている可能性があるにもかかわらず、Aは、委任状の重要かつ基本的な記載事項である委任者の表示について、債権者代表者らに訂正を指示した（しかも、訂正後の表示も誤っていたのに、これを看過した）ものであり、公証人として当然尽くすべき注意義務を尽くさなかった違法があり（なお、本件公正証書と併せて囑託を受けた別件債務承認支払契約公正証書（平成11年第534号）の作成に際しても、債権者代表者を債務者の代理人とする委任状が提出されているのに、これを看過して、債権者代表者の妻を債務者の代理人とする公正証書を作成している。）、公証人法第79条所定の「職務上ノ義務ニ違反

シタルトキ」に該当することは明らかである。

## 21 公証人代理者の任命に関する事務の取扱いについて

(平16.2.17民総429号法務局長・地方法務局長あて法務省民事局長通達)

(要旨) 公証人代理者の任命に関する事務の取扱いについて

(通達) 公証人が疾病その他やむを得ない事由により職務を行うことができない場合において、公証人法(明治41年法律第53号)第63条又は第64条の規定により、その職務を当該公証人の所属する同一の法務局又は地方法務局の管轄区域内の他の公証人が代理して行うことが困難であるときは、下記により、公証人であった者を公証人代理者として任命することができることとされましたので、事務処理に遺憾のないよう配慮願います。

### 記

#### 1 任命の要件

公証人であった者の公証人代理者への任命は、公証人について代理を必要とする場合(疾病その他やむを得ない事由により、公証人が職務を行うことができない場合)において、その期間が相当長期にわたるなどのために、当該公証人の所属する同一の法務局又は地方法務局の管轄区域内の他の公証人に代理嘱託することが困難で、かつ、当該公証人の所属する法務局長又は地方法務局長がその管轄区域内の他の公証人に代理を命ずることも困難なときに限ってすることができる。

#### 2 任命の進達

1の要件がある場合には、代理を必要とする公証人の所属する法務局長又は地方法務局長は、法務大臣に対し、公証人であった者の公証人代理者への任命を進達することができる(別紙様式1(略))。

進達に当たっては、公証人代理者となるべき者から任命承諾書(別紙様式2(略))、履歴書、戸籍謄本及び健康診断書を徴するほか、当該する公証人会に公証人代理者の任命について意見照会を行い(別紙様式3(略))、その意見書を徴した上で、これらを進達書に添付するものとする。

なお、地方法務局長が進達をする場合には、監督法務局長を経由する

ものとする。

#### 3 公証人代理者の要件

公証人代理者は、公証人を免ぜられた者のうち、満70歳未満の者の中から任命する。

#### 4 代理を命ずる期間

代理を命ずる期間については、その延長・短縮等、代理される公証人の病状等に応じた柔軟な対応が求められることから、公証人代理者の所属する法務局長又は地方法務局長が定める(別紙様式4(略))。

なお、公証人代理者が満70歳に到達する日の属する月の末日をを超えて代理を命ずることはできない。

#### 5 公証人代理者の免職

公証人代理者は、法務局長又は地方法務局長から代理を命じられた期間の満了によって当然に失職・免職とはならないので、公証人代理者の所属する法務局長又は地方法務局長は、法務大臣に対し、退職予定日の1か月前までに、公証人代理者の退職発令を進達するものとする。

## 22 公証人に関する事務の取扱いについて

(平17.7.1民総1476号法務局民事行政部長・地方法務局長あて民事局総務課長通知)

(要旨) 公証人から早期退職の申し出があった場合には、直接面談して意思の確認を行った上で、退職日を記載した辞任届を徴する。

(通知) 公証人の採用については、平成14年度から公募制としていますが、公証人から早期退職の申し出がされた場合等においては、以後の公募手続との関係上、下記により対応するよう配慮願います。

なお、これまでに、公証人から早期退職の申し出があったにもかかわらず、辞任届を徴していない事案については、再度意思確認を行うとともに、速やかに辞任届を徴した上、民事局総務課公証係(以下「公証係」という。)あて送付願います。

### 記

1 管内の公証人から、早期退職の申し出があった場合には、原則として、法務局内においては民事行政部総務課長が、地方法務局においては総務

課長が、当該公証人と直接面談して意思の確認を行うものとする（電話連絡のみによって当該申し出を受理することは相当ではない。）。

- 2 上記1の確認後、その内容を公証係に連絡するとともに、必要に応じて、具体的な退職時期について公証係との間で調整を行った後、速やかに退職時期を記載した辞任届を徴し、公証係あて送付する。

なお、電話連絡等によって面談前に当該公証人からその意思が示されている場合には、その段階で速やかに公証係に連絡する。

- 3 任命内定者から、発令前に任命を辞任したい旨の申し出があった場合には、直ちに公証係にその旨を連絡する。

なお、この場合の本人の意思確認の方法等は、上記1及び2と同様である。

- 4 早期退職希望者又は任命辞退者から、後日、後任者の選任について問われた場合には、公募手続の状況についてのみ回答する。

## 第1 公証人の権限

### 1 代理ヲ命スル場合ニ関スル件

(明42.8.20長野地裁所長照会)

(明42.10.7民刑970号民刑局長回答)

(要旨) 代理期間の長短だけで、法第8条によるか法第64条によるかを定めるべきではない。

(照会) 1 略

- 2 同一管轄内ニ公証人アラスシテ代理ヲ為スヘキモノナキトキハ隣接スル区裁判所ノ管轄区域内ノ公証人ニ代理ヲ囑託シ又ハ代理ヲ命シ得ヘキモ代理ヲ為スヘキ期間永キモノト認ムル場合ニハ第8条ニ依リ区裁判所ニ於テ職務ヲ行フコトヲ得ルヤ

(回答) 1 略

- 2 公証人職務ヲ行フコト能ハサル場合ニ代理ヲ囑託セス又ハ之ヲ囑託スルコト能ハサルトキハ第64条第1項ノ適用ヲ先ニスルヲ相当トス然レトモ同条項ヲ適用スルコト能ハス又之ヲ適用スルヲ相当ナラスト認ムル場合ニ於テハ第8条第1項ニ依リ告示ヲ求ムル為メ詳細ナル事由ヲ具シテ上申セラ

ルヘシ代理セラルル期間ノ長短ノミヲ以テ第8条ニ依ルト第64条ニ依ルトヲ定ムヘキモノニ非ス

### 2 公証人ト囑託人等ト親族タルトキノ取扱ニ関スル件

(明44.6.29福島公証人味岡道雄照会)

(明44.7.17民事494号民事局長回答)

(要旨) 前任者の作成した証書の当事者が、後任者の親族であるときは、執行文の付与等については、他の公証人に代理を囑託するのが相当である。

(照会) 前任者ノ作成シタル証書ノ当事者又ハ代理人カ後任者ノ四親等内ニ当ルモノニ対シ其執行文ヲ付与スルコトヲ得サルヤ此段相伺候也

(回答) 客月29日付稟伺ニ係ル公証人ノ職務執行上ノ疑義ニ関スル件問合面ノ場合ニ於テハ公証人法第63条ニ準拠シ他ノ公証人ニ代理ヲ囑託スルヲ相当ト思考致候此段本官ヨリ及回答候也

### 3 代理ヲ囑託セラレタル公証人ノ職務役場ニ関スル件

(明44.8.1福島公証人味岡道雄照会)

(明44.8.28民事611号民事局長回答)

(要旨) 一事件のみの代理を囑託されても代理される公証人の役場に出張すべきであり、その出張に要する費用は囑託人から徴収すべきである。

(照会) 公証人法疑義ニ関シ稟伺ニ付キ客月17日民事第494号ヲ以テ右ハ法第63条ニ準拠シ他ノ公証人ニ囑託スルヲ相当トストノ御回答ノ趣キ了承致候右ハ受囑公証人カ囑託公証人役場ヘ出張可致哉当地ノ如キハ公証人一人ナルヲ以テ120哩以上ヲ隔ツル福島ノ公証人ニ囑託セサルヘカラス僅カニ1件ノ執行文付与ニ付キ如此遠隔ノ地ヘ出張スルカ如キハ實際ニ於テ不可能ノコトト存候就テハ囑託ト同時ニ証書原本綴ヲ郵送スヘキヤ

前項若シ出張スヘキモノトセハ其旅費ハ如何ニスヘキヤ又原本綴ヲ郵送スヘキモノトセハ其費用ハ当事者ヨリ徴シ可然ヤ右何分ノ御回答ヲ煩ハシ度候也

(回答) 本月1日付問合ニ依ル公証人法等ノ疑義ニ関スル件ハ代理ヲ囑託セラレタル公証人ハ代理セラルル公証人ノ役場ニ出張スヘク右出張ニ要スル旅

費等ハ囑託人ヨリ徴収スヘキ儀ト思考致候此段回答候也

#### 4 公証人ト囑託人ト親族タルトキノ取扱ニ関スル件

(明44.9.30東京公証人榎原三四郎照会)

(明44.10.7民事89号民事局長回答)

(要旨) 債権譲渡の結果、債権譲受人と公証人とが親族関係にあるときは、執行文の付与等については、他の公証人に代理を囑託するのが相当である。

(照会) 甲ハ乙ニ金1,000円ヲ貸与スルニ付金銭消費貸借ノ公正証書ヲ公証人丙某ニ囑託シ其作成ヲ受ケ而シテ其後甲ハ該債権ヲ丙ノ四親等内ノ親族ニ当ル戊ニ譲渡シタリ

右ノ場合ニ於テ戊ハ乙ニ対スル強制執行ノ為メ執行文付与ヲ丙公証人ニ求めタルトキハ蓋シ丙ハ之ヲ拒絶シ得ルコトハ公証人法第22条ニハ単ニ公証人ハ左ノ場合ニ於テハ其職務ヲ行フコトヲ得ストアリテ同条第1号ニ囑託人ハ云々配偶者、四親等内ノ親族トアルニヨリ明ナルモノノ如シ然レトモ熟々該条ノ精神ヲ考フルニ契約証書作成ノ場合ニ於テノ弊ヲ除ク為メニシテ単ニ執行文付与ノ場合ノ如キハ此弊ナキヲ以テ丙公証人ハ職務ヲ行フモ差支ナキモノト信ス然レトモ該条文アルニヨリ大ニ疑問トス果シテ条文ノ如クセハ戊ハ如何ニシテ執行文付与ヲ受クルコトヲ得ルヤ御教示ヲ受ケ度此段及御照会候也

(回答) 客月30日付問合ニ係ル公証人ノ職務執行上疑義ニ関スル件問合面ノ場合ニ於テハ公証人法第63条ニ準拠シ他ノ公証人ニ代理ヲ囑託スルヲ相当ト思考致候此段及回答候也

#### 5 兼務役場ノ事務取扱

(大3.12.15青森公証人対馬定勝照会)

(大3.12.21民1896号法務局長回答)

(要旨) 公証人が兼務役場に出張しても、その旅費、日当、宿泊料を受けることはできない。

(照会) 公証人法第67条第1項ニ依リ兼務ヲ命セラレタル公証人カ数人ヨリ数件ノ新事件ノ公正証書ヲ作成スル囑託ヲ受ケ自己ノ役場ヨリ兼務役場へ出

張シ1泊シタル場合ニ於テ各件ニ付各別ニ公証人手数料令第43条ニ依リ算定シタル旅費、日当及宿泊料ヲ受クルコトヲ得ルヤ將タ通算シテ按分比例ニ依リ算定シタル額ヲ受クヘキモノナルヤ

前項後段ノ通りトセハ法律行為ニ付テノ証書作成ト法律行為ニアラサル即チ代金授受ノ事実ニ付テノ証書作成及執行文付与ノ3件ナル場合ニハ如何ナル標準ニ依リ按分比例スヘキヤ

右差掛リタル場合ニ付特別ノ御詮議ヲ以テ至急御指揮相成度此段奉伺上候也

(回答) 本年12月15日付ヲ以テ稟伺相成候公証人手数料規則中疑義ノ件ハ公証人カ務ヲ命セラレタル公証事務取扱ノ為メ兼務役場ニ出張シタル場合ニ於テハ通常ノ手数料ノ外別ニ旅費日当及宿泊料ヲ受クルコトヲ得サル義ト思考致候此段本官ヨリ及回答候也

#### 6 公証人代理執務ノ場合ニ於ケル囑託人ノ人違ナキコトニ関スル件

(昭3.6.6大阪公証人井上一照会)

(昭3.6.19大阪地方裁判所長回答)

(要旨) 乙公証人が甲公証人を代理して執務する場合、甲公証人役場書記中乙公証人の面識ある者二人に囑託人の人違がないことを証明させるのは差し支えない。

(照会) 公証人法第63条第1項ニ依リ甲公証人ノ代理ヲ乙公証人ニ囑託シタル場合ニ関シ左ノ疑義アリ

1 囑託人カ甲公証人役場ニ於テ人違ナキコト顯著ナル場合即チ甲公証人及其役場ノ筆生ハ其囑託人ニ数年又ハ数10年引続キ日頃頻繁ナル接見ニヨリ固ヨリ旧キ面識アルモノト雖モ乙公証人カ之ニ面識ナキトキハ公証人法第28条第2項ノ手續ヲ要スルコトハ疑ナキモノノ如シ

2 果シテ然リトセハ右ノ場合ニ甲公証人役場筆生中乙公証人ノ面識アル者2人ヲシテ法第28条第2項後段ニ依リ其囑託人ノ人違ヒナキコトヲ証明セシメ毫モ差支ナカルヘシ

右事理明白ト存候得共異見有之向モ侯ニ付為念請訓仕候

(回答) 本月6日付請訓公証人法ノ疑義ニ関スル件左ノ通思考ス

- 1 貴見ノ通
- 2 貴見ノ通

7 公証人の認証した証書又は公正証書に関しその真実なる旨の証明を附与するの件

(昭24.5.7民事甲1028号司法事務局長あて民事局長通達)

(要旨) 証書の認証の付与又は公正証書の作成が、在職中の公証人の権限に基いてされたことの証明付与方法

(通達) 外国の官公署に提出するために、公証人の認証した証書又は公正証書における当該文書の作成又は認証の付与が在職中の公証人によりその権限に基いてなされたものであることの証明を求める者があるときは、当該公証人の所属する司法事務局の長は、その旨の証明を付与するよう取扱われたい。

追って右の証明は、次の振合により、当該文書若しくはその付箋にこれをされたい。但し時宜により別紙にしても差し支えない。

この証書の作成(認証の付与)は、在職中の公証人がその権限に基いてしたものであり、且つその捺印は、真実のものであることを証明する。

8 公正証書が権限ある公証人によって作成され、かつその押印の真実である旨の証明について

(昭30.7.1日記総975号高知地方法務局長照会)

(昭30.7.14民事(一)発138号民事局第一課長回答)

(要旨) 英文による証明書の下付願があっても、日本語のものを下付すれば足りる。

(照会) 標記について、当局所属公証人戸梶重明より別紙第1の(1)のとおり証明下付願があったので、これに対し別紙第1の(2)のとおり証明文を交付したところ、その後同公証人から駐日アメリカ領事館より別紙第2のとおり英文様式の証明書でなければ受理できない旨の申出があったので、その様式の証明書を下付されたいとの願出がありました。

については、当職は別紙第1の(2)の証明文で足るものと思えますが、別紙第2の英文様式の証明書を下付してもさしつかえないのでしょうか、差し掛った事件でありますので至急何分の御指示を仰ぎます。

なお、本件は定款認証事件ではありません。

(参照) 公証人法第27条

昭和30年4月27日日本公証人連合会発行公証第6号(昭和30年度上)50、51頁

別紙第1

(1) 証明下付願

今般駐日アメリカ領事館へ提出するため別紙書類へ署名押印した貴局所属公証人戸梶重明はその権限に基いてしたものであり、かつ、その押印は真実のものであることを証明願います。

昭和30年6月13日

高知市金子橋44番地

戸 梶 重 明 印

役場所在地

高知市金子橋44番地

高知地方法務局所属

公証人 戸 梶 重 明 印

(2) この公正証書の作成は、在職中の公証人がその権限に基いてしたものであり、かつ、その押印は真実のものであることを証明する。

昭和30年6月13日

高知地方法務局長 中 村 国 一

別紙第2 英文様式(略)

(回答) 本月1日記総第975号をもって民事局長あて照会にかかる標記については、貴見のとおり日本語による例示の証明書を下付すれば足りるものと考えますが、然るべく取り扱われたい。

9 公証人が任命されてから執務するまでの間における職務代理の発令について

(昭35.9.14松江地方法務局長電信照会)

(昭35.9.17民事局第一課長電信回答)

(要旨) 後任公証人が直ちに任命される場合には、緊急の必要のない限り他の公証人に代理を命じなくても差し支えない。

(照会) 公証人が退職し直ちにその後任者が任命される場合であっても、後任者は法務局長又は地方法務局長の認可を得て役場を設けかつ身元保証金を納めるまでは執務を開始することができないので、その間は他の公証人に代理を命ずる取扱をする必要があると考えますが、それによろしいかお伺いいたします。

(回答) 電照の公証人の代理の件については、職務を行うことができない期間が短期間と考えられるので、緊急の必要がない限り、他の公証人に代理を命ずる必要はない。なお後任者についてはすみやかに執務ができるよう貴職より指導されたい。

## 10 兼務を命ぜられた公証人の職務執行について

(昭41.3.30総209号東京法務局長照会)

(昭41.7.25民事甲1914号民事局長回答)

(要旨) 1 兼務者の職務権限は前任者と異るところはない。

2 兼務者が職務上署名するときは、「元公証人何某兼務者」と冠記すべきである。

(照会) 公証人法第67条第1項の規定によって兼務を命ぜられた公証人は、前任者が職務を行っていた場所において、前任者の取り扱った事務の兼務を行なうほか、新たな公証事務についても兼務者として取り扱うのが従来からの例であります。右兼務者が職務を行なう場所は、自己本来の役場であり、また、その職務範囲は前任者の取り扱った記録を前提とする事務(たとえば、証書原本の閲覧、執行文の付与等)に限られ、新たな公証事務については、兼務者としてなしえないという見解(司法研究報告書第13輯第1号20頁参照)もあり、疑義を生じたので、何分のご指示をお願いいたします。

なお、もし、引き続き従来からの例によるものとする場合においても、

兼務者が職務上署名するときの表示の形式を統一する必要があるものと考えられますので、この点についても併せてご指示をお願いいたします。

(回答) 3月30日付総第209号をもって照会のあった標記については、兼務者の職務権限は前任者と異るところはないものとする。

なお、兼務者が職務上署名するときの表示の形式は下の振り合いによるのが相当である。

何市何町

(地方) 法務局所属

元公証人何某兼務者

公証人 何 某 印

## 第2 事件の漏泄禁止

### 1 公証人ノ黙秘ノ義務ニ関スル件

(明44.9.28金沢公証人小川信行照会)

(明44.10.16民事218号民事局長回答)

(要旨) 公証人は、裁判所において証言を行う場合でも、囑託人の同意がなければ、取扱った事件を漏泄することができない。

(照会) 公証人法第4条ニ公証人ハ法律ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外其ノ取扱ヒタル事件ヲ漏泄スルコトヲ得ス但シ囑託人ノ同意ヲ得タルトキハ此ノ限りニ在ラストアリ而シテ刑事訴訟法第125条ニ左ニ記載シタル場合ニ於テハ証言ヲ拒ムコトヲ得、第1、官吏公吏云々(中略)其職務上黙秘スヘキ義務アル事情ニ関スルトキ、第2、医師薬種商云々(中略)其職務上取扱ヒタルコトニ付知得シタル事実ニシテ黙秘スヘキモノニ関スルトキトアリ右ハ公証人カ予審又ハ公判ニ於テ証人トシテ証言ヲ受ケタル場合ニ於テ其取扱ヒタル事件ハ右公証人法第4条ノ規定ニ基キ裁判官ノ面前ニ於テモ囑託人ノ同意アラサル以上ハ凡テ証言ヲ拒ムコトヲ得ヘキ趣旨ニ候哉要スルニ公証人法第4条ノ漏泄スヘカラサル事件ハ刑事訴訟法第125条第1号及第2号ノ黙秘スヘキ事件ト認メ差支ナキヤ否ヤニ付疑義ヲ生シタル義ニ有之候右御訓示候也

(回答) 客月28日稟伺ニ係ル公証人法中疑義ニ関スル件ハ貴見ノ通りト思考致

候此段本官ヨリ及回答也

## 2 司法警察官ヨリ捜査ノ為公証人ニ対シ公証事務ニ付照会アリタル場合ノ疑義ニ関スル件

(昭13.7.29神戸公証人山崎敬義照会)

(昭13.8.13刑11475号刑事局長回答)

(要旨) 刑訴第197条第2項に基き、捜査機関から照会を受けた場合はこれに応じなければならない。

(照会) ○ ○ ○ ○  
○ ○ ○ ○

右之者ハ当署ニ於テ詐欺犯人被疑者トシテ留置取調中ノモノナルカ犯罪捜査上肩書者等ニ依リ昭和3年以降貴役場ニ公正証書作成ヲ依頼シ又ハ他人ノ依頼セル公正証書作成ニ関与セル事実ヲ承知致シ度キ次第ニ付キ至急調査ノ上年月日、事項、関係者住所氏名等ヲ通報相成度此段及照会候也  
刑事訴訟法第254条第2項ニ基キ司法警察官ヨリ右照会ヲ受ケタル場合公証人ハ之ニ応スヘキモノナリヤ否ヤニ付左記両説有之

甲説 個々ノ公正証書ニ付其ノ内容ニ関スル報告ヲ求メラレタル場合ハ格別右ノ如キ概括的ノ事項殊ニ他人ノ依頼セル公正証書ノ作成ニ関与セル事実ノ報告ノ如キハ之ニ応スヘキモノニ非ス蓋シ任意捜査ニ於テハ他人ノ権義ト交渉アル場合ハ必ス対手人ノ応諾ヲ必要トシ又民事訴訟法第281条、刑事訴訟法第187条ニ証言拒否ノ場合ヲ規定セル趣旨ニ徴シ公証人法第4条ニ所謂別段ノ定アル場合ニ該当セス

乙説 刑事訴訟法第254条第2項ハ公証人法第4条ニ所謂別段ノ定アル場合ニ該当スルヲ以テ右ノ如キ場合ニ於テモ其ノ照会ニ応スヘキモノトス蓋シ若シ之ヲ拒否センカ犯罪捜査上多大ノ支障ヲ来スヘキヲ以テナリ  
右執レヲ正当トスヘキヤ疑義有之、差掛リタル案件ニ付至急何分ノ御回答ヲ煩度此段及稟候也

(回答) 標記ノ件ニ関シ客月29日附御照会ノ趣了承右ハ乙説ノ通ト思考致候

## 3 公証人の黙秘義務について

(昭24.11.24高知公証人杉本栄次照会)

(昭24.12.24民事甲2901号民事局長回答)

(要旨) 司法警察官、税務署職員に対し、書類の押収及び事件内容の陳述を拒むことはできるがその捜査は拒むことができない。

(照会) 公証人は法律に別段の定める場合を除くの外、嘱託人の同意を得ずしてその取扱いたる事件を漏泄することを得ざるも(公証人法第4条)、裁判所の取寄の嘱託あるときは、これに応ずべく(同法第25条第1項但書)、また検察官の請求あるときは、証書原本を閲覧せしむべし(同法第44条第4項)。然るに司法警察官、税務吏等が判事の令状に依り公証人役場に於て当該公証人に非ざる者の犯罪事件に関し書類の押収捜索乃至事件内容の聴取等を為さんとする場合に於て、刑事訴訟法第105条によりこれを拒絶することを得ざるや否や。

備考 最近或る公証役場に税務吏が10名内外の警察官を伴い数名の者の事件嘱託の有無及其内容を聴取らんとしたる事実あり、斯くては事件の秘密は広範囲に破られ公証制度に対する一般の信頼を頗る薄弱ならしむるものありと思料す。

右稟候也

(回答) 本月24日附日記庶第2400号を以て進達に係る標記に関し、押収については刑事訴訟法第105条により拒絶できるが捜査はこれを拒むことはできない。

なお事件内容の聴取については、公証人法第4条に所謂法律に別段の定めある場合でないから漏泄してはならない。

## 4 貸金業者の業務運営の調査について

(昭25.7.20二公一2018号長野地方務局長照会)

(昭25.8.12民事甲2188号民事局長回答)

(要旨) 財務局から、貸金業者の業務運営指導に資するため、公証人役場保存の公正証書原本の内容調査依頼があっても、財務局においてはこれに応ずることができない。

(照会) 首題の件について別紙写の通り関東財務局長野財務部長から照会があ

ったところ、本件は当局所属公証人〇〇〇〇の保管する公正証書の内容（貸金業者Iを債権者とする金銭消費貸借公正証書全部につき、主たる債務者以外の連帯債務者及び連帯保証人の住所氏名、債権金額、利息、損害金等）を調査して回答することになるのであるが、これが照会に応じ回答することは果して差支えないか、どうか、いささか疑義があるので、御意見拝承したく稟伺いたします。

## 別紙

## 貸金業者の業務運営の調査について

管内貸金業者、I（松本市大字白板）の業務の運営方法について、当部に対し、その取締り方を多数の債務者より陳情があり、調査するに、同人は県内各地の特定人（公正証書第1条記載の主たる債務者以外の者）を介して金銭の貸付に当りては、公証人の作成にかかわる金銭消費貸借契約証書（公正証書）に依り一定の事項を約定せしめ、此れにより貸金を為し、期日までに返済がない場合は、行文中の執行文（強制執行認諾）に基き直接執行をなしている。

然るにこれが執行に当りては、暴力的言辞に亘り、債務者をして一部代金（又は全部）を弁済のため提供せしめ、これが徴収を為すも正当な受領証を発行交付せず、または民法に規定する正規の手續に依り、その弁済金に付いて、元利金の何れに充当経理を為したるかを明確にせずして度々強制履行を迫るなど著しく公正な運営を欠いていることが明らかに認められるものがある。

貸金業等の取締に関する法律（昭和24年5月31日法律第170号）の施行以来当部は貸金業者の業務の運営について金融行政の立場より、業者の公正な運営と不正金融の防止につき特段の注意を払い指導に努めたところなるも、業者中には、前の如きものありて、その影響するところも社会的に甚だ大なるものがある。

斯る業者について調査するに税金対策上一定の帳簿を備えず、簡単なるメモによって一切が処理せられている現状より観て、その実体を計数的に把握することが指導上切に望まれるが、斯業の実情をもってしては、資金量1,000万円以上と称せられ、その支配の下に元古手刑事、私立探偵、金

融ブローカー等の多数のものを擁し、やみ金融暴力団的な性格を有するその実体の何程につき、貸金業等の取締に関する法律に基いて、直接検査するも、確認し得るかは疑問の余地がなく而して、その業務の運営全般に且って適確な資料を望み得るものは、右者が貸付に当り作成せられた公正証書の台帳の調査に俟つ以外に途がない有様である。

此処において貴局の御協力を仰ぎ、その監督下にあり而も右者の業務運営上極めて重要な地位を占むる公証人（貴法務局所属〇〇〇〇）に就き、その台帳に記載されてある債権金額の総額、債権の件数、利率及び無届仲介業者のおそれある公正証書第1条記載以外の連帯債務者又は連帯保証人の住所氏名（関係件数）について昭和24年7月1日法施行以降の分に付き直接貴局において御調査方相煩したく御願います。

おって、右は該貸金業者が債権の確保並に回収上契約条項通りに履行しているかどうか、即ち利息及び元金の返済に対する経理の仕方及び業務運営全般につき指導上必要であるから申添える。

（回答）客月20日附二公一第2018号を以て照会に係る標記に関しては、公正証書の検閲によって知り得た事項で、公証人法第4条により公証人の黙秘すべきものは、当該監督官が職務上知り得た秘密に属する事項であるから、国家公務員法第100条により、法令による証人、鑑定人として所轄庁の長の許可を得てする場合等時に許された場合を除きこれを発表することはできない。従って、所問の照会の趣旨には応ずることはできないものと考えらる。

なお、公証人は利息制限法を超過する利息につき公正証書を作成することはできない（公証人法第26条）から申し添える。

（以下略）

## 5 廃棄を認可した公正証書原本等の処分について

（昭28.4.3総319号福島地方務局長照会）

（昭28.4.9民事甲589号民事局長回答）

（要旨）廃棄を認可された証書原本等は、貼付印紙の部分を取り取って焼却した上、囑託人の秘密の漏れるおそれのない方法により公証人において処分

して差し支えない。

(照会) 公証人法施行規則第28条により、地方法務局長において、廃棄を認可したる証書の原本等は、公証人において、適宜処分して差支えありませんか、差ししかかった事案があるので至急御指示願います。

なお、本件については、客年9月8日電信照会中のものでありますが、御回答を得られなかったので、更に御照会いたします。

(回答) 本月3日総日記第319号をもって照会にかかる標記の件については、書類中貼付されている印紙の部分を切り取り焼却した上で、囑託人の秘密の漏れるおそれのない方法により公証人において処分することはさしつかえないものとする。

#### 6 公正証書作成有無等に関する刑事訴訟法第197条第2項の照会について

(昭29.7.31総1339号福岡法務局長照会)

(昭29.8.4民事局長電信回答)

(要旨) 刑訴法第197条第2項に基づき、公証人に対し照会があったときは、これに必ずべきである。

(照会) 当管内北島、篠原両公証人より別紙の通り照会があったが、刑事訴訟法第197条第2項は公証人法第4条に規定する別段の定に該当するかどうか、又該当するとしても個々の公正証書につき報告を求められた場合は格別、本問の如き概括的な照会の場合にも必ずべきものかどうか、至急電信にて何分の指示を願います。

公正証書作成有無等に関する刑事訴訟法第197条第2項の照会について福岡県警察本部捜査第二課長より左記のような照会があったが公証人としてこれに応じてさしつかえないか、何分の御指示を仰ぎます。

記

捜二発第16号

昭和29年7月25日

福岡県警察本部捜査第二課長

福岡法務局所属

福岡公証人合同役場御中

事実照会について

捜査上必要があるので左記事項につき報告されたく刑事訴訟法第197条第2項により照会する。

記

福岡市D町二丁目90

(或は福岡市T町20)

S

T

の囑託により昭和21年1月より現在に至る間貴役場に於て作成された公正証書作成年月日、件名、当事者氏名の一切。

(回答) 7月31日附総第1339号問合せについては、刑事訴訟法第197条第2項は公証人法第4条の「別段ノ定」に該当するから、公証人に対し照会があったときはこれに必ずべきものとする。本件に関しては公証人合同役場に照会される筋合のものではない。

#### 7 公証人の黙秘義務について

(昭31.9.20広島公証人越智嘉平太照会)

(昭31.10.9民事甲2349号民事局長事務代理回答)

(要旨) 正規の囑託を受けたものと認められる事実がなければ、法第4条の適用はない。

(照会) 本職儀左記事件に関し、民事裁判所において証人として取調を受けましたので公証人法第4条に該当するものと思料し、証言を拒絶したところ、裁判官及び関係弁護士等に於て其の当否につき更に検討することとして期日を延期致しましたが、今般更に10月15日の期日に証人として呼出を受けましたので、左の疑義に関し何分の御指示を仰ぎ度此段稟請いたします。

##### 1 事件の概要

- (1) 土地売買に関し売主甲及び買主乙が公証役場に出頭し、公正証書の作成方を囑託せんとしたが乙が印鑑証明書を持参しなかったので便宜上契約の要旨を陳述し、改めて乙が印鑑証明書を持参して正式に証書の作成方を囑託することとしたが、その後乙が印鑑証明書を提出しな

いたため証書作成にいたらなかった。

- (2) その後甲が乙を相手取って土地売買代金残額の支払請求訴訟を提起した由にて、甲の訴訟代理人の申立により本職を証人として呼出し、本職の面前に於て甲乙両名の陳述した契約内容につき証言を求めるものであります。

2 質疑事項

前記の如く公証人の面前に於て陳述したのみで、公正証書作成に至らなかった場合でも、公証人法第4条にいわゆる公証人の取扱いたる事件に該当し、嘱託人双方の同意がない限り、これにつき証言をすることはできないものでしょうか、それとも公正証書作成にいたらなかった場合は、公正証書の送付嘱託ができず、公証人を証人として喚問する以外、公証人の面前に於ける陳述事項を立証する方法がないから同条には該当しないものと解すべきでしょうか。

(回答) 9月20日付をもって照会にかかる標記については、照会の文面のみによっては趣旨が明確でないが公証人として正規の嘱託を受けたものと認められる事実がないのであれば、公証人法第4条の規定の適用はないものと考えてる。

8 刑事訴訟法第197条第2項の解釈に関する件

(昭35.8.20日記532号神戸地方法務局長照会)

(昭35.8.29民事甲2147号民事局長電信回答)

(要旨) 司法警察員から、嘱託人が公証人に提出した一切の書類の写真を送付されたい旨依頼があっても、これに応じないのが相当である。

(照会) 標記について当局所属公証人原敬三より別紙のとおり照会があり、当職はこれに応ずべきものと考えますが決し兼ねますので至急電信にて何分の指示を願います。

公正証書作成に関し刑事訴訟法第197条第2項照会について

別紙の通り司法警察員より公正証書作成に関する書類について刑事訴訟法第197条第2項に基き照会がありました公証人としてこれに応ずべきかどうか疑がありますので何分の御指示を願います。

尚写真は事実上は警察署員が撮影することになっております。なるべく早く御回答下さい。

別紙

佐警刑発第225号

捜査関係事項照会書

捜査のため必要があるので左記事項につき至急報告されたく刑事訴訟法第197条第2項により照会する。

昭和35年8月12日

佐用警察署 司法警察員警視 藤村 徹郎

神戸地方法務局所属公証人 原 敬 三 殿

照会事項

1 貴公証役場において作成された

債 権 者 姫路市池内町〇〇

〇 〇 商 事 有 限 会 社

・ 佐用郡佐用町佐用〇〇

右代表取締役 〇 〇 〇

大正〇年〇月生

債 務 者 兵庫県佐用郡上月町円光寺〇〇

農 業 〇 〇 〇 〇

明治〇年〇月生

右代理人 姫路市北条口〇〇

無 職 〇 〇 〇 〇

明治〇年〇月生

との金銭消費貸借契約公正証書を〇〇商事有限会社の嘱託により昭和35年7月25日第〇〇号をもって作成されているが

2 本公正証書作成のために申請者より貴職に提出された一切の書類の写真各1部を作成送付されたい。

(回答) 8月20日付日記第5532号照会については次のとおり回答する。

記

所問写真の作成送付方依頼は、その文理上刑事訴訟法第197条第2項の

規定による必要事項の報告方依頼とは認められないので、公証人法第4条本文によりこれに応じないのが相当である。なお、検察官より請求のあったときは、所問の書類を閲覧させ（公証人法第44条第4項、明治42年7月30日民刑704号民刑局長回答参照）その写真を撮影させてさしつかえない。

### 9 証書原本の押収の可否について

(昭41.1.24広島法務局所属公証人田中魁照会)

(昭41.2.3民事甲337号民事局長回答)

(要旨) 裁判官の発する差押搜索令状による公証役場保管中の証書原本の押収は、本人の承諾があれば、これを拒み得ない。

(照会) 首題の件に関し左記甲乙2説を生じていますが、何れに従うべきか何分の御指示を仰ぎます。

甲説 此の場合刑事訴訟法第105条の規定により本人の承諾があればこれを拒み得ない。

乙説 本人の同意の有無に拘らず公証人法第25条の規定によって押収を拒絶せねばならぬ。このような場合原本を見る必要があれば検察官の閲覧権（公証人法第44条第4項）によるか裁判所が公証役場に出張して原本を検証する外なし。

(回答) 1月24日付照会のあった標記の件は、甲説を相当と考える。

### 10 公証人の取り扱った事件の漏泄禁止義務について

(昭41.7.4総577号東京法務局長照会)

(昭41.8.8民事甲1962号民事局長回答)

(要旨) 公証人の黙秘義務は、囑託人の死亡によって免除されるものではない。

(照会) 標記については、公証人法第4条に規定されていますが、同条の解釈につき、次の各説があり丙説を相当と考えますが、いささか疑義がありますので、至急何分のご垂示を賜わりたくお伺いいたします。

記

甲説 公証人法第4条は、囑託人の同意を得ない限り、取扱事件を漏泄することができない旨を規定しているから、囑託人が死亡している場合に

は、その者の同意を得ることができないので、たとえ裁判所から証言を求められても、その内容について証言することはできない。

乙説 囑託人の同意を得ない限り、取扱事件を漏泄することができないのは甲説のとおりであるが遺言公正証書の場合には、囑託人が死亡しているときは、その性質上、公証人法第4条の制限を受けないものと解すべきである。

丙説 公証人法第4条は、囑託人が生存している場合には、その者の同意を得ない限り、取扱事件を漏泄することができない旨を規定しているものと解すべきであるから、囑託人が死亡している場合には、その内容について裁判所において証言することはさしつかえない。

(回答) 7月4日付総第577号で照会のあった標記については、囑託人の死亡により公証人の黙秘義務が免除されることになるとは考えられないので、公証人が裁判所において証言を求められた場合には、民事訴訟法第281条第1項または刑事訴訟法第149条の規定により証言を拒絶することができると考える。

### 11 保存期間が満了した公正証書原本を学術文化資料として保存することの可否について

(昭57.9.28二総公1・954号東京法務局長照会)

(昭58.2.4民一713号民事局第一課長通知)

(通知) 別紙甲号のとおり東京法務局長から民事局長あて照会があり、別紙乙号のとおり回答されたので、この旨貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

#### 別紙甲号

標記について、東京公証人会長から、別紙のとおり照会がありましたが、その趣旨のとおりこれを便宜保存することとした場合、将来一般に公開されることが予想されますので、囑託人の秘密保持及び貼付印紙の不正使用の防止等について配慮する必要があるものと考えます。

については、左記のとおり回答したいと考えますが、何分の御指示をいただきたく照会いたします。

## 記

## 1 保存の可否について

廃棄認可を受けたあと左記方法により便宜保存して差し支えない。

## 2 保存の方法について

(1) 貼用印紙は打抜きをする。

(2) 秘密漏泄防止方法

ア 嘱託人氏名及び物件所在地等固有名詞は消除する。

イ 嘱託人の氏名及び物件所在地等を消除することで、資料としての価値がなくなる場合は、嘱託人及びその承継人の承諾を得ることとする。

おって、当該公正証書原本の末尾に、アの場合は「保存期間満了により 年 月 日廃棄認可」、イの場合は「保存期間満了により 年 月 日廃棄認可」、「資料として保存することにつき 年 月 日嘱託人何某承諾」と記載し、それぞれ公証人が署名捺印する。なお、証書原簿の備考欄に「年 月 日廃棄認可学術資料として保存」と記載する。

## 別紙

公証制度記念事業の一つとして、日本公証人連合会は特別委員会を設け、学術的文化的に価値ある公正証書原本を発掘収集してこれを保存し後世に遺す作業にとりかかっており、東京公証人会としてもこれに協力して取り組むこととしているが、次の場合どのように処理したらよいか。

保存期間の満了した公正証書原本中に学術的文化的に価値ある好資料が存在していることが判明した場合、まず廃棄手続を執った後に保存することとなるか、又は廃棄手続を執らないで保存することになるのか、いずれの処置が望ましいか。

御意見を伺います。

## 別紙乙号

客年9月28日付け二総公1第954号をもって照会のあった標記の件は、左のとおり回答するのが相当と考える。

## 記

廃棄認可を受け、嘱託人（又は承継人）の承諾を得て便宜保存して差し支えない。

なお、保存に当たっては、貼用印紙の打抜きをし、公正証書原本末尾に、「保存期間満了により年月日廃棄、資料として保存することにつき（又は固有名詞、物件の表示等消除の上、資料として保存することにつき）年月日嘱託人（又は承継人）承諾」と記載し公証人が署名なつ印するほか、証書原簿の備考欄に、「年月日廃棄学術資料として保存」と記載する。

## 12 公証人法第4条の黙秘義務と裁判所への出頭義務及び証言拒否権について

(平2.15三重弁護士会長照会)

(平2.2.26民一575号民事局第一課長回答)

(要旨) 公正証書遺言の効力（方式違背）が争われている訴訟について裁判所が公証人を証人として呼び出した場合、公証人は出頭を拒否できない。

(照会) 本会は、弁護士法23条の2に基づく会員早〇忠〇氏よりの申出を相当と認め、別紙事項につき御照会申し上げます。

## 別紙

## 照会事項

公正証書遺言の効力（方式違背）について、相続人間で争われ、同裁判所に同公正証書遺言を作成した公証人を、裁判所が証人として呼び出した場合、同公証人は、公証人法第4条等を理由に裁判所への出頭を拒否できるとお考えでしょうか。

公証人が、公正証書の成立過程について、しかも遺言者の相続人からの申請で裁判所から出頭を命じられ、同裁判所にて証言することは、公証人の守秘義務と抵触しないと考えてよいでしょうか。

(回答) 本年1月5日付け三弁発照4第80号をもって照会のあった標記については、下記のとおり回答します。

## 記

## 1 前段について

本件の場合には、公証人は、公証人法第4条の規定による黙秘義務を

理由に出頭を拒否することはできないものとする。

2 後段について

本件の場合、貴見のとおりとする。

第3 身元保証金

1 身元保証金不足ヲ生シタル場合ニ於ケル職務執行ニ関スル件

(明41.5.4宮崎公証人広木幹照会)

(明42.7.21民刑623号民刑局長回答)

(要旨) 身元保証金の不足額補充の猶予期間内は、職務を行うことができる。

(照会) 第19条第4項ノ「身元保証金ヲ納メサル間ハ其職務ヲ行フコトヲ得ス」

トノ規定ハ保証金ノ不足ヲ生シタル場合其補充命令ヲ受ケタル日ヨリ同条

第3項ノ猶予期間内ニハ適用セラレサル義ニ候哉

(回答) 貴見ノ通

2 身元保証金還付ノ場合ニ関スル件

(明42.7.9長野地裁所長照会)

(明42.7.30民刑704号民刑局長回答)

(要旨) 身元保証金の上に権利を有する者とは、主として先取特権者であるが、それらの権利者は、強制執行その他適法の方法によらない限り、交付を受けることはできない。

(照会) 1 身元保証金ヲ還付スヘキ場合ニ権利ヲ有スル者ニ申出ツヘキ旨ノ公告ヲ為スハ公証人ニ対スル普通債権者ニモ申出ヲ許ス趣旨ナルヤ又ハ公証事務ニ関シ公証人ニ対シ損害賠償ノ権利ヲ有スル者及ヒ公証人ニ限り申出テシムル趣旨ナルヤ

2 債権者ヨリ権利ノ申出アリタルトキハ如何ナル方法ニ依リ之ヲ処分スヘキヤ又ハ裁判ニ依リ落着セシムル旨趣ナルヤ

3 略

4 公課ノ申出アリタルトキハ如何ニスヘキヤ

(回答) 1 身元保証金ノ上ニ権利ヲ有スル者トハ主トシテ先取特権者ヲ指スモノナルモ普通債権者ニシテ身元保証金ノ債権ヲ差押ヘタル者モ之ニ包含

セラルヘシ但身元保証金ヲ納付シタル公証人其者ノ之ニ包含セラレサルコトハ勿論ナリトス

2 身元保証金ノ上ニ権利ヲ有スルコトヲ申出テタル者カ強制執行其他適法ノ方法ヲ用ウル場合ノ外裁判所ハ自ら進テ身元保証金ヲ権利者ニ交付スヘキモノニ非ス

3 略

4 前々項2ノ趣旨ニ依リ自ら明ナルヘシ

3 人口ノ算定標準等ニ関スル件

(明42.7.22名古屋地裁所長照会)

(明42.8.3民刑808号民刑局長回答)

(要旨) 身元保証金の額は役場所在地の市町村の人口によって定まる。

(照会) 本月19日勅令第198号ヲ以テ公証人法施行期日公布相成候ニ付テハ公証人身元保証金ノ額ハ同施行細則第4条ノ規定ニ東京市及大阪市ヲ除ク他地方ニ在リテハ人口10万以上ノ地ニ役場ヲ設ケタル者金700円云々トアリ右ハ役場所在地ノ市町村ノ人口ニ依ルヘキモノニテ旧法ノ如ク其受持区即区裁判所管轄区域内ノ人口ニ依リ納付スヘキモノニアラスト思考候得共聯疑義ナキ能ハサルニ付為念及御問合候条至急何分ノ御回答相煩シ度候也(以下略)

(回答) 本文貴見ノ通(以下略)

4 原本ヲ紛失シタル公証人ノ身元保証金還付ノ件

(大2.8.21大阪地裁所長照会)

(大2.8.27民1331号法務局長回答)

(要旨) 公正証書の原本を紛失した公証人の身元保証金と雖も、公告に掲げた期間内になんらの申出がないときは、期間満了後還付すべきである。

(照会) 過般当管内公証人池田重鎮其職ヲ免セラレタルヲ以テ後任公証人石沢命世トノ間ニ事務引継ヲ為シタル処明治24年6月27日より同年7月10日迄ノ間ニ於テ作成シタル第301号乃至第350号公正証書50件(1冊ニ編綴セリ)見当ラサルニ依リ其後百方之カ搜索ヲ為シタルモ今以テ発見不致依テ公証

人法第42条ニ依リ各当事者ヨリ該公正証書ノ正本又ハ謄本ヲ徴スルノ方法ヲ講シタルモ住所不明又ハ其ノ他ノ事故ニヨリ之ヲ徴シ得タルモノ僅カニ1件ニシテ他ハ全部其ノ見込無之候而シテ一方ニ於テ池田重鎮ニ対スル身元保証金ノ還付ニ付テハ本年10月20日ヲ期限トシテ権利申出ノ公告ヲナシ最早2ヶ月ニシテ之ヲ還付スヘキコトト相成居候処前記ノ如ク証書紛失ニ関スル問題未解決ニ相成居候ニ付期間満了ノ後直チニ保証金ヲ還付スルハ如何カト存候右ハ満了ノ節直ニ還付スルモ差支無之候哉又右ノ如キ場合他ニ執ルヘキ何等カノ方法無之候哉乍御手数至急何分ノ御指示相煩度此段及御問合候也

(回答) 本年8月21日付日記第2763号ヲ以テ御問合相成候公証人池田重鎮身元保証金還付ニ関スル件ハ公告ニ掲ケタル期間内ニ権利者ヨリ何等ノ申出無之トキハ右期間満了後之ニ還付スルノ外無之義ト思考致候此段及回答候也

## 5 公証人転属ノ場合ノ身元保証金ニ関スル件

(大2.11.4京都地裁所長照会)

(大2.11.21民1109号法務局長回答)

(要旨) 公証人転属ノ場合、身元保証金は新所属庁へ全額を納め、旧所属庁では法第20条により還付すべきである。

(照会) 公証人転属ノ場合ニ於ケル身元保証金ハ旧所属庁納付ノ保証金ヲ利用シ旧所属庁ヨリ直ニ新所属庁ヘ之ヲ移送スルコトヲ得ルヤ若クハ公証人法第20条ノ規定ニ依ラス直チニ之ヲ還付シ其保証金ヲ新所属庁ヘ納付セシムルコトヲ得ルヤ明治39年6月15日青森地方裁判所問合司法省会計課会検甲第84号同答並ニ明治42年8月18日岡山地方裁判所問合同年9月17日民刑第960号民刑局長回答ノ趣旨ニ依レハ何レモ消極ニ解スヘキ様思料スルモ目下差掛リタル件有之候条折返し何分ノ回答煩度此段及問合候也

(回答) 本月4日付日記第2711号ヲ以テ御問合相成候公証人転属ノ場合ニ於ケル身元保証金ハ新所属庁へ全額ヲ納付セシメ旧所属庁ニ於テハ公証人法第20条ノ規定ニ依リ還付スヘキ義ト思考致候此段及回答候也

(同旨) 身元保証金ハ所属庁ニ其全額ヲ納付スヘキモノトス (明42.8.18岡山地方裁判所長照会、明42.9.17民刑960号民刑局長回答)

(同旨) 公証人転属ノ場合ハ、前属庁ニ身元保証金納付アルモ、後属庁ニ納付スヘキモノトス (明44.10.25宮崎地方裁判所長照会、明4.10.30民987号民事局長回答)

## 6 公証人法の改正に伴う公証事務の取扱方に関する件

(昭24.5.30民事甲1282号各司法事務局長あて民事局長通達)

(通達) 公証事務に関しては、公証人法等の一部改正並びに公証人審査会令、公証人身元保証金令、公証人法施行規則及び確定日附簿及び日附印章調製規則の制定により本年6月1日より相当広範囲に改正されることとなったから、その取扱については、右諸法令の外、左記に準拠し、万遺憾なきを期するとともに、所属公証人に対してもその周知徹底を図らわれない。右通達する。

### 記

1から14まで略

15 公証人身元保証金令により現に在職する公証人は、既に納付した身元保証金の額と同令に定める身元保証金の額との差額を、本年中に納付しなければならぬのであるから、右期間中に必ず納付せしめるよう留意するとともに、その納付があったときは、従前どおり保管金取扱規則の定めるところに従い、その取扱に誤りなきを期すること。

16から17まで略

## 7 公証人身元保証金還付公告料の支払について

(昭26.9.8民事甲1863号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 公証人の身元保証金還付公告の実施要領

(通達) 標記に関し、別紙甲号のとおり印刷庁に照会したところ、乙号のとおり回答があったから、今後丙号実施要領に従って実施されたい。

右通達する。

### 別紙甲号

工場財団等の登記公告料の支払について

工場財団等の官報公告につき公告料を徴収したき旨御申越がありました

が、右は次のとおり実施のことといたしたく、御回答かたがた御協議申し上げます。

記

- 1 各種財団（工場財団、鉱業財団、漁業財団、自動車交通財団等）の登記公告について（略）
- 2 公証人の身元保証金還付公告について
  - (1) 公告料は、1件につき金700円とし、来る10月1日以後掲載の分につき支払うこと。
  - (2) 公告原稿は、従前のように法務府を経由することを止め、法務局から直接印刷庁に送付すること。
  - (3) 印刷庁においては、公告料につき1件毎に納入告知書を発行して公告を依頼した法務局に送付し、法務局は被還付人から徴収した金員をもって支払をすること。
- 3 公告原稿について
  - (1) 和文公告原稿には、公告庁の官印を押すこと。（依頼書等を要しない。）
  - (2) 公告原稿の送付については、封筒に官報公告原稿と朱書すること。
  - (3) 英文公告原稿は、必ず和文原稿と同時に送付すること。
  - (4) 已むを得ない事情により、英文公告原稿を送付することができない場合には、印刷庁にその作成を依頼することができる。この場合には、翻訳料1件金250円づつを同時に送付すること。

別紙乙号

工場財団等の官報公告料について

昭和26年8月25日法務府秘庶第144号による標記については別紙実施要領により公告料金を左記の通り定め来る10月1日掲載の分から実施いたしたい。

については貴管下の各法務局に伝達方願いする。

記

件名	昭和26年度分	昭和27年度分
工場財団、鉱業財団、漁業財団、自動車交通事業財団		(略)

有権者申出公告（公証人の身元保証金還付公告） 1件1回 700円 700円  
以上

別紙丙号

実施要領

- 1 各種財団（工場財団、鉱業財団、漁業財団、自動車交通財団等）の登記公告について（略）
- 2 公証人の身元保証金還付公告について
  - (1) 公告料は、1件につき金700円とし、来る10月1日以後掲載の分につき支払うこと。
  - (2) 公告原稿は、従来のように法務府を経由することを止め、法務局から直接印刷庁に送付すること。
  - (3) 印刷庁においては、公告料につき1件毎に納入告知書を発行して公告を依頼した法務局に送付し、法務局は被還付人から徴収した金額をもって支払をすること。
- 3 公告原稿について
  - (1) 和文公告原稿は、公告庁の官印を押すこと。（依頼書等を要しない。）
  - (2) 公告原稿の送付については、封筒に官報公告原稿と朱書すること。
  - (3) 英文公告原稿は、必ず和文原稿と同時に送付すること。
  - (4) 英文原稿は、印刷庁内財団法人朝陽会にその作成を依頼することができる。この場合翻訳料1件230円とし、和文公告原稿と同時に前記朝陽会宛に送付する。

8 身元保証金の補充について

(昭32.1.30仙台法務局民事行政部長電信照会)

(昭32.2.1民事局第一課長電信回答)

(要旨) 市町村合併により人口の増加があった場合は、公証人身元保証金令第1条の区分に従い不足額を補充すべきである。  
(照会) 公証人身元保証金令第1条によって人口7万人以下の地に役場を設けていたものにつきその地が市町村合併により7万人以上となった場合、身元保証金を更に追加補充せしむべきでせうか、お伺いします。

- (回答) 電照公証人身元保証金の件、公証人法第19条第2項第3項の規定により不足額を補充させるのが相当と考える。
- (参考) 身元保証金の不足額補充の命令は、法務局長又は地方法務局長が発する。(明43.3.7福岡地裁所長照会、同4.15民刑198号民刑局長回答)
- (照会) 当庁所属公証人某ニ対シ客月23日付ヲ以テ福岡県三池郡大牟田町ニ於テ事務取扱フヘキ旨御命令相成候処同町ハ其現在人口3万以上10万以下ノ土地ナレハ身元保証金500円納付ヲ要シ候然ルニ従来本人ヨリ納付セル該保証金ハ300円ニシテ金200円不足ヲ生シ候間右不足額補充方御命令相成候様致度此段上申仕候也
- (回答) 客月7日付日記中第1442号ヲ以テ公証人ノ身元保証金不足補充額方ニ関シ上申相成候処右不足額ノ補充ハ貴官ヨリ命令可相成モノト思考致候ニ付右ニ御諒知相成度此段本官ヨリ及回答候也

## 第2章 公証人役場

### 1 指定地ノ意義ニ関スル件

(明41.5.4宮崎公証人広木幹照会)

(明42.7.21民刑623号民刑局長回答)

(要旨) 役場について「法務大臣ノ指定シタル地」とは市区町村をいう。

(照会) 第18条ニ於テ「司法大臣ノ指定シタル地」トアルハ行政上ノ一区域即チ某市若クハ某町村ノ義ナルヤ又ハ役場ヲ設置スヘキ地番若クハ番戸ヲ指シタルモノニ候哉

(回答) 前段貴見ノ通

### 2 公証人役場ノ位置ニ関スル件

(明42.7.9長野地裁所長照会)

(明42.7.30民刑704号民刑局長回答)

(要旨) 役場設置地は某市区町村と指定されるが、その区域内の位置を定めるには法務局長又は地方法務局長の認可を要する。

(照会) 役場ノ指定方ハ某市若クハ某町村ト指定セラレ其指定セラレタル市内若クハ町村内孰レニ居住スルモ本人ノ任意タルヘキヤ

(回答) 前段ハ貴見ノ通ナルモ施行細則第1条(現施行規則第1条)ノ規定ニ依リ役場ノ位置即チ其所在ノ大字、字、番地等ヲ定ムルニハ所属地方裁判所長ノ認可ヲ要スルカ故ニ公証人任意ニ之ヲ定ムコトヲ得サルヘシ而シテ同一地ニ数名ノ公証人配置セラルル場合ニ於テハ所属地方裁判所長ハ明治22年4月司法省民第721号通牒ノ趣旨ニ依リ各役場ノ位置モ定ムルヲ相当トス

(参考) 各公証人ノ役場ハ治安裁判所ノ管轄地各町村ニ於テ其距離遠近ヲ謀リ人民ノ便益ヲ視察シテ可成適宜位置ニ配置シ一方ニ偏セシメス例ヘハ某治安裁判所ノ管轄地甲乙丙ノ行政区ニ跨リシトキ甲区ノミニ数カ所ノ役場ヲ

設ケルカ如キ不都合無之様予メ各公証人へ内諭有之度候条長官ノ命ニ依リ此段及通牒候也（明22.4.19司法省民721号各治安裁判所長あて民事局長通達）

### 3 囑託人多数ナル場合ノ取扱方ニ関スル件

（明42.8.14神戸公証人大出憲之照会）

（明42.8.30民刑958号民刑局長回答）

（要旨）囑託人が多数いる事件については、役場が狭隘でやむを得ない場合に限り、数回に分けて法第39条の手続をしても差し支えない。

（照会）1 公証人職務ノ執行ハ役場ニ於テスヘキカ正則ニ候処同業組合規約ノ如キ囑託多人数ナル事件ニ付テハ役場狭隘ニシテ一時ニ其ノ囑託人ヲ集会セシムル能ハスカル事件ハ之ヲ数回ニ分チ公証人法第39条等ノ手続ヲ為シ得ルモノト心得可然哉

2 前項数回ニ分ツラ得ストスレハ法第18条第2項但書ニ依リ事件ノ性質カ之ヲ許ササルモノト看做シ役場外適當ノ場所ヲ選ミ之ニ囑託人ヲ集会セシメテ読示捺印等ノ手続ヲ為シ可然哉

（回答）1 役場狭隘ニシテ止ムラ得サル場合ニ限り貴見ノ通取扱フモ差支ナシ

2 前項ニテ了知セラルヘシ

### 4 同一役場ノ解釈ニ関スル件

（明42.8.20長野地裁所長照会）

（明42.10.7民刑970号民刑局長回答）

（要旨）法第71条第1項により書類の引継を命ぜられた役場は、手数料規則第13条第4号の適用については前任者の役場と同一役場とする。

（照会）同一ノ公証人役場中ニハ代理兼務書類引継ヲ受ケタル役場ハ包含セサルヤ

（回答）某公証人役場ニ於テ証書ニ作成セラレタル法律行為ノ補充又ハ更正ヲ其公証人カ代理者又ハ兼務者トシテ職務ヲ行フ役場ニ於テ証書ヲ作成スル場合モ又代理者又ハ兼務者ニ依リテ証書ニ作成セラレタル法律行為ノ補充

又ハ更正ヲ其公証人ノ本役場（自己ノ役場ニ於テ兼務者ノ事務ヲ取扱フ場合ニ於テハ兼務者ニ非サル公証人トシテノ役場）ニ於テ証書ヲ作成スル場合モ共ニ手数料規則第13条第4号ニ該当セサルモ公証人法第71条第1項ニ依リ書類ノ引継ヲ命セラレタル公証人ノ役場ハ同上手数料規則ノ適用ニ付テハ前任者ノ役場ト同一ノ公証人役場トス

### 5 役場外事務取扱ニ関スル件

（明43.3.12金沢公証人小川信行照会）

（明43.4.14民刑231号民刑局長回答）

（要旨）役場外において、私署証書に認証を与える場合には、認証簿を出張先に持参して差し支えない。

（照会）公証人役場ヨリ数里以外ノ地ニ病床ニ在ツテ委任状ノ認証ヲ請求スルモノアリ依テ出張ノ上公証人法第58条ノ規定ニ依リ之レカ手続ヲ為スヘキハ勿論尚同法第59条ニ依リ委任状ト認証簿トニ契印ヲナスヘキモノタル論ヲ俟タサルナリ然ルニ同法第25条ニ依レハ公証人ノ調製シタル帳簿ノ事変ヲ避クル為メニスル場合ヲ除ク外之レヲ役場外へ持出スコトヲ得ストアリテ前頭ノ如キ出張先ニ於テ認証ヲ与フヘキ場合ニハ認証簿ノ契印ヲ為スラ得サルニ至ルヘシ依テ右ノ場合ニハ出張先ニ係ルヲ以テ契印ヲ為サル旨ヲ認証中ニ附記シ可然哉

右稟伺候也

（回答）客月12日附稟伺ニ係ル公証人法ノ疑義ニ関スル件ハ認証ヲ与フヘキ証書ト認証簿トニ契印ヲ要スルキハ認証簿ヲ其出張先ニ持行クモ妨ナキ儀ト思考致候此段本官ヨリ及回答候也

### 6 役場外ノ事務取扱ニ関スル件

（明42.11.29福岡公証人辛木秀夫照会）

（明43.8.12民刑1381号民刑局長回答）

（要旨）公証人は、必要あるときには、役場外に出張して法律行為のみについて証書を作成することができる。

（照会）公証人カ役場外ニ出張職務ヲ執行シ得ヘキ場合ハ公証人法第18条第2

項但書ノ明記スル処ニシテ事件ノ性質ニ依リ出張スルコトハ大概私権ニ関スル事実ノ場合ナルヘシ然ラハ前例使用貸借ニ於ケル物件ノ引渡ノ場合ヲ法律行為ナリトスレハ其物件ノ所在地ニ出張スルカ如キハ不適法ノ感ナキ能ハスト雖モ法律行為ナルノ故ヲ以テ出張禁止ノ法文之ナク而モ如斯ノ引渡ハ他日ノ争議ヲ防止スル方法トシテハ緊要適切ノ処分タルヲ以テ其所在地ニ出張立会スルハ適法ノ処分ナルヘキヤ

右至急何分ノ御指令相成様致度此段稟伺仕候也

(回答) 客月29日附稟伺ニ係ル公証事務取扱方ニ関スル件ハ左ノ通思考致候  
法律行為ノミニ関スル証書ノ作成ニ付テモ事件ノ必要ナル場合ニ於テハ役場外ニ出張シテ職務ヲ行フコトヲ得ヘシ此段本官ヨリ及回答候也

## 7 法律行為及牽連事実ノ証書作成ノ手数料ニ関スル件

(明42.3.7福岡公証人辛木秀夫照会)

(明43.8.12民刑1395号民刑局長回答)

(要旨) 1 質物引渡に立会って、物件の形状、数量及び授受の顛末を証書に記載するのは、法律行為及び牽連事実についての証書の作成であって、その手数料は手数料規則第17条によるべきである。

2 法律行為及び牽連事実についての証書の作成については、役場外に出張して職務を行うことができる。

(照会) 1 金銭貸借ノ担保トシテ石炭数100万斤ニ質権ヲ設定シ当事者双方ヨリ公正証書ノ作成ヲ囑託シ且該質物タル石炭ヲ借主ヨリ貸主ニ引渡スニ付キ出張立会シ形状、数量及ヒ其授受ノ顛末ヲ公正証書ニ記入方請求スル者アリ此場合ニ私権ニ関スル事実トシテ其石炭所在地ニ出張立会スルコトヲ得ヘキヤ又如斯引渡ハ有形的ノ意思表示ナルカ故ニ所謂法律行為トシテ出張立会スヘキヤ若シ法律行為トシテ出張立会スルモノトスレハ其処分例令数日ニ渉ルモ普通ノ法律行為ノ手数料ノ外何等ノ手数料ヲモ徴収スルコトヲ得サルヤ或ハ手数料規則第26条ニ依リ第15条ノ手数料ヲ徴収スルコトヲ得ヘキモノナルヤ

2 前項ノ質物引渡ヲ法律行為トスレハ公証人出張立会スルハ不適當ナルカ如クナレトモ役場外職務執行ノコトハ公証人法第18条ノ外法律行為ナルノ

故ヲ以テ禁止スルノ法文モ之ナク且如斯立会ハ他日ノ争議ヲ防止スル方法トシテ必要ナル適当ノ処分ナルヲ以テ出張立会スヘキハ適法ノ処分ナルヤ

(回答) 1 問合面ノ事項ニ付キ証書ヲ作成スルコトヲ得ヘキハ勿論ニシテ其証書ノ作成ハ法律行為及ヒ牽連事実ニ付テノ証書ノ作成ナリ従ツテ其手数料ハ手数料規則第17条ニ依リ之ヲ算定スヘキモノトス

## 2 貴見ノ通

(参考) 法律行為とともに事実についての証書を作成する場合において、事実についての証書の作成が法第18条第2項但書に該当するときは、役場外の実験の場所で同一証書に作成することができる。(明42.10.27岐阜公証人倉橋隼太郎照会, 明43.11.22民刑1267号民刑局長回答)

## 8 法律行為及牽連事実ニ付キ役場外ノ事務取扱ニ関スル件

(明42.10.27岐阜公証人倉橋隼太郎照会)

(明43.11.22民刑1267号民刑局長回答)

(要旨) 法律行為とともに事実について証書を作成する場合、事実についての証書の作成が法第18条第2項但書に該当するときは、役場外の実験の場所で同一証書に作成することができる。

(照会) 公証人法第18条 法律行為ト共ニ之レニ牽連スル事実ヲ同一証書ニ作成シ得ルコトハ手数料規則第17条(現手数料令第31条)ニ依リ推知シ得ラレ候処右事実カ役場外ナルニ於テハ法律行為ハ本条第2項但書ニ適セサルモ役場外ナル事実実験ノ場所ニ於テ同一証書ニ作成スルモ妨ナキ義ニ候ヤ  
(回答) 問合面ノ場合ニ於テ事実ニ付テノ証書ノ作成カ第2項但書ニ該当スルトキハ貴見ノ通

(参考) イ 拒絶証書ノ謄本ハ原本作成ノ場所ニ於テ作成スルコトヲ得ルモ手数料ヲ受クルコトヲ得ス(大3.7.15宇都宮公証人高木英灼問, 大3.9.26民1201号法務局長回答)

ロ 遺言証書ヲ出張シテ作成シタルトキハ其正本謄本ハ原本作成ノ場所ニ於テ作成スルコトヲ得(同上回答)

## 9 兼務役場ノ事務取扱

(大3.12.15青森公証人対馬定勝照会)

(大3.12.21民1896号法務局長回答)

(要旨) 公証人が兼務役場に出張しても、その旅費、日当、宿泊料を受けることはできない。

(照会) 公証人法第67条第1項ニ依リ兼務ヲ命セラレタル公証人カ数人ヨリ数件ノ新事件ノ公正証書ヲ作成スル囑託ヲ受ケ自己ノ役場ヨリ兼務役場へ出張シ1泊シタル場合ニ於テ各件ニ付各別ニ公証人手数料令第43条ニ依リ算定シタル旅費、日当及宿泊料ヲ受クルコトヲ得ルヤ將々通算シテ按分比例ニ依リ算定シタル額ヲ受クヘキモノナルヤ

前項後段ノ通りトセハ法律行為ニ付テノ証書作成ト法律行為ニアラサル即チ代金授受ノ事実ニ付テノ証書作成及執行文付与ノ3件ナル場合ニハ如何ナル標準ニ依リ按分比例スヘキヤ

右差掛リタル場合ニ付特別ノ御詮議ヲ以テ至急御指揮相成度此段奉伺上候也

(回答) 本年12月15日付ヲ以テ稟伺相成候公証人手数料規則中疑義ノ件ハ公証人カ兼務ヲ命セラレタル公証事務取扱ノ為メ兼務役場ニ出張シタル場合ニ於テハ通常ノ手数料ノ外別ニ旅費日当及宿泊料ヲ受クルコトヲ得サル義ト思考致候此段本官ヨリ及回答候也

#### 10 公証人役場を政党の選挙事務所に提供することについて

(昭35.11.12釧路地方務局長電報照会)

(昭35.11.15民事甲2848号民事局長電報回答)

(要旨) 公証人役場を政党の選挙事務所に提供することは相当でない。

(照会) 公証人の役場を政党の選挙事務所に提供することは差支えありませんか。

(回答) 本月12日付電報番号23号をもって照会に係る件については、公証人の職務及びその職務を行う役場の公的性格にかんがみ公証人役場を政党の選挙事務所に提供することは相当でない。

#### 11 公証人役場の臨時移転に伴う措置について

(昭和36.4.10総840号岐阜地方務局長報告)

(昭36.5.2民事甲1043号民事局長指示)

(要旨) 公証人が建築工事等のため仮にその役場を移転する場合でも普通の役場移転と同様に取り扱うべきである。

(報告) 当局所属(多治見市)公証人〇〇〇〇より標記について別紙のとおり申請があり、客月24日附で申請のとおり認可しましたから、仮事務所の平面図及び見取図をそえて報告いたします。

追って、仮事務所の移転期間は、昭和36年4月2日から同年8月1日までの予定でありますから申しそえます。

#### 別紙

##### 公証役場事務所臨時移転の件認可申請

当役場の現在の事務所は多治見市所有の建物中の一室にありこの建物は予てから将来建設さるべき市公会堂の一部として予定されていたものであるが、今般右公会堂の建設が正式に決定し近日中着工の運びとなりました。就いては建設さるべき公会堂は、鉄筋コンクリート建の防火建物でありこの竣工完成後は再び同公会堂内の一室(現在の事務室か或は近接の事務室)を当役場の事務所として借受ける約束であるが建築工事中は現在の事務室に於て執務をすることは不可能であるので、公会堂が竣工して復帰するまでの当分の間(市役所の予定では本年8月1日までに完成の予定)暫定的に左記の場所において左記の方法によって執務いたしたく御認可ありたく右申請する。

#### 記

##### 1 暫定的に移転する事務所の所在地

多治見市虎溪町一丁目27番地

山和ビル1階 床面積 約15坪

右建物は最近竣工した鉄筋コンクリート造2階で1階は倉庫場に建設した5室、階上はアパート20室あり仮事務所は右1階の1室であり、火災、盗難のおそれは殆んどなし。

2 右事務所は暫定的のものであるから新たな事務所には、公証人〇〇〇〇〇〇役場事務所と表示するが一切の証書、書類、帳簿等の作成場所は現在

の役場所在地（多治見市新町一丁目22番地）とすること。

3 移転は3月5日又は3月12日の日曜日に行う予定。

（指示）客月10日付日記総第840号で報告のあった標記の件については、左記の点を当該公証人に注意されたい。

## 記

公証人が建築工事等のため仮りにその役場を移転した場合においても、公証人法施行規則第1条第3項が適用されるから証書作成の場所及び認証の場所等は、移転後の役場を表示するのが相当である。

なお、表札に仮事務所の文字を附加することは相当でない。

## 12 公証人合同役場に関する疑義について

（昭36.5.11民事甲698号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）公証人2名で構成する合同役場の構成員の1名が退職して後任の公証人が任命された場合には、残存する他の公証人と後任公証人の協議により、新たに合同役場規約を作成し、認可を受けて合同役場を新設すべきである。  
（通達）標記の件について別紙甲号のとおり千葉地方法務局長より照会があり、別紙乙号のとおり回答したから、以後同様の事例についてはこの趣旨により公証人を指導されたい。

## 別紙甲号

公証人合同役場に関する疑義について（照会）

執務する役場を異にする公証人2名をもって、千葉市公証人合同役場が設立され、その後構成員の内1名が定年退職し、同人の後任公証人が任命されました。

この場合、後任公証人が合同役場の構成員となることにつきまして、左記3説があり、当職としましては、乙説を相当と考えますがいささか疑義があり決しかねますので、御垂示賜わりたくお伺いいたします。

## 記

## 甲説

後任公証人は、特別の意思表示を要せず、当然に合同役場の構成員となる。

## 乙説

後任公証人は、当然には合同役場の構成員の地位を承継しないが、合同役場へ加入の意思表示をすれば構成員となることができる。

又、残存構成員と後任公証人間の協議によって規約を変更した上、合同役場をそのまま継続することもできる。

## 丙説

残存する他の公証人と後任公証人との協議により、新たに合同役場規約を作成し、認可を受けて新設すべきである。

## 別紙乙号

公証人合同役場に関する疑義について

昭和35年10月12日付日記総第3499号をもって照会のあった標記の件については、丙説を相当と考える。

## 13 会社の債務につき代表者が個人保証する場合の印鑑証明書等について

（昭38.1.11民事甲20号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）1 会社の債務につき代表者が個人保証する場合、資格証明と代表者の印鑑証明があれば、必ずしも個人の印鑑証明書を提出させることを要しない。  
2 嘱託人が公証人役場に出頭することが著しく困難な病状になり、かつ、当事者本人から法律行為の内容を聴取するのが相当と認められる案件については、嘱託人の要求により公証人は出張して職務を行うことができる。  
（通達）別紙甲号のとおり高松法務局長から照会があり、別紙乙号のとおり回答したから、この旨貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

## 別紙甲号

公証事務の取扱について

標記の件について、左記のとおり疑義が生じたので、何分のご指示を賜りたくお伺いいたします。

## 記

1 会社の債務につき代表者が個人保証する場合（公証人においてその者

の氏名を知らず、且つ面識のないもの)、資格証明(登記簿抄本等)と代表者の印鑑証明があれば、個人の印鑑証明書は必要ないか、

- 2 法律行為に関する公正証書作成に際し、嘱託人が病気であり、且つ「委任状では困るから出張してくれ」との要求がある場合、病床に出張して証書を作成することは、公証人法第18条第2項但書に含まれないと思うがどうか、

## 別紙乙号

## 公証事務の取扱について

客年10月27日付日記総第2666号で照会のあった標記の件については左記のとおり回答する。

## 記

- 1 必ずしも個人の印鑑証明書を提出させることを要しないものと解する。
- 2 嘱託人が公証人役場に出頭することが著しく困難な病状にあり(医師の診断書を徴する等により確認のこと)、かつ、当事者本人からは法律行為の内容を聴取するのが相当と認められる案件については、嘱託人の要求により公証人は出張して職務を行なうことができるものと解する。

なお、右により出張執務した場合においては証書原簿の備考欄に証書作成の場所を記載する取扱とされたい。

## 第3章 電子公証

## 1 指定公証人の行う電磁的記録に関する事務の取扱いについて

(平13.12.5民総2995号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 指定公証人の行う電磁的記録に関する事務の取扱い

(通達) 公証人法(明治41年法律第53号。以下「法」という。)第7条ノ2第1項の規定により法務大臣が指定した公証人(以下「指定公証人」という。)が行う電磁的記録に関する事務(以下「電子公証事務」という。)については、下記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう、貴管下公証人に周知方取り計らい願います。

## 記

## 第1 指定公証人の指定

- 1 指定公証人の指定を受けようとする公証人は、法務大臣に対し、その旨の申出をしなければならない。

この申出は、別紙第1号様式によるものとし、所属する法務局又は地方法務局長(以下「所属法務局長」という。)を経由してしなければならない。

- 2 所属法務局長は、1の申出があったときは、指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令(平成13年法務省令第24号。以下「省令」という。)第1条第1号及び第2号に掲げる事項につき、それぞれ次の調査をしなければならない。

- (1) 省令第1条第1号に掲げる事項については、電子公証事務を取り扱うに当たって必要とするパーソナルコンピュータ、プリンタ、ルータ及びフレームリレー回線が設置されていることを確認する。
- (2) 省令第1条第2号に掲げる事項については、(1)のパーソナルコンピュータ等の設置場所、電子証明書・磁気ディスクの複製の保管場所、ドキュメントの管理状況を確認する。

3 所属法務局長は、別紙第2号様式により法務大臣に進達するものとする。

第2 指定公証人の電子証明書の発行

1 指定公証人は、法第62条ノ8第2項の規定により法務大臣が指定した法務局又は地方法務局長（以下「指定法務局長」という。）に対し、電子証明書の提供の申出をしなければならない。この申出は、別紙第3号様式によるものとし、所属法務局長を経由してしなければならない。

指定公証人は、電子証明書の提供の申出をするときは、指定法務局長に対し、あらかじめ省令第3条第2項に定めるフレキシブルディスクカートリッジ（以下「フロッピーディスク」という。）を提出しなければならない。

2 所属法務局長（指定法務局長を除く。）は、指定公証人から1の申出があったときは、申出書に押印された印鑑と法第21条の規定により所属法務局長に提出された印鑑とを照合した上、遅滞なく指定法務局長にその旨を通知しなければならない。

3 指定法務局長は、電子証明書を発行したときは、その番号を所属法務局長に通知しなければならない。

4 3の通知を受けた所属法務局長は、その番号を指定公証人に告知しなければならない。

第3 電子証明書の使用の廃止

1 指定公証人がする省令第5条第1項の申出は、別紙第4号様式によるものとし、所属法務局長を経由してしなければならない。

2 1の申出があったときの所属法務局長及び指定法務局長がする事務処理は、第2の2、3及び4と同様とする。

第4 電子証明書の使用の休止

1 指定公証人がする省令第6条第1項の申出は、別紙第5号様式によるものとし、所属法務局長を経由してしなければならない。

2 1の申出があったときの所属法務局長及び指定法務局長がする事務処理は、第2の2、3及び4と同様とする。

第5 電子証明書の使用の再開

1 指定公証人がする省令第7条第1項の申出は、別紙第6号様式によるものとし、所属法務局長を経由してしなければならない。

2 1の申出があったときの所属法務局長及び指定法務局長がする事務処理は、第2の2、3及び4と同様とする。

第6 電子証明書の使用不可の通知

省令第8条第1項の通知は、別紙第7号様式によるものとし、所属法務局長を経由してしなければならない。

第7 指定公証人の設備・機器構成の変更

1 指定公証人は、電子公証事務において使用する電子計算機及びその周辺機器を変更しようとするときは、所属法務局長に対し、あらかじめその旨の申出をしなければならない。この申出は、別紙第8号様式によるものとする。

2 所属法務局長は、1の申出があったときは、第1の2の調査をし、その結果を当該指定公証人に通知するとともに、問題がないと認めるときは、その旨を別紙第9号様式により法務大臣に報告しなければならない。

第1号様式

平成 年 月 日

法務大臣 殿

何法務局（地方法務局）所属

公証人 何 某

職 印

指定の申出

当職を公証人法第7条ノ2第1項の公証人に指定されたく、下記のとおり申出をします。

記

1 希望する指定の期日

平成 年 月 日

- 2 電子公証事務において使用する電子計算機及びその周辺機器の保管の有無
- 3 電子公証事務において使用する電子計算機及びその周辺機器の運用が確実かつ円滑に行われるための方策の有無

第2号様式

第 号  
平成 年 月 日

法務大臣 殿

法務局（地方法務局）長 職 印

公証人法第7条ノ2の公証人の指定について（進達）

当局所属公証人何某（何公証役場）から、別紙のとおり申出がありましたので、進達します。

なお、指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令第1条第1号及び第2号に掲げる事項については、調査の結果、いずれも問題がないと認められますので、申し添えます。

（注）本進達には、公証人からの申出書を添付すること。

第3号様式

平成 年 月 日

指定法務局長 殿

何法務局（地方法務局）所属

公証人 何 某 職 印

電子証明書の提供について（申出）

指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令第3条第1項の指定公証人電子証明書の提供をいただきたく、申出をします。

なお、同省令第3条第2項のフレキシブルディスクカートリッジは、指定法務局長に別送しております。

公証人ID 99999999

第4号様式

平成 年 月 日

指定法務局長 殿

何法務局（地方法務局）所属

公証人 何 某 職 印

電子証明書の使用の廃止について（申出）

当職の指定公証人電子証明書の使用を廃止したいので、指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令第5条第1項の規定により申出をします。

記

- 1 申出の理由
- 2 公証人ID
- 3 指定公証人電子証明書の番号

別紙5号様式

平成 年 月 日

指定法務局長 殿

何法務局（地方法務局）所属

公証人 何 某

職 印

電子証明書の使用の休止について（申出）

当職の指定公証人電子証明書の使用を休止したいので、指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令第6条第1項の規定により申出をします。

記

- 1 申出の理由
- 2 指定公証人電子証明書の番号

別紙第6号様式

平成 年 月 日

指定法務局長 殿

何法務局（地方法務局）所属

公証人 何 某

職 印

電子証明書の使用の再開について（申出）

当職の指定公証人電子証明書の使用を再開したいので、指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令第7条第1項の規定により申出をします。

記

- 1 申出の理由

- 2 指定公証人電子証明書の番号

第7号様式

第 号

平成 年 月 日

公証人 何 某 殿

指定法務局長

職 印

電子証明書の使用不可通知書

当職の提供に係る指定公証人電子証明書の使用を不可とすることとしたので、指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令第8条第1項の規定により通知します。

なお、本指定公証人電子証明書は、同省令第8条第2項の規定により今後使用することができないので、申し添えます。

記

- 1 理由
- 2 指定公証人電子証明書の番号

第8号様式

平成 年 月 日

法務局長（地方法務局長） 殿

何法務局（地方法務局）所属

公証人 何 某

職 印

設備・機器構成の変更について（申出）

電磁的記録に関する公証事務に使用する電子計算機等を下記のとおり変更したいので、申出をします。

記

1 希望する変更の期日  
平成 年 月 日

2 変更する機器

(注)「2 変更する機器」欄には、具体的に電子計算機の機種等を記載するものとする（別紙添付可）。

第9号様式

第 号  
平成 年 月 日

法務大臣 殿

法務局（地方法務局）長

職 印

指定公証人の設備・機器構成の変更について（報告）

標記について、当局所属公証人何某（何公証役場）から、別紙のとおり申出があり、変更して差し支えない旨通知しましたので、報告します。

(注)本報告には、公証人からの申出書を添付すること。

2 指定公証人の行う電磁的記録に関する事務の取扱いについて

(平16.7.26民総2094号法務局民事行政部長・地方法務局長あて民事局総務課長通知)

(要旨) 指定公証人の行う電磁的記録に関する事務の取扱いについて

(通知) 標記の事務の取扱いについては、平成13年12月5日付け法務省民総第2995号民事局長通達（以下「通達」という。）をもって法務局長及び地方法務局長あて通達されているところですが、公証人法（明治41年法律第53号）第7条ノ2第1項の規定により法務大臣が指定した公証人（以下「指定公証人」という。）が同項に規定する電磁的記録に関する事務（以下「電磁的記録に関する事務」という。）を取り扱わないこととする場合には、下記のとおり取り扱うこととしましたので、通知します。

なお、この旨貴管下公証人に対しても周知方取り計らい願います。

記

- 1 指定公証人が電磁的記録に関する事務を取り扱わないこととする場合には、通達第1の1及び3に定める手続きに準じ、申出及び進達をするものとする。この場合においては、申出は別紙第1号の2様式に、進達は別紙第2号の2様式によるものとする。
- 2 1により申出を行う指定公証人は、電子証明書の使用ができなくなるため、指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令（平成13年法務省令第24号）第5条第1項の申出をしなければならない（通達第3の1参照）。

## 第4章 職務執行の区域及び場所

### 1 職務執行区域二関スル件

(明41.5.4官崎公証人広木幹照会)

(明42.7.21民刑623号民刑局長回答)

(要旨) 公証人の職務執行の区域内においては、区域外の人のためにも職務を行うことができる。

(照会) 第17条ニ於テ「公証人ノ職務執行区域ハ所属地方裁判所ノ管轄区域ニ依ル」トノ規定有之候処第28条ニ於テ外国人云々ノ規定アルニ徴シ其職務執行区域内ニ於テハ其区域外ノ人ノ為メニモ職務ヲ行フコトヲ得ル義ト心得可然候哉

(回答) 貴見ノ通

### 2 公証人ノ職務執行ノ区域ニ関スル件

(明44.8.1東京公証人三輪義淵照会)

(明44.10.2民事653号民事局長回答)

(要旨) 拒絶証書令第7条第2項の場合において、拒絶者の営業所、住所、居所が公証人の職務執行の区域外にあるときは、その公証人は拒絶証書を作成することができない。

(照会) 商法第442条第2項(現拒絶証書令第7条第2項)ニ依リ官署ニ問合ヲ為シタル結果拒絶者ノ営業所、住所又ハ居所カ判明シタルモ公証人ノ職務執行ノ区域外ナル場合ニハ何レニ於テ拒絶証書ヲ作成スヘキヤ

(回答) 問合面ノ場合ニ於テハ其公証人ハ拒絶証書ヲ作成スルコトヲ得ス

### 3 会社定款ヲ公正証書ニ作成スル場合ノ管轄ニ関スル件

(昭16.9.15神戸公証人山崎敬義照会)

(昭16.9.27民事甲888号民事局長回答)

(要旨) 1 商法第167条が適用される定款の公正証書による作成については、法第62条ノ2を類推適用すべきである。

2 商法第167条の規定が適用されない定款の認証又は公正証書による作成については、右の制限はない。

(照会) 1 商法第167条及其ノ準用規定ニ依ル定款ヲ公正証書ヲ以テ作成スル場合ニ於テモ公証人法第62条ノ2ノ類推適用ニヨリ会社ノ本店所在地ヲ管轄スル地方裁判所ノ所属公証人ノミ之ヲ取扱フヘキモノニ候哉

2 合名会社又ハ合資会社ノ如ク商法第167条準用ナキ定款ノ認証又ハ公正証書作成ノ嘱託アリタリタルトキハ会社ノ本店ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所ノ所属以外ノ公証人ニ於テモ之ヲ取扱ヒテ差支無之候哉

(回答) 1, 2 共貴見ノ通ト思考致候

### 4 公証人法第13条ノ2による公証人の職務執行区域について

(昭34.11.2札総478号札幌法務局民事行政部長照会)

(昭34.11.12民事(一) 発415号民事局第一課長回答)

(要旨) 法第13条ノ2による選考任用の公証人についても、その職務執行の区域に関しては、法第17条の規定の適用がある。

(照会) 公証人法第13条ノ2による選考任用の公証人の職務執行区域について左記両説がありますので、その可否について至急御回示を得たく照会します。

甲説 法第13条ノ2但書の規定は、任命の場合を規制したものに止り、その職務執行の区域は、一に同法第17条による。

乙説 法第13条ノ2但書の規定は、任命の場合に勿論その職務執行の区域をも規制したものと解すべきであって、同法第17条を適用すべきでない。

(回答) 本月2日付札総第478号をもって問合せがあった標記の件については、公証人法第13条によって任命された公証人であると、第13条ノ2によって任命された公証人であることを問わず、その職務執行の区域に関しては同法第17条の規定の適用があるものとする。

### 5 公証人の定款認証について

(昭51.5.12札総165号札幌法務局民事行政部長照会)

(昭51.5.26民一3210号民事局第一課長回答)

(照会) 当局滝川出張所においては、登記事務委任規則第42条の規定により、旭川地方法務局深川出張所管内の雨竜郡雨竜町に属する地域内の登記事務を取り扱っております。

ところで、右雨竜郡雨竜町に本店を有する会社の定款の認証事務については、左記のとおり考えますが、いささか疑義がありますので、何分のご指示をお解いたします。

#### 記

定款の認証事務は、公証人法第62条ノ2の規定により、会社の本店所在地を管轄する法務局又は地方法務局の所属公証人が、これを取り扱うこととされているが、同条の「管轄」とは登記管轄の意味ではなく、法務省設置法第13条の2第3項及び別表3に定める一般的管轄をいうのであって、したがって雨竜郡雨竜町に本店を有する会社の定款の認証事務は旭川地方法務局所属公証人がなすべきで札幌法務局所属公証人は、これをなし得ない。

(回答) 5月12日付け札総第165号をもって照会のあった標記の件については、貴見のとおりと考える。

## 第5章 書記

### 1 書記カ嘱託人ノ代理人タル場合ニ関スル件

(明44.11.17富山公証人赤松小一郎照会)

(明44.12.28民事129号民事局長回答)

(要旨) 公証人の書記が嘱託人の代理人である場合は、当該事件はなるべく取扱わないようにするのが相当である。

(照会) 1 嘱託人ノ委任ニ因ル代理人カ其公証人ノ筆生ナルトキ此代理人ニ依リ嘱託セラレタル事件ニ付公証人法第22条ノ各号ニ該当セサル限り公証人ハ其職務ヲ行フコトヲ得ル義ト心得可然哉

2 公証人カ前項ノ職務ヲ行フコトヲ得ルモノトスレハ其代理人タル筆生カ他ニ職業ヲ有セサル場合ニ於テ公証人法第36条第3号ニ依ル職業ハ如何ニ之ヲ記載シテ可然哉

3 公証人カ第1項ノ職務ヲ行フコトヲ得ルモノトスルモ其代理人タル筆生ハ当該事件ニ付テハ公証人法第24条ニ依リ執務ノ補助ヲ為スコトヲ得サル義ト心得可然哉

右ハ差掛リタル事件有之公証人法第3条ノ執行ニモ関係ヲ有シ居候ニ付至急何分ノ御訓示奉仰候也

(回答) 客月17日付稟伺ニ係ル公証事務取扱方ニ関スル件公証人ノ筆生カ嘱託人ノ代理人タル場合ハ公証人法第22条ノ明文ニ該当セサルモ此ノ如キ嘱託事件ハ同条ヲ設ケラレタル精神ヨリ可成之ヲ取扱ハサル様努メラルルヲ相当ト思考致候此段本官ヨリ及回答候也

### 2 遺言証書作成ニ書記ヲ補助セシムル件

(大10.4.27富山公証人赤松小一郎照会)

(大10.5.30民事1894号民事局長回答)

(要旨) 公正証書によって遺言を行う場合、遺言者が遺言の趣旨を口授する際

に、書記は、公証人の執務の補助として、口授を筆記することができる。

(照会) 民法第1069条(現969条)ニ定メタル方式ニ従ヒ公正証書ニ依リテ遺言ヲ為ス遺言者カ遺言ノ趣旨ヲ公証人ニ口授シ公証人カ遺言者ノ口述ヲ筆記スルニ当リ公証人法第24号第1項ニ依リテ置キタル筆生ハ此場合ニ於ケル公証人ノ執務ノ補助トシテ右口述ノ筆記ヲ為スコトヲ得ルモノト相心得可然哉

(回答) 貴見ノ通

### 3 公証人代理執務ノ場合ニ於ケル囑託人ノ人違ナキコトニ関スル件

(昭3.6.6大阪公証人井上一照会)

(昭3.6.19大阪地方裁判所長回答)

(要旨) 乙公証人が甲公証人を代理して執務する場合、甲公証人役場書記中乙公証人の面識ある者二人に囑託人の人違がないことを証明させるのは差し支えない。

(照会) 公証人法第63条第1項ニ依リ甲公証人ノ代理ヲ乙公証人ニ囑託シタル場合ニ関シ左ノ疑義アリ

1 囑託人カ甲公証人役場ニ於テ人違ナキコト顯著ナル場合即チ甲公証人及其役場ノ筆生ハ其囑託人ニ数年又ハ数10年引続キ日頃頻繁ナル接見ニヨリ固ヨリ旧キ面識アルモノト雖モ乙公証人カ之ニ面識ナキトキハ公証人法第28条第2項ノ手続ヲ要スルコトハ疑ナキモノノ如シ

2 果シテ然リトセハ右ノ場合ニ甲公証人役場筆生中乙公証人ノ面識アル者2人ヲシテ法第28条第2項後段ニ依リ其囑託人ノ人違ヒナキコトヲ証明セシメ毫モ差支ナカルヘシ

右事理明白ト存候得共異見有之向モ候ニ付為念請訓仕候

(回答) 本月6日付請訓公証人法ノ疑義ニ関スル件左ノ通思考ス

1 貴見ノ通

2 貴見ノ通

### 4 未成年者を書記とすることの可否について

(昭28.8.18高知地方方法務局長電信照会)

(昭28.8.21民事局長電信回答)

(要旨) 満16才の者を書記にすることは相当でない。

(照会) 公証人の書記は未成年者(満16才)にても差支ないか、公証人法施行規則第6条との関係上疑義があるので御伺いします。

(回答) 電照の未成年者を公証人の書記として認可することは相当でないと考ええる。

## 第6章 署名及び印鑑

### 1 職印ノ字体ニ関スル件

(明42.7.9長野地裁所長照会)

(明42.7.30民刑704号民刑局長回答)

(要旨) 公証人の職印を彫刻すべき文字字体は現在の用例で妨げない。

(照会) 印鑑ノ寸法彫刻スヘキ文字字体ハ一定セラルル趣旨ナルヤ

(回答) 職印ノ寸法ハ施行細則第8条(現規則第4条)ノ規定ニ依リ承知セラ  
ルヘシ其彫刻スヘキ文字、字体等ニ付テハ現在ノ用例ニテ妨ケナキ趣旨ナ  
リ

### 2 裁判所ニ於テ公証事務ヲ取扱フ場合ノ件

(明42.7.15甲府地裁所長照会)

(明42.8.3民刑758号民刑局長回答)

(要旨) 法務局が公証事務を取扱う場合には法務事務官の印は現に使用する職  
印を用いるべきである。

(照会) 公証人法実施ニ付テハ尚ホ委細ノ手續御制定ノ事ト被考候得共差当り  
公証人ノ希望者ナキノ故ヲ以テ裁判事務ヲ取扱ハサル区裁判所ノ書記ヲシ  
テ之ヲ取扱ハシメ候場合ニ関シ左ノ諸点疑義ニ涉リ候ニ付準備ノ都合モ有  
之候条至急何分ノ御指示相成度此段及請訓候也

1 から3まで 略

4 書記ノ職印ニモ氏名ヲ刻スヘキヤ

5 から10まで 略

(回答) 本月15日付日記第1215号請訓裁判所職員ヲシテ公証事務ヲ取扱ハシム  
ル場合ノ疑義ニ関スル件ハ左ノ通り思考致候

1 ないし3まで 略

4 現ニ使用シ居ル職印ヲ用キシムヘシ

5 ないし10まで 略

### 3 裁判所ニ於テ公証事務ヲ取扱フ場合ノ件

(明42.8.5大津地裁所長照会)

(明42.8.18民刑894号民刑局長回答)

(要旨) 法務局において公証事務を取扱う場合には法第21条(印鑑差出)を準  
用しない。

(照会) 公証人法第8条ニ依リ判事又ハ書記カ公証人ノ事務ヲ取扱フ場合ニハ  
同法第21条ハ準用スヘキモノニアラサルヤ

(回答) 貴見ノ通

### 4 印鑑証明等アリタルコトヲ記載シタル書面ニ関スル件

(明42.8.20長野地裁所長照会)

(明42.10.7民刑970号民刑局長回答)

(要旨) 1 本条(公証人法施行規則第14条)第2項の書面は独立に作成する  
ことを要し証書の末尾に記載することはできない。

2 該書面には公証人が其末尾に署名捺印するのが相当であり(注)、連続  
方に付ては法第41条第2項を適用すべきである。

(照会) 1 第2項ノ記載ハ公正証書ノ末尾ニ記載スルコトヲ許ササルヤ

2 別ニ書面ヲ作りタルトキハ公正証書ニ契印ヲ要シ尚ホ其末尾ニ公証人ノ  
職印ヲ押捺スルヲ相当トスルヤ

(回答) 1 貴見ノ通

2 施行細則第14条第2項ニ依ル書面ニハ公証人其末尾ニ署名捺印スルヲ相  
当トスヘク又其書面ノ連続ニ付テハ公証人法第41条第2項ヲ適用スヘキモ  
ノトス

(注) 回答2前段は昭37.5.14民事甲1323号民事局長通達により署名捺印を  
要しないことに変更された。

### 5 公証人法施行規則第14条第2項の書面について

(昭37.5.14民事甲1323号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 規則第14条第2項の書面の末尾には、公証人は署名押印しなくとも差し支えない。

(通達) 別紙甲号のとおり東京法務局長から照会があり、別紙乙号のとおり回答したから、この旨貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

なお、明治42年10月7日付民刑第970号民刑局長回答は本通達に抵触するかぎり変更されることになり、その他については従来どおりであるから念のため申し添える。

#### 別紙甲号

公証人法施行規則第14条第2項の書面について (照会)

標記の書面については、従来公証人がその末尾に署名捺押していますが、必ずしも公証人が署名押印しなくともさしつかえないものと考えますがいかがでしょうか。

#### 別紙乙号

公証人法施行規則第14条第2項の書面について (回答)

4月30日付総第119号で照会のあった標記の件については、貴見のとおりと解する。

### 6 兼務を命ぜられた公証人の職務執行について

(昭41.3.30総209号東京法務局長照会)

(昭41.7.25民事甲1914号民事局長回答)

(要旨) 兼務者が職務上署名するときは、「元公証人何某兼務者」と冠記すべきである。

(照会) 公証人法第67条第1項の規定によって兼務を命ぜられた公証人は、前任者が職務を行っていた場所において、前任者の取り扱った事務の兼務を行なうほか、新たな公証事務についても兼務者として取り扱うのが従来からの例であります。右兼務者が職務を行なう場所は、自己本来の役場であり、また、その職務範囲は前任者の取り扱った記録を前提とする事務(たとえば、証書原本の閲覧、執行文の付与等)に限られ、新たな公証事務については、兼務者としてなしえないという見解(司法研究報告書第13

輯第1号20頁参照)もあり、疑義を生じましたので、何分のご指示をお願いいたします。

なお、もし、引き続いて従来からの例によるものとする場合においても、兼務者が職務上署名するときの表示の形式を統一する必要があるものと考えられますので、この点についても併せてご指示をお願いいたします。

(回答) 3月30日付総第209号をもって照会のあった標記については、兼務者の職務権限は前任者と異なるところはないものとする。

なお、兼務者が職務上署名するときの表示の形式は下の振り合いによるのが相当である。

何市何町

(地方)法務局所属

元公証人何某兼務者

公証人 何 某 印

### 7 公証人法施行規則の一部改正について

(昭47.3.31民事甲1386号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(通達) 公証人法施行規則の一部を改正する省令(別紙〈略〉参照)が本日公布され、4月1日から施行されることとなった。

ついては、左記事項に留意して遺憾のないように期するとともに、1及び2については、所属公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

#### 記

- 1 第4条の改正によって、公証人の職印の寸法は、18ミリメートル平方に改められるが、右の省令施行の際、現に使用する職印で、改正前の寸法により作成されたものは、省令施行後も引き続き職印として使用してさしつかえない。
- 2 第12条の改正に伴い、公証人は、嘱託拒否の理由書を交付した場合には、その写しを作成し、目録を付けて、嘱託拒否の日の翌日から3年間これを保存すること。
- 3 第46条の改正に伴い法務局及び地方法務局においては、管轄区域内の

公証人会の役員名簿を備えつけ、これに役員の役職、氏名及び就職又は退職の年月日を記載し、その異動を把握すること。

## 8 公証人の認証の付与に関しその署名・押印が真実である旨の証明の付与について

(平4.2.26二総公二77号東京法務局長照会)

(平4.4.20民一1734号民事局長回答)

(要旨) 公証人の認証の付与に関し、あらかじめ作成した当該公証人の署名・押印が真実である旨の証明書を、当該公証役場において右認証に添付の上交付して差し支えないとされた事例(東京法務局のみ試行的に実施)

(照会) 近時、外国の官公署等に提出する文書に対する公証人の認証の付与を求めめる者が増加しているため、利用者の利便に配慮し、かつ、関係書類の厳正な管理を条件として、当分の間、この場合の証明は、当該文書を提出する国が外国公文書の認証を不要とする条約(昭和45年条約8号)に加盟しているときは別紙第1号様式(甲)の様式(略)による書面に、同条約に加盟していないときは別紙第2号様式(乙)の様式(略)による書面に、あらかじめ公証人のした署名・押印が在職中の公証人によりなされたものであることの証明を付与した後、公証人が当該書面を利用して認証の付与をする方法により取り扱うこととしたいと考えますが、貴意を得たくお伺いします。

なお、上記取扱いによる場合は、公証人をして、別紙3号様式の1及び2の様式(略)により毎月20日まで前月分の公証人押印証明報告書を調製の上提出させることとしたい。

(回答) 本年2月26日付け二総公二第77号をもって照会のあった標記の件については、貴見のとおり取り扱って差し支えない。

## 9 公証人の認証の付与に関しその署名・押印が真実である旨の証明の付与について

(平15.1.15東京法務局長照会)

(H15.1.17民総166号民事局長回答)

(要旨) 外国文認証のいわゆる簡易処理方法の実施について

(照会) 公証人の認証の付与に関しその署名・押印が真実である旨の証明の付与についての証明様式等については、昭和24年5月7日付け法務省民事甲第1028号法務省民事局長通達及び平成4年4月20日付け法務省民一第1734号法務省民事局長回答(以下「平成4年回答」という。)により取り扱ってきたところですが、近時の国際的な文書のA4判化の流れと、外国公文書の認証を不要とする条約(昭和45年条約第8号)の加盟国に対する甲様式(平成4年回答第1号様式(甲))において公証人の認証の真正が外務省により直接証明されていないことを理由に拒絶される例が散見されること、同条約の非加盟国に対する乙様式(平成4年回答第2号様式(乙))も甲様式と同様の方法により認証を付与することが便宜であると考えられること等から、利用者の利便に配慮し、かつ、東京公証人会作成の「外国向け私署証書認証事務処理要領」(別紙1)及び「公証人押印証明報告書記載要領」(別紙2)に基づき、関係書類の厳正な管理が行われることを条件として、従来の甲様式及び乙様式をそれぞれ別紙1の第1号様式(甲)及び別紙1の第2号様式(乙)に改め、別紙1及び別紙2の処理方法をもって取り扱うこととしたいと考えますが、貴意を得たくお伺いします。

### 別紙1

#### 外国向け私署証書認証事務処理要領

外国向け私署証書の認証事務のうち、公証人の署名、押印の証明を必要とするものについては、平成15年3月1日から以下の処理要領により実施するものとする。

1 本要領において使用する認証用紙は、別添第1号様式の認証用紙(Apostille付、A4判、以下「甲」という。)及び同第2号様式の認証用紙(東京法務局長及び外務省係官の証明文付、A4判、以下「乙」という。)とし、東京公証人会(以下「本部」という。)がこれを印刷準備する。

その際、甲にはApostille「8」欄に通し番号(例えば03-No.000001か

ら始まる。)を、乙には「総公証番号」欄に通し番号(例えばNo.100001から始まる。)を、それぞれ赤色刷りで付する。

- 2 上記認証用紙の配布を希望する公証人は、甲、乙別に希望枚数を本部に書面で申し込む。

本部は、この申込みに基づき、各公証役場に甲、乙の希望枚数を本部の定めた用紙費用及び郵送費用を徴して配布する。

本部は、公証人ごとに配布用紙の通し番号を記帳する。

- 3 各公証役場は、各公証人が、甲、乙の「公証人」欄に署名押印(署名真下及びApostille「2」欄にもローマ字楷書による記名)した後、東京法務局(民事行政部総務課第1係)に別紙様式の「送付書」により送付する。この場合においては、公証人の署名押印のみとどめ、日付、登簿番号等の記入はしない。

- 4 東京法務局において、甲、乙の「東京法務局長」欄に記名押印がされた後、外務省(領事移住部政策課証明班)に送付される。

- 5 外務省において、甲についてはApostilleの「10」、「9」の各欄に、乙については外務省係官の証明欄に、それぞれ係官より署名押印がされた後、本部は、外務省において、甲、乙を受領する。

- 6 本部は、外務省において受領した甲、乙について、各公証役場に返送する。

- 7 各公証役場は、囑託人の囑託内容に応じて、甲、乙に適切な認証文を記載し、登簿番号、公証役場の所在地及び作成日付を記入する。この際、東京法務局長証明の「作成日付」欄及び甲のApostilleの「6」欄又は乙の外務省係官証明欄の「作成日付」欄にも、認証文作成日と同じ作成日付を記入する。

Apostille及び乙の外務省係官証明欄の「作成日付」欄に日付を記入するときは、月、日、年の順に並べ、月は英語、日、年(西暦)は算用数字を使用する(例APR.10.2003)。

認証文の記入方法、その他認証の付与手続は、従来と同じである。外国語の認証文を別紙として添付するときは、甲又は乙と綴じ、契印する。

なお、囑託人から提出先国名を聞き、認証原簿にメモ書きする。

原則として、外国公文書の認証を不要とする条約(以下「ヘーグ条約」という。)加盟国向けは甲、非加盟国向けは乙を使用することとなるが、外務省係官の証明若しくはApostille又は法務局長証明が必要か否か確認する必要がある。また、ヘーグ条約非加盟国向けの文書に遇って甲を使用することのないように厳に注意する必要がある。

- 8 各公証役場は、1か月ごとに、公証人ごとに、甲使用分については別添第3号様式、乙使用分については別添第4号様式による「公証人押印証明報告書」を作成し、その原本は当該公証役場で保管し、第3号様式の写し及び第4号様式の写し各3部を、本部あて翌月10日までに送付する。

異動等により東京法務局長又は外務省係官の交替があった場合には、その交替日以後、当該担当官の署名のある認証用紙は一切使用することができなくなるから、報告書欄外下段に上記未使用の用紙の通し番号を記載するとともに、その事由を付記する。公証人の交替があった場合や当該暦年中に未使用に終わった場合も、同様である。書き損じその他により欠番が生じた場合には、その通し番号を記載する。

これら未使用及び欠番の認証用紙は、当該公証人の責任において破棄し、報告書欄外下段に廃棄年月日を記載する。

認証の囑託がなかった月においても、その旨、文書で報告する。

- 9 本部は、上記報告を取りまとめ、公証人ごとに処理、未処理の用紙の通し番号を把握する。

また、本部は、外務省及び東京法務局に対し、毎月20日までに前月分の第3号様式及び第4号様式の報告書写し各1部を、公証人ごとに取りまとめて、それぞれ送付する。

- 10 甲及び乙は、当該暦年中(1月1日より12月31日まで)のみ使用し、次の暦年には新たに通し番号を付した甲及び乙を使用する。

- 11 本部及び各公証役場は、本要領において使用する認証書類の盗難、紛失を防止するため、送付は、書留便又は手交によることとし、その保管を厳重にする。

平成 年 登簿第 号

第1号様式 認 証

よって、これを認証する。  
平成 年 月 日、本公証人役場において

東京法務局所属  
公証人  
Notary

証 明

上記署名は、東京法務局所属公証人の署名に相違ないものであり、かつ、その押印は、真実のものであることを証明する。

平成 年 月 日

東京法務局長

APOSTILLE (Convention de La Haye du 5 octobre 1961)	
1. Country: JAPAN	
This public document	
2. has been signed by	
3. acting in the capacity of Notary of the Tokyo Legal Affairs Bureau	
4. bears the seal/stamp of	Certified
5. at Tokyo	6.
7. by the Ministry of Foreign Affairs	
8.03-	
9. Seal/stamp:	10. Signature
_____ For the Minister for Foreign Affairs	

平成 年 登簿第 号

第2号様式 認 証

よって、これを認証する。  
平成 年 月 日、本公証人役場において

東京法務局所属  
公証人  
Notary

総公証 号

証 明

上記署名は、東京法務局所属公証人の署名に相違ないものであり、かつ、その押印は、真実のものであることを証明する。

平成 年 月 日

東京法務局長

CERTIFICATE

This is to certify that the signature affixed above has been provided by Notary, duly authorized by the Tokyo Legal Affairs Bureau and that the Official Seal appearing on the same is genuine.

Date

Director of the Tokyo Legal Affairs Bureau

For legalization by the foreign consul in Japan, this is to certify that the Seal affixed hereto is genuine.

Date

Tokyo, \_\_\_\_\_

Official  
Ministry of Foreign Affairs  
(Consular and Migration Policy Division)





- 5 「作成月日」欄には、認証文作成日を記入する。
- 6 「登簿番号」欄には、認証簿の番号を記載する。
- 7 「提出国」欄には、認証文書の提出先国名を記載する。
- 8 申請人氏名と提出先国名が同じで、かつ、同一内容の文書が多数あるときは、「証明番号」欄及び「登簿番号」欄に、連続番号を記載して簡略化することができる。

(回答) 平成15年1月15日付け2総公2第26号をもって照会のありました標記の件については、意見のとおり取り扱って差し支えありません。

## 第7章 諸帳簿

### 1 証書原簿、検事ノ証書帳簿ノ閲覧ニ関スル件

(明42.7.9長野地裁判所長照会)

(明42.7.30民刑704号民刑局長回答)

- (要旨) 1 遺言証書、秘密遺言証書及び民法第1011条第2項の財産目録に関する原簿についての特別の規定はない。
- 2 検事は、証書の添付書面、付属書類及び法定帳簿の閲覧を請求することができる。
- (照会) 1 公正証書ニ依ル遺言及ヒ秘密遺言ノ証書ニ関シテモ別段ニ原簿ヲ規定セラルルモノナルヤ
- 2 財産目録調製ニ関シテモ別段ニ原簿ヲ規定セラルルモノナルヤ
- 3 検事ハ証書原本ノ閲覧ヲ請求スルモノナレハ其添付書類又ハ付属書類モ閲覧シ得ルハ勿論ナルヤ
- 4 検事ハ帳簿ニ付テハ証書原簿、拒絶証書簿、確定日附簿其他計算ヲ記載シタル簿冊等総テ閲覧シ得サルヤ

(回答) 1及び2 施行細則第15条(現施行規則第18条)ノ規定ニ依リ承知セラルヘシ

- 3 貴見ノ通
- 4 検事ハ公証人ノ調製シタル帳簿ノ閲覧ヲ請求スルコトヲ得ヘシ

### 2 裁判所ニ於テ公証事務ヲ取扱フ場合ノ件

(明42.7.15甲府地裁所長照会)

(明42.8.3民刑758号民刑局長回答)

(要旨) 法務局が公証事務を取扱う場合は帳簿の表紙には単に某法務局支局と記載する。

(照会) 公証人法実施ニ付テハ尚ホ委細ノ手續御制定ノ事ト被考候得共差当リ公証人ノ希望者ナキノ故ヲ以テ裁判事務ヲ取扱ハサル区裁判所ノ書記ヲシテ之ヲ取扱ハシメ候場合ニ関シ左ノ諸点疑義ニ涉リ候ニ付準備ノ都合モ有之候条至急何分ノ御指示相成度此段及請訓候也

1 公証人法施行細則第16条ノ諸帳簿ノ表紙ニ記載スヘキ役場名義ハ某地方裁判所所属某区裁判所トスヘキヤ

2 から10まで 略

(回答) 本月15日付日記第1215号請訓裁判所職員ヲシテ公証事務ヲ取扱ハシムル場合ノ疑義ニ関スル件ハ左ノ通り思考致候

1 単ニ某区裁判所ト記載スヘシ

2 から10まで 略

### 3 裁判所カ兼務者ヨリ事務引継ヲ受ケタル場合ノ取扱ニ関スル件

(明42.7.15甲府地裁所長照会)

(明42.8.3民刑758号民刑局長回答)

(要旨) 兼務者が兼務の事務に付本務の番号を記載してきた場合に法務局が文書の引継を受けたときはその文書の番号を追って記載すべきである。

(照会) 公証人法実施ニ付テハ尚ホ委細ノ手續御制定ノ事ト被考候得共差当リ公証人ノ希望者ナキノ故ヲ以テ裁判事務ヲ取扱ハサル区裁判所ノ書記ヲシテ之ヲ取扱ハシメ候場合ニ関シ左ノ諸点疑義ニ涉リ候ニ付準備ノ都合モ有之候条至急何分ノ御指示相成度此段及請訓候也

1 から9まで 略

10 兼務者カ前任者ヨリ文書ノ引継ヲ受ケタル以後本務ト兼務トノ區別ヲ為サス従来ノ本務番号ヲ追フテ記載シ来リタル場合承継庁ハ兼務者カ前任者ヨリ引継ヲ受ケタル文書ノミノ引継ヲ受ケ其文書ノ番号ヲ追ヒ記載可然哉

(回答) 本月15日付日記第1215号請訓裁判所職員ヲシテ公証事務ヲ取扱ハシムル場合ノ疑義ニ関スル件ハ左ノ通り思考致候

1 から9まで 略

10 貴見ノ通

### 4 書類ノ引継ニ関スル件

(明42.8.3岐阜地裁所長照会)

(明42.8.24民刑875号民刑局長回答)

(要旨) 甲支局管内の公証役場を廃止して、乙支局管内の公証人に書類を引継いだ後、甲支局が公証事務を取扱うことになったときでも、其書類は甲支局に引継ぐべきではない。

(照会) 甲区裁判所管内公証人ハ曩ニ辞職シタルヲ以テ本年5月19日付ニテ御認可ヲ得同区裁判所管内公証人役場ハ之ヲ廃シ書類ハ公証人規則第57条ニ依リ乙区裁判所管内公証人何某ヘ引継ヲ為サシメアルモ公証人法実施ノ上同法第8条ニ依リ甲区裁判所ヲシテ公証人ノ職務ヲ取扱ハシメラルコトニ相成候節ハ同法第73条ニ準シ前頭ノ書類ハ更ニ管轄区裁判所ニ引継ヲ為シムヘキモノナルヤ

(回答) 書類ハ区裁判所ニ引継クヘキモノニ非ス

### 5 帳簿ノ記載方ニ関スル件

(明42.8.20長野地裁所長照会)

(明42.10.7民刑970号民刑局長回答)

(要旨) 証書原簿、認証簿の番号は第「千百」号の文字を記載することを要する。

(照会) 1 証書原簿、認証簿ニ記載スル番号ハ例ヘハ第千百号ナルトキハ第八一〇〇号ト載セス第千百号ト記載ヲ要スルヤ

2 略

(回答) 1 貴見ノ通

2 略

### 6 認証簿ヲ役場外ニ持出シ得ル場合ニ関スル件

(明43.3.12金沢公証人小川信行照会)

(明43.4.14民刑231号民刑局長回答)

(要旨) 役場外において、私署証書に認証を与える場合には、認証簿を出張先に持参して差し支えない。

(照会) 公証人役場ヨリ数里以外ノ地ニ病床ニ在ツテ委任状ノ認証ヲ請求スルモノアリ依テ出張ノ上公証人法第58条ノ規定ニ依リ之レカ手續ヲ為スヘキハ勿論尚同法第59条ニ依リ委任状ト認証簿トニ契印ヲナスヘキモノタル論ヲ俟タサルナリ然ルニ同法第25条ニ依レハ公証人ノ調製シタル帳簿ハ事変ヲ避クル為メニスル場合ヲ除ク外之レヲ役場外ヘ持出スコトヲ得ストアリテ前項ノ如キ出張先ニ於テ認証ヲ与フヘキ場合ニハ認証簿ノ契印ヲ為スヲ得サルニ至ルヘシ依テ右ノ場合ニハ出張先ニ係ルヲ以テ契印ヲ為サル旨ヲ認証中ニ附記シ可然哉  
右稟伺候也

(回答) 客月12日附稟伺ニ係ル公証人法ノ疑義ニ関スル件ハ認証ヲ与フヘキ証書ト認証簿トニ契印ヲ要スルトキハ認証簿ヲ其出張先ニ持行くモ妨ナキ儀ト思考致候此段本官ヨリ及回答候也

## 7 遺言ノ証人ニ関スル件

(明43.6.22東京公証人菅原良三郎照会)

(明43.8.10民刑641号民刑局長回答)

(要旨) 1 秘密証書による遺言者には法第28条が適用されるが証人には適用されない。

2 前項遺言者の印鑑証明書等は施行規則第25条第2項に従い取扱うべきである。

(照会) 民法第1070条(現970条) 秘密証書ニ依ル遺言者及ヒ証人ニ対シテモ公証人法第28条ヲ適用スヘキモノニ候哉之ヲ適用スルモノトスレハ印鑑証明書ノ如キ書類ハ公証人法施行細則第21条第2項(現規則25条2項)ニ依リ取扱ヒ可然哉

(回答) 民法第1070条(現970条)ノ規定ニ依ル遺言者ニハ公証人法第28条ノ規定ヲ適用スヘキモノナレトモ同条ノ証人ハ囑託人ニ非サルヲ以テ同証人ニハ右公証人法ノ規定ヲ適用スヘキ限リニ在ラス遺言者ノ印鑑証明書等ノ取扱ニ関シテハ貴見ノ通

## 8 公証人更迭ノ場合帳簿ノ取扱方

(大3.11.28札幌公証人野田英三照会)

(大3.12.25民1798号法務局長回答)

(要旨) 公証人更迭の場合、前任者の使用した諸帳簿の表紙に記載ある前任者の氏名は後任者のそれに改め、かつ、後任者就職の年月日を記載しておくべきである。

(照会) 公証人ニシテ元公証人某ノ後任者トシテ其事務取扱ヲ命セラレタル者証書其他ノ文書ヲ作成スルニハ前任者ノ番号ノ順序ヲ追ヒ記載スヘキコトハ公証人法施行細則第27条ニ依リ明ナレハ從テ証書原簿認証簿等ノ簿書類モ亦何レモ前任者ノ使用セルモノヲ継続使用スヘキハ勿論ナリ然ルニ右等ノ簿書類ノ表紙ニハ前任者ノ氏名ヲ記載シアルヲ以テ之ヲ後任者ノ氏名ニ変更セサルヘカラス其変更ノ方法ハ前任者ノ氏名ヲ朱抹シ其傍ニ後任者ノ氏名ヲ記シ尚朱書ヲ以テ後任者就職ノ年月日ヲ記載シ置キ可然哉

(回答) 貴見ノ通

## 9 附属書類ノ取扱方ニ関スル件

(大5.6.16宮崎公証人広木幹照会)

(大5.7.3民996号法務局長回答)

(要旨) 公正証書の正本謄本又は執行文付与等の請求について提出した附属書類は規則第25条第2項の規定に準じて取扱うのが相当である。

(照会) 公正証書作成ノ後日ニ至リ其証書ノ正本謄本若クハ執行文等請求ニ付公証人法ノ規定ニ從ヒ提出シタル書類(例之ハ請求権又ハ代理権限ヲ証明スヘキモノ若クハ印鑑ノ証明書ノ如キ)モ公証人法施行細則第21条第2項(現規則25条2項)規定ノ書類ニ包含スル儀ニ有之候哉  
右疑義相生シ候ニ付何卒急速ノ御訓示ヲ仰キ度此段相伺候也

(回答) 本月16日付日記第5号ヲ以テ稟伺相成候公証事務取扱方ニ関スル件公正証書ノ正本謄本又ハ執行文付与ノ請求等ニ提出シタル書類ニシテ請求権又ハ代理権限ヲ証スヘキモノ若クハ印鑑証明書等ハ公証人法施行細則第21条第2項ノ書類ニ包含セサルモ同条ノ規定ニ準シ取扱フヲ相当ト思考致候此段本官ヨリ及回答候也

## 10 書類帳簿ノ引継ニ関スル件

(大9.5.12福井地裁所長照会)

(大9.5.18民事1669号民事局長回答)

(要旨) 甲支局管内のA役場が乙支局管内のB役場を兼務している場合において、甲、乙支局がともに公証事務を取り扱うことになったときは、B役場分の書類、帳簿は乙支局に引継ぐべきである。

(照会) 小浜区裁判所高橋公証人辞職ノ結果本年6月1日ヨリ小浜区裁判所並ニ敦賀区裁判所ニ於テ公証人ノ職務ヲ行フコトト相成候処曩ニ敦賀区裁判所管内山崎公証人辞職シ其後任者ナキ為メ前記高橋公証人ニ於テ之ヲ兼務シ来リタルモ本来敦賀ノ公証人役場ハ形式上独立シテ存在セシモノナルニ付今回裁判所ノ取扱ニ移リタル上ハ其分ノ書類帳簿ハ小浜区裁判所ノ取扱ト為サス之ヲ敦賀区裁判所ヘ引継クヲ相当ト思料致候処従来ノ取扱例ハ之ニ反スルヤニモ相見ヘ申候(明治42年8月24日民刑第875号御回答)仍テ一応御意見相伺度右及御問候也

(回答) 本月12日付日記第1592号ヲ以テ御問合相成候標記ノ件ハ貴見ノ通ト思考致此段及回答候也  
追テ問合面ニ引用相成候民刑局長回答ハ公証人役場ヲ廃シタル場合ニ関スルモノニシテ該先例ヲ変更セラレタル儀ニハ無之候為念申添候

## 11 公証人法の改正に伴う公証事務の取扱方に関する件

(昭24.5.30民事甲1282号各司法事務局長あて民事局長通達)

(通達) 公証事務に関しては、公証人法等の一部改正並びに公証人審査会令、公証人身元保証金令、公証人法施行規則及び確定日附簿及び日附印章調製規則の制定により本年6月1日より相当広範囲に改正されることとなったから、その取扱については、右諸法令の外、左記に準拠し、万遺憾なきを期するとともに、所属公証人に対してもその周知徹底を図らわれない。  
右通達する。

記

1から11まで 略

12 保存簿以外の帳簿は、なるべく暦年ごとに調製すべきこと。

13 書類保存簿を備え、これに保存する書類の名称、範囲、冊数及び保存の始期等保存に関する事項、裁判所の命令又は嘱託等により書類を持ち出したときは、それに関する事項並びに書類を廃棄したときは、その年月日を記載しておくべきこと。

14から17まで 略

## 12 公正証書の番号等について

(昭28.10.26民事甲2019号民事局長通達)

(要旨) 公正証書の番号及び定款等認証の登簿番号は、各公証人ごとに起算すべきである。

(通達) 公正証書の番号、定款等認証の登簿番号は各公証人ごとに起番すべきものである。たとえ合同役場を設けた場合でも、公正証書原本の編てつ及び証書原簿、認証簿等の記載について各公証人の別を設けず同一役場に勤務する全公証人を通じて一連番号にすることは、公証人法の規定の趣旨に徴し、許されないばかりでなく、以上のような取扱による場合には、書類保管の責任が明らかにされず、役場の移転、公証人の任免に従う事務引継等の場合において、各公証人ごとの書類の区分、引継が完全に行われず、ひいては執行文附与等の際に嘱託人に不便を生ぜしめる結果ともなるから、今後合同役場を新設する場合には、右の点に十分御留意の上関係公証人に指示されたく、なお、既設の合同役場において右の取扱をしている公証人については、今後左記要領により措置するよう、然るべく取り計われない。

記

- 1 証書の番号及び登簿番号は、すみやかに一定期日から各公証人ごとに新たに起番し、証書原本及び定款等は事件を処理した各公証人ごとに別別として編てつすること。
- 2 証書原簿その他も各公証人ごとに作成すること。
- 3 すでに一連番号を用い、公証人の別を明らかにしていない証書原本等の綴りは、なるべくすみやかに各公証人ごとに区分し、編てつすること。

## 13 代理公証人の使用すべき証書原簿について

(昭36.11.29民事甲2974号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 代理公証人は、被代理公証人の証書原簿を使用し、その備考欄に「代理者公証人何某」と表示すれば足りる。

(通達) 別紙甲号のとおり横浜地方法務局長から照会があり、別紙乙号のとおり回答したから、この旨貴管下公証人に周知方取りはからわれない。

別紙甲号

代理公証人の使用すべき証書原簿について

公証人法第63条第1項により代理嘱託を受けた公証人が使用すべき証書原簿は、被嘱託公証人の原簿を使用し、備考欄に代理者公証人何某作成と記載すれば足りるものと思料しますがいささか疑義がありますので、何分の御指示を賜わりたくお伺いいたします。

乙別紙号

代理公証人の使用すべき証書原簿について (回答)

照会のあった標記の件については、貴見のとおりと考える。

14 帳簿書類の廃棄について

(昭41.1.5総51号静岡地方法務局長照会)

(昭41.1.25民事甲305号民事局長回答)

(要旨) 規則27条に規定されていない帳簿書類の保存期間

(照会) 当局所属公証人〇〇〇〇から、次の書類について廃棄の認可申請がありました。公証人法及び同法施行規則において、これらの書類の調製保存方については規定がありませんので、旧東京控訴院管内公証人監督手続(別紙参照)第49条に準じて、1, 2については10年間、3については5年間保存のうえ廃棄する取り扱いでさしつかえないと思料しますが、いささか疑義がありますので、何分の御指示を賜わりたくお伺いします。

記

- 1 統計に関する綴
- 2 事務上の往復文書綴
- 3 雑書綴

別紙

東京控訴院管内公証人監督手続抜すい(昭16.7.12第7651号訓令)

第49条 書類は左の期間之を保存すべし

1 令達及び決議	永 久
2 質義回答	50 年
3 書類保存簿	50 年
4 事務引継及書類廃毀	30 年
5 手数料日当旅費計算簿	10 年
6 統計及報告	10 年
7 事務上の往復文書及筆生に関する書類	10 年
8 日記簿、通付簿、雑書	5 年

前項の保存期間は、当該年度の翌年より之を起算す

(回答) 1月5日付日記総第51号で照会のあった標記の件は、書類の保存期間については貴見のとおりと考えるが、廃棄について貴職の認可は必要ないものと思料する。

15 帳簿・書類の保存期間について

(昭43.12.27民事甲3673号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 規則第27条の一部改正(昭和44年1月1日施行)に伴う書類帳簿の保存期間の変更及び嘱託人の同意による証書原本の保存期間の短縮に関する事務手続

(通達) 公証人の保存する書類及び帳簿の保存期間に関して、別添(略)のとおり公証人法施行規則の一部が改正され、昭和44年1月1日から施行されることになった。ついては、左記事項に留意して遺憾のないように期するとともに、所属公証人に対しても、その周知方取り計らわれない。

記

- 1 公証人法施行規則第27条の改正規定は、現に保管中の書類、帳簿についても適用があるから、改正規定によりすでにその保存期間を経過しているものがあれば廃棄してさしつかえない。また、同条第1項ただし書による同意の時期は、必ずしも証書作成時に限るものではないから、すでに保管中の証書の原本についても嘱託人の同意が得られれば、当該原

本に限り、保存期間を短縮することができる。

- 2 嘱託人の同意によって保存期間が短縮された証書の原本についても同条第4項の適用があるから、公証人が特別の事由により保存の必要があると認めるときは、その事由のある間保存しなければならない。
- 3(1) 代理嘱託人が本人に代って証書の原本の保存期間短縮の同意をする場合には、当分の間その旨の授權を委任状に明記させるよう指導すること。
- (2) 同条第3項の規定により証書原簿に嘱託人又はその代理人に押印させる場合には、当該原本に用いたと同一の印鑑を用いること等、保存期間の短縮についての取扱いが安易に流れることのないよう厳に注意すること。

## 16 公証人法施行規則の一部改正について

(昭47.12.19民事甲5437号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 公証人法施行規則の一部を改正する省令(別紙参照)が本日公布され、昭和48年1月1日から施行されることとなった。

(通達) 右の改正は、公証人役場に備え置くべき帳簿である証書原簿、認証簿および計算簿(公証人手数料規則第36条の規定により公証人の交付する計算書を含む。)の様式の横書方式による統一ならびに記載事項等の簡素、合理化を目的として実施されたものであるが、運用にあたっては、左記事項に留意してその取扱いに遺憾のないよう貴管下公証人および公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

### 記

- 1 従来、公正証書の番号および私署証書等認証の登簿番号については、連年継続の一連番号を付するものと、毎年更新するものと公証人によってその取扱いが一定していなかったが、右省令施行後は、これを暦年更新により毎年起番することとし、公正証書原本および認証を与える私署証書等に記載する番号は、「昭和何年第何号」の振合により表示する取扱いとしたから、注意すること。

なお、証書原簿および認証簿については、表紙に当該年度を記載する

こととし、証書作成、認証年月日欄における「年」の記載は、これを省略する取扱いとした。

- 2 認証簿の認証方法欄については、「自認」、「目撃」および「謄本」の各認証方法の種類に応じて該当するものに○印を付すること。
- 3 計算簿(甲)の「所要時間欄」は、改正様式ではこれを削除したが、公証人手数料規則第15条により証書作成の所要時間に応じて手数料を徴取する場合には、事項区分の下部欄を利用して、種別欄には「非法律行為事実」と表示し、数欄には所要時間を「時分」をもって記載する方法により記入すること。

なお、このほか計算簿(甲)、(乙)に記入すべき事項で種別欄に該当する項目がないものについては、下部の空欄を適宜利用して記載すること。

- 4 公証人法施行規則第20条の規定により計算簿の様式に準じて作成すべき計算書の用紙は、あらかじめ計算簿に組みこんで調製し、計算簿の記載と同時に複写する方法により記入すること。
- 5 各法務局・地方法務局の公証人役場検閲の実施結果等によれば、証書原簿等の役場に備え置くべき帳簿の記載に過誤が多く、また、これらの帳簿の機能と効用を軽視して乱雑に記載したり、あるいは、必要な事項の記載を怠ったりする例もかなり見受けられるが、これらの諸帳簿は、公証人の職務行為の適法、有効性を裏付け、検証するうえにおいても極めて重要な作用を果たすものであるから、この点充分に認識して慎重に取り扱われたい。

### 別紙

公証人法施行規則の一部を改正する省令(昭47.12.19法務省令77)

公証人法施行規則(昭和24年法務府令第9号)の一部を次のように改正する。

附録第1号様式から附録第3号様式までを次のように改める。

附録第1号様式 略

附録第2号様式 略

附録第3号様式 略

## 附 則

- 1 この省令は、昭和48年1月1日から施行する。
- 2 この省令施行の際現に存する帳簿又は用紙に限り、この省令施行の日から1年間は、なお使用することができる。

## 第1 公正証書（作成・保存等）

## 1 証書滅失ニ付キ公証人ノ責任ニ関スル件

(明41.5.4官崎公証人広木幹照会)

(明42.7.21民刑623号民刑局長回答)

(要旨) 正本又は謄本を交付していない証書の原本が滅失した場合に、公証人が法第42条の手續をしなくても公証人に責任がない。

(照会) 第42条ニ於テ「証書ノ原本滅失シタルトハキ公証人ハ既ニ交付シタル正本又ハ謄本ヲ徴シ所屬地方裁判所長ノ認可ヲ受ケ滅失シタル証書ニ代ヘテ之ヲ保存スルヲ要ス」トノ規定有之候処証書の正本又ハ謄本ハ請求ニ依リ交付スルノ規定ナレハ多クノ場合ニ於テ之ヲ請求スルモ若シ請求セサルカ為メ正本モ謄本モ交付ヲ為ササリシ原本カ滅失シタル場合ハ事実不能ナルヲ以テ同条ノ手續ヲ為ササルモ公証人ニ責ナキ義ニ候哉

(回答) 貴見ノ通但証書ノ原本滅失ニ付キ公証人ニ責任アル場合ニ於テ其責任スヘキハ勿論ナリトス

## 2 証書ノ原本滅失シタル場合ノ取扱方ニ関スル件

(明43.6.25青森公証人館純吉照会)

(明43.8.2民刑649号民刑局長回答)

(要旨) 1 証書の原本滅失の場合でも、公証人は、強制的に正本又は謄本を徴収し得ない。

2 権利関係が既に終了したものについても、正本又は謄本を徴し保存すべきである。

3 1の場合に、登記済の記載のある正本があっても、これを徴することは相当でない。他の正本又は謄本を徴すべきであり、これらがなく又は徴することができないときは、その正本に基づき謄本を作成して保存すべきで

ある。

(照会) 明治43年5月3日青森市ノ殆ント全部ヲ焼失シタル猛烈ナル火災ニ際シ本職役場付属ノ土蔵墜落シ保存ノ書類焼失シタル旨ハ其当時監督官ニ対シ報告致置候処爾來該滅失原本ニ付公証人法第42条ノ手續ヲ為ス為メ別紙ノ如ク連日新聞紙ニ広告シタルノ外裁判所揭示場ニ揭示シ尚ホ正本謄本等所持者ニ就キ法律ノ趣旨ヲ説明シテ之ヲ徴セントスルモ其効果甚タ少ク痛心ニ堪ヘス候処右第42条ノ手續ヲ為スニ付左記ノ点疑義相生シ候ニ付大至急貴見回報相煩度

1 元來公証人ハ囑託請求等総テ当事者ノ申出アリテ始メテ活動スルヲ本義トスルヲ以テ第42条ノ場合ニ於テモ所持者之レヲ欲セサルニ拘ハラズ強制的ニ之ヲ徴スルノ権能アルモノニアラスト解シ之ヲ拒絶セントスルモノアリ左様ノ拒絶者アルトキハ如何ナル方法ニ依リテ之ヲ徴スヘキヤ

2 焼失シタル公正証書原本ハ其大多數明治39年分並ニ其以前ノモノニ係リ之ヲ閲覧又ハ謄写スヘキ場合1ヵ年間僅ニ數回ニ過キサルヲ以テ土蔵ニ保存シタリシニ今回此災害ニ罹リタリ之ヲ当事者方面ヨリセハ過半以上ハ其取引終了シテ権利義務関係消滅シタルモノニ係ルヲ以テ其正本謄本等ノ現存スルモノ甚タ少カルヘク而シテ所持者ニ於テ既ニ破棄シタルモノハ整理不能ト云フノ外ナク又取引終了シタルモ偶然正本謄本現存スルモノハ之ヲ徴スルモ実益ヲ見サルカ如キ感ナキニアラス然レトモ法律ノ規定並ニ後日何等カ必要アルモ計ラレストノ理由ヲ以テ徴収シ可然哉

3 不動産ニ抵当権ヲ設定シテ金員貸借ヲ為シタル等ノ公正証書ハ其契約後更ニ登記手續ヲ為シテ貸借ヲ完結スルハ通例ナルニ依リ其ノ正本ニハ某区裁判所若クハ出張所ニ於テ年月日受付並ニ登記済ノ記載及其登記官庁ノ捺印アリ今之レヲ徴シテ地方裁判所長ノ認可ヲ受ケ原本ニ代ヘテ保存シ同時ニ之ニ依リテ更ニ正本ヲ作成シ交付スルニ當リ公証人ハ某代用原本ニ右某区裁判所若クハ出張所ニ於テ年月日受付登記済ノ記載及印押捺アルヲ現認スルヲ以テ更ニ交付スル正本ニハ其旨ヲ記載スルモ職責上何等差支ナキカ如シ或ハ他官庁ノ証明事項ニ係ルヲ以テ右記載ヲ為スコト能ハサル儀ニ候哉

4 前項末段ノ如ク記載ヲ為スコト能ハストセハ正本所持者ハ正本ヲ公証人

ニ徴セラレタル為メ不動産登記法第35条第1項第3号ノ所謂登記義務者ノ権利ニ関スル登記済証ヲ所持セサルニ至ルヲ以テ後日抵当物件ノ抹消ヲ要スル等ノ場合ニ更ニ如何ナル手續ニ依リ之ヲ得ヘキヤ同法第44条ノ登記済証カ滅失シタル場合ニアラサルヤ勿論ト思考ス（強イテ滅失ノ場合ニ包含セシメントスルモ所持者ハ後日ノ手数ト費用ヲ厭フ為メ徴セラルルコトヲ肯シセストス）ルヲ以テ他ニ何等カ規定ナキ限りハ全ク公証人法ト不動産登記法トノ調和ヲ欠カカ如シ如何心得可然哉

- 5 公証人カ3項前段ニ依リ登記済等ノ記載並ニ捺印アルコトヲ現認ノ旨記載シテ更ニ正本ヲ付与スルコトヲ得ハ其ノ記載ハ登記済証其者ニアラサルモ不動産登記法第44条ノ所謂登記済証ト広義ニ解シ得ヘク随テ登記官吏ハ之レヲ拒絶スルコトナカルヘク結局当事者ハ別段繁雜ナル手續ヲ為ササルモ其権義関係ヲ明瞭ニスルコトヲ得ヘシト信ス如何心得可然哉

右

#### 別紙

過般猛烈ナル火災ノ為メ土蔵墜落シ公証人対島何哉同対島貞勝同岩崎録三同小木茂三郎同森義磨及当役場明治39年迄ノ分並ニ持出書類中明治43年4月同5月1日ヨリ3日マテノ証書原本焼失ニ付正本又ハ謄本所持者ハ速ニ役場ニ持参又ハ送付セラルヘシ

但持出書類中ヨリ発見シタル分モアリ

青森市浦町税務署通

公証人 館 純 吉 役場

(回答) 本年6月25日付問合ニ係ル公証人法中疑義ニ関スル件ハ左ノ通思考致候

- 1 正本、謄本ハ強制シテ之ヲ徴スルコトヲ得サルモ法律ノ趣旨、当事者ノ利害等ヲ説示シテ可成徴収スル様努メラルヘシ
- 2 貴見ノ通
- 3 登記済ノ記載アル正本ノ外下付シタル正本又ハ謄本アルトキハ真正本又ハ謄本ヲ徴シ之ヲ保存スヘク登記済ノ記載アル正本ヲ徴スルコトヲ得ス若シ真正本ノ外ニ正本、謄本ノ下付ナキカ又ハ之ヲ徴スルコトヲ能ハサルトキハ該正本ニ基キ謄本ヲ作成シ之ヲ保存スル外ナカルヘシ

- 4, 5 前項ニテ了知セラルヘシ此段及同答候也

### 3 証書原本綴ノ取扱方ニ関スル件

(明43.12.19字都宮公証人生方一裁照会)

(明44.5.11民事179号民事局長回答)

(要旨) 証書原本綴に目録を附し、かつ、原本の毎葉に丁数を記入しても違法ではない。

(照会) 広島及ヒ長崎控訴院管内公証人監督手續ニ依レハ公証人法施行細則第21条ノ証書原本綴ニハ目録ヲ付シ原本ノ毎葉左肩ニ丁数ヲ記入ス可キコトヲ規定シアルモ証書原本ニ他ノ文字ヲ記入スルコトハ少シク穩当ヲ欠ク嫌アリ然レトモ目録ヲ付シテ丁数ヲ記入スルコトハ執務上最モ便宜ナルヲ以テ之ヲ記入スルモ違法ニアラサルヤ

(回答) 貴見ノ通

(参考) 公証人法施行細則第21条

証書ノ原本ハ番号ノ順序ニ從ヒ之ヲ編綴スヘシ

囑託ニ関シ提出シタル書類ニシテ原本ニ連綴スヘカラサルモノハ之ニ表紙ヲ附シ件名及受附番号ヲ記載シ受附番号ノ順序ニ從ヒ之ヲ編綴スヘシ

### 4 公正証書原本盗難ニ罹リタル場合ノ取扱ニ関スル件

(大元.8.16東京公証人今津寛太郎照会)

(大元.9.18民事258号民事局長回答)

- (要旨) 1 公正証書原本が盗難にあつても、直ちに滅失したとは解されない。ただし、その存否不明の間に正本、謄本又は執行文付与の請求があつたときは、当該事件につき法第42条の手續をすべきである。
- 2 滅失の時期は、事実により決すべきである。
  - 3 原本に代るべき正本又は謄本を徴した後、原本が現出したときは、その旨法務局長又は地方法務局長に届出て、以後これを原本とすべきである。原本には発見の日時、場所等を記載した書面を添付し、前に徴した正本又は謄本とともに保存する。
  - 4 盗難にあつた証書原本の綴目が破毀されて契印の効力のないものは滅失

とみなしてよい。

(照会) 左記ノ諸点事務取扱上疑義相生シ候ニ付何卒至急御回答煩度此段御伺上候

- 1 証書原本盗難ニ罹リタル場合ニ其原本ノ存否未タ分明ナラサルトキハ其存否ノ確定ヲ待タス公証人法第42条ニ所謂証書ノ原本滅失シタルモノト解釈シ同条所定ノ手續ニ出ツヘキモノナリヤ
- 2 若シ存否不分明中ハ未タ滅失シタルモノト解釈スヘカラストセハ真如何ナル時期ヲ以テ滅失ノ確定シタルモノト断定スヘキヤ
- 3 若シ存否不分明中ト雖モ猶滅失シタルモノト解釈スヘシトセハ公証人法第42条ニ依リ正本又ハ謄本ヲ以テ原本ニ代ヘテ保存スルノ手續ヲ履ミタル後原本ノ現出シタルトキハ其原本ハ如何処置スヘキヤ
- 4 盗難ニ罹リタル証書ノ綴目破毀セラレテ契印ノ効ナキモノハ之ヲ原本ノ滅失シタルモノト看做シ可然哉

(回答) 客月16日付稟伺ニ係ル事務取扱上ノ疑義ニ関スル件ハ左ノ通思考致候

- 1 盗難ニ罹リタル公正証書ノ原本ノ存否未タ分明セサル間ハ滅失シタルモノトスヘキヤ否ハ事実問題ニシテ直チニ滅失シタルモノト解スルコトヲ得ス但シ存否分明セサル事件ニ付正本、謄本又ハ執行文付与等ノ請求アリタル場合ハ当該事件ニ付キ公証人法第42条ノ手續ヲ為スヘキモノトス
- 2 如何ナル時期ヲ以テ滅失シタルモノト看做スヘキヤハ事実ノ如何ニ依リ決スヘク一般ニ断定スルコトヲ得ス
- 3 原本現出シタルトキハ其旨直チニ地方裁判所長へ届出爾後之ヲ原本トスヘシ而シテ其原本ニハ発見ノ日時、場所及ヒ顛末、原本ノ現状等相当ナル事項ヲ記載シタル書面ヲ添付シ前ニ徴収シタル正本又ハ謄本ト共ニ之ヲ保存スルコトヲ要ス
- 4 貴見ノ通  
此段及回答候也

## 5 「タイプライター」使用ノ件

(大8.4.5福岡公証人岩倉惣蔵照会)

(大8.4.27民事897号民事局長回答)

(要旨) 公正証書ノ作成ニ邦文タイプライターを使用して差し支えない。

(照会) 本職役場ニ於テ邦文「タイプライター」ヲ使用スヘキ見込ニ有候処該器ハ必要文字ヲ「インキ」ニテ書出スコトニ相成候ニ代之ヲ使用シテ公正証書ヲ作成スルモ差支無之候哉稟伺ス

(回答) 本月5日付日記第19号ヲ以テ稟伺相成候公正証書ノ作成ニ邦文「タイプライター」ヲ使用スルハ差支ナキ義ト思考致候此段本官ヨリ及回答候他

(参考) 大11.7.18民第1264号裁判所、検事局宛司法次官通牒

裁判ノ原本ニ邦文「タイプライター」使用ニ関スル件

今般褪色消失ノ虞レナキ「インク」ヲ使用スルニ於テハ民事刑事ノ裁判ノ原本ノ邦文タイプライターヲ使用スルモ差支ナキコトニ省議決定相成候条此段及通牒候也

追テ紫色インクハ永久保存ノ目的ニ適ハサルヲ以テ絶対ニ使用セサル様致度印刷局ハ鑑査ノ結果東京市京橋区日本「タイプライター」株式会社販売ノ「インク」中黒色ノモノヲ以テ褪色消失ノ虞レナキモノト認メ居候ニ付為念申添候

## 6 公正証書原本滅失ニ関スル件

(昭20.8.25中545号松山地裁所長照会)

(昭20.10.4民事甲440号民事局長回答)

(要旨) 法務局保管にかかる公正証書ノ原本が滅失した場合には、適宜法務局ノ掲示場に掲示する等一般公証人ノ例に準じ処理すべく、又確定日附簿が滅失した場合には、原則として右ノ措置をとる必要がない。

(照会) 当管内今治区裁判所ニ於テ公証事務取扱中ノ処前公証人長井好市ヨリ引継キタル公正証書原本及確定日附簿全部戦災ニ因リ昭和20年8月6日焼失シタルニ付同公証人ノ作成ニ係ル公正証書ノ正本又ハ謄本ヲ有スル者及同公証人役場ニ於テ確定日附ヲ付シタル私署証書ヲ所持スル者ハ昭和21年5月5日迄ニ差出スヘキ旨ノ告示相成度候  
追テ今治区裁判所ニ於テ公証人ノ職務取扱開始以來取扱事件無之ニ付申添候

(回答) 8月25日付中第545号ヲ以テ上申ニ係ル標記ノ件公正証書ニ付テハ官

報ニ依ル告示ハ適當ナラサルニ付貴庁揭示場ニ揭示スル等一般公証人ノ取扱ニ準シ適當御処理相成度確定日附簿ニ付テハ特ニ必要ナキ限りスル処置ニ及ハサル儀ト思料候左様御承知相成度此段及回答候也

## 7 公証人法の改正に伴う公証事務の取扱方に関する件

(昭24.5.30民事甲1282号各司法事務局長あて民事局長通達)

(通達) 公証事務に関しては、公証人法等の一部改正並びに公証人審査会令、公証人身元保証金令、公証人法施行規則及び確定日附簿及び日附印章調製規則の制定により本年6月1日より相当広範囲に改正されることとなったから、その取扱については、右諸法令の外、左記に準拠し、万遺憾なきを期するとともに、所属公証人に対してもその周知徹底を図らわれない。

右通達する。

### 記

1から6まで 略

7 公正証書の作成又は認証の記載に使用する「インキ」又は印肉等は、文字が消え又は色のあせる虞のあるものであってはならないこと。

8から17まで 略

## 8 廃棄を認可した公正証書原本等の処分について

(昭28.4.3総319号福島地方方法務局長照会)

(昭28.4.9民事甲589号民事局長回答)

(要旨) 廃棄を認可された証書原本等は、貼付印紙の部分を切り取って焼却した上、囑託人の秘密の漏れるおそれのない方法により公証人において処分して差し支えない。

(照会) 公証人法施行規則第28条により、地方方法務局長において、廃棄を認可した証書の原本等は、公証人において、適宜処分して差支えありませんか、差しかかった事案があるので至急御指示願います。

なお、本件については、客年9月8日電信照会中のものでありますが、御回答を得られなかったため、更に御照会いたします。

(回答) 本月3日総日記第319号をもって照会にかかる標記の件については、

書類中貼付されている印紙の部分を切り取り焼却した上で、囑託人の秘密の漏れるおそれのない方法により公証人において処分することはさしつかえないものとする。

## 9 公正証書の番号について

(昭28.7.11福岡法務局長電信照会)

(昭28.7.14民事甲1209号民事局長電信回答)

(要旨) 前任者の書類が戦災により全焼したため、後任者が文書番号の順を追うことができないときは、第1号から起番して差し支えない。

(照会) 公証人の前任者の書類が戦災で全焼したので、後任者の作成する文書番号は順序を追って記載できないが、この場合は、公証人法施行規則第32条の規定にかかわらず、後任者は第1号より記載して差しつかえないでせうか。折り返し御指示を請う。

(回答) 本月11日をもって電照にかかる標記に関しては、貴見のとおり取り扱って差しつかえない。

(同旨) 昭26.1.25広島法務局長照会、昭26.1.29民事甲121号民事局長回答

(照会) 先に任命、当法務局所属を命ぜられた公証人田中豊の前任者官脇幸治の書類は戦災で焼失した為、同人作成の文書の番号不明なるにより、後任者たる田中公証人に於て作成する文書の番号は第1号より開始する外致しかならないと考えられますが、如何でせうか。何分の御指示を願います。

尚裁判所所属当時任命された当法務局所属の公証人津村幹三は、その前任者岡崎与六作成文書が戦災で流失により番号不明の為(新第何号)として新しい番号を附しておりますから、御参考迄に申添えます。

(回答) 電報照会の件、公証事務引継により新公証人田中豊が作成する文書番号は第1号より開始して差しつかえない。

(同旨) 右の場合は「特第何号」として、第1号より記載すべきである(昭21.5.4静岡公証人松井恭太郎照会、昭21.5.17民事甲302号民事局長回答)。

(照会) 下名義今般公証人二任セラレ元公証人大庭善之ノ後任ヲ命セラレタルモノニ有之候処同公証人役場ニ保存シタル一切ノ書類及帳簿ヲ昨年6月18日戦災ニ因リ焼失致シタル為メ右公証人ノ作成シタル文書ノ番号ハ之ヲ知

ルニ由ナク従テ小職職務ヲ行フニ当リ作成スヘキ文書ノ番号ハ前任者ノ作成シタル文書ノ番号ノ順序ヲ追ヒテ之ヲ記載スルコト能ハサル次第ニ候此ノ場合之カ番号記載ヲ如何致ス可キ哉其ノ取扱ヒニ疑義相生シ候間何分ノ御指示ヲ仰キ度茲ニ及稟伺候也

(回答) 本年5月4日付お問合せの標記の件は、特第〇〇号の如く番号の上に特別の表示をなしたる上、新たに第1号より記載するほかないものと考えます。

## 10 公正証書の番号等について

(昭28.10.26民事甲2019号民事局長通達)

(要旨) 公正証書の番号及び定款等認証の登簿番号は、各公証人ごとに起算すべきである。

(通達) 公正証書の番号、定款等認証の登簿番号は各公証人ごとに起番すべきものである。たとえ合同役場を設けた場合でも、公正証書原本の編てつ及び証書原簿、認証簿等の記載について各公証人の別を設けず同一役場に勤務する全公証人を通じて一連番号にすることは、公証人法の規定の趣旨に徴し、許されないばかりでなく、以上のような取扱による場合には、書類保管の責任が明らかにされず、役場の移転、公証人の任免に従う事務引継等の場合において、各公証人ごとの書類の区分、引継が完全に行われず、ひいては執行文附与等の際に嘱託人に不便を生ぜしめる結果ともなるから、今後合同役場を新設する場合には、右の点に十分御留意の上関係公証人に指示されたく、なお、既設の合同役場において右の取扱をしている公証人については、今後左記要領により措置するよう、然るべく取り計わりたい。

### 記

- 1 証書の番号及び登簿番号は、すみやかに一定期日から各公証人ごとに新たに起番し、証書原本及び定款等は事件を処理した各公証人ごとに別別として編てつすること。
- 2 証書原簿その他各公証人ごとに作成すること。
- 3 すでに一連番号を用い、公証人の別を明らかにしていない証書原本等の綴りは、なるべくすみやかに各公証人ごとに区分し、編てつすること。

## 11 公正証書の番号等について

(昭28.12.19総370号東京法務局長照会)

(昭28.12.22民事甲2491号民事局長通達)

(要旨) 公正証書の番号及び定款等認証の登簿番号は、毎年更新して差し支えない。

(通達) 標記について、別紙甲号のとおり東京法務局長から問合せがあったので、別紙乙号のとおり回答したから、この旨貴管下公証人に周知方然るべく取り計らわれない。

### 別紙甲号

これまで公正証書の番号、定款等認証の登簿番号は、全国的に連年継続の一連番号を付しておりますが、尨大な数字になりまして、公証関係人にとって不便でありますから、これらの番号を来年1月から、毎年更新することとし、昭和何年第何号と改めたいかがでしょうか、お伺いします。

### 別紙乙号

本月19日付総第370号をもって問合せにかかる標記については、貴見のとおり取り扱ってさしつかえない。

## 12 公正証書における私法人代表者の年令の記載について

(昭29.2.23民事甲413号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 1 私法人の代表者の年令は、証書に記載することを要する。

2 右年令は、戸籍謄抄本等確実な書面により証明させる。

(通達) 標記について、別紙甲号のとおり福岡法務局長から照会があったので、別紙乙号のとおり回答したから、この旨貴管下公証人に周知方然るべく取り計らわれない。

### 別紙甲号

公正証書の作成に当っては、会社その他私法人の代表者（以下代表者という）の年令を記載することは従来統一された取扱であるが、客年11月商業登記規則の一部改正に伴い代表者の印鑑証明に年令を記載されない取扱となった結果、代表者の代理人より嘱託の場合代表者の年令を知らない場

合が多く公正証書作成上支障が多いので、私法人も公法人と同様に代表者の年齢は記載しない取扱に改められたい旨、管内公証人より希望の向もあり当職としてはその取扱にて差支えないものと考えますが、全国的に統一される問題でもあり、いささか疑義もありますので何分の御指示を仰ぎます。

## 別紙乙号

本月9日付総第239号をもって照会にかかる標記については、公証人法第36条の規定により年齢を記載することを要する。なお右は、戸籍謄抄本、住民票謄抄本その他確実な書面により証明させるのが相当である。

## 13 公正証書原本並に証書原簿に番号を記載する時期について

(昭34.12.14岡山公証人車田輝平照会)

(昭35.1.18民事甲146号民事局長回答)

(要旨) 公証人は、証書に列席者とともに署名捺印した後に、証書原本等に番号を記載すべきである。

(照会) 標記の件について当局所属公証人車田輝平より別紙のとおり伺いがありましたので、左記意見を付し進達いたします。

## 記

第1説を可とする。

## 理由

公証人法第46条第1項により証書原簿には、証書の作成毎に進行の順序を逐い証書の番号及び種類その他の事項を記入すべきものであるが、その記入の時期は証書の完成即ち公証人が作成した証書を面前の列席者に読み聞かせ、場合によっては閲覧させ、嘱託人又はその代理人の承認を得てその旨を記載し、公証人及び列席者各自証書に署名、押印をおわったときでなければならないことはいうまでもないところである。

従って公正証書原本及び証書原簿の番号は証書原簿に記入の際に定まるものといわなければならない。

若し第2説のような見解によって証書作成前に証書原簿の記入がなされた証書原本及び証書原簿の番号が記載されるとすれば証書の完成は証書原

簿記入後数日あるいは数カ月の後となり甚だしきは数年にわたって未完結の状態に放置される結果ともなるものと考えられる。

## 別紙

公正証書原本並に証書原簿に番号を記載する時期に関する件  
標記の件については左記両説があつて何れに従うべきか疑義がありますので何分の御指示をお願い致します。

## 記

第1説 公正証書原本並に証書原簿に番号を記載する時期は公証人が証書を作成し列席者と共に署名捺印した後でなければならないそのことは公証人法第46条第1項は「証書原簿ニハ証書ノ作成毎ニ進行ノ順序ヲ逐ヒ左ノ事項ヲ記入スヘシ一証書ノ番号及種類……」と規定してある点に徴して明白である。

第2説 公正証書原本並に原簿に番号を記載する時期は公証人が証書を作成し列席者と共に署名捺印した後たることを要しない公証人法第46条第1項には第1説の如く規定してあるが同条には過去完了を意味する文詞なく却って「進行ノ順序ヲ逐ヒ」と規定して完結の順を逐いと規定しないのみでなくその第36条に依れば「公証人ノ作成スル証書ニハ其ノ本旨ノ外左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス一証書ノ番号……」と規定しその第37条に依れば「公証人証書ヲ作成スルニハ普通平易ノ語ヲ用キ……番号ヲ記載スルニハ壹式参拾ノ字ヲ用ウヘシ」と規定してある点に徴すれば証書作成に当っては当然他の必要事項と共に番号を記載すべく特にこれを後にすべき趣旨を窺うことは出来ない若し公証人が列席者と共に署名捺印した後でなければ番号を記載し得ないと解するときは第39条に依り列席者に読聞かせ又は閲覧させた際証書に「この証書は……番号の部分を除き読聞かせ又は閲覧させ」というが如き不体裁な記載をしなければ事実反するのみでなく番号を読聞かせ又は閲覧させたことは遂に証書に現わすことが出来ない抑々番号を記載することは前示第36条に規定した公正証書の必要条件であつてその方式を欠く証書は無効といわなければならない斯る無効の証書を読聞かせ又は閲覧させても公正証書の効力は発生しないであろう。

これを実務上から観れば公証人が遠隔の地に出張して証書を作成する場合の如き法第25条に依れば「帳簿ハ事変ヲ避クル為ニスル場合ヲ除クノ外之ヲ役場外ニ持出スコトヲ得ス」と規定してあるから証書を作成するも番号を記載する途なく従って適法な読聞け又は閲覧をさせることが出来ないのみでなく嘱託人が即時証書の正本又は謄本の交付を請求するもこれを交付することが出来ないので公証人は一旦原本を役場に持帰った後証書原簿並に証書原本に番号を記載し手数料等も乙号計算簿に記載して本人又は代理人の出頭を待ってこれを交付する外なくその不便不利なことは言を俟たない。

又一時に数10件或はそれ以上多数の証書作成を嘱託した場合第1説によれば先ず証書に公証人が列席者と共に署名捺印した後証書原簿・証書原本及原本等に番号を記載し且計算簿等の記載をもしなければならない結果となるから事務取扱上の繰廻しをすることは全く不可能で公証人の能率増進に多大の支障を来すのは勿論その間嘱託人を待たせ（嘱託人中には一瞬時を争うような多忙な者或は汽車の時間の都合がある者等稀ではない）又他に嘱託人がある場合はこれをも待たせなければならないこととなり嘱託人に多大の不利不便を与えることとなる故に公証人は時宜により証書作成の順序に従って証書原簿・証書原本及正謄本等に番号を記載して準備しおき嘱託人出頭の場合閲覧させ又は読聞かせて証書を完結させても別に違法の点を認めない尤も斯くするときは証書作成を嘱託しながら出頭しない者もあるので完結か不完結か不明のものを生じ整理上不便を来す場合があることを免れない併しこの問題は証書の原本並に原簿等に何時番号を記載すべきかの問題とは別個の問題であるのみでなく証書の完結不完結の処理につき公証人が困難する場合は番号記載の時期如何に拘らず起る問題であるから公証人は嘱託人に照会してその意思を確めた上適当に処理する等努力すれば足るべく而も原簿の記載整理等は公証人の内部的職務であって証書そのものの効力に影響を及ぼす事項ではない斯る内部的事務の為にするのは勿論特段の理由なくして公証人の執務上に於ける裁量の範囲を著しく狭めてその能率の増進を妨げ延いて嘱託人に不利益を与えるが如き解釈は国家公務員法第1条第96条の精

神にも反し妥当な解釈とはいえない。

以上

（回答）客年12月14日付照会の標記の件は、第1説の取扱によるのが相当である。

#### 14 証書原本の廃棄について

（昭35.12.23民事甲3231号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）規則第27条の一部改正（昭和35年）に伴う保存期間の満了した証書原本を廃棄する場合の留意事項

（通達）公証人法施行規則の一部を改正する省令（昭和35年12月23日法務省令第43号）の施行により、公正証書の原本の保存期間が30年に短縮されたので、現在公証人役場及び公証事務を取り扱う支局に保管中の公正証書の原本の一部があらたに廃棄の対象となったが、この廃棄については同規則第28条の手続によるべきことは勿論、第27条第3項により保存すべきものを廃棄することのないよう特に留意されたい。

また、同条第3項の事由のある公正証書の原本については、証書原簿の備考欄又は欄外上部等適當の個所に保存の見込期間を記載する取扱いとされたい。

なお、右の旨を貴管下公証人及び公証事務を行う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

（注）昭和43年法務省令第53号公証人法施行規則一部改正により証書原本の保存期間は20年に短縮された。

#### 15 複写器による公正証書正本の作成について

（昭37.9.7民事甲2565号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）陽画式複写器を用いて証書の正本を作成するのは、用紙が保存に適し、かつ、写出の結果が鮮明で変色、消色のおそれがない場合に限る。

（通達）標記の件について、別紙甲号のとおり、福岡法務局長から照会があったので、別紙乙号のとおり回答したから、この旨貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

別紙甲号

## 公正証書正本の作成について(照会)

公正証書の正本を交付する場合複写器(リコピー等)による陽画写真をもって作成することはさしつかえないと考えますが、疑義もあり、何分の御指示をお願いします。

## 別紙乙号

## 公正証書正本の作成について(回答)

8月17日付総第2625号で照会のあった標記の件については、複写器による陽画写真の用紙が保存に適するものであり、かつ、写出の結果が鮮明で将来変色または消色等のおそれがないものにかぎり積極的に解してさしつかえない。

なお、公証人が複写器により公正証書の正本を作成する場合は、貴職においてその写出の適否について必要の場合は、注意をする取扱とされたい。

## 16 公正証書の原本をバインダーに編綴することの可否について

(昭39.2.17民事甲360号法務局長・地方法務局長あて民事局長通知)

(要旨) 公正証書の原本はバインダーに編綴して差し支えない。

(通知) 別紙甲号のとおり仙台法務局長から照会があり、別紙乙号のとおり回答したから、参考までに通知する。

## 別紙甲号

## 公正証書の原本をバインダーに編綴することの可否について(照会)

公証人の職務を行う当局の支局において証書の謄本請求が多くなり複写することが多いので、証書の原本をバインダーに収納することにより事務能率の増進が期待できるから、バインダーに余裕があれば、証書の原本をバインダーに編綴してさしつかえないか、何分のご垂示をお願い申し上げます。

## 別紙乙号

## 公正証書の原本をバインダーに編綴することの可否について(回答)

2月6日付総日記第96号で照会のあった標記の件は、さしつかえない。

なお、証書の原本を滅失または毀損せしめないようその取扱には十分注意されたい。

## 17 陽画式複写器により複写した用紙を用いて公正証書原本を作成することの可否について

(昭41.11.1総564号津地方法務局長照会)

(昭41.12.24民事甲3668号民事局長回答)

(要旨) 陽画式複写器により複写した用紙を用いて公正証書原本を作成することは相当でない。

(照会) 公証人が公正証書を作成する場合、その一部に印刷した不動文字をリコピーした用紙を使用して原本を作成することは、当該用紙が公証人法施行規則第8条によるけい紙とは認められないから許されないものと考えますが、これに対し変色のおそれがなく保存年限を保ち得るものであれば差し支えないとの意見もありますので、何分のご指示を賜りたくお伺い申し上げます。

(回答) 11月1日日記総第564号をもって照会のあった標記については所問の用紙を用いることは相当でないとする。

## 18 証書原本の保存について

(昭45.10.27民事甲4508号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 貸付金の返済期間が20年を超える消費貸借契約の証書原本は、規則第27条4項により保存しなければならない。

(通達) 公証人法施行規則第27条第4項による公正証書原本の保存について標記について農林漁業金融公庫総裁から別紙甲号のとおり照会があり、別紙乙号のとおり回答したので、了知のうえ、その取扱いに遺憾のないよう貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官にこの旨周知方しなるべくとりはからわれない。

## 別紙甲号

償還期限未到来の貸付金の公正証書原本に係る公証人法施行規則第27条第4項の規定の適用について

公証人法施行規則第27条第1項第1号により証書の原本の保存期間は20年に定められ、この期間を越えるものは同条第4項の規定に該当するもの

を除き廃棄処分することとされておりますが、ご承知のとおり、当公庫では長期資金を融通しており、償還期限（据置期限を含む）が20年を越えるものが相当数占める状況にあります。貸付金の償還期限が未到来の場合には、同規則第27条第4項に定める「特別の事由」に該当するものと解されますが、公証人役場によっては必ずしもこの見解ではない向も見受けられますので貴見折返しご回示願いたくご照会申し上げます。

おって、当方の通りの解釈で差支えない場合には、その旨を貴管下各法務局および地方法務局にご連絡願いたくご依頼申し上げます。

#### 別紙乙号

公証人法施行規則第27条第4項の適用について

本年10月15日付45農公総第45号をもって照会にかかる標記については、貴見のとおりと考えます。

おって、この旨法務局長及び地方法務局長に通知したので申し添えます。

### 19 公証人法施行規則の一部改正について

(昭47.12.19民事甲5437号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 公証人法施行規則の一部を改正する省令（別紙参照）が本日公布され、昭和48年1月1日から施行されることとなった。

(通達) 右の改正は、公証人役場に備え置くべき帳簿である証書原簿、認証簿および計算簿（公証人手数料規則第36条の規定により公証人の交付する計算書を含む。）の様式の横書方式による統一ならびに記載事項等の簡素、合理化を目的として実施されたものであるが、運用にあたっては、左記事項に留意してその取扱いに遺憾のないよう貴管下公証人および公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

#### 記

1 従来、公正証書の番号および私署証書等認証の登簿番号については、連年継続の一連番号を付するものと、毎年更新するものと公証人によってその取扱いが一定していなかったが、右省令施行後は、これを暦年更新により毎年起番することとし、公正証書原本および認証を与える私署証書等に記載する番号は、「昭和何年第何号」の振合により表示する取

扱いとしたから、注意すること。

なお、証書原簿および認証簿については、表紙に当該年度を記載することとし、証書作成、認証年月日欄における「年」の記載は、これを省略する取扱いとした。

2 認証簿の認証方法欄については、「自認」、「目撃」および「謄本」の各認証方法の種類に応じて該当するものに○印を付すること。

3 及び 4 略

5 各法務局・地方法務局の公証人役場検閲の実施結果等によれば、証書原簿等の役場に備え置くべき帳簿の記載に過誤が多く、また、これらの帳簿の機能と効用を軽視して乱雑に記載したり、あるいは、必要な事項の記載を怠ったりする例もかなり見受けられるが、これらの諸帳簿は、公証人の職務行為の適法、有効性を裏付け、検証するうえにおいても極めて重要な作用を果たすものであるから、この点充分に認識して慎重に取り扱われたい。

#### 別紙

公証人法施行規則の一部を改正する省令（昭47.12.19法務省令77）

公証人法施行規則（昭和24年法務府令第9号）の一部を次のように改正する。

附録第1号様式から附録第3号様式までを次のように改める。

附録第1号様式 略

附録第2号様式 略

附録第3号様式 略

#### 附 則

- 1 この省令は、昭和48年1月1日から施行する。
- 2 この省令施行の際現に存する帳簿又は用紙に限り、この省令施行の日から1年間は、なお使用することができる。

### 20 公正証書の正本を原本にかえて保存することについて

(昭48.7.4総633号東京法務局長照会)

(昭49.10.23民一5695号民事局長回答)

(照会) 執行文の付与をうけるため、保存期間満了により廃棄された公正証書の原本にかえて正本を保存する認可申請があった場合、これに応じてさしつかえないものと考えますが、いささか疑義がありますので何分のご指示をお願いします。

(回答) 昭和48年7月4日付け総第633号をもって照会のあった標記の件については、公証人法施行規則第27条第4項の特別の事由に該当するものと認められるので、公証人法第42条の規定により、認可して差し支えないものとする。

21 ゼログラフ方式により複写作成した用紙を用いて公正証書原本を作成することの可否について

(昭54.1.25二総公1-76号東京法務局長照会)

(昭54.4.26民一2731号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(通達) 標記について、別紙甲号のとおり東京法務局長から照会があり、別紙乙号のとおり回答したから、この旨貴管内公証人及び公証事務を取扱う法務事務官に周知方取り計らわれない。

別紙甲号

標記の件について東京公証人会から照会がありましたが、近時における複写機の性能の向上状況等からみて、公証人が左記方法により公正証書原本を作成することは差し支えないと考えますところ、昭和41年12月24日付け民事甲第3668号貴職回答との関連もあり、いささか疑義がありますので何分の御指示を賜りたくお伺いいたします。

記

- 1 公証人法施行規則第8条に規定された様式で不動文字を記載した原紙(複写の際の原本)を使用すること。
- 2 像質が極めて安定し、変色消色のおそれのない電子乾式複写機(例、フジ・ゼロックス)を使用すること。
- 3 用紙は、日本工業規格B列4番の保存に耐え得る丈夫なもの(複写機の専用用紙)を用いること。
- 4 証書原本作成にあたっては、不動文字以外の部分の記載は、変色消色

のおそれがない墨汁又はタイプライターインク等を使用し、鮮明度及び保存期間等を十分考慮すること。

別紙乙号

本年1月25日付け二総公1第76号をもって照会のあった標記の件については、貴見の方法により公正証書原本を作成することは差し支えないものとする。

22 保存期間が満了した公正証書原本を学術文化資料として保存することの可否について

(昭57.9.28二総公1-954号東京法務局長照会)

(昭58.2.4民一713号民事局第一課長通知)

(通知) 別紙甲号のとおり東京法務局長から民事局長あて照会があり、別紙乙号のとおり回答されたので、この旨貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれない。

別紙甲号

標記について、東京公証人会長から、別紙のとおり照会がありましたが、その趣旨のとおりこれを便宜保存することとした場合、将来一般に公開されるのが予想されますので、囑託人の秘密保持及び貼付印紙の不正使用の防止等について配慮する必要があるものと考えます。

については、左記のとおり回答したいと考えますが、何分の御指示をいただきたく照会いたします。

記

- 1 保存の可否について
  - 廃棄認可を受けたあと左記方法により便宜保存して差し支えない。
- 2 保存の方法について
  - (1) 貼用印紙は打抜きをする。
  - (2) 秘密漏泄防止方法
    - ア 囑託人氏名及び物件所在地等固有名詞は消除する。
    - イ 囑託人の氏名及び物件所在地等を消除することで、資料としての価値がなくなる場合は、囑託人及びその承継人の承諾を得ることと

する。

おって、当該公正証書原本の末尾に、アの場合は「保存期間満了により年 月 日廃棄認可」、イの場合は「保存期間満了により年 月 日廃棄認可」、「資料として保存することにつき年 月 日嘱託人何某承諾」と記載し、それぞれ公証人が署名捺印する。なお、証書原簿の備考欄に「年 月 日廃棄認可学術資料として保存」と記載する。

#### 別紙

公証制度記念事業の一つとして、日本公証人連合会は特別委員会を設け、学術的文化的に価値ある公正証書原本を発掘収集してこれを保存し後世に遺す作業にとりかかっており、東京公証人会としてもこれに協力して取り組むこととしているが、次の場合どのように処理したらよいか。

保存期間の満了した公正証書原本中に学術的文化的に価値ある好資料が存在していることが判明した場合、まず廃棄手続を執った後に保存することとなるか、又は廃棄手続を執らないで保存することになるのか、いずれの処置が望ましいか。

御意見を伺います。

#### 別紙乙号

客年9月28日付け二総公1第954号をもって照会のあった標記の件は、左のとおり回答するのが相当と考える。

#### 記

廃棄認可を受け、嘱託人（又は承継人）の承諾を得て便宜保存して差し支えない。

なお、保存に当たっては、貼用印紙の打抜きをし、公正証書原本末尾に、「保存期間満了により年月日廃棄、資料として保存することにつき（又は固有名詞、物件の表示等消除の上、資料として保存することにつき）年月日嘱託人（又は承継人）承諾」と記載し公証人が署名なつ印するほか、証書原簿の備考欄に、「年月日廃棄学術資料として保存」と記載する。

### 23 公証人法施行規則の一部を改正する省令の施行について

（平2.12.26民一5680号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）公正証書等に契印をする場合に、公証人の職印に代えてせん孔式契印機を用いる場合の留意事項

（通達）本年12月26日付けをもって公証人法施行規則の一部を改正する省令（平成2年法務省令第44号。以下「改正省令」という。）が公布され、同日付けをもって施行されることとなった。

ついては、下記事項に留意してその取扱いに遺憾のないよう貴管下公証人に周知方取り計らわれたい。

#### 記

- 改正省令は、公証人法第39条第5項（第40条第2項、第60条及び第62条ノ3第4項において準用する場合を含む。）、第40条第1項、第41条第2項（第62条ノ4第2項において準用する場合を含む。）又は第56条第1項（第62条ノ6において準用する場合を含む。）の規定により公正証書等に契印をする場合には、公証人の職印を毎葉のつづり目に押なつする方法によるほか、改正省令の定める様式による文様を毎葉のつづり目にいわゆるせん孔式契印機を用いて打ち抜く方法によることをも認めたものである。後者の方法による場合、文様を打ち抜く箇所は、公正証書等の用紙の編てつ側欄外中央部とする。
- 契印機は、契印に使用している職印に準ずる性質のものであるから、公証人以外の者がみだりに使用できないようにするため、公証人が厳重に管理する。

## 第2 計算簿

### 1 公証人法の改正に伴う公証事務の取扱いに関する件

（昭24.5.30民事甲1282号各司法事務局長あて民事局長通達）

（通達）公証事務に関しては、公証人法等の一部改正並びに公証人審査会令、公証人身元保証金令、公証人法施行規則及び確定日附簿及び日附印章調製規則の制定により本年6月1日より相当広範囲に改正されることとなったから、その取扱いについては、右諸法令の外、左記に準拠し、万遺憾なきを期するとともに、所属公証人に対してもその周知徹底を図られたい。

右通達する。

## 記

1から8まで 略

9 計算簿に所要の事項を記載する場合に、その様式中種別欄に該当するものがないときは、下段の空欄に記載し、なお空欄もないときは、他の適当な欄を訂正して記載すべきこと。

計算簿丙を備えたときは、計算簿乙確定日附欄は空欄として差し支えないこと。

10 公証人法施行規則第20条の規定により計算簿の様式に準じて作るべき計算書の用紙は、計算簿に織り込んで調製しておき、その記載は、計算簿の記載と同時に複写すること。

11 公証人法施行規則第17条の規定により領収証を交付したときは、別にその写の作成又は適当な帳簿への記入に止め後日清算の際に、所要事項を計算簿に記載すべきこと。

12から17まで 略

## 2 公証人の報酬に対する課税についての協力方について

(昭32.12.12民事甲2374号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 所轄税務署職員は計算簿の手数料等の金額を閲覧することができる。

(通達) 国税庁長官から別紙のとおり依頼があったが本件は差しつかえないものと考えてるので、この旨貴管下公証人に周知方然るべく取り計らわれたい。

## 別紙

所得税の課税の適正化を図るために、公証人役場の所在地の所轄税務署長またはその指定する職員から計算簿（公証人法施行規則第18条に規定する計算簿）の閲覧を求められた公証人は、計算簿に記載した手数料等の金額について閲覧させるように御指導方を取り計らわれるように管下法務局、地方法務局等に対し御指達方お願いします。

## 3 公証人の保存する計算簿の取扱について

(昭34.11.4総171号東京法務局長照会)

(昭34.11.10民事甲2483号民事局長回答)

(要旨) 計算簿は、その保存のため適宜の厚さに一括して整本して差し支えない。

(照会) 当庁所属公証人から公証人法施行規則第23条の規定による計算簿は、100枚綴りの簿冊を使用していますが、右計算簿の保存上、綴込の部分を当局の公証事務監査終了後、切断し適宜の厚さに一括して整本したいとの問合せがあり、差し支えないものと考えますが、念のためお伺いいたします。

(回答) 本月4日付総第171号をもって問合せがあった標記の件については、貴見のとおり取り扱って差しつかえないものとする。

## 4 公証人法施行規則の一部改正について

(昭47.12.19民事甲5437号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 公証人法施行規則の一部を改正する省令（別紙参照）が本日公布され、昭和48年1月1日から施行されることとなった。

(通達) 右の改正は、公証人役場に備え置くべき帳簿である証書原簿、認証簿および計算簿（公証人手数料規則第36条の規定により公証人の交付する計算書を含む。）の様式の横書方式による統一ならびに記載事項等の簡素、合理化を目的として実施されたものであるが、運用にあたっては、左記事項に留意してその取扱いに遺憾のないよう貴管下公証人および公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

## 記

1及び2 略

3 計算簿（甲）の「所要時間欄」は、改正様式ではこれを削除したが、公証人手数料規則第15条により証書作成の所要時間に応じて手数料を徴取する場合には、事項区分の下部欄を利用して、種別欄には「非法律行為事実」と表示し、数欄には所要時間を「時分」をもって記載する方法により記入すること。

なお、このほか計算簿（甲）、（乙）に記入すべき事項で種別欄に該当する項目がないものについては、下部の空欄を適宜利用して記載するこ

と。

4 公証人法施行規則第20条の規定により計算簿の様式に準じて作成すべき計算書の用紙は、あらかじめ計算簿に組みこんで調製し、計算簿の記載と同時に複写する方法により記入すること。

5 略

#### 別紙

公証人法施行規則の一部を改正する省令（昭47.12.19法務省令77）

公証人法施行規則（昭和24年法務府令第9号）の一部を次のように改正する。

附録第1号様式から附録第3号様式までを次のように改める。

附録第1号様式 略

附録第2号様式 略

附録第3号様式 略

#### 附 則

1 この省令は、昭和48年1月1日から施行する。

2 この省令施行の際現に存する帳簿又は用紙に限り、この省令施行の日から1年間は、なお使用することができる。

#### 5 建物の区分所有等に関する法律の一部改正等に伴う公証事務の取扱いについて

（昭58.11.10民一6100号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）建物の区分所有等に関する法律の一部改正等に伴う公証事務取扱上の留意点

（通達）建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律（昭和58年法律第51号）の施行に伴い、公証人手数料規則（明治42年勅令第174号）の一部が明年1月1日から改正されることになったが、これに伴う公証事務の取扱いについては、左記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう配慮されたい。

おって、この旨を貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

#### 記

第1及び第2 略

第3 計算簿等

公証人手数料規則の一部改正に伴い、建物の専有部分の個数又は建物の棟数により手数料を算定すべきものについては、計算簿及び計算書の目的の価額欄に括弧書で専有部分の個数又は建物の棟数を記載するものとする。

第4 略

#### 6 公証人手数料令の制定及び公証人法施行規則の一部改正等に伴う公証事務の取扱いについて

（平5.7.22民一5153号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）公証人手数料令の制定に伴う公証人手数料の取扱上の留意事項

（通達）公証人手数料規則（明治42年勅令第174号）の全部を改正する公証人手数料令（平成5年政令第224号）、公証人法施行規則の一部を改正する省令（平成5年法務省令第28号）及び公証人手数料規則第14条の横書の証書の様式を定める省令の一部を改正する省令（平成5年法務省令第29号）が本年8月1日から施行されることになったが、これに伴う公証事務については、下記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう配慮されたく、貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

#### 記

第1 略

第2 計算簿

計算簿の記載内容が改正された（改正施行規則附録第4）が、従来の様式による計算簿、計算書も公証人法施行規則の一部を改正する省令の施行の日（平成5年8月1日）から1年間は、なお使用することができることとされた（同省令附則第2項）。

この場合において、休日等執務加算又は遺言加算をするときは、その旨を追加記載するものとするが、「超過紙数」又は「病床執務増額」等の記載については、訂正しない取扱いとしても差し支えない。

第3 略

第3 沿革誌

1 公証人沿革誌の作成について

(昭37.6.21民事秘169号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 公証人沿革誌の様式及び記入要領

(通達) 公証人においては自己の前任者等の沿革について明確な知識を欠き、事務処理上支障をきたしている向もあるので、各公証人についてその沿革を明らかにするため、左記要領により貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官にその沿革誌を作成するよう指示されたい。

記

- 1 沿革誌は、現在の各公証人及び公証事務を取り扱う各支局をして公証制度創設以来の自己の系統の沿革について作成させること。
- 2 兼務により現在数個の系統を受継している公証人（公証事務を取り扱う支局についても同じ。以下同じ。）には、その数だけ各別に沿革誌を作成させること。なお、兼務の分については、本務者が任命されたときには、兼務者をして後記4によって公証人役場用として保管する当該沿革誌を本務者に引き継がしめること。
- 3 沿革誌は、昭和37年7月1日現在の状態をもって作成させること。
- 4 沿革誌の作成部数は、法務局所属の公証人3部、地方法務局所属の公証人4部とすること。各公証人は内1部を公証人役場用として自己の役場に保管するものとし、他を昭和37年7月末日まで所属の法務局長または地方法務局長に提出すること。
- 5 法務局または地方法務局に提出された沿革誌については、内1部をそれぞれの庁に保管し、法務局は管内地方法務局の分1部を保管するとともに、管内分をとりまとめて本省へ送付すること。
- 6 昭和37年7月2日以降に任命される公証人については、任命後1月以内に公証人役場に保管されている沿革誌に、その新事項を記入させること。

法務局または地方法務局においては自庁に保管している沿革誌に右新

事項を記入すること。

7 沿革誌は、別紙様式によるものとし、用紙はB列5判、二つ折りとし、なるべく上質のものを使用すること。

8 別紙様式の記載上の注意は次のとおりである。

(1) 系統番号……当初任命された公証人を1とし、順次2 3 4……と現任公証人に至ること。公証事務を取り扱う支局、区裁判所についても公証人に準じ一つの番号をとること、また兼務公証人についてもその期間が6ヶ月以上にわたるものについては同様とすること。

(2) 公証人氏名……公証人の氏名を記載すること。支局、区裁判所の場合にはその庁名を記載すること。

6ヶ月以上の兼務者の場合には

〇〇〇〇

兼務者

××××

と記載すること。

(3) 任命年月日……明治〇年〇月〇日任命  
免職年月日……大正〇年〇月〇日免職または死亡というように記載

すること。

転属、役場変更指定については、任命、免職に準じ昭和〇年〇月〇日〇〇〇から転属または役場変更指定

昭和〇年〇月〇日×××へ転属または役場変更指定と記載すること。

(4) 前職……公証人任命直前の職業を記載すること。

兼務者については本務地を挙げ、その公証人であることを書くこと。

(5) 役場設置場所……役場の設置場所を現在了知しうる範囲内において町名番地まで記載すること。

なお、在職中に役場を移転した場合には移転後の役

場設置場所も記載し、その左側に

(昭和○年○月○日移転)

というように記載すること。

(6) 備考……その他参考となる事項を適宜記載すること。

(別紙様式)

### 公 証 人 沿 革 誌

系統 番号	公証人氏名	任命 免職 年 月 日	前 職	役 場 設 置 場 所	備考
1	甲野 一郎	明治22年9月1日任命 明治43年2月2日××市へ 役場変更指定	〇〇地裁判事	〇〇市〇町18番地 〇〇市×町3番地 (明治38年5月27日右に 移転)	
2	乙野 二郎	明治43年2月3日〇〇管内 から転属 大正11年5月1日死亡 大正11年5月1日兼務	〇〇控訴院判事	〇〇市〇町〇番地	
3	兼務者 丙野 三郎	昭和5年4月4日解任	××市公証人	〇〇市〇町〇番地 (被兼務者の役場) または ××市×町×番地 (兼務者の役場)	
4	丁野 五郎	昭和5年4月5日任命	〇〇市弁護士	〇〇市〇町〇番地	
5	〇〇地方 務局 〇〇支局	昭和21年8月15日免職 昭和21年8月16日開始		〇〇市×町×番地	
6	川野 六郎	昭和27年3月3日廃止 昭和27年3月4日任命	〇〇高検検事	〇〇市〇町〇番地	

## 第4 公証役場関係カード

### 1 公証人役場関係カードについて

(昭37.1.10民事秘1号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 1 カードの様式

2 カードは役場単位で作成する。

3 カード記入事項の変更は毎年1月1日及び7月1日現在で前半分を報告する。

4 公証役場検閲報告書中「施設」の欄は削除する。

(通達) 公証人に関する監督事務等を適正に行なうため、別添の「公証人役場関係カード」(以下単に「カード」という。)を作成したから、左記要領に

より所定事項を記入して送付されたい。

なお、カード記入のための調査にあたっては、特殊な目的を持つものではない旨を公証人に伝え、協力を得るよう配慮されたい。

おって、カードは秘扱とされたい。

1 カードの記入に際しては、昭和37年1月1日現在の状態を記入し、同年同月末日までに当局あて送付すること。

2 カードの記入事項中の変更は毎年1月1日及び7月1日において前半分を取りまとめ、その月の末日までに、法務局経由で報告すること(報告は変更事項のみ適宜の様式ですること)。

3 カードの作成部数は1個の公証人役場について法務局2部、地方法務局3部とし、うち1部をそれぞれの庁に保管し、法務局は管内地方法務局の分1部を保管し、管内分をとりまとめて送付すること(カードは法務局、地方法務局において保管する部数を含めて貴局あて発送する)。

4 カードは、各公証人役場単位に作成するものであり、各公証人単位で作成するものではない。例えば、公証人3人が同一場所の公証人役場で執務している場合にはカードは1通作成すれば足りる。

また、1個の合同役場でも二つ以上の場所に公証人役場がある場合にはカードは各別に作成すること。

5 カードの各記入事項中注意すべき点は、次のとおりである。

役 場 名……法令上の名称ではなく、例えば霞ヶ関公証役場、王子公証役場、浜松町公証役場等のように従来から現在にかけて称せられている名称がある場合にはそれを記入すること。

周囲の状況及び火災の危険……例えば「官庁ビル街の一隅にあり、火災の危険は少ない。」等簡単に周囲の状況及び火災の危険性等を適宜記入すること。

公 証 人 氏 名……その役場に執務している公証人全員を記入すること。

書 記 数……その役場に勤務している書記全員の数を記入すること。合同役場の場合において公証人が各別に書

記を雇備している場合でも、それらの書記全員の数を記入すること。

役場設置年月日(A)…沿革的にその役場が創設された日を記入すること。現在の役場所在の場所についてみるのではなく、その公証人役場としての人的物的設備が開設された時期すなわち当初任命された公証人が役場を設置した年月日を記入すること。明確な年月日が不明であるならば「明治末期」というような記載でもさしつかえない。

役場設置年月日(B)…現在の場所に役場が設置された年月日を記入すること。その場所についてみるのであり、新設であろうと移転であろうとその理由を問わない。

役場建物の構造、坪数…その役場の存する建物全体について記入すること。表現の方法は建物登記簿表題部の記載に準ずること。

役場建物内事務室の坪数…事務室には控室を含めて計算すること。

事務室の狭隘度…該当事項を○でかこむこと。

宿直者の公証人に対する関係…例えば「書記、役場建物の所有者または管理人」等のようにその者の公証人に対する関係を簡単に記入すること。

役場建物所有者氏名…役場建物の私的所有権者の氏名を記入すること。合同役場の場合で構成員の共有となっている場合には共有者全員の氏名、構成員中の一部の者が所有している場合にはその者の氏名を記入すること。

建物所有者の公証人に対する関係…右の役場建物所有者の公証人に対する関係で、例えば「公証人本人、前公証人、前公証人の遺族、知人、親せき、不動産業者」等簡単に記入すること。

合同の有無…経済合同、役場合同を問わず、合同役場が設置されているか否かその有無を記入すること。

合同役場構成員氏名…カードに記載されている役場を包含する合同役場がある場合には、その全構成員を記入すること。ただし東京法務局所属公証人のようにその全員で合同役場が構成されている場合には「東京法務局所属公証人全員」と記入すれば足りる。

合同の形態…収支及び役場について合同の形態を簡単に記入すること。収支については例えば「収支全部合同」「収支 $\frac{1}{2}$ 合同」というように、役場については役場を共にしている公証人の氏名を記入すること。

合同役場構成物中構成員の共有物…この場合の合同役場及び合同役場構成員は、例えば、東京法務局所属公証人全員によって構成される東京公証人合同役場についてみるのではなく、霞ヶ関公証役場とか世田谷公証役場というような各役場単位についてみるのである。その役場構成員が共有している物、例えば「役場建物、役場敷地、事務用器具、積立金」等があれば、それらの物を簡単に記入すること。

共有物についての各構成員の持分…右の共有物について各構成員の持分を、例えば「甲公証人 $\frac{2}{3}$ 乙公証人 $\frac{1}{3}$ 」というように記入すること。個々の物について各構成員の持分が異なる場合にはそれぞれの物について記入すること。

倉庫が役場と離れている場合はその場所及び役場との距離…倉庫が役場と離れている場合とは、役場建物と別棟であるか否かを問わず、倉庫が役場と同一の敷地内でない場合をいう。

備考…その他役場、倉庫について公証事務監督上参考となる事項があれば、それを記入すること。

予備欄…各相当欄に記入しきれない場合予備欄中に当該相当欄の表題を記載した後相当欄から継続して記入

すること。

各相当欄の記入事項に変更が生じた場合相当欄中変更された部分を朱まつし、予備欄中に当該相当欄の表題を記載した後変更の記入をすること。右の各記入をした場合には相当欄の各区分に準じ実線又は点線を引いておくこと。

その他……予備欄以外の各個について記入する事項がない場合は斜線を引いておくこと。

6 昭和31年1月30日付民事甲第168号本職通達のうち別紙公証役場検閲報告書(略)中「施設」の欄は昭和37年1月1日以降削除する。

ただし、当分の間従来の印刷用紙を利用してさしつかえない。

(別添)

表  
秘

公証人役場カード

法務局 地方方法務局		役場名
役場所在地		
周囲の状況及び火災の危険		
公証人氏名		書記数
役場設置年月日(A)		役場設置年月日(B)
役場建物の構造, 坪数		
役場建物内事務室の坪数	事務室の狭隘度 余裕が 非常に 十分ある 適当 狭い 狭い	
公証人居住の有無	公証人通勤の場合は宿直者氏名	宿直者の公証人に対する関係
役場建物所有者の氏名		建物所有者の公証人に対する関係
役場所在土地所有者氏名		土地所有者の公証人に対する関係
合同の有無	合同役場構成員氏名	
合同の形態		
合同役場構成員中構成員の共有物		
共有物についての各構成員の持分		
		昭和 年 月 日 記入

裏

倉庫の有無	倉庫に収容されている簿冊数	数倉庫のない場合は書類の保管方法
倉庫の構造、坪数		
役場と同一棟か別棟か	倉庫の狭隘度 余裕が 十分ある 適当 狭い 狭い 非常に	
倉庫が役場と離れている場合はその場所及び役場との距離		
備考		
予備欄		

2 公証人役場関係カードについて

(昭37.6.16民事(一)発337号法務局長・地方法務局長あて民事局第一課長依命通知)  
 (要旨) 公証人役場関係カードの変更事項記入要領  
 (通知) 本年1月10日付民事秘第1号民事局長通達に基づき作成された公証人役場関係カードは同通達第2項により7月1日現在で過去半々年間の変更事項の記入がなされることになるが、その記入及び本省宛報告については左記に留意されたい。

記

- 1 カードへの記入については前記通達第5項予備欄の説明によられたい。
- 2 カードの予備欄が満たされた場合は、適当な上質白紙をカードに連続し予備欄として使用されたい。
- 3 変更事項の報告は、例えば「公証人氏名欄中甲野一郎とあるのを乙野二郎に変更」というように、本来の相当欄とその記載事項及び変更後の事項を掲げてなされたい。
- 4 既に記載されている事項中に誤りがあることを発見した場合はカードを訂正の上、「〇〇欄中〇〇とあるのを××に更正」というように報告されたい。
- 5 公証人役場関係カードが不足する場合は連絡あり次第送付する。

3 公証人法施行規則の一部改正について

(昭47.3.31民事甲1386号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)  
 (通達) 公証人法施行規則の一部を改正する省令(別紙〈略〉参照)が本日公布され、4月1日から施行されることとなった。  
 ついては、左記事項に留意して遺憾のないように期するとともに、1及び2については、所属公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

記

- 1 及び 2 略
- 3 第46条の改正に伴い法務局及び地方法務局においては、管轄区域内の公証人会の役員名簿を備えつけ、これに役員の役職、氏名及び就職又は

退職の年月日を記載し、その異動を把握すること。

## 第8章 統計報告

### 1 公証人法の改正に伴う公証事務の取扱方に関する件

(昭24.5.30民事甲1282号各司法事務局長あて民事局長通達)

(通達) 公証事務に関しては、公証人法等の一部改正並びに公証人審査会令、公証人身元保証金令、公証人法施行規則及び確定日附簿及び日附印章調製規則の制定により本年6月1日より相当広範囲に改正されることとなったから、その取扱については、右諸法令の外、左記に準拠し、万遺憾なきを期するとともに、所属公証人に対してもその周知徹底を図らわれない。

右通達する。

記

1 から13まで 略

14 法務局長又は地方法務局長は、公証人又はその職務を行う法務府事務官をして、附録様式(略)により毎月10日までに前月分の事務一覧月表を、毎年1月末日までに前年分の事務一覧表を各2通調製の上提出させ、その1通を速かに当庁に送付すべきこと。なお、公証人の代理者、兼務者、後任者又は公証人法第71条第1項の規定により書類の引継を命じられた者があるときは、年表又は月表は、これらの者をして提出させること。

15から17まで 略

### 2 公証事務の取扱方に関する件

(昭26.12.7民事甲2372号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(通達) 標記に関しては、従来昭和24年5月30日附民事甲第1282号通達(公証人法の改正に伴う公証事務取扱方に関する件)に基き取り扱われて来たが、今後は更に、左記によることとしたから、その取扱について遺憾のないように期するとともに、所属公証人に対してもその周知徹底を図らわれない。

記

- 1 昭和24年5月30日付民事甲第1282号通達第14項所定の附録様式（公証事務一覧月（年）表）を別紙（略）のとおり改め、昭和27年度以降の月表及び年表は右様式によって調整すること。
- 2 法務局若しくは地方法務局長又はその命令を受けた法務府事務官は、公証人法施行規則第39条に基き公証人の執務状況を調査する際、右の公証事務一覧月（年）表の調製が正確になされているか否かを併せて調査すること。
- 3 本年10月分の月表は、同月9日以前の分と10日以後の分につき各別に作成し、前者については従前の様式により、後者及び11、12月分の月表については、従前の様式中法律行為の目的物価額の欄を改正後の公証人手数料規則（昭和26年9月29日政令第311号）第2条に掲げる「法律行為の目的の価額」の区分に従って修正を加えた上、これを調製させること。又、本年度年表は、1月乃至9月分及び10月分中同月9日以前の分を集計したものを従前の様式により、10月分中同月10日以後の分及び11、12月分を集計したものを従前の様式に右掲の修正を加えたものにより、各別に調製させること。

なお、従前の例に徴すると月表の累計と年表との事務取扱件数及び金額に著しい差異のあるものが多いから、月（年）表の正確な調製につき貴管下公証人に注意を促されたい。

### 3 公証事務一覧月（年）表の様式について

（昭36.8.18民事甲2058号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）公証人手数料規則の一部改正（昭和36年）に伴う公証事務一覧月（年）表の様式改正

（通達）公証人手数料規則の一部を改正する政令（昭和36年政令第270号）の施行にともない公証事務一覧月（年）表（昭和26年12月7日民事甲第2372号民事局長通達参照）中左記の点を改正するから、この旨貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取りはからわれたい。

記

- 1 公証事務一覧月（年）表事件欄中

（改正内容略）

件数欄及び収入欄をこれに対応するように改めること。

- 2 月表については、昭和36年8月分から1項の改正様式により調製すること。
- 3 年表については、昭和36年1月乃至7月分を集計したものを従前の様式により、同8月乃至12月分を集計したものを1項の改正様式により各別に調整すること。昭和37年以降は1項の改正様式によること。

### 4 公証事務一覧月（年）表総括表について

（昭36.12.21民事甲3182号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）1 「本局、支局管内別公証事務取扱事件数等一覧表」には法務事務官の取扱事件も記入する。

2 公証事務一覧月（年）表関係書類はすべて法務局経由で進達する。

（通達）標記については昭和33年1月8日付法務省民事甲第3号当職通達によって処理されているが、昭和36年分年表及び昭和37年1月分月表から左記要領により処理されたい。

記

- 1 「本局、支局管内別公証事務取扱事件数等一覧表」において、法務事務官が公証事務を取り扱う支局がある庁については、その支局に関する区分、現在員、総取扱件数、総収入金額、一人平均取扱件数、一人平均収入金額及び備考の各個の記入はすべて朱書とすること。なお、その支局に関する現在員欄は1と記入すること。また同表の計は、公証人取扱分の計、法務事務官取扱分の計及びそれらの総計三つとすること。なお、法務事務官取扱分の計については朱書とすること。（別紙第1様式〈略〉参照）
- 2 「本局、支局管内別公証事務取扱事件数等一覧表（年分）」作成の際は、一人平均収入金額を前年の一人平均収入金額と比較し前年分を100とした百分率（小数点以下1位まで算出。）で備考欄へ表示すること。
- 3 法務局においては、地方法務局におけると同様その直轄管内について「本局、支局管内別公証事務取扱事件数等一覧表」を作成するほか、法

務局全管内（地方法務局を含む）について別紙第2様式（略）の「法務局管内公証事務取扱事件数等一覧表」を作成すること。

- 4 公証事務一覧月（年）表関係書類については、すべて法務局を経由し、法務局においてとりまとめ、できる限りすみやかに当庁に送付すること。
- 5 従来、公証事務一覧月（年）表関係書類の件数及び収入等について誤った数字を挙げている庁があるが、右一覧表の利用上の重要性にかんがみ今後検算を徹底し正確を期せられたい。
- 6 公証事務一覧月（年）表関係についての従来の通達を参考までに別紙第3（略）のとおり掲げる。

#### 5 公証事務一覧月（年）表の様式について

（昭47.8.10民事甲3490号民事局長通達）

（通達）標記については、昭和26年12月7日付民事甲第2372号および昭和36年8月18日付民事甲第2058号各当職通達により定められているところであるが、その後における運用状況等を考慮し、これを別紙様式（以下「改正様式」〈略〉という。）のとおり改めることとしたから、左記事項に留意のうえ、その取扱いに遺憾のないよう貴管下公証人および公証事務を取扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

#### 記

- 1 改正様式による月表は、本年9月分から調製すること。
- 2 昭和47年度年表は、改正様式により調製すること。なお、右年表の企業担保権の設定・変更欄に計上すべき件数および手数料ならびに法律行為の種別中「交換」、「雇傭」、「寄託」の各欄に計上すべき件数は、本年9月分から12月分までの月表に計上した件数および手数料を集計したものを記載してさしつかえない。
- 3 企業担保権の設定・変更欄には、企業担保権の設定または変更を目的とする契約（企業担保法第3条参照）についてのみ、当該契約の目的価格による区分を顧慮することなく計上すること（（旧）公証人手数料規則第13条ノ2参照）。したがって付随の法律行為が企業担保権の設定を目的とする契約である場合には、本欄には計上せず、主たる法律行為の

目的価格に応じて各該当欄に記載すること（（旧）公証人手数料規則第13条ノ3参照）。

- 4 正本謄本交付欄には、公正証書の正本、謄本、同附属書類の謄本のみならず、定款およびその附属書類の謄本の交付件数（枚数の記載は要しない。）をも含めて計上すること（公証人手数料規則第24条参照）。
- 5 閲覧欄には、証書原本および定款ならびにそれらの附属書類の閲覧件数を計上すること。
- 6 日当・旅費欄には、当月（年）中に公証人の受けた日当および旅費の総額を記載すること。
- 7 「法律行為の種別」について
  - (1) 従来の例によれば、本欄に記載される種別事件数は必ずしも正確とはいえない面があったが公証人の取り扱う法律行為の種別事件数は重要な資料価値を有するものであるから、本欄の記載には正確を期するよう配慮すること。
  - (2) いわゆる混合契約については、これを構成する主要な契約の内容によって区分し、該当する契約類型の欄に1件として計上すること。なお、契約の内容に主従の区別をすることが不可能なものについては、「その他」欄に計上すること。
  - (3) 商法上の特殊な典型契約（交互計算、匿名組合、運送、商事寄託、保険）、および無名契約は「その他」欄に計上すること。
- 8 備考欄の記載事項について
 

備考欄は、各事項欄の記載を補充するものであるから、左に例示する事項を記載する等この欄の効果的活用には、充分配慮すること。

（例）(1) その他欄に記載した事項の内容およびその件数

(2) （旧）公証人手数料規則第13条各号に列挙する証書の内訳、件数

(3) 病床執務加算（（旧）公証人手数料規則第27条）の件数、手数料
- 9 従来、月（年）表の提出後、その記載の訂正申出をする例が多いが、検算、点検を徹底し、記載の正確を期せられたい。

## 6 公証事務一覧月(年)表の様式について

(昭49.6.17民一3432号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(通達) 公証人手数料規則の一部を改正する政令(昭和49年政令第201号)の施行に伴い、標記様式(昭和47年8月10日民事甲第3490号通達参照)の一部を左記のとおり改め、月表については本年7月分から、年表については昭和50年分から適用することとしたので、貴管内公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれない。

なお、従前の様式による用紙については、所要の修正を加え、当分の間使用することとして差し支えない。

## 記

事件の種類欄中法律行為の目的価格のうち「10万円まで」、「20万円まで」及び執行文の付与の区分「10万円以下」、「10万円超過」を削り、件数及び手数料欄をこれに対応するように改める。

## 7 公証人法の一部改正等に伴う公証事務の取扱いについて

(昭55.9.24民一5770号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(通達) 民事執行法(昭和54年法律第4号)の施行及び民事執行法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(昭和54年法律第5号)による公証人法(明治41年法律第53号)の一部改正に伴い、公証人手数料規則(明治42年勅令第174号)及び公証人法施行規則(昭和24年法務府令第9号)の一部が本年10月1日から改正されることとなったが、これに伴う公証事務の取扱いについては、左記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう、貴局所属公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれない。

## 記

## 第1 執行証書の正本等の送達

1 公証人法(以下「法」という。)第57条ノ2の新設により、執行証書の正本若しくは謄本又は民事執行法第29条後段の執行文及び文書の謄本(以下「執行証書の正本等」という。)の送達は、郵便又は最高裁判所規則の定める方法によるものとされ、そのうち郵便による送達は、申立てにより公証人がすることとなった。これに伴い執行証書の

正本等の送達手数料についての規定(公証人手数料規則(以下「手数料規則」という。))第23条ノ2第1項及び送達に必要な郵便料についての規定(法第7条第1項、手数料規則第28条ノ2))が新設され、公証人は送達事務に係る手数料等を受けることができることとなった。

2から5まで 略

## 第2 送達証明

公証人が送達事務を取り扱うこととなったことに伴い、その送達又は不送達の事実を証明する必要があるため、新たに公証人において送達に関する証明書の発行事務を行うこととなり、その手数料は、1件、すなわち受送達者1名につき100円とされた(手数料規則第23条ノ2第2項)。

第3及び第4 略

## 第5 執行文の再度付与等

1 執行証書に係る執行文の再度付与等は、従来、裁判所の許可を必要としていたが、民事執行法の施行に伴い、執行証書に係る執行文の再度付与等をすべきかどうかは、公証人が独自に判断して行うことができることとなった(同法第28条)。

なお、再度付与等の申立てがあった場合の手数料については、同一機会の申立てである限り、加算額は、通数にかかわらず、1,000円である(手数料規則第23条ただし書)。

2 略

## 第6 公証事務一覧月(年)表

公証人手数料規則の一部が改正されたことに伴い、公証事務一覧月(年)表の様式(昭和52年7月25日法務省民一第3733号通達)を別紙(略)のとおり改める。

なお、改正前の様式による印刷済みの用紙がある場合には、その用紙中執行文の付与及び正本謄本交付に係る事件の種類、件数及び手数料の各個をそれぞれ上下2段に区分し、前者の上段から執行文の付与、送達、送達証明、正本謄本交付の順に所要事項を計上する等、所要の修正を加えた上これを使用して差し支えない。

おって、郵便料については、本表への計上は要しない。

## 8 公証事務一覧月（年）表の様式の改正について

（昭57.2.20民一1534号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（通達）公証人手数料規則が改正され、2月1日から施行されたことに伴い、公証事務一覧月（年）表の様式（昭和55年9月24日法務省民一第5770号通達）を別紙（略）のとおり改めることとしたので、貴局所属公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

なお、従来の様式による公証事務一覧月（年）表の用紙は、所要の変更をした上で使用して差し支えなく（昭和57年1月18日法務省民一第284号通達）、また、昭和57年の公証事務一覧年表の作成に当たっては、1月分については、従来の様式による区分に従い計上すれば足りる。

## 9 建物の区分所有等に関する法律の一部改正等に伴う公証事務の取扱いについて

（昭58.11.10民一6100号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）建物の区分所有等に関する法律の一部改正等に伴う公証事務取扱上の留意点

（通達）建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律（昭和58年法律第51号）の施行に伴い、公証人手数料規則（明治42年勅令第174号）の一部が明年1月1日から改正されることになったが、これに伴う公証事務の取扱いについては、左記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう配慮されたい。

おって、この旨を貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

## 記

第1から第3まで 略

## 第4 公証事務一覧月（年）表

- 1 公証人手数料規則の一部改正に伴い、公証事務一覧月（年）表の様式（昭和55年9月9日法務省民一第5,770号通達）を別紙（略）のとおり改める。

建物専有部分の個数又は建物の棟数により手数料を算定すべきもの

については、公証人手数料規則第13条ノ4第1項又は第2項の専有部分の個数又は建物の棟数の区分ごとの内訳を同表の備考欄（又は別紙）に記載するものとする。

- 2 改正前の等式による印刷済みの用紙がある場合には、その用紙中の備考欄又は別紙に「規約証書」の欄を設ける等所要の修正を加えた上、これを使用することは差し支えない。

## 10 公証事務一覧月（年）表に記載する件数の計上方法について

（昭63.2.29民一1057号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）公証事務一覧月（年）表に計上する数個の法律行為の計上方法の統一

（通達）標記月（年）表については、昭和57年2月20日付け法務省民一第1534号当職通達によって様式が定められているが、従来、数個の法律行為について1通の公正証書を作成した場合における月（年）表に記載する件数の計上方法が明定されておらず、その取扱いが区々の実情に為ることにかんがみ、下記取扱いに統一することとしたから、この取扱いに遺憾のないよう貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

## 記

- 1 件数は、遺言公正証書の場合を除き、手数料徴収の対象となる法律行為の数によって計上すること。
- 2 遺言公正証書の件数については、法律行為の数にかかわらず、公正証書作成件数によって計上すること。

なお、1通の遺言公正証書が複数の法律行為を含む場合における件数に計上しない重複分については、手数料額が適正に徴収されているか否かを審査する必要等にかんがみ、その重複分の件数を目的価格に対応する件数欄の左余白に、外数としてかっこ書で記載すること。

## 11 公証事務一覧月（年）表の様式の改正について

（昭63.3.28民一1830号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）公証事務一覧月（年）表の様式

(通達) 公証人手数料規則の一部が改正され、本年4月1日から施行されることに伴い、標記様式(昭和58年11月10日法務省民一第6100号通達)を別紙(略)のとおり改めることとしたので、貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

なお、従来の様式による公証事務一覧月(年)表の用紙は、所要の変更をした上で使用して差し支えなく、また、昭和63年における公証事務一覧年表の作成に当たっては、1月から3月分は、従来の様式による区分に従い計上すれば足りる。

## 12 公証人手数料令の制定及び公証人法施行規則の一部改正等に伴う公証事務の取扱いについて

(平5.7.22民一5153号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 公証人手数料令の制定に伴う公証人手数料の取扱上の留意事項

(通達) 公証人手数料規則(明治42年勅令第174号)の全部を改正する公証人手数料令(平成5年政令第224号)、公証人法施行規則の一部を改正する省令(平成5年法務省令第28号)及び公証人手数料規則第14条の横書の証書の様式を定める省令の一部を改正する省令(平成5年法務省令第29号)が本年8月1日から施行されることになったが、これに伴う公証事務については、下記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう配慮されたく、貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

### 記

第1及び第2 略

第3 公証事務一覧月(年)表

1 令の制定に伴い、公証事務一覧月(年)表の様式(昭和63年3月28日法務省民一第1830号通達)を別表のとおり改める。

なお、改正前の様式による印刷済みの用紙がある場合には、その用紙中の備考欄等に所要の変更をした上で使用して差し支えない。また、平成5年における公証事務一覧年表の作成に当たっては、1月分から7月分までは、従来の様式による区分に従い計上すれば足りる。

2 同表で改められた点は、令の改正に伴う事件の種類名の表示・計上

欄の位置・区分の変更及び新設された加算に関する欄の新設であるが、件数及び手数料の計上については、従前の取扱いと同様である。なお、同表中、新設された加算の件数欄に係る( )内には、従前の取扱いと同様にその件数を内数で記載する。

3 本年8月分の公証事務一覧月表については、令又は手数料規則の適用(令附則第2項)ごとに、各別に作成する。

なお、手数料規則の例によって徴収した手数料等について作成した月表には、同表右上部の適宜の箇所に、「(手数料規則適用分)2/2」と表示し、令に基づいて徴収した手数料等について作成した月表については、同表上部の適宜の箇所に「1/2」と表示する。

別表

公証事務一覧月(年)表 (平成 年 月分)		法務局所属		
事件の種類	件数	手数料	公証人	
			種類	件数
法律行為	100万円まで	円	贈与	件
	200万円まで		売買	
	500万円まで		交換	
	1,000万円まで		消費貸借	
	3,000万円まで		質貸借	
	5,000万円まで		使用貸借	
	1億円まで		雇傭	
	3億円まで		請負	
	10億円まで		委任	
	10億円超過		寄託	
	価額算定不能		組合	
	委任状		和解	
	遺言加算 ( )		遺言	
企業担保権	設定	債務確認		
	変更	保証委託		
為契約証書	設定・変更	その他		
	変更(のもの)	担保加算 ( )		
	廃止	計		
小計			備考	
超過枚数	枚		契約証書の内訳	
計				
法律行為でない事実	件			
秘密証書遺言				
受取書・拒絶証書				
休日等執務加算 ( )				
病床執務加算 ( )				
認	( )			
外国文の認証加算				
議事録等の認証				
定款認証				
執務の中止等				
確定日付				
信託財産の表示				
執行文の付与				
送達				
送達証明				
正本謄本交付				
閲覧				
その他				
合計				
(日当・旅費)		円		
総計		円		

第9章 法務事務官が取り扱う公証事務

1 裁判所ニ於テ公証事務ヲ取扱フ場合ニ関スル諸件

(明42.7.15甲府地裁所長照会)

(明42.8.3民刑758号民刑局長回答)

(要旨) 法務局若しくは地方法務局又はその支局において公証事務を取扱う場合には、

- 1 施行規則第19条、第8条の諸帳簿、用紙には単に某法務局若しくは地方法務局又はその支局と記載すること。
- 2 施行規則第2条は適用されない。
- 3 法務事務官の印は現に使用する職印を使うこと。
- 4 法務事務官の署名する場合は単に法務局又は支局名を肩書きすること。
- 5 確定日附の事務は登記所としてすること。
- 6 事務に支障があるときは出張を拒むことができる。
- 7 施行規則第42条の納付書の様式は監督官が便宜一定すること。(計算書は規則第19条参照)
- 8 施行規則第31条の掲示は要しない。
- 9 兼務者が兼務の事務について本務の番号を記載して来た場合、承継庁は兼務者が前任者から引継を受けた文書のみ引継を受け、その番号を追って記載すること。

(照会) 公証人法実施ニ付テハ尚ホ委細ノ手續御制定ノ事ト被考候得共差当リ公証人ノ希望者ナキノ故ヲ以テ裁判事務ヲ取扱ハサル区裁判所ノ書記ヲシテ之ヲ取扱ハシメ候場合ニ関シ左ノ諸点疑義ニ涉リ候ニ付準備ノ都合モ有之候条至急何分ノ御指示相成度此段及請訓候也

- 1 公証人法施行細則第16条ノ諸帳簿ノ表紙ニ記載スヘキ役場名義ハ某地方裁判所所属某区裁判所トスヘキヤ
- 2 同細則第9条ニ依ル用紙モ前項同様ノ名義ヲ刻スヘキヤ

- 3 表札ノ寸法及名義記載方（施行細則3条（現施行細則第2条））
  - 4 書記ノ職印ニモ氏名ヲ刻スヘキヤ
  - 5 書記ノ署名スル場合ハ単ニ区裁判所名ヲ肩書スヘキヤ又ハ公証人法第23条ノ所属及役場所在地ヲ記スヘキヤ
  - 6 公証人法ニ依ルモノトシテ特ニ確定日附印及日附簿ヲ設クヘキヤ
  - 7 書記1名在勤ノ庁ニテハ出張ヲ拒ムコトヲ得ルヤ又ハ其時々書記ノ代理者ヲ差向クヘキヤ
  - 8 施行細則第32条（現施行規則第42条）ノ納付書及ヒ手数料規則第36条（現施行規則第19条）ノ計算書ノ様式
  - 9 同細則第26条（現施行規則第31条）ノ揭示ハ区裁判所ニ於テモ要スルヤ
  - 10 兼務者カ前任者ヨリ文書ノ引継ヲ受ケタル以後本務ト兼務トノ區別ヲ為サス従来ノ本務番号ヲ追フテ記載シ来リタル場合承継庁ハ兼務者カ前任者ヨリ引継ヲ受ケタル文書ノミノ引継ヲ受ケ其文書ノ番号ヲ追ヒ記載可然哉
- 〔回答〕 本月15日付日記第1215号請訓裁判所職員ヲシテ公証事務ヲ取扱ハシムル場合ノ疑義ニ関スル件ハ左ノ通り思考致候
- 1 単ニ某区裁判所ト記載スヘシ
  - 2 前項ニヨリ承知セラレタシ
  - 3 施行細則第3条（現施行規則第2条）ノ規定ハ公証人ノ職務ヲ行フ区裁判所ニハ其適用ナシ
  - 4 現ニ使用シ居ル職印ヲ用キシムヘシ
  - 5 前段貴見ノ通
  - 6 公証人ノ職務ヲ取扱フ区裁判所ト雖モ確定日附ノ事務ハ登記所トシテ之ヲ為スヘキモノトス
  - 7 庁内ニ於ケル事務ノ進行ニ妨アル場合ニ於テハ出張ヲ拒ムコトヲ得ヘシ
  - 8 納付書及計算書ノ様式ハ監督官ニ於テ便宜之ヲ一定スルヲ相当トス
  - 9 区裁判所カ公証人ノ職務ヲ行フ場合ニ於テハ施行細則第26条（現施行規則第31条）ノ揭示ヲ要セス

- 10 貴見ノ通
- 2 裁判所カ公証事務ヲ取扱フ場合ノ印鑑ニ関スル件
 

（明42.8.5大津地裁所長照会）

（明42.8.18民刑894号民刑局長回答）

〔要旨〕 法務局において公証事務を取扱う場合には法第21条（印鑑差出）を準用しない。

〔照会〕 公証人法策8条ニ依リ判事又ハ書記カ公証人ノ事務ヲ取扱フ場合ニハ同法第21条ハ準用スヘキモノニアラサルヤ

〔回答〕 貴見ノ通
  - 3 休日又ハ夜間ノ事務取扱ニ関スル件
 

（明42.8.5大津地裁所長照会）

（明42.8.18民刑894号民刑局長回答）

〔要旨〕 法務局が公証事務を取扱う場合にも、急迫の場合は休日又は夜間でも囑託に応ずることを要する。

〔照会〕 公証人ハ急迫ナル場合ニハ休日又ハ夜間タリトモ囑託ニ応スヘキモノト思考ス区裁判所ニ於テ公証人ノ職務ヲ行フ場合ニモ同様之ニ応スルコトヲ要スルヤ

〔回答〕 貴見ノ通
  - 4 代理ヲ命スル場合ニ関スル件
 

（明42.8.20長野地裁所長照会）

（明42.10.7民刑970号民刑局長回答）

〔要旨〕 代理期間の長短だけで、法第8条によるか法第64条によるかを定めるべきではない。

〔照会〕 1 略

    - 2 同一管轄内ニ公証人アラスシテ代理ヲ為スヘキモノナキトキハ隣接スル区裁判所ノ管轄区域内ノ公証人ニ代理ヲ囑託シ又ハ代理ヲ命シ得ヘキモ代理ヲ為スヘキ期間永キモノト認ムル場合ニハ第8条ニ依リ区裁判所ニ於テ

職務ヲ行フコトヲ得ルヤ

(回答) 1 略。

- 2 公証人職務ヲ行フコト能ハサル場合ニ代理ヲ囑託セス又ハ之ヲ囑託スルコト能ハサルトキハ第64条第1項ノ適用ヲ先ニスルヲ相当トス然レトモ同条項ヲ適用スルコト能ハス又之ヲ適用スルヲ相当ナラスト認ムル場合ニ於テハ第8条第1項ニ依リ告示ヲ求ムル為メ詳細ナル事由ヲ具シテ上申セラレヘシ代理セラルル期間ノ長短ノミヲ以テ第8条ニ依ルト第64条ニ依ルトヲ定ムヘキモノニ非ス

### 5 裁判所公証事務ヲ行フ場合ノ署名等ニ関スル件

(明42.8.3岐阜地裁所長照会)

(明42.8.24民刑875号民刑局長回答)

(要旨) 1 法務局において公証事務を取扱う場合の署名は、単に某法務局若しくは地方法務局又は支局法務事務官氏名と記載する。

- 2 手数料規則第36条(現手数料令第4条第2項)(計算書の交付)は前項の場合に準用される。

(照会) 1 公証人法第8条ニ依リ区裁判所ニ於テ公証事務ヲ取扱フ場合ニ於テ署名ヲ要スルモノニハ某地方裁判所所属公証事務取扱某区裁判所判事氏名ト記載スヘキモノナルヤ

- 2 前項ノ場合ニ於テ判事ノ差支ニ依リ書記ニ於テ取扱フトキハ判事代理ト記載スヘキヤ又ハ書記ハ当然ノ取扱者トシス代理ト記載スヘキニアラサルヤ

- 3 1項ノ場合ニハ公証人手数料規則第36条(現手数料令第4条第2項)ハ適用ナキモノト心得可然哉

(回答) 1 単ニ某区裁判所判事氏名ト記載スヘキモノトス

- 2 後段貴見ノ通
- 3 公証人手数料規則第36条(現手数料令第4条第2項)ハ公証人ノ職務ニ関スル規定ナルニ付公証人法第8条ニ依リ公証事務取扱ノ区裁判所ニ之ヲ準用スヘキモノトス

(同旨) 裁判所ニ於テ公証事務ヲ取扱フ場合ハ単ニ某区裁判所判事氏名又ハ某

区裁判所書記氏名ト記載スヘキモノトス(明42.8.5大津地裁所長問, 明42.8.18民刑第894号民刑局長回答)

### 6 裁判所ノ公証事務取扱開始ニ関スル件

(明42.8.24盛岡地裁所長照会)

(明42.9.6民刑987号民刑局長回答)

(要旨) 公証人の職務を行わせる法務局若しくはその支局については、法務大臣が法務局長又は地方法務局長の具申に基づき告示する。

(照会) 公証人法第8条ニヨリ区裁判所ヲシテ公証人ノ職務ヲ行ハシメラルル場合ハ其箇所ヲ指定シ一般ニ公示セラルルモノト思考候処未タ其公示無之右ハ特ニ其箇所ヲ取調具申テ要スル義ニ候哉準備ノ都合モ有之候間折返シ御回示ヲ煩シ度此段御照会候也

(回答) 客月24日附日記第3492号ヲ以テ御照会相成候件公証人ノ職務ヲ行ハシムル区裁判所ハ当該地方法務局長ノ具申ニ基キ必要止ムヘカラサルモノニ付之ヲ選定シ且経費ヲ要スル箇所ニ付テハ之ヲ要求シタル上順次其告示アルヘク公証人法第8条第1項ノ条件具備スルニ於テハ此際其総テノ区裁判所ヲシテ公証人ノ職務ヲ行ハシムル次第ニ無之儀ト存候此段及回答也

### 7 公正証書原本滅失ニ関スル件

(昭20.8.25中545号松山地裁所長照会)

(昭20.10.4民事甲440号民事局長回答)

(要旨) 法務局保管にかかる公正証書の原本が滅失した場合には、適宜法務局の掲示場に掲示する等一般公証人の例に準じ処理すべく、又確定日附簿が滅失した場合には、原則として右の措置をとる必要がない。

(照会) 当管内今治区裁判所ニ於テ公証事務取扱中ノ処前公証人長井好市ヨリ引継キタル公正証書原本及確定日附簿全部戦災ニ因リ昭和20年8月6日焼失シタルニ付同公証人ノ作成ニ係ル公正証書ノ正本又ハ謄本ヲ有スル者及同公証人役場ニ於テ確定日附ヲ付シタル私署証書ヲ所持スル者ハ昭和21年5月5日迄ニ差出スヘキ旨ノ告示相成度候  
追テ今治区裁判所ニ於テ公証人ノ職務取扱開始以来取扱事件無之ニ付申添

候

(回答) 8月25日付中第545号ヲ以テ上申ニ係ル標記ノ件公正証書ニ付テハ官報ニ依ル告示ハ適当ナラサルニ付貴庁掲示場ニ掲示スル等一般公証人ノ取扱ニ準シ適當御処理相成度確定日附簿ニ付テハ特ニ必要ナキ限り斯ル処置ニ及ハサル儀ト思料候左様御承知相成度此段及回答候也

## 8 公証人の職務を行う地方法務局又は支局に納付させる日当旅費について

(昭25.4.18釧総244号釧路地方法務局長照会)

(昭25.4.26民事甲1126号民事局長回答)

(要旨) 公証事務を取り扱う法務局又は支局に納付させる日当旅費は公証人手数料規則第29条による。

(照会) 公証人法施行規則第42条の規定により地方法務局又は支局に勤務する法務府事務官が公証人の職務を行う場合その日当及旅費を収入印紙で納付させるその額は、

- 1 公証人手数料規則第29条の額によるべきか。
- 2 内国旅費規則の額によるべきか。

の何れによるべきか、何分の御指示を願ひ度御伺い致します。

(回答) 本月18日付釧総第244号で照会のあった標記については、公証人手数料規則第29条及び公証人の手数料等の増額に関する勅令第6条の規定(昭和21年勅令第280号)(廃止)によるべきである。なお、その取扱については、別紙(略)訓令及び会計課長通達を参照されたい。

## 9 法務局で取り扱う公証事務について

(昭25.11.25函館地方法務局長照会)

(昭25.12.13民事甲3186号民事局長回答)

(要旨) 1 公証人の職務を行う法務事務官の印は現に使用している職印を用いる。

- 2 公証事務取扱用紙は取扱庁の印刷のある丈夫な用紙を用いる。
- 3 公正証書作成の際の署名様式は何地方法務局法務事務官何某とする。

(照会) 11月18日附民事甲2992号を以て、当局の管轄区域内における公証事務

について来る12月1日から、当局に勤務する法務府事務官をして、公証人の職務を行わせることとなった旨の御通知がありました、その取扱につき、左記事項に疑義を生じて居りますから、何分の御指示方御願ひ致します。

記

- 1 公証人法第8条の規定により、公証人の職務を行う法務府事務官の使用する印鑑の様式は函館地方法務局法務府事務官印(総理府令第40号の公印の寸法)にて差支えありませんか。
- 2 公正証書その他の書面を作成する用紙は、公証人法施行規則第8条の規定のものによるべきでしょうか。或は取扱庁の印刷ある用紙を使用すべきや。
- 3 公正証書作成する場合に於て署名する記載様式は函館地方法務局法務府事務官にて差支えなきや。
- 4 当局管轄区域の公証人定員2名のところ、現在1名欠員で、現公証人が兼務をして居りますが、法務府事務官が職務を行う場合、前公証人の兼務していた公証人の作成した原本の正本謄本を作成する場合の末尾署名様式。

(回答) 客月25日付を以て貴局より照会のあった標記に関しては、左記のように考える。

記

- 1 法務府事務官の印は現に使用している職印を用いること。
- 2 後段貴見のとおり。但し、丈夫な用紙を使用のこと。
- 3 貴見のとおり。
- 4 4項の場合でも左のとおりに記載で差しつかえない。

函館地方法務局

法務府事務官 氏 名 印

## 10 法務局で取り扱う公証事務について

(昭33.7.11民事甲1425号法務局長・地方法務局長あて民事局長心得通達)

(要旨) 1 公証事務を取り扱う法務局又は支局において登記を受けている法

人が囑託人である場合には、人違がないことの証明書及び代理権限を証する証書は提出させなくてもよい。

2 右の場合における法第36条第6号及び第7号に掲げる事項の記載要領(通達)公証人法第8条により法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官が公証人の職務を行う場合において、囑託人が法人であり、当該法人の登記がその庁になされているときは、当該法人の代表者の印鑑は印鑑簿により、また法人の代表者は当該法人登記簿により明かであるから、公証人法第31条による人違がないことの証明書(印鑑証明書等)及び同法第32条による代理権限を証すべき証書(登記簿抄本等)は、提出させなくてもさしつかえない。

なお、この場合には次のとおり処理されたい。

#### 1 人違がないことの確認又は証明について

代表者本人によって囑託される場合において、代表者の氏名を知らず、面識のないときは、法人の名称、所在、代表者氏名を記載し、その名下に代表者の印鑑を押印した書面を提出させ、公証人の職務を行う法務事務官が右印影と印鑑簿とを対照して相違がないと認めるときは、その旨を右書面の余白に附記認印し、これを附属書類として公正証書原本に添付し、公正証書には公証人法第36条第6号の記載事項として、右代表者某は、氏名を知らず面識がないので、その印鑑を提出させ、当庁備付の印鑑簿と対照し相違がないことを確認し、人違がないことを認めた旨記載する。

代表者が選任した代理人によって囑託する場合は、同法第31条、第28条による。

#### 2 代表者の代表権の確認について

公証人法第32条の代理人には法人の代表者を含むので(明治42年7月21日民刑第623号民刑局長回答参照)、同条第2項但書の規定の趣旨に準じて取扱い、第36条第7号の記載事項として、右代表者某は当庁備付の登記簿により、年月日代表者に選任された登記があることを確認した旨記載する。

#### 3 代表者が選任した代理人の代理権限の確認(代理囑託の場合)は、同

法第32条第2項但書及び第36条第7号による。その記載事項としては、右代理人の権限は右代表者某の委任状を提出させて証明させ、右証書は認証を受けない私署証書であるので、右証書の委任者の印鑑を当庁備付の印鑑簿と対照し相違がないことを確認し、その証書の真正なことを認めた旨記載する。

追って代表者の年齢の証明については、昭和29年2月23日付民事甲第413号により取り扱うべきものであるから、念のため。

### 11 支局における公証事務の取扱いについて

(昭40.1.27秘16号福島地方法務局長照会)

(昭40.1.28民事局第一課長電信回答)

(要旨)法8条による公証事務取扱支局は、兼務者又は後任者に該当しない。

(照会)公証人法第8条により当局郡山支局において、来る2月1日から公証事務を取り扱うことの内報を受けておりますが、これについて、左記のとおり取り扱って差支えないものと考えますが、いささか疑義がありますので、至急電信で何分の御教示を願います。

#### 記

1 支局において公証事務を取り扱う場合においては、公証人法に、いわゆる兼務者または後任者に該当しない。

2 前項然りとすれば、公証人法第70条、同施行規則第32条等はその適用がない。

(回答)27日付秘16号で照会の公証事務取扱の件については、實見のとおり。

なお執行文の付与、謄本の交付等ができることは勿論であるから、念のため。

### 12 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の施行に伴う公証事務の取扱いについて

(平13.10.3民総2542号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨)配偶者からの暴力及び被害者の保護に関する法律に基づく保護命令に関する宣誓認証供述書の留意点

(通達) 配偶者からの暴力及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下「法」という。)が来る10月13日から施行され、法第20条の規定による指定の告示(平成13年法務省告示第449号。以下「告示」という。)が同日から効力を生ずることとなったが、これに伴う公証事務については、下記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう、貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らい願います。

## 記

## 第1 保護命令制度

法によって創設された保護命令制度とは、被害者が更なる配偶者からの暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が、被害者からの申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、一定の期間、被害者へのつきまとい等の禁止や住居からの退去を命じ、その命令の違反に刑罰が科されるという制度である(法第10条本文、第29条)。また、その内容は、①保護命令の効力が生じた日から起算して6か月間、被害者の身辺に「つきまとい」等を禁止すること(法第10条第1号)、②保護命令の効力が生じた日から起算して2週間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること(同条第2号)である。

## 第2 宣誓認証

## 1 公証人による宣誓認証

裁判所への保護命令の申立てに当たっては、その申立書に、被害者が、①配偶者から暴力を受けた状況、②更なる配偶者からの暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる事情及び③配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、配偶者からの暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無等を記載しなければならず(法第12条第1項)、その申立書に③の事実の記載がないときは、申立書に①の状況及び②の事情についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治41年法律第53号)第58条ノ2第1項の認証を受けたもの(以下「宣誓認証供述書」という。)を添付しなければならないこととされている(法第12条第2項)。

なお、保護命令が発せられた場合には、当該保護命令の申立ての理由となった配偶者からの暴力と同一の事実を理由とする再度の申立ては、つきまとい等の禁止を内容とする保護命令(法第10条第1号)に限り、することができる(法第18条第1項)。この再度の申立てをする場合においては、その申立書に、当該申立てをする時における上記②の事情についての宣誓認証供述書を添付しなければならないこととされている(法第18条第2項)。

## 2 法務事務官による宣誓認証

法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に、第2の1に記載の宣誓認証供述書の認証を行わせることができることとされている(法第20条)。

そこで、告示において第2の1に記載の宣誓認証供述書の認証に関する事務を行わせる法務事務官の指定がされている。

## 3 留意すべき事項

配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(以下「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならず(法第23条第1項)、国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとされている(同条第2項)。

したがって、法務局・地方法務局においても、職務関係者に対し、被害者の人権を尊重し、その安全の確保及び秘密の保持の重要性を認識させるとともに、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるさせるために必要な研修及び啓発を行うよう留意されたい。

### 13 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第12条第2項及び第18条第2項の認証事務の取扱いについて

(平14.9.12民総2149号法務局民事行政部長・地方法務局長あて民事局総務課長通知)  
(要旨) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく認証を求める嘱託人の確認について

(通知) 標記の取扱いについては、平成13年10月3日付け法務省民総第2542号をもって民事局長から法務局長及び地方法務局長あて通達されているところですが、嘱託人の確認に当たっては、下記の点に留意願います。

なお、この旨貴管下公証人に対しても周知方取り計らい願います。

#### 記

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第12条第2項及び第18条第2項の認証を求める嘱託人は、配偶者からの暴力等を逃れるために避難生活等を余儀なくされている場合もあり、嘱託人が本人であることを証明する公的証明書の提出が困難な場合もあると考えられる。

したがって、供述書の宣誓認証における嘱託人の確認に当たっては、嘱託人に過度な負担を強いることのないような取扱いをする必要がある。

ついで、嘱託人の確認に当たって、印鑑証明書等の公的証明書の提出が困難な場合には、公証人法第28条第2項に定める「其ノ他之ニ準スヘキ確實ナル方法」である面識がある証人による本人確認の方法によるなどの柔軟な対応に配慮願いたい。

### 14 不動産登記法の施行に伴う登記事務の取扱いについて

(平17.2.25民二457号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 不動産登記法の施行に伴う申請書等についての公証人の認証と登記事務の取扱い

(通達) 不動産登記法(平成16年法律第123号。以下「法」という。)、不動産登記令(平成16年政令第379号。以下「令」という。)及び不動産登記規則(平成17年法務省令第18号。以下「規則」という。)が本年3月7日から施行されることとなり、本日付け法務省民二第456号当職通達「不動産登記

事務取扱手続準則の改正について」(以下この通達による改正後の不動産登記事務取扱手続準則を「準則」といい、改正前の不動産登記事務取扱手続準則を「旧準則」という。)を発したところですが、これらに伴う登記事務の取扱いについては、下記に留意し、事務処理に遺憾のないよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

#### 記

### 第1 法の施行に伴う登記事務の取扱い

#### 1から9まで 略

### 10 申請書等についての公証人の認証

申請人が正当な理由により登記識別情報を提供することができない場合において、申請書等について公証人から当該申請人が法第23条第1項の登記義務者であることを確認するために必要な認証がされ、登記官がその内容を相当と認めるときは、事前通知を省略することができることとされた(法第23条第4項第2号)。

なお、この取扱いの対象となる認証をすることができる者には、公証人法(明治41年法律第53号)の適用を受ける公証人のほか、同法第8条の規定により公証人の職務を行うことができる法務事務官も含まれる。

(1) 申請書等について次に掲げる公証人の認証文が付されている場合には、法第23条第4項第2号の本人確認をするために必要な認証としてその内容を相当と認めるものとする。

#### ア 公証人法第36条第4号に掲げる事項を記載する場合

「嘱託人何某は、本公証人の面前で、本証書に署名押印(記名押印)した。

本職は、右嘱託人の氏名を知り、面識がある。

よって、これを認証する。」

又は

「嘱託人何某は、本公証人の面前で、本証書に署名押印(記名押印)したことを自認する旨陳述した。

本職は、右嘱託人の氏名を知り、面識がある。

よって、これを認証する。」

イ 公証人法第36条第6号に掲げる事項を記載する場合

(ア) 印鑑及び印鑑証明書により本人を確認している場合の例

「嘱託人何某は、本公証人の面前で、本証書に署名押印（記名押印）した。

本職は、印鑑及びこれに係る印鑑証明書の提出により右嘱託人の人違いでないことを証明させた。

よって、これを認証する。」

又は

「嘱託人何某は、本公証人の面前で、本証書に署名押印（記名押印）したことを自認する旨陳述した。

本職は、印鑑及びこれに係る印鑑証明書の提出により右嘱託人の人違いでないことを証明させた。

よって、これを認証する。」

(イ) 運転免許証により本人を確認している場合の例

「嘱託人何某は、本公証人の面前で、本証書に署名押印（記名押印）した。

本職は、運転免許証の提示により右嘱託人の人違いでないことを証明させた。

よって、これを認証する。」

又は

「嘱託人何某は、本公証人の面前で、本証書に署名押印（記名押印）したことを自認する旨陳述した。

本職は、運転免許証の提示により右嘱託人の人違いでないことを証明させた。

よって、これを認証する。」

- (2) 申請書等についてされた公証人の認証が、委任による代理人により嘱託された申請書等についての認証であるときは、法第23条第4項第2号に規定する「登記官が本人確認をするために必要な認証と

してその内容を相当と認めるとき」に当たらないものとする。

- (3) 申請書等についてされた公証人の認証が、急迫な場合で人違いでないことを証明させずにした認証（公証人法第36条第8号参照）であるときは、証書を作成した後3日以内に上記(1)の基準に適合する認証がされたもの（公証人法第60条において準用する第28条第3項）に限り、相当なものとして取り扱って差し支えない。

11から16まで 略

第2及び第3 略

## 第2編 公証実務編

### 第1章 公正証書

#### 第1 公正証書（法律行為）全般に関するもの

##### 1 認証の場合ニ於ケル当事者ノ意義ニ関スル件

(明41.5.4宮崎公証人広木幹照会)

(明42.7.21民刑623号民刑局長回答)

(要旨) 認証の場合における当事者とは、認証すべき証書の署名捺印者であつて、名宛人を含まない。

(照会) 第58条 私署証書認証ノ場合ニ於ケル当事者ハ認証スヘキ証書ノ署名捺印者ヲ指シタルモノニ候哉又ハ相手方即其証書ノ交付ヲ受ケタル宛名人モ包含スルモノニ有之候哉

(回答) 前段貴見ノ通

##### 2 通事及立会人ニ関スル件

(明41.5.4宮崎公証人広木幹照会)

(明42.7.21民刑623号民刑局長回答)

(要旨) 1 通事、立会人は、公証人が氏名を知り又は面識あることを要しない。

2 公証人が証書作成の際、欠格者を立会人としたときは、その証書の効力はないが当該立会人の資格につき相当の注意をしたのであれば公証人に制裁はない。

(照会) 1 第34条第1項ニ於テ「通事及立会人ハ囑託人又ハ其ノ代理人ニ於

テ之ヲ選定スルコトヲ要ス」ト有之而シテ別ニ明文存セサレハ右通事及立会人ハ公証人氏名ヲ知ラス面識ナキ者ニテモ差支ナキ義ニ有之候哉

2 前項愚見ノ如クナリトセハ立会人ニ関スル第34条第3項各号ノ欠格事項中ニハ公証人ニ於テ有無ヲ知ル能ハサルモノ有之(設令法律規定ノ趣旨ヲ説明シテ其有無ヲ推問スルモ其者ニ於テ黙秘スルニ於テハ他ニ之ヲ知ルノ途無之)就テハ其者ノ黙秘ニ依リ証書作成ノ際ニ於テ分ラサリシ欠格事項後日ニ至リ露顕シタル場合ハ其作成シタル証書ノ公正力ヲ滅却スヘキハ勿論ナルモ証書作成ニ際シ資格ノ取調ヲ欠カサル以上ハ公証人ニハ制裁ナキ義ニ有之候哉

(回答) 1 貴見ノ通

2 貴見ノ通但資格ナキ者ヲ立会人ト為サハ証書ノ効力ニ影響ヲ及ホスコトニ関シ懇篤ニ注意ヲ与フルヲ相当トス

##### 3 列席者ノ解釈等ニ関スル件

(明41.5.4宮崎公証人広木幹照会)

(明42.7.21民刑623号民刑局長回答)

(要旨) 1 法第28条第2項による人違でないことの証人は、法第39条の列席者には含まれない。

2 証人をして、囑託人の人違でないことを証明させる場合には、別にその旨の書面の提出は要しない。

(照会) 第39条ニ於ケル列席者中ニハ通事及立会人ヲ包含スルハ勿論ノ義ト心得候処第28条第2項ニ依ル人違ナキコトノ証人ヲモ包含シ随テ該証人ハ証書ノ作成ニ列席セシメ俱ニ読聞セラ為シ証書ニ署名捺印セシムヘキ義ニ候哉若シ該証人ハ同条列席者中ニ包含セストセハ其証明方法ハ適宜即其証明スヘキ囑託人ト俱ニ公証人ノ役場ニ来ラシメ「人違ナキヲ証スル旨」ノ書面ヲ提出セシメ之ヲ公証人ノ作成スル証書ニ連続スルカ如キニテ可然哉

(回答) 公証人法第39条ノ列席者中ニハ第28条第2項ノ証人ヲ包含セス又此証人ヲシテ人違ナキコトヲ証明スル旨ノ書面ヲ提出セシムルコトヲ要セス

(参考) 法28条ノ証人ハ列席者中ニ包含セサル旨ノ回答ニ付再議請求ノ件ハ再議不相成候(明42.9.1長野地方裁判所長問, 明42.9.13民刑第1007号民刑局

長回答)

#### 4 証書ノ正本ヲ交付シタル場合ノ記載方ニ関スル件

(明41.5.4宮崎公証人広木幹照会)

(明42.7.21民刑623号民刑局長回答)

(要旨) 1 公証人が証書の正本を交付したときに、その証書の末尾に署名するときは、その所属及び役場所在地をも記載すべきである。

2 証書作成の際には、右事項を記載する余白となり得る用紙を適宜添綴しておかなければならない。

(照会) 第50条ニ於テ「公証人証書ノ正本ヲ交代シタルトキハ其証書ノ末尾ニ云々署名捺印スヘシ」トノ規定有之本署名ノ場合モ第23条ニ依リ「所属及役場所在地」ヲ記載スルヲ要シ候哉又ハ単ニ「公証人何某」ト記載シ捺印スルヲ以テ足ル義ニ候哉又右ノ場合ニ於テ証書ノ末尾ニ其記載ヲ為シ得ヘキ余白存セサルトキハ更ニ役場用紙を添加シ公証人契印ノ上記載手續ヲシ可然候哉

(回答) 第1項ハ前段貴見ノ通第2項ハ証書作成ノ場合ニ於テ其ノ末尾ニ相当ノ余白ヲ存スル様予メ用紙ヲ添綴シ置クコト要ス

#### 5 証明書ノ欠缺追完ニ関スル件

(明41.5.4宮崎公証人広木幹照会)

(明42.7.21民刑623号民刑局長回答)

(要旨) 証書作成に必要な証明書の不提出又は提出された書面に欠缺があることが明らかである場合は、証書を作成することはできない。そうでない場合には、公証人がその証明書の提出があり、かつ欠缺がないと認めて証書を作成したときは、たとえ証書に欠缺が生じて、公証人には制裁はない。但し、後日これを追完しない限り証書の効力は生じない。

(照会) 第32条第3項ノ規定ハ証書作成ノ嘱託ニ際シ代理権限ヲ証スヘキ証書、第三者ノ許可又ハ同意アリタルコトヲ証スヘキ証書及証書ノ真正ナルコト又ハ人違ナキコトヲ証明スヘキ印鑑証明書等完備セサルコトアルモ事後追完ヲ期シテ証書ノ作成ヲ成シ得ルコトヲ認容シタルモノノ如ク解セラレ候

果シテ之ヲ認容セラレタルモノトセハ其作成後ニ於テ若シ囑託人又ハ其代理人ニ於テ不備追完不能ノ事故発生スルカ若クハ其解怠ニ依リ其追完ノ約ヲ履行セサルトキハ其作成シタル証書カ公正ノ効力ヲ有セサルニ止リ公証人ニハ制裁ナキ義ニ有之候哉

(回答) 公証人法第32条第1項、第2項、第33条ニ依リ提出セシムヘキ証書ノ提出ナク又ハ其証書中ニ欠缺アルコトヲ知りタル場合ニ於テハ公証人ハ証書ヲ作成スルコトヲ得サルモ其証書ノ提出アリ且其証書カ欠缺ナキモノト認メタル上公正証書ヲ作成シタル場合ナルニ於テハ貴見ノ通

#### 6 附属書類の契印に関する件

(明42.7.9長野地裁所長照会)

(明42.7.30民刑704号民刑局長回答)

(要旨) 附属書類の一つが2葉以上に涉るときでもその間に契印を要しない。

(照会) 添附書類2葉以上ナルトキハ第40条第2項ニ依リ其相互ノ間契印ヲ要スルモノト解セラルルニ附属書類ニ付テハ該当スヘキ条文ナキニ付相互ノ間契印ヲ要セサルモノナルヤ特別授權ヲ証スル書面ヲ要スルモノトセハ其2葉以上ナルトキ相互ノ間契印ヲ要セサルヤ

(回答) 貴見ノ通

#### 7 証書ノ記載、字行ニ関スル件

(明42.7.9長野地裁所長照会)

(明42.7.30民刑704号民刑局長回答)

(要旨) 1 年令記載にも壺式参拾の文字を用いるべきである。

2 字行の闕字(同一字行における文章と次の文章との間の空白)は法第37条の空白ではない。

(照会) 1 年令ヲ記載スルニ生年月日ニ依ラスシテ何年何月何日ト計算シテ記載スル場合ニモ壺式参拾ノ文字ヲ用フヘキヤ

2 字行ニ空白アルトハ文字ノ書終リト次行ノ空白ノ如キ場合ヲ云フヤ1行中ニ或事項ヲ記載シテリ闕字ヲ為シ更ニ其行ニ他ノ事項ヲ記載スル如キ場合ニハ該当セサルヤ

(回答) 1及2 貴見ノ通

### 8 公証人外国語ニ通シタル時証書作成方ニ関スル件

(明42.7.9長野地裁所長照会)

(明42.7.30民刑704号民刑局長回答)

(要旨) 遺言者が外国語により口述したときは、日本語に翻訳して遺言証書を作成することはできない。

(照会) 遺言者カ日本語ヲ解セスシテ外国語ニ依リ口述シ公証人外国語ニ通シタルトキ日本語ニ訳シテ遺言証書ヲ作成スルヲ得サルヤ

(回答) 貴見ノ通

### 9 当事者一方ノ嘱託ニ因ル証書作成ニ関スル件

(明42.7.19長野地裁所長照会)

(明42.7.30民刑776号民刑局長回答)

(要旨) 1 当事者一方の嘱託により証書を作成する場合中には双面的法律行為をも包含する。

2 相手方の給付が金銭を目的とするものであるときは、例えば相手方が買主で代金を支払う場合である。

(照会) 1 当事者一方ノ嘱託ニ因リ証書ヲ作成スル場合中ニハ双面的法律行為ヲモ包含スルヤ

2 但書ノ相手方ノ給付カ金銭ヲ目的トスルモノナルトキトハ如何ナル場合ヲ云フヤ

(回答) 1 貴見ノ通

2 例ヘハ相手方カ買主ニシテ代金ヲ支払フヘキ場合ノ如シ

### 10 附随ノ法律行為ノ解釈ニ関スル件

(明42.7.19長野地裁所長照会)

(明42.7.30民刑776号民刑局長回答)

(要旨) 附随ノ法律行為トハ、例えば質権又は抵当権ノ設定行為、保証契約等をいう。

(照会) 附随ノ法律行為トハ主タル契約ニ主従ノ関係ナキ法律行為ト雖モ苟クモ主タル法律行為ニ附随スルモノヲ云フヤ

(回答) 附随ノ法律行為トハ例ヘハ質権又ハ抵当権ノ設定行為、保証嘱託等ヲ指スモノナレトモ右ニテ疑義アラハ更ニ例ヲ挙示シテ御問アリ度シ

(同旨) 売買契約ニ附随ノ保証契約アルトキハ附随ノ契約ニテハ手数料ヲ要セス (明42.7.19長野地裁所長照会、同.7.30民刑776号民刑局長回答)

### 11 当事者一方ノ嘱託ニ因ル証書作成ニ関スル件

(明42.7.22鳥取公証人関屋政治照会)

(明42.8.3民刑819号民刑局長回答)

(要旨) 当事者一方の嘱託により作成する証書に記載される相手方の意思表示は、単に一の事実として記載されるものにすぎない。

(照会) 公証人カ証書ヲ作成スルニ契約者一同ノ嘱託ヲ要セス其内一人ノ嘱託ノミニテ作成シ得ルモノナルヤ公証人法ニ依レハ契約ノ場合ニハ其ノ契約者ハ悉ク嘱託人ナルカ如シ然レトモ公証人手数規則第4条及第5条(現手数料令第11条第1号及び第2号)ヲ一読スレハ契約者ト嘱託人トハ常ニ同一ニアラスシテ其内ノ一人嘱託者ト成リ得ルモノノ如シ如何ニ候ヤ

(回答) 法律行為ニ付テノ証書ハ当事者一方ノ嘱託ニ因リ之ヲ作成スルコトヲ得ヘキハ勿論ナルモ此ノ如キ証書ニ記載サルル意思表示ハ其嘱託人ノ意思表示ニ限ラルヘク相手方ノ意思表示ノ記載ハ単ニ一個ノ事実トシテ之ヲ記載スルニ過キサルモノトス

### 12 署名スルコト能ハサル者ニ関スル件

(明42.8.2長野地裁所長照会)

(明42.8.20民刑877号民刑局長回答)

(要旨) 列席者中に署名することができない者がある場合は、その者の署名は公証人が代署し、その者に捺印させるのが相当である。

(照会) 列席者ニシテ署名スルコト能ハサル者アルトキハ其ノ旨ヲ証書ニ記載シ公証人及立会人ニ捺印スルコトヲ要ストアリ署名スルコト能ハサル者ノ捺印及契印ニ付テハ規定ナキモ印鑑証明書ヲ以テ本人ノ人違ナキコトヲ

証明スルカ如ク法律ハ捺印ニ重キヲ置キタルニ証書中ニ捺印契印アラストセンカ從テ提出シタル印鑑証明書ト対照其ノ人違ナキヲ明確ニスルコト能ハサルカ如キ結果トナルヘキヲ以テ署名スルコト能ハサル者アルトキハ其ノ旨ヲ記載シ公証人及立会人捺印シタル次ニ其ノ者ノ捺印ヲ為サシメ尚契印ヲ為サシムル越旨ナルヤ

(回答) 本月2日附第5058号御問合相成候公証人法ニ関スル質疑ノ件公証人法第39条ノ記載方法ハ自ラ署名スルコト能ハサル者ノ氏名ヲ相当箇所ニ公証人ニ於テ代署シ次行ニ右署名スルコト能ハサルニ付代署スト記載シ公証人及立会人之ニ捺印シ署名スルコト能ハサル者ノ氏名下ニハ其ノ者ヲシテ捺印セシムルヲ相当ト思考致候此段及回答候也

### 13 囑託人多数ナルトキノ捺印等ニ関スル件

(明42.7.21東京公証人小川正直照会)

(明42.8.21民刑831号民刑局長回答)

(要旨) 法第38条の訂正並びに第40条及び第41条の契印は、囑託人又はその代理人全員でしなければならない。

(注) 法第40条及び第41条の改正(昭和24年法律第141号)により、囑託人又はその代理人は、本問の契印をしなくてもよいことになった。

(照会) 第4条但書、第7条第1項、第29条、第30条、第34条第1項、第36条第1項第4号、第43条、第46条第1項第2号等各条項ニ就テ之ヲ視ルトキハ囑託人トアルモノ必スシモ囑託人ノ全部ヲノミ指スモノト解釈スルコトヲ得ス故ニ同法第38条ノ訂正ノ場合第40条第1項及第41条第2項ノ契印ノ場合ニ於テモ其ノ囑託人トアルハ必スシモ其ノ全部ヲ指シタルモノトノミ解釈スルヲ要セサル義ト思料ス尤モ囑託人双方共多数ナラサルトキハ敢テ差支ナシト雖モ囑託人ノ双方又ハ一方ニ於テ多数ナル場合ニハ限リアル紙面ニ多数ノ捺印ヲ為スハ頗ル困難ノ事ニシテ手数鮮少ナラサルノミナラス多クノ時間ヲ要スモノナレハ此ノ場合ニハ囑託人双方ノ内各1名ノ者他ニ代リテ捺印及契印ヲナストキハ同一ノ効果アルモノト思料スルニ付此ノ解釈ヲ以テ取扱可然哉多数ノ囑託人アル場合ニハ意外ノ時間ヲ要スルモノニテ其ノ捺印及契印ノミニテモ6時間以上ニ渉ル実例往々有之候

(回答) 公証人法第38条、第40条及第41条ノ囑託人又ハ其代理人トハ其ノ全員ヲ指スモノナルニ付其ノ全員ノ捺印又ハ契印ヲ要スルモノトス

### 14 文字ヲ解シ得ルヤ否ノ標準ニ関スル件

(明42.7.21東京公証人小川正直照会)

(明42.8.21民刑831号民刑局長回答)

(要旨) 文字を解するか否かは、単に署名ができるかどうかによって決定すべきではない。

(照会) 文字ヲ解スル者ト之ヲ解セサル者トノ間ニ画然分界ヲ立ツルコトハ頗ル難事ニ属スルカ如シト雖モ同法第30条ニ依テ取扱ヲナス場合ニハ凡ソ其ノ程度ヲ定メサルニ於テハ過失ニ陥リ易シ故ニ此場合ニハ凡ソ自ラ署名シ得ル者ハ文字ヲ解スル者トシ病氣ノ故ニ非スシテ自ラ署名スルコト能ハサル者ハ文字ヲ解セサル者トシテ取扱可然哉

(回答) 文字ヲ解シ得ルト否トハ単ニ署名シ得ルト否トニ因リテ決スヘキモノニアラス

### 15 囑託人多数ナル場合ノ取扱方ニ関スル件

(明42.8.14神戸公証人大出憲之照会)

(明42.8.30民刑958号民刑局長回答)

(要旨) 囑託人が多数いる事件については、役場が狭隘でやむを得ない場合に限り、数回に分けて本法第39条の手続をしても差し支えない。

(照会) 1 公証人職務ノ執行ハ役場ニ於テスヘキカ正則ニ候処同業組合規約ノ如キ囑託人多数ナル事件ニ付テハ役場狭隘ニシテ一時ニ其ノ囑託人ヲ集會セシムル能ハスカル事件ハ之ヲ数回ニ分チ公証人法第39条等ノ手続ヲ為シ得ルモノト心得可然哉

2 前項数回ニ分ツヲ得ストスレハ法第18条第2項但書ニ依リ事件ノ性質カ之ヲ許ササルモノト看做シ役場外適當ノ場所ヲ選ミ之ニ囑託人ヲ集會セシメテ誦示捺印等ノ手続ヲ為シ可然哉

(回答) 1 役場狭隘ニシテ止ムヲ得サル場合ニ限り貴見ノ通取扱フモ差支ナシ

## 2 前項ニテ了知セラルヘシ

## 16 「他ノ書面」ノ解釈ニ関スル件

(明42.8.9宮崎公証人広木幹照会)

(明42.9.6民刑925号民刑局長回答)

(要旨) 証書に引用された書面の趣旨は、証書の本旨の一部をなすものである。

(例) 本書に記載のない抵当不動産の目録

(照会) 第40条ノ「他ノ書面」トアルハ仮令ハ公証人ノ作成スル証書ノ基本若クハ之レニ関スル曾テ成立セル書面若クハ実地実物等ノ図面ノ如キノ義ニシテ作成スル証書ノ主眼タル物ノ目録ノ如キハ之ニ包含セサル義ニ候哉

(回答) 公証人法第40条第1項ニ依リ証書ニ引用セラレタル書面ノ趣旨ハ証書ノ本旨ノ一部ヲ成スヘキモノナリ故ニ同条ニ所謂「他ノ書面」中ニハ例ヘハ本書ニ記載ナキ抵当不動産ノ目録ノ如キモノヲ含ムヘシ例示セラレタル書面カ之ニ包含セラルルヤ否ヤハ右説明ニ依リ自ラ明ナラン

## 17 法人ノ代表者ノ記載方ニ関スル件

(明42.8.9宮崎公証人広木幹照会)

(明42.9.6民刑925号民刑局長回答)

(要旨) 1 法第36条第3号の代理人の表示として、公法人の代表者についてはその職務及び氏名を記載すれば足りるが私法人の代表者についてはその住所、職業及び年齢の記載は省略できない。

2 公法人の表示にはその事務所の所在地を記載することを要しない。

(照会) 第32条第1項ノ「代理人」ニハ公私法人ノ代表者ヲモ包含スルモノト解釈スルヲ相当トスル旨民刑局長ヨリ訓示相成候処第36条第3号ニ依ル記載方ハ法人ノ代表者ニ付キテハ其住所職業年令ヲ記スルノ必要ナキ義ニハ無之候哉(該条項ノ文面ニテ法人ト個人ノ別ナキモ) 現ニ訴訟書類等ニ於テモ其主体タル法人(私法人ノ場合)ノ名称及事務所ヲ記シ次ニ代表者ノ職名及氏名ヲ記スコトニ為リ居ル趣ニシテ其住所其他ノ記載ナキモ何等差支ヲ生スル憂無之義ト思考仕候又公法人ノ主体ニ付テハ名称ハ自ラ其事務所ヲ表明シ居レハ(例之ハ東京府ト云ヘハ其大日本東京府東京市ニ在ルコ

ト明カナルカ如シ) 故ニ其事務所ノ所在地ヲ記スルノ要ナキ義ト思考仕候ニ付此ノ義モ併セテ何分ノ御訓示ヲ仰キ候

(回答) 公法人ノ代表者ニ付テハ其職務及氏名ヲ記載スルヲ以テ足り其住所及年齢ヲ記載スルノ要ナルヘキモ私法人ノ代表者ニ付テハ其住所、職業及年齢ヲ記載スヘキモノトス、後段公法人ノ表示方ニ付テハ貴見ノ通

(同旨) 嘱託人カ法人ナルトキハ証書ニハ名称、事務所ノ外其代表者ヲ記載スルコトヲ要ス(明41.5.4宮崎公証人広木幹伺、明42.7.21民刑623号民刑局長回答)

## 18 証書ノ趣旨ニ付利害関係ヲ有スル者ニ関スル件

(明42.8.9宮崎公証人広木幹照会)

(明42.9.6民刑925号民刑局長回答)

(要旨) 第三者のためにする契約においては、当該第三者が債務者に対して契約の利益を享受する意思を表示したことを証明しなければ、「証書の趣旨につき利害の関係を有する者」として取扱うことはできない。

(照会) 第44条ニ於ケル「証書ノ趣旨ニ付利害ノ関係ヲ有スル者」ニシテ証書上明白ナル者ノ義ニ付証明要否相伺候処其事実ヲ具シテ更ニ伺出ツヘキ旨民刑局長ヨリ御訓示相成候ニ付左ニ12ノ例ヲ挙ケ何分ノ御訓示ヲ仰キ候(例之ハ或ル者カ第三者ノ利益ノ為メニ法律行為ヲ為シタル場合ニ於ケル第三者又ハ証書ニ明記セラレ居ル法律行為目的物ノ先所有者又ハ私権ニ関スル事実ノ証書ニ於テ表示セラレタル土地ノ隣接地ノ所有者ノ如キ)

(回答) 例示第1ノ場合ト雖モ第三者ノ権利ハ第三者カ債務者ニ対シテ契約ノ利益ヲ享受スル意思ヲ表示シタル時ニ発生スヘキモノ(民法第537条)ナルニ付第三者其意思表示ヲ証明スルニ非サレハ証書ノ趣旨ニ付法律上利害ノ関係ヲ有スル者ト謂フコトヲ得サルニ由リ此ノ如キ例示ハ証書ノ明文上利害関係ノ証明セラルル場合ニ該当セサルヘシ第2第3ノ例示ニ付テハ尚ホ事実ノ詳細ヲ承知シ度シ

## 19 当事者一方ノ嘱託ニ因リ作成シタル証書ノ効力ニ関スル件

(明42.8.9宮崎公証人広木幹照会)

(明42.9.6民刑925号民刑局長回答)

(要旨) 双務契約について、当事者一方の囑託により証書を作成する場合に記載される相手方の意思表示は、囑託人の事実上の陳述として記載されるにすぎない。従って、このような証書は債務名義とならないのはもちろん相手方の意思表示については公正の効力を有しない。

(照会) 手数料規則第5条(現手数料令第11条第2号)ノ明文ニ依レハ公証人ハ当事者ノ一方ノ囑託ニ依リテ証書ヲ作成スルコトヲ得ルモノノ如シ(双方的法律行為ニ付キテモ)

右ハ其法律行為ニ付キ義務ヲ負フ一方ヨリノ囑託ニ依リ作成スルハ次ニ述フルカ如ク或場合ニ不便アルノミニテ別ニ差支ナキ義ト思考致候ヘ共権利者ノ一方ノミニヨリ囑託ヲ為シ已ニ権利アル証書ヲ作成スルモ之ヲ以テ其証書ニ干与セサル者即義務者トセラレタル者ヲ拘束スルコトハ法理上能ハサル所ニ可有之要スルニ同条ハ甚ク其律意ヲ了解シ兼候ニ付何卒御例示ヲ以テ詳細ナル御訓示ヲ仰キ度候

義務ヲ負担スル当事者一方ノミニ囑託ニ依リ証書ヲ作成シタル不便ハ、第1囑託人ナラサル権利者即相手方ハ公証人法第47条ノ規定ニ依リ其証書ノ正本ヲ得ルコト能ハス尤モ囑託人ナル義務者ニ於テ之ヲ請求シタル上権利者ニ交付セハ可ナルヘキモ若シ真正本ヲ紛失若クハ毀滅シタルトキハ再ヒ義務者ヲシテ之ヲ以テ己レニ交付セシムルコトハ至難ノ事ト云ハサルヘカラス、第2其権利カ義務者ノ認諾ニ依リ直ニ執行シ得ルモノナルトキハ債権者ハ民事訴訟法ニ依リ公証人ニ対シ執行文ノ付与ヲ請求スルコトヲ得ルカ否ノ点モ多少ノ疑問ナルカ如ク思料仕候

(回答) 双務契約ニ付テモ当事者ノ一方ノ囑託ニ因リ証書ヲ作成スルコトヲ得ヘキハ勿論ナルモ此ノ如キ証書ニ記載サルル意思表示ハ其囑託人ノ意思表示ニ限ラルヘク相手方ノ意思表示ハ囑託人ノ事実上ノ陳述トシテ之ヲ記載スルニ過キサルモノトス例之ハ売買ニ付売主ノミニ囑託ニ因リ「相手方某ハ其物件ヲ代金若干ヲ以テ買受ケムコトヲ予ニ申込ミタルニ付予ハ之ヲ某ニ売渡スヘシ」云々ノ証書ヲ作成スル場合ノ如シ故ニ該証書ハ相手方ニ対スル強制執行ノ債務名義ト為ラサルハ勿論相手方ノ意思表示ニ付公正証書タルノ効力ヲモ有セサルモノトス

(同旨) 例ヘハ債務者甲カ債権者乙ヨリ金銭ヲ借用シ甲1名ニテ公証役場ニ出頭該一方ノ囑託ニ因リ公正証書ノ作成ヲ受ケ此正本(直チニ強制執行ヲ受クルモ異議ナキ旨ノ文旨アルモノ)ヲ乙ニ差入レタル後甲債務不履行ノ故ヲ以テ乙右正本ニ依リ執行文ヲ請求シ来レル場合ニ関シ、当事者ノ一方ノ囑託ニ因リ作成シタル公正証書ハ債務名義タルノ効力ナキヲ以テ其証書ニ基キ執行文ヲ付与スルコトヲ得ス(明42.9.25福島公証人渡部泰伺、明42.10.11民刑第1102号民刑局長回答)

## 20 未タ成立セサル法律関係ニ付テノ証書作成ニ関スル件

(明42.9.8東京公証人菅原良三郎照会)

(明42.10.4民刑1036号民刑局長回答)

(要旨) 未だ成立しない法律関係であっても、契約の申込のように独立した法律上の効力を有する意思表示である場合には、これについて証書を作成することができる。

(照会) 公証人ハ当事者ノ囑託ニ依リ法律行為ノ公正証書ヲ作成スル権限ヲ有スルハ公証人法第1条中ニ明示セラルル処ナル然ルニ法律行為ノ定義ニ付テハ民法中之ヲ説明スル明文ナシト雖モ私法上ノ効果ヲ生セシメント欲スル意思表示ナルコトハ何人モ疑ナキ処ナルヘシ故ニ其法律行為ノ双対行為ナル場合ト雖モ一方ノ囑託ニ依リ其ノ意思表示ヲ公正証書ニ作成シ得ヘキハ勿論ニシテ仮令相手方ノ意思ト合致セサルカ為メ法律行為ノ成立セサルニ至ル場合ト雖モ公証人法第26条ニ違反スルモノニアラスト確信セシモ異論アルヲ以テ念ノ為メ稟伺ス

(回答) 問合面ノ場合ハ当事者双方ノ意思ノ合致セサルカ為メ不成立ニ終リタル無効ノ法律行為ニ付キ証書ヲ作成スルニ非スシテ未タ成立セサル法律関係ニ関スル囑託人ノ一方ノ意思表示ノミニ付キ証書ヲ作成スルモノナルヲ以テ此ノ如キ一方ノ意思表示ニシテ仮令ハ契約ノ申込ノ如ク独立シタル法律行為ノ効力ヲ有スル以上ハ其ノ意思表示ニ付テノ証書ノ作成ヲ以テ公証人法第26条ニ違反スルモノト為スヲ得ス

## 21 印鑑証明等アリタルコトヲ記載シタル書面ニ関スル件

(明42.8.20長野地裁所長照会)

(明42.10.7民刑970号民刑局長回答)

(要旨) 1 本条(公証人法施行規則第14条)第2項の書面は独立に作成することを要し証書の末尾に記載することはできない。

2 該書面には公証人が其末尾に署名捺印するのが相当であり(注)、連綴方に付ては法第41条第2項を適用すべきである。

(照会) 1 第2項ノ記載ハ公正証書ノ末尾ニ記載スルコトヲ許ササルヤ

2 別ニ書面ヲ作りタルトキハ公正証書ニ契印ヲ要シ尚ホ其末尾ニ公証人ノ職印ヲ押捺スルヲ相当トスルヤ

(回答) 1 貴見ノ通

2 施行細則第19条第2項ニ依ル書面ニハ公証人其末尾ニ署名捺印スルヲ相当トスヘク又其書面ノ連綴ニ付テハ公証人法第41条第2項ヲ適用スヘキモノトス

(注) 回答2前段は昭37.5.14民事甲1323号民事局長通達により署名捺印を要しないことに変更された。

## 22 列席者ニ関スル件

(明42.8.20長野地裁所長照会)

(明42.10.7民刑970号民刑局長回答)

(要旨) 契約当事者の一方のみが囑託人の場合、他方の者は、たとえ役場に出頭しても列席者とはならない。

(照会) 売買契約ニ付売主ノ一方ノミ囑託人ナルトキモ買主当事者ナルヲ以テ公証人役場ニ出頭スルヲ要シ且列席者ト為ルヘキヲ以テ法第39条ニ依リ買主ニモ読ミ聞カセ尚其署名捺印ヲ要スルヤ

(回答) 問合面ノ場合ニ於テ買主ハ契約ノ当事者ナルモ囑託人ニ非サルヲ以テ公証人役場ニ出頭スルコトヲ要セス仮令出頭スルモ第39条ノ列席者ト為ルヘキニアラス

## 23 株主タル公証人ノ証書作成ニ関スル件

(明42.9.13東京公証人三輪義照照会)

(明42.12.13民刑1047号民刑局長回答)

(要旨) 公証人は、自己が株主である会社の総会決議について証書を作成できない。

(照会) 株式会社ノ株主タル公証人ハ公証人法第22条第3号ニ依リ其総会ノ決議ニ付証書ヲ作成シ得サルヤ右執務上差当リ支障候間至急御訓示相成度此段及稟伺候也

(回答) 貴見ノ通

## 24 公正証書ノ効力ニ関スル件

(明43.2.15高松地裁所長照会)

(明43.8.5民刑137号民刑局長回答)

(要旨) 1 利息制限法の規定を潜脱する目的でした仮装の賃貸借契約は無効である。

2 競売期日の公告をせずに競売手続を完結すべき旨の契約は、公の秩序に反する無効の行為であるから、執行官はもちろん、当事者もこれに拘束されない。

(照会) 1 動産賃貸借証書ニ賃借人カ賃借物ノ返還ヲ遅延シ若クハ之ヲ拒ミタルトキハ賃貸人ハ返還ニ代ヘ(「返還ニ代ヘ」トノ文字ヲ「賃貸物ノ所有権ヲ抛棄シ云々」ト書換ヘタルモノアリ)金幾100円ヲ請求スルコトヲ得ヘク賃借人ハ其金額ニ付キ強制執行ヲ受クヘキコトヲ約諾シタルモノアリ然レトモ賃借物ノ返還ヲ遅延シ若クハ之ヲ拒ムトキハ相当ノ手続ニヨリ権利ノ救済ヲ求ムヘク若シ損害ヲ生シタルトキハ之ヲ賠償セシムルコトヲ得ヘシ本契約ノ如キハ高利貸債権者カ債務者ニ一定ノ金額ヲ給付シ其所有動産ヲ買取スルト同時ニ之ヲ債務者ニ賃貸シ一定ノ賃料ヲ収メ期限ニ至リ先ニ給付シタル基本金ヲ取戻サン為メノ手段ニ出ツルモノニシテ契約ノ内容甚タ不穩当ナルノミナラス賃借人ヲ強制シテ賃借物ヲ買取セシメ其代金ニ対シ強制執行ヲ為サントスルモノニシテ不法ノ契約タルヲ免カレサルカ如シ右ノ契約ハ果シテ効力アリヤ否ヤ

2 一定ノ金額ノ支払ヲ目的トスル請求ニ付キ作成シタル公正証書ニ債務者ヲシテ債務ノ履行ヲ怠ルトキハ強制執行ヲ受ケ即時競売セラルヘキコトヲ約諾セシメ他日債権者ハ執行文ノ付与ヲ受ケ執達吏ニ委任シ債務者ノ動産ヲ差押フルト同時ニ公告ヲモ為サス直ニ競売シ其代金ヲ取得スルコトアリ畢意高利貸カ強制執行ニ際シ他債権者ノ配当要求ヲ避ケントスル手段ニシテ競売ノ日時場所ヲ公告セサルヲ以テ競売申出人僅少ニシテ競売価額ヲ適当ニ競り上ケルコトヲ得ス然レトモ(旧)民事訴訟法第575条但書ニハ利害關係ノ合意ニ依リ競売期日ヲ短縮スルコトヲ許シ殊ニ同条但書ニ依レハ腐敗シ易キ物ノ換価ニ付テハ公告ヲ為スナキコトアルヘケレハ利害關係人ノ合意アルトキハ公告ヲ為サス差押物ヲ即時競売ニ付スルコトヲ得サシメサルヘカラス又期日短縮ノ合意ハ予メ許ササル性質ノモノニアラサルニ付右ノ如ク公正証書ヲ以テ合意スルトキハ有効ト為ササルヘカラサルカ(競売完結前執行力アル正本ニ依リ配当ヲ要求スル債権者ヨリ法定期間ノ公告ヲ求ムルトキハ右合意ノ無効ナルハ勿論ナリ)他ニ時弊矯正ノ方法ナキヤ

(回答) 1 賃貸借契約カ真正ニ成立シタルモノトセハ本問ノ請求ハ損害賠償ノ額ヲ予定シ又ハ違約金ヲ約シタルモノト認ムルヲ相当トスヘキモ金銭消費貸借ノ事実ニ付キ賃貸借契約ヲ仮装シ利息制限法ノ規定ヲ潜脱スルノ目的ヲ以テ為シタル契約ナルニ於テハ其契約ノ無効ナルハ勿論ナリトス

2 有体動産ニ対スル強制執行ハ民事訴訟法ノ規定ニ從ヒ相当ノ期間ヲ以テ競売期日ヲ定メサルヘカラサルモノニシテ差押債権者及債務者間ニ於テ予メ期日公告ヲ為サスシテ競売手続ヲ完結スルコトニ付契約ヲ為スモ其契約ハ公ノ秩序ニ反スル事項ヲ目的トスルモノニシテ素ヨリ其効力ヲ生セサルモノトス從テ執達吏ハ勿論当事者ニ於テモ該契約ニ拘束セラルヘキモノニアラス

## 25 秘密遺言証書ノ取扱方ニ関スル件

(明43.6.22東京公証人菅原良三郎照会)

(明43.8.10民刑641号民刑局長回答)

(要旨) 秘密遺言証書ノ封紙には証書ノ番号を記載し、かつ証書原簿に記入すべきである。

(照会) 秘密遺言証書ノ封書ニハ番号ヲ記スルヲ要セサル哉又公証人法第46条ノ証書原簿ニ記入スヘキモノニハ無之候哉但受付簿ニ記入スルハ勿論トス  
(回答) 遺言書ノ封書ニハ番号ヲ記載スルヲ相当トシ且其事件ハ証書原簿ニ記入スヘキモノトス

## 26 図面ノ記載ニ関スル件

(明43.4.26東京公証人中村一蔵照会)

(明43.8.24民刑392号民刑局長回答)

(要旨) 図面は必要があれば証書の本旨内に記載することができる。

(照会) 公証人ハ囑託事項ノ必要上図面ヲ証書ノ本旨内ニ記載シテ可ナルモノナリヤ

(回答) 貴見ノ通

## 27 証書ニ図面ヲ引用スル場合ニ関スル件

(明43.4.26東京公証人中村一蔵照会)

(明43.8.24民刑392号民刑局長回答)

(要旨) 1 証書に図面を引用する場合において、これを証書に添付するには法第40条の規定による。

2 添付書面としない図面は、附属書類とすることができる。

(照会) 図面ヲ以テ当事者ノ意思ヲ明確ナラシムヘキ必要アル場合ニ之ヲ公正証書ニ添付スルトキハ添付書面トシテ附スヘキヤ又ハ附属書類トシテ附スヘキモノナリヤ

(イ) 図面中記入文字(例ヘハ間数、坪数ノ如シ)公証人法第37条及第38条ノ方式ニ適合スルモノナルトキハ之ヲ添付書面トシ公正証書ノ一部ト看做シテ差支ナキヤ

(ロ) 図面中前記ノ方式ヲ欠缺セルモノハ単ニ付属書類タルニ止マルモノナリヤ

(回答) 証書ノ作成ニ図面ヲ引用スル必要アル場合ニ於テ之ヲ証書ニ添付スルニハ公証人法第40条ノ規定ニ依ルコトヲ要ス而シテ右図面ハ之ヲ添付書面ト為ササル場合ニ於テハ単ニ付属書類ト為スコトヲ得ヘシ

## 28 公正証書ノ錯誤ノ訂正ニ関スル件

(明43.8.6仙台公証人追沼元三郎照会)

(明43.11.22民刑771号民刑局長回答)

(要旨) 証書作成後錯誤あることを発見したときの訂正は、更正の証書作成の方式によるべきである。

(照会) 証書作成ノ際ニ於ケル挿入削除ノ手續ニ付テハ法第38条第2項第3項ノ規定ニ依ルヘキハ勿論ナルヘキモ証書作成後数日ヲ経テ囑託人ノ陳述又ハ公証人ノ録取ノ錯誤アルコトヲ発見シ之カ訂正ヲ為サントスル場合ニ於テハ如何ナル手續ニ依ルヘキモノニ有之候哉

例令ハ土地抵当金員貸借ノ契約ニ関シ証書ヲ作成シタルニ後日其土地ノ表示又ハ当事者ノ住所等ニ錯誤アルコトヲ発見シ之レカ訂正ヲ為ス場合ノ如キハ前ニ作成シタル証書ヲ法第38条第2項第3項ニ依リテ挿入削除ヲ為シ得ヘキモノニ候ヤ將又此場合ニ於テハ更ニ証書ヲ作成スヘキモノニ候ヤ更ニ証書ヲ作成スルモノトセハ追完ノ手續ニ準スヘキモノナルカ又ハ訂正証書トシテ作成スヘキモノニ候哉

(回答) 本年8月6日附稟伺ニ係ル公証人法ノ疑義ニ関スル件ハ問合面ノ場合ニ於テハ更正ニ付テノ証書作成ノ方式ニ依ルヘキモノト思考致候此段本官ヨリ及回答候也

## 29 資格証明並其証明書ノ取扱ニ関スル件

(明43.5.16宮崎公証人広木幹照会)

(明43.11.25民刑475号民刑局長回答)

(要旨) 許可又は同意をした者の資格は、常に証明することを要し、その証明書は附属書類として公正証書に連綴すべきである。

(照会) 公証人法第33条ニ於ケル第三者ノ資格ニ付テハ其証明ヲ要スヘキ明文無之ニ付公証人ハ職務上適宜ノ方法ニ依リ之ヲ確ムルハ勿論ニ候ヘ共強テ証明書ノ提出等ヲ要求スルヲ得ス就テハ左ノ如ク取扱可然候哉

- 1 公証人ハ於テ其資格者ナルコトヲ熟知スル者ニ付テハ許可又ハ同意アリタルコトヲ証スヘキ適法ノ証書ヲ提出セシムルニ止ム
- 2 前項以外ノ者ニ付テハ前項ノ証書提出ノ外許可又ハ同意者ノ資格ヲ呈

示セシメ公証人ニ於テ其資格ヲ認メタル上之ヲ還付ス

(回答) 許可又ハ同意アリタルコトヲ証スヘキ証書ハ其許可又ハ同意アリタルコトノ外許可又ハ同意ヲ為シタル者ノ必要ノ資格ヲモ証スルモノナルヲ要スルハ勿論ノ義ニ付公証人ニ於テ其資格者ナルコトヲ熟知スル場合ト雖モ仍ホ其証書ヲ提出セシムルコトヲ要ス而シテ其証書ハ附属書類ト連綴スヘキモノナレハ之ヲ囑託人ニ還付スルコトヲ得ス

## 30 数事件ヲ列記シタル証書及抄録正本ニ関スル件

(明43.5.16宮崎公証人広木幹照会)

(明43.11.25民刑475号民刑局長回答)

(要旨) 1 「数事件を列記する証書」中には、金銭消費貸借契約と抵当権設定契約とを一の証書に記載したものを包含する。

2 右の証書については、抵当物件の記載を省略した抄録正本を作成することができる。

(照会) 公証人法第49条ノ「数事件ヲ列記スル証書」ニハ金銭貸借ノ法律行為ト其債権担保ノ為メニスル抵当権設定ノ法律行為トヤ一ノ証書ニ記載シタルモノノ如キヲ包含スル義ニ候哉

右包含スルニ於テハ其証書中抵当物件記載ノ部分ヲ省キ其ノ他ノ部分ノミヲ記載シタル抄録正本ヲ請求スル者アルトキハ之ヲ作成交付シ得ル義ニ候哉

(回答) 貴見ノ通

## 31 土地ノ「大字」ノ記載ニ関スル件

(明43.12.19宇都宮公証人生方一哉照会)

(明44.5.11民事179号民事局長回答)

(要旨) 土地の名称中に大字の文字が含まれている場合には、住所又は不動産を表示する際、大字の文字を省略できない。

(照会) 囑託人ノ住所又ハ不動産ヲ表示スル場合大字ハ特ニ大字何々ト記載セス単ニ何村何々(例エハ神奈川県中郡大磯町高麗5番地)ト記載スルモ表示ニ欠クル所ナキヤ従来神奈川県静岡県内ニ於テハ大字ナル文字ヲ記載セ

サル実例ナルモ茨城県栃木県ノ如キハ大字何々ト記載セリ特ニ大字ナルニ  
字ヲ記載スル為メ紙数ヲ増加シ囑託人ノ費用ヲ多大ナラシムル場合アルヲ  
以テ大字ナル文字ヲ省略シテ記載スルモ不可ナキヤ

(回答) 囑託人ノ住所又ハ不動産所在地ノ表示ニ付テハ「大字」ナル文字カ該  
土地ノ名称中ニ包含スル場合ニ於テハ同文字ヲ附記スヘキモノニシテ然ラ  
サル場合ニハ附記スヘキモノニアラス

### 32 公証人ト囑託人等ト親族タルトキノ取扱ニ関スル件

(明44.6.29福島公証人味岡道雄照会)

(明44.7.17民事494号民事局長回答)

(要旨) 前任者の作成した証書の当事者が、後任者の親族であるときは、執行  
文の付与等については、他の公証人に代理を囑託するのが相当である。

(照会) 前任者ノ作成シタル証書ノ当事者又ハ代理人カ後任者ノ四親等内ニ当  
ルモノニ対シ其執行文ヲ付与スルコトヲ得サルヤ此段相伺候也

(回答) 客月29日付稟伺ニ係ル公証人ノ職務執行上ノ疑義ニ関スル件問合面ノ  
場合ニ於テハ公証人法第63条ニ準拠シ他ノ公証人ニ代理ヲ囑託スルヲ相当  
ト思考致候此段本官ヨリ及回答候也

### 33 事実ニ付テノ証書ノ作成方ニ関スル件

(明44.7.1宮崎公証人広木幹照会)

(明44.9.2民事531号民事局長回答)

(要旨) 法39条の規定は、法律行為でない事実について公正証書を作成する場  
合にも適用される。

(照会) 公証人法第39条第1項乃至第5項ノ規定ハ法律行為ニ非サル事実ニ付  
キ公正証書ヲ作成スル場合ニモ総テ適用セラルル義ニ有之候哉

法律行為ニ非サル事実ニ付キ公正証書ヲ作成スル場合ハ必スシモ囑託人ノ  
立会ヲ要セサル義ト相心得候ニ付キ其立会ナキ場合ニハ証書作成ノ場所ニ  
於テ囑託人ニ読聞カセ及署名捺印ヲ為サシムル等ノ手續ハ事実ノヲ為ス能  
ハサル義ナルニ依リ本項ノ疑義ヲ生シ候

(回答) 貴見ノ通

### 34 事実ニ関スル証書作成ニ関スル件

(明44.7.1宮崎公証人広木幹照会)

(明44.9.2民事531号民事局長回答)

(要旨) 囑託人の立会なしに法律行為でない事実についての公正証書を作成す  
ることはできない。

(照会) 前伺(前項)ニ対シテハ卑見ノ通り御訓示有之候処右ハ後段ノ事由ヲ  
認可セラレタルモノニ有之候哉

(回答) 法律行為ニ非サル事実ニ付テノ証書ハ公証人実験ノ現場ニ於テ之ヲ作  
成シ公証人法第39条ノ手續ヲ為スヘキモノナルカ故ニ前稟伺後段ノ如ク囑  
託人ノ立会ナクシテ証書ヲ作成スルコトヲ得ス

### 35 公証人ト囑託人ト親族タルトキノ取扱ニ関スル件

(明44.9.30東京公証人樫原三四郎照会)

(明44.10.7民事89号民事局長回答)

(要旨) 債権譲渡の結果、債権譲受人と公証人とが親族関係にあるときは、執  
行文の付与等については、他の公証人に代理を囑託するのが相当である。

(照会) 甲ハ乙ニ金1,000円ヲ貸与スルニ付金銭消費貸借ノ公正証書ヲ公証人  
丙某ニ囑託シ其作成ヲ受ケ而シテ其後甲ハ該債権ヲ丙ノ四親等内ノ親族ニ  
当ル戊ニ譲渡シタリ

右ノ場合ニ於テ戊ハ乙ニ対スル強制執行ノ為メ執行文付与ヲ丙公証人ニ求  
メタルトキハ蓋シ丙ハ之ヲ拒絶シ得ルコトハ公証人法第22条ニハ単ニ公証  
人ハ左ノ場合ニ於テハ其職務ヲ行フコトヲ得ストアリテ同条第1号ニ囑託  
人ハ云々配偶者、四親等内ノ親族トアルニヨリ明ナルモノノ如シ然レトモ  
熟々該条ノ精神ヲ考フルニ契約証書作成ノ場合ニ於テノ弊ヲ除ク為メニシ  
テ単ニ執行文付与ノ場合ノ如キハ此弊ナキヲ以テ丙公証人ハ職務ヲ行フモ  
差支ナキモノト信ス然レトモ該条文アルニヨリ大ニ疑問トス果シテ条文ノ  
如クセハ戊ハ如何ニシテ執行文付与ヲ受クルコトヲ得ルヤ御教示ヲ受ケ度  
此段及御照会候也

(回答) 客月30日付問合ニ係ル公証人ノ職務執行上疑義ニ関スル件問合面ノ場  
合ニ於テハ公証人法第63条ニ準拠シ他ノ公証人ニ代理ヲ囑託スルヲ相当ト

思考致候此段及回答候也

36 書記カ囑託人ノ代理人タル場合ニ関スル件

(明44.11.17富山公証人赤松小一郎照会)

(明44.12.28民事129号民事局長回答)

(要旨) 公証人の書記が囑託人の代理人である場合は、当該事件はなるべく取扱わないようにするのが相当である。

(照会) 1 囑託人ノ委任ニ因ル代理人カ其公証人ノ筆生ナルトキ此代理人ニ依リ囑託セラレタル事件ニ付公証人法第22条ノ各号ニ該当セサル限り公証人ハ其職務ヲ行フコトヲ得ル義ト心得可然哉

2 公証人カ前項ノ職務ヲ行フコトヲ得ルモノトスレハ其代理人タル筆生カ他ニ職業ヲ有セサル場合ニ於テ公証人法第36条第3号ニ依ル職業ハ如何ニ之ヲ記載シテ可然哉

3 公証人カ第1項ノ職務ヲ行フコトヲ得ルモノトスルモ其代理人タル筆生ハ当該事件ニ付テハ公証人法第24条ニ依リ執務ノ補助ヲ為スコトヲ得サル義ト心得可然哉

右ハ差掛リタル事件有之公証人法第3条ノ執行ニモ関係ヲ有シ居候ニ付至急何分ノ御訓示奉仰候也

(回答) 客月17日付稟伺ニ係ル公証事務取扱方ニ関スル件公証人ノ筆生カ囑託人ノ代理人タル場合ハ公証人法第22条ノ明文ニ該当セサルモ此ノ如キ囑託事件ハ同条ヲ設ケラレタル精神ヨリ可成之ヲ取扱ハサル様努メラルルヲ相当ト思考致候此段本官ヨリ及回答候也

37 第三者ノ同意書ニ関スル件

(明44.11.20富山公証人赤松小一郎照会)

(明45.2.9民事1146号民事局長回答)

(要旨) 数個の法律行為につき、同時に各別に証書を作成する場合、第三者の同意を証する書面は各別に提出させるべきである。

(照会) 囑託人ノ法定代理人カ第三者ノ同意アリタルコトヲ証スル証書ヲ提出シ其ノ同意ヲ証明シタル該同意証書ニハ各別ノ法律行為數個ヲ列記シアリ

テ同意ノ趣旨ハ法定代理人カ其内ノ或ル法律行為ノミニ付同時ニ公正証書ヲ作成スルコトヲ要スルニ在リ而シテ法定代理人ハ比ノ1通ノ同意証書及ヒ同意者各自1通ツツノ印鑑証明書ヲ提出シ其ノ同意ヲ証明シテ同時ニ此ノ各別ノ法律行為數個全部ニ付キ公正証書ノ作成ヲ囑託シタリ此場合ニ於テハ1通ノ同意証書ニ依リ同時ニ數個全部ノ法律行為ニ付キ明カニ其ノ同意ヲ証明セシメタルモノニシテ公証人法第33条ノ要件ヲ欠ケルモノト断スヘキニアラスト雖モ同法第41条ノ手續ヲ為ス上ニ於テ支障ヲ生スルニヨリ必ス同時ニ各別ニ作成スル公正証書1件毎ニ各別2名ノ同意証書1通ツツヲ提出セシムルコトヲ要スヘク其ノ同意証書ニ付キ公証人法施行細則第19条第2項(現施行規則第14条)ニ準シタル取扱ヲ為スコトヲ得サル儀ト心得可為哉

(回答) 貴見ノ通

38 列席者ニ関スル件

(明45.6.28福島公証人服部幸作照会)

(明45.8.3民事1056号民事局長回答)

(要旨) 法第28条による人違でないことの証人は、証書に署名の必要がないから、証人には法第34条第3項第3号は準用されない。

(照会) 公証人法第39条ノ列席者中ニハ第28条第2項ノ証人ヲ包含セサルニ於テハ証書ニ其旨ヲ記載スルニ止マリ署名捺印セシムル要ナキモノナレハ証人ニ準用スヘキ第34条3項ノ3ニ自ラ署名スルコト能ハサル者トアル規定ハ準用セラレサル義ニ候哉疑義相生シ候条此段相伺候也

(回答) 本年6月28日付稟伺ニ係ル公証人法ノ疑義ニ関スル件ハ貴見ノ通ト思考致候此段本官ヨリ及回答候也

39 私署証書ノ引用ニ関スル件

(明45.5.18岡山地裁所長照会)

(大元.9.4民事358号民事局長回答)

(要旨) 1 公正証書は、さきに同一法律行為につき私署証書を作成したと否とにかかわらず作成することができる。

2 私署証書を作成した法律行為につき公正証書を作成する場合においても、法律行為の要綱を記載することを要し、その証書に私署証書の抵当物件の記載を引用しても、私署証書の記載は公正証書の一部とならないから、当然には私署証書による抵当権設定と同一の効力を生じない。又私署証書の物件目録のみを公正証書に引用しながらその全部を添付書面とすることは相当でない。

3 私署証書の全部を公正証書に引用するのは法第40条に該当しない。

4 公正証書に他の書面を引用すると否とにかかわらず、該公正証書のみにより債務名義の効力を有する場合には強制執行認諾条項を付することができる。

(照会) 1 別紙甲号ノ如ク私署証書ニ依リ事実上金員ノ貸借行ハレ(稀ニハ金員ノ授受ハ公正証書ノ作成ト同時ナルトキモアリ)之ニ設定シタル抵当権ノ登記ヲモ終了シテ凡ソ1ヵ月ヲ経過シタル後ニ至リテ乙号第1条ノ如ク法律行為トシテ再ヒ甲号ノ貸借契約ヲ公正証書ニ作成スルコトヲ得ヘキ乎

2 若シ公正証書ニ之ヲ作成シ得ヘシトセハ乙号公正証書ニハ其第1条但書ニアル如ク之レカ抵当物件ハ何々外何十何筆ト略記シ之レカ明示ヲ甲号私署証書ニ譲リ置クモ公正証書ニ於ケル抵当権ノ効力ヲ保持シ得ヘキ乎

3 若シ甲号私署証書ヲ以テ公証人法40条ニ所謂他ノ書面ヲ引用シ云々トアル他ノ書面ニ相当セルモノトセハ甲号私署証書ヲ乙号公正証書ニ添付スルト否トハ囑託者ノ任意ニシテ公証人ハ必スシモ之ヲ添付セシムル要ナキモノナル乎

4 甲号私署証書ト乙号公正証書トハ其記載条項殆ント同一ニシテ乙号公正証書第11条以下火災保険ニ関スル補充的約定ヲ加ヘタルノミ然ルニ乙号公正証書第15条ノ如ク直チニ強制執行ヲ受クルモ異議ナキ旨記載シ之ニ基キ強制執行ヲ為スコトヲ得ヘシトセハ恰モ其ノ根本タル甲号私署証書ノ権利関係ニ対シテ乙号公正証書ヲ以テ強制執行ヲ許スカ如キ嫌アリ穩当ヲ欠ケルニアラサル乎ヲ虞ル然モ尚其ノ強制執行ハ之ヲ許スヘキモノナル乎  
右疑義有之及御問合候也

#### 別紙乙号

#### 年賦償還貸借契約公正証書

本職ハ明治45年7月1日当事者ノ囑託ニ因リ其ノ陳述ヲ聴取シ法律行為ニ付法定ノ方式ニ從ヒ当役場ニ於テ此証書ヲ作成ス

第1条 某甲ハ其所有ニ係ル地所及ヒ建物ヲ1番抵当トシ乙銀行ヨリ金何百円ヲ利息1ヵ年何分何厘ノ定メヲ以テ借受ケ乙銀行ハ之ヲ貸付ケ其金員ハ受渡ヲ終了シタリ

但此貸借ニ付キ債務者ハ債権者ニ対シ別ニ何郡何村大字何字何田何反何畝何歩他何拾何筆同地上ニアル建物何棟ニ付キ抵当権設定ノ登記ヲ經タル明治45年6月6日付ノ私署証書ヲ差入レタリ尚債務者ハ抵当建物ニ付属スル造作其ノ他総テ定着ノ儘抵当ト為シタルコトヲ承認シタリ

第2条乃至第14条 略

第15条 債務者ハ義務履行ノ期ニ至リ其義務ヲ尽ササルトキハ直ニ強制執行ヲ受クルモ異議ナキコトヲ確認セリ

(以下略)

#### 別紙甲号

不動産抵当年賦償還金員借用証

一 金何百円也

右ノ金員ヲ左ノ契約ニテ正ニ借用申候

1乃至12 略

13 借入金ノ担保トシテ左ノ不動産ヲ1番抵当ニ差入申候

不動産ノ表示

一 何県何郡何村大字何何番地何反何畝何歩

一 何県何郡何村大字何何番地宅地何坪及同地上ニ在ル建物何棟何坪

(以下略)

(回答) 本年7月18日付発第737号ヲ以テ御問合相成候公正証書作成方ニ関スル件ハ左ノ通思致候

1 公正証書ハ囊ニ同一法律行為ニ付キ私署証書ヲ作成シタルト否トヲ問ハス之ヲ作成スルコトヲ得ルモ本問乙号第1条但書ノ如キ明確ナラサル記載ハ之ヲ避クルヲ可トス

2 囊ニ私署証書ヲ作成シタル法律行為ニ付キ更ニ公正証書ヲ作成スル場合

ニ於テモ公正証書ハ総テ法律行為ノ要綱ヲ記載スルコトヲ要シ問合面ノ如ク抵当物件ノ記載ヲ省略シテ私署証書ニ譲ルモ私署証書ノ記載ハ単ニ物件目録ノ記載トシテハ格別其他ノ部分ニ付テハ公正証書ノ一部ト為ラサルヲ以テ当然私署証書ニ因ル抵当権設定ト同一ノ効力ヲ生スルモノニアラス而モ私署証書ハ記載セル物件目録ノミヲ公正証書ニ引用シテ其点ノミニ関シ公証人法第40条ニ依ル添付書面ト為スカ如キハ誤解ヲ生スル虞アルヲ以テ之ヲ避クルヲ可トス

- 3 私署証書ノ全部ヲ公正証書ニ引用スルハ公証人法第40条ノ規定ニ相当セサルヲ以テ添付書面ト為スヘキモノニアラス
- 4 公正証書ニ他ノ書面ヲ引用シタルト否ニ拘ラス其公正証書ノミニ依リ完全ニ債務名義タル効力ヲ有スル場合ハ強制執行ヲ受クヘキ旨ノ記載ヲ為スコトヲ得ルモ然ラサル場合ハ之レカ記載ヲ為スヘキモノニアラス此段及回答候也

#### 40 私署証書ノ援用ニ関スル件

(大2.2.1東京公証人今井万吉照会)

(大2.6.27民91号法務局長回答)

- (要旨) 1 私署証書を公正証書に援用した場合においても、その証書により給付を約するものであれば、強制執行認諾条項を記載してよい。
- 2 不動産の抵当権設定登記を経た私署証書を公正証書に援用した場合においても同様である。
  - 3 私署証書を公正証書に援用し、これに承認等の文字を用いても、該公正証書は手数料規則第22条の承認証書にあたらぬ。

(照会) 1 私署証書ノ債務ヲ承認又ハ確認シタル旨ヲ記載シタル公正証書ハ民事訴訟法第559条第5号(現第3号)ノ証書ニ該当セサルヲ以テ該証書ニハ強制執行ニ関スル記載ヲ為スコトヲ得ス從テ其ノ正本ニハ執行文ヲ付記スヘキモノニアラサル趣ハ從來多数ノ稟伺ニ対シ民刑局長ヨリ御回答有之候処明治44年(特)第226号明治45年2月7日大審院第二民事部ノ判決ハ右民刑局長ノ御回答ト異ナリ私署証書ニ因リ成立シタル消費貸借ヲ承認シタル旨ヲ記載シタル公正証書ハ民事訴訟法第559条第5号(現第3号)ニ該

当スル証書ニシテ強制執行ニ関スル記載ヲ為シ真正本ニハ執行文ヲ付記スルコトヲ得ル如ク判示セラレ候ニ付テハ右判決ノ趣旨ニ從ヒ公正証書ヲ作成スルモ差支ナキ義ト心得可然哉

- 2 前記判決ノ趣旨ニ從ヒ公正証書ヲ作成スルモ差支ナキ義ニ候ハハ当事者間ニ消費貸借契約ヲ締結シ債務者カ債務ノ担保トシテ其ノ所有不動産ニ抵当権ヲ設定シ之ヲ私署証書ニ作成シテ抵当権設定ノ登記ヲ受ケタル後右私署証書ノ債務ヲ承認シタル旨ヲ公正証書ニ作成スル場合(或ハ当事者ハ何年何月何日付私署証書ニ因リ消費貸借契約ヲナシ債務者所有ノ不動産ヲ債務ノ担保トシテ抵当権ヲ設定シ其ノ登記ヲ完了シタル旨ヲ記載スル公正証書ヲ作成スル場合)ノ如キモ強制執行ニ関スル記載ヲ為シ真正本ニハ執行文ヲ付記スルコトヲ得ル義ト心得可然哉
- 右稟伺候也

(回答) 本年2月14日付稟伺ニ係ル公正証書ノ作成方ニ関スル件ハ左ノ通思致候

- 1 私署証書ノ債務ヲ承認又ハ確認シタル旨ヲ記載シタル公正証書ニハ強制執行ニ関スル記載ヲ為スコトヲ得サル旨ノ当省先例ハ明治43年11月23日民刑第1377号青森地方裁判所所属公証人館純吉ニ対スル民刑局長回答ニ依リ省議変更セラレタルモノニシテ該回答ノ趣旨ハ明治44年(特)第226号大審院判決ノ趣旨ト抵触スル処ナク該回答ノ趣旨ヲ再言スレハ私署証書ヲ援用シテ公正証書ヲ作成スル場合ニ於テモ其証書ニ依リ給付ヲ約スル趣旨ナル以上ハ之ニ強制執行ニ関スル記載ヲ為スコトヲ得ルモ凡ソ公正証書ハ法律關係ヲ明確ニシ疑義ヲ生セサル様努ムルヲ肝要トスルヲ以テ承認又ハ確認等ノ文詞ハ之ヲ避クルヲ可トス
- 2 証書ノ趣旨前項ノ如ク私署証書ヲ援用シ依テ給付ノ義務ヲ証スルモノナル以上ハ貴見ノ通り解スヘシ但此場合ニ於テモ亦前項ノ場合ニ於テモ公正証書ニ承認又ハ確認等ノ文字ヲ用ユルモ該証書ハ公証人手数料規則第13条第1号ノ所謂承認ヲ証スル証書ニ非サルヲ以テ同条ニ依リ手数料ヲ算定スヘキ限ニ非ラサルハ勿論ナリトス此段本官ヨリ及回答候也

(参考) 公正証書の作成につき、さきに作成した私署証書を引用すると否とを問わず、該証書が法律行為の要項を具備する以上は強制執行の債務名義と

なり得るが「債務を確認し云々」のような文言は避けた方がよい（明42.11.29青森公証人館純吉照会，明43.11.23民刑1377号民刑局長回答）。

#### 41 私署証書ヲ確認シタル公正証書ニ関スル件

（大元12.27神戸公証人能勢恭三照会）

（大2.6.27民91号法務局長回答）

（要旨）私署証書を公正証書に援用した場合においても，その公正証書により給付を約するものである以上強制執行認諾条項を記載してよい。

（照会）明治42年8月16日静岡地方裁判所所属公証人千阪彦四郎稟伺第4条ニ対スル御省民刑第989号ノ御回答ヲ解釈シ抵当付債務ヲ確認シタル公正証書ニハ全然執行文ヲ付スヘカラスト説クモノアリ又一方ニハ前記御回答ノ趣旨ニ抵当付債務確認証書ヲ以テ必スシモ民事訴訟法第559条第5号（現第3号）ニ該当セスト云フニアラス同条ノ規定ハ単ニ一定ノ数量ノ給付ヲ以テ目的トスル請求ニ付キ作りタル証書トアルヲ以テ最初ノ証書タルト確認ノ証書タルトヲ区別スヘキモノニアラス殊ニ確認証書ハ一層事ヲ鄭重ニシタルモノ法律ニ反対ノ規定ナキ以上ハ執行文ノ付与ヲ拒ムヘキ理由ナシ唯同稟伺第一ニハ8月15日付私署証書ノ契約ニ因リ其証書記載ノ金500円トアリテ別約付ノ金員ナルカ如キ觀アリ殊ニ其前文タル第4条ニハ契約約款ヲ私署証書ニ譲リ公正証書ニハ其ノ一部ヲ摘録スルコトノ記載アリテ或ハ請求權ノ変更ヲ来タスヘキ事由強制執行ヲ防止シ得ヘキ事由等私署証書ニ記載アルヤモ知ルヘカラスト此ノ如ク単純明確ニ非サル請求ハ民事訴訟法ニ云フ所ノ一定ノ数量ノ請求ト云フヘカラストノ御見解ヲ以テ執行文ヲ付与スルコトヲ得スト御回答アリシモノト思考ス故ニ御回答ノ趣旨ハ請求ノ一定ヲ欠カカ為メニ執行文ヲ付与スルコトヲ得スト云フニ依リテ確認証書ナルカ故ニ執行文ヲ付与スルコトヲ得スト云フニ非ラスト説ク者アリ此ニ様ノ解釈ノ為メニ現今執務ノ支障ヲ生シ居リ候何分ノ御指示相成度此段稟伺候也

（回答）客年12月27日付稟伺ニ係ル明治42年当省民刑第989号先例ハ明治43年11月22日民刑第1377号青森地方裁判所所属公証人館純吉ニ対スル民刑局長回答ニ依リ変更セラレタル義ニ有之候此段本官ヨリ及回答候也

（参考）（明42民刑989号民刑局長回答）

（照会）公証人法第40条ニ基キ別紙ノ如ク抵当權ノ設定アル私署証書ヲ提出シ左記ノ事項ノミヲ公正証書ニ作成シ且ツ私署証書ハ其公正証書ニ添付センコトヲ以テ囑託スルモノアリトスルトキハ之ニ応シ妨ケナキハ論ヲ俟ス尚債務者カ其添付書類ノ約旨ニ背キタル場合ニ債務者ヨリ請求スルトキハ右公正証書ノ正本ニ執行文ヲ付与シ妨ケナキ義ト心得可然哉

#### 別紙

##### 公正証書契約要旨

第1 債務者乙ハ此証書ニ添付シタル別紙明治42年8月15日付私署証書（略）ノ契約ニ依リ其証書記載ノ金500円ハ正ニ債権者甲ヨリ借受ケタルコトヲ確認ス

第2 債務者乙ニ於テハ前記証書ノ契約ニ背キタル場合債権者甲ニ於テ一定ノ金額ノ請求ヲナス場合ニハ債務者（保証人）ハ直チニ強制執行ヲ受ケ異議ナシ

（回答）問合面ノ「公正証書契約要旨」ノ第1ハ民事訴訟法第559条第5号ニ謂ハユル一定ノ金額ノ支払ヲ以テ目的トスル請求ニ付作りタル証書ニ該当セサルヲ以テ同要旨ノ第2ハ該証書ニ之ヲ記載スルコトヲ得ス從テ該証書ノ正本ニハ執行文ヲ付記スヘキモノニ非ス

#### 42 公証証書作成ニ関スル件

（大4.7.13甲府公証人志邨亮平照会）

（大4.8.6民1197号法務局長回答）

（要旨）弁済期日後，改めて給付の義務を約し，かつ強制執行を認諾する旨の契約については証書を作成することができる。

（照会）私署証書ヲ以テ金錢ヲ貸渡シタルモ其弁済期日ニ債務ヲ履行セサルニ付更ニ23日内ノ短期間内ニ其債務ヲ履行スヘク若シ不履行ノトキハ直チニ強制執行ヲ為スヘキ契約ノ囑託ニ応スルモ差支ナキヤ

（回答）問合面ノ場合ニ於テ公証人ノ作成スヘキ公正証書ニ依リ給付ノ義務ヲ約スルモノナルニ於テハ貴見ノ通

## 43 許可同意ニ関スル件

(大4.7.13甲府公証人志邨亮平照会)

(大4.8.6民1197号法務局長回答)

(要旨) 法律行為につき許可又は同意をしたことの陳述をすることを委任された者の陳述により公正証書を作成することはできない。

(照会) 許可又は同意ヲ要スヘキ法律行為ヲ為スニ際シ(夫若クハ)親權ヲ行フ父母カ其行為ヲ許可又は同意スヘキコトヲ委任スルニアラスシテ其行為ニ許可又は同意ヲ為シタルニ付単ニ之カ陳述ヲ為スコトヲ委任シ得ルヤ

(回答) 問合面ノ如キ委任ヲ受ケタル者ノ陳述ニ因リ公正証書作成スルコトヲ得ス

## 44 組合契約加入ノ公正証書ニ関スル件

(大6.6.8福岡地裁所長照会)

(大6.7.14民1449号法務局長回答)

(要旨) 公正証書に他の公正証書を援用した場合でも、一定の金額の支払を約したものであれば、これに強制執行認諾条項を記載し得るが他の組合契約公正証書の条項を承認し、その組合に加入した旨を記載した公正証書には強制執行認諾条項を記載すべきでない。

(照会) 公証人ニ於テ組合員カ或ル違反行為アルタルトキハ一定ノ違約金ヲ支払フヘキ罰款アル組合契約ノ公正証書ヲ作成シタル後該契約ニ基キ組合ヲ代表スヘキ組合員甲者ト新ニ其組合ニ加入スヘキ乙者トノ間組合加入ノ公正証書ヲ作成スルニ該リ囊ニ作成シタル組合契約ノ各条項ヲ列記セス単ニ其ノ組合契約アル公正証書ヲ援用シ乙者ニ於テ該契約ノ各条項ヲ承認シ組合ニ加入セルコト及強制執行認諾ノ旨ヲ記載シタルモノアリ然ルニ後日右等甲乙両者間ノ囑託ニ依リ作成シタル公正証書ニ基キ甲者ヨリ乙者ニ対シ違約金徴収ノ為メ公正証書ノ執行正本ヲ求ムルコトアルモ該証書自体ノミニテハ民事訴訟法第559第5号(現行第3号)ニ所謂一定ノ金額ノ支払ヲ以テ目的トスル請求ニ付キ作りタルモノナルコト判然セサルカ故ニ其援用シタル組合契約ハ公正証書謄本ヲ執行正本ニ添付シ付与スルコトヲ得ヘキヤ元来右等公正証書ニ対シテハ執行正本ヲ付与スヘキモノニ非ス從テ強制

執行認諾ノ旨ヲ記載スルコトヲ得サル義ニハ無之哉

(回答) 公正証書ニ他ノ公正証書ヲ援用シタル場合ニ於テモ其証書ニ依リ一定ノ金額ノ支払ヲ約シタルモノナルトキハ之ニ強制執行ヲ受クヘキ旨ノ記載ヲ為スコトヲ得ルモ問合面ノ如ク公正証書ニ他ノ組合契約公正証書ヲ援用シテ之ヲ添付書面ト為シタルニ非ス単ニ組合契約ノ各条項ヲ承認シ該組合ニ加入セシコトノミヲ記載シタルモノハ之ニ依リ支払又は給付ノ義務ヲ約シタルモノトスルコトヲ得サルヲ以テ斯ル証書ニハ直ニ強制執行ヲ受クヘキ旨ノ記載ヲ為スヘキモノニ非ス從ツテ假令之カ記載アリトスルモ該証書ニ援用シタル他ノ公正証書ヲ添付シテ之ニ執行文ヲ付与スヘキモノニ非ス

## 45 消費貸借消滅事項ノ記載

(大6.6.8福岡地裁所長照会)

(大6.7.14民1449号法務局長回答)

(要旨) 公証人が前に証書を作成した消費貸借契約について、受取証書等を公正証書で作成したときは、右の契約にかかる証書原簿の備考欄に便宜弁済の旨を記載しておくのは差し支えない。

(照会) 同一公証人ニ於テ前ニ金錢消費貸借ノ公正証書ヲ作成シタル後借主ノ弁済ニ依リ貸主一方ノ囑託ニ依リ受取証書ヲ作成シ又ハ貸主借主双方囑託ニヨリ弁済証書ヲ作成シタルモノノ如キハ前ニ作成シタル消費貸借カ消滅シタルモノナルコトヲ判然セシムル為メ証書原簿ニ記載シタル当該事件ノ備考欄ニ其旨付記セシメ置ク方可然思考候得共若シ其受取証又ハ弁済証書カ他ノ公証人役場ニ於テ作成セラレタルトキハ之レカ通知等ノ規定ナキヲ以テ其付記ヲ為スコトヲ得サルヘキカ故ニ果シテ同一公証人ニ於テ作成シタルモノト雖モ其儘トシ右等付記セシムヘキモノニ非ラサルヘキヤ

(回答) 前段貴見ノ通証書原簿ノ備考欄ニ便宜弁済ノ旨ヲ記載シ置クハ差支ナシ

## 46 許可同意ノ証明ニ関スル件

(大6.10.22広島公証人岩佐樟坪照会)

(大6.11.9民2118号法務局長回答)

(要旨) 嘱託人が許可又は同意を託すべき書面を提出しないときは、公証人はその嘱託を拒絶すべきであり、他日その欠缺を追完する条件の下に証書を作成することはできない。

(照会) 卑職伏言公証人法第32条第33条ノ法文解釈ニ付下記甲乙両議アルコトヲ近頃聞知致候取テ所信ナキニハアラサルモ此両議ノ取捨如何ハ職責上ニ重大ノ関係有之候ニヨリ慎重ノ研究ヲ要スヘキコトト奉存候因テ左ニ問題及面議ノ大意ヲ述ヘ御指令奉仰候

問題 法律行為ノ公正証書作成ノ嘱託人カ或ハ代理人ナル場合ニ代理権限ヲ証明スヘキ適法ノ証書ヲ提出セス或ハ第三者ノ許可又ハ同意ヲ要スヘキ場合ナルニ許可又ハ同意ヲ証明スヘキ適法ノ証書ヲ提出セサルトキハ公証人ハ絶対ニ其嘱託ヲ拒絶スヘキヤ或ハ公証人法施行細則第11条(現施行規則12条)ニ依リ嘱託人ニ注意ヲナシ其説明ヲ聞キタル後公証人ニ於テ相当ナリト思料シタルトキハ他日追完スヘキ条件ノ下ニ之ヲ受理シ公正証書ヲ作成スヘキヤ如何

甲議 公証人法第32条ノ代理人ノ権限ヲ証スヘキ証書及第33条ノ第三者ノ許可又ハ同意ヲ証スヘキ証書ハ何レモ各同条第1項ニ証書ヲ提出セシメ証明セシムルコトヲ要ストアルニ付キ公証人適法ナル証書ノ提出ナキコトヲ発見シタルトキハ其嘱託ヲ拒絶セサル可ラス只右両条共末項ニ欠缺ヲ追完シタルトキハ効力ヲ妨ケラルルコトナキ規定ヲ設ケラレタル所以ハ公証人其不適法ナル点アルコトヲ発見セス誤テ之ヲ受理シ証書ヲ作成シタル場合ニ於テ法律ハ嘱託人ニ同情シテ追完ノ便法ヲ設ケタルニ過キサルナリ若シ其レ追完ヲ条件トシテ之ヲ受理シ得ルモノトセハ代理ノ委任状ナキトキモ之ヲ受理シテ証書ヲ作成スルノ奇觀ヲ呈スヘシ且同法第28条第1項ニモ嘱託人ノ氏名ヲ知り且面識アルコトヲ要ストアリテ追完ノ規定ナキニヨリ同条ニ違反スルトキハ公証人始メヨリ其嘱託ヲ受理ス可ラサルコト勿論ナラン然ラハ其レト同文詞ヲ用ヒ要スト記載アル第32条第33条ノ場合ニ於テ偶々追完ノ規定アルカ為法律ノ要求条件不備ノ儘之ヲ受理シ証書ヲ作成シ得ヘシトナスハ事理ニ適セサル曲論ナリト云フニ在リ

乙議 公証人法第32条第33条ニ何々ヲ要スト記載シタルハ同法第2条ノ

公証人ノ作成シタル文書ハ本法及他ノ法律ノ定ムル要件ヲ具備スルニ非サレハ公正ノ効力ヲ有セストノ法文ヲ受ケ当然公正証書ノ効力ヲ發生スヘキ文書ヲ作成スル場合ヲ前提トシテ之ヲ要求シタル条件ト解スヘシ故ニ嘱託人ニ於テ直ニ公正証書ノ効力ヲ發生セシメサルモノナリト為ス場合ニ於テ公証人法施行細則第11条(現施行規則12条)ニ依リ注意ヲナシタル後日追完スヘキコトヲ条件トシテ之ヲ受理シ証書ヲ作成スルモ敢テ妨ケナキモノト做ササル可カラス何トナレハ同法第26条第27条ニハ何々云々証書ヲ作成スルコトヲ得ストアリテ嚴然禁止セルニ拘ハラステ第32条第33条ニハ文例ヲ異ニシテ何々ヲ要スト記載セルヲ以テナリ若シ甲議ノ如ク均シク禁止ナラシメニハ立法者何ヲ苦シミテ如此ニ様ノ文法ヲ用ヒシヤ其理由ヲ解スルコト能サルニ至ルヘシ世豈ニ如是理由アランヤ甲議者曰ク第28条ニ違反シテ作成シタル法律行為ノ証書ハ同条ニ追完ノ規定ナキヲ以テ公正証書ヲ作成セシムルノ要ナルヘシ然ルニ尚何々ヲ要スト記載シ何々シ得ストノ禁止文ナキヲ以テ見レハ其要スト云得スト云フ文詞ノ差異ハ敢テ重キヲ為スニ足ラスト曰ク否凡法律行為ニ於テ当事者相互ノ知氏名面識ハ其要素ニアラス要ハ人違ヒナキコトヲ期スルニ在ルヲ以テ一般ノ規定トナス故ニ氏名ノ真偽未タ確定セサルノ一事ヲ以テ直ニ証書作成ヲ禁止スルトセハ惹キテ要素ニ瑕疵ナキ法律行為ヲ禁止スルノ結果トナリ立法論トシテ穩当ナラス何トナレハ若シ之ヲ禁止スルトセハ其禁ヲ犯シタル証書ハ絶対無効ノ反古紙ニ帰着シ意思表示ナキト等シキヲ以テナリ元來面識氏名面識ハ公正証書作成ノ一要件ニ過キス故ニ此要件ノ欠如ハ要スル公正証書ノ効力ヲ失却セシムルヲ以テ足り之ヲシテ直チニ其法律行為ノ効力ヲモ併セテ失却セシメ絶対無効ニ歸セシムルハ民法上ノ一般ノ規定ト矛盾スルヲ免レス是ヲ以テ立法者敢テ之ヲ禁止セス以テ法律行為ノ成立ニ妨ケナカラシメタリ而シテ公証人ハ職トシテ公正証書ヲ作成スヘキモノナレハ公正ノ効力ナキ証書ノ作成ハ之ヲ拒絶スヘキコト固ヨリ其所ナリト雖モ禁止ノ明文ナキニヨリ之ヲ作成シタルトセハ只公証人手数料規則第32条ニ依リ手数料等ヲ徴取ス可ラサルノミ其証書ハ固ヨリ私署証書トシテ完全ナル証拠力ヲ有スルモノトス而シテ

公証人法ニ其追完ヲ許ササルモノハ法律行為ノ公正証書ハ私署証書ト異ナリ公証人法第35条ニ依リ囑託人ノ陳述ヲ録取シテ之ヲ作成スルモノナレハ囑託人ハ実ニ公正証書作成ノ要素ナリト做ササル可ラサルヲ以テナリ既ニ之ヲ要素トナス以上ハ其欠如ノ際追完ヲ許ス可ラサルコト更ニ多弁モ要セス甲議者曰ク公証人法第32条第33条ニ追完ノ規定アルヲ以テ証書ヲ作成シ得ヘシト做セハ全然委任状ノ提出ナキ場合モ漫然代理人トシテ証書ニ表示スルト奇観ヲ呈スヘシト曰ク然リ之ヲ奇観ナリトハ誠ニ奇観ナリ然レトモ民事訴訟法第70条ニモ委任状ノ欠缺アルトキ追完ヲ条件トシテ訴訟ヲ進行セシムルノ規定嚴然トシテ存ス此場合ニ於テハ裁判所ハ口頭弁論調書ヲ作成シ取テ怪マサルナリ此調書モ亦公正証書ナリ均シク公正証書ニシテ公証人ノミ独リ奇観ナリトシテ其作成ヲ禁止スヘキ理由果シテ正当ナリヤ大ニ疑ヒナキ能ハス甲議者曰ク公証人法第32条第33条ノ追完ヲ許シタルモノハ元來証書ノ作成ヲ禁止セラレタルモノナルモ公証人誤テ之ヲ受理作成シタル上ハ囑託人ニ同情シテ其追完ヲ認メタルノミト曰ク此説ハ甚タ巧妙ナルニ似タルモ亦思ハサルノ甚シキモノナリ如此解スルトキハ公証人ノ注意疎密如何ニ因テ公正証書ヲ作成シ得ルト否トノ区別ヲ生シ公証人書類ノ調査如何ニ因リ一ハ条件付公正ノ効力アル証書ヲ得他ハ此証書ヲ得サルノ差異ヲ醸ス画一ヲ主義トスル公証人法ニシテ豈如此偏預ノ規定ヲ設クルノ理由アランヤ

要之甲議ハ法律行為ノ成立条件ト公正証書ノ発効条件トヲ混同シ何々ヲ要ストノ法文ニ拘泥シテ他ヲ顧ミルノ違ナク遂ニ不法ノ論決ヲ為スニ至リタルモノナリト云フニ在リ

前記両議ノ是非果シテ如何卑職ハ乙議ヲ相当ナリト思料スル者ニ候ヘ共甲議ハ有力者ノ唱道スル所ニシテ卑職殆ト其取捨ニ迷ヒ申候依テ茲ニ状ヲ具シ奉稟伺候翼クハ可成速ニ御指令奉願候以上

(回答) 本月22日附稟伺ニ係ル公正証書作成ニ関スル疑義ノ件公証人法第32条第1項ノ場合ニ於テ代理人カ代理権限ヲ証明スヘキ証書ヲ提出セス又ハ同法第33条第1項ノ場合ニ第三者ノ許可又ハ同意ヲ証明スヘキ証書ヲ提出セサルトキハ公証人ハ其囑託ヲ拒絶スヘク他日其ノ欠缺ヲ追完スヘキ条件ノ

下ニ公正証書ヲ作成スルコトヲ得サル儀ト思考致候此段本官ヨリ及回答候也

#### 47 株主タル公証人ノ証書作成ニ関スル件

(大7.6.5旭川公証人菅原景忠照会)

(大7.6.22民1325号法務局長回答)

(要旨) 公証人は、自己が株主である会社が他との間にした物品売買、金員貸借等の契約について公正証書を作成して差し支えない。

(照会) 株式会社ノ株主タル公証人ハ会社カ他ト物品売買又ハ金員貸借等ノ契約ヲ為シタル場合ハ其契約ニ付全然利害ノ関係ナシト謂フヲ得サルカ如クナルニ依リ其証書ヲ作成スルコトヲ得サル義ニ候哉

(回答) 問合面ノ場合ハ公証人法第22条第3号ニ所謂「利害ノ関係ヲ有スルトキ」ニ該当セス從テ此場合ニ於テハ公証人ハ公正証書ヲ作成スルコトヲ妨ケサルモノトス

#### 48 取消シ得ヘキ法律行為ニ関スル件

(大8.1.31和歌山公証人平田二郎照会)

(大8.3.4民428号法務局長回答)

(要旨) 後見監督人が被後見人を代表して被後見人所有の不動産を後見人に贈与する旨の契約について、公正証書を作成することができる。

(照会) 甲ハ禁治産者ニシテ其妻乙ハ後見人タル場合ニ於テ後見監督人丙ハ民法第915条第4号(現第851条第4号)ニ依リ甲ヲ代表シテ其所有不動産ヲ無償ニテ後見人タル乙ニ与フルノ意思ヲ表示シ乙ハ之ヲ受諾スル贈与行為ニ付甲ノ親族会ノ同意アリタルコトヲ証明シ丙及乙ヨリ之カ公正証書ノ作成方囑託アリタルトキハ公証人ハ之ヲ作成スルコトヲ得ルヤ民法第930条(現第866条)ニ依レハ後見人ハ被後見人ノ財産ヲ譲リ受ケタルトキハ被後見人ハ之ヲ取消スコトヲ得ルニ付公証人ハ公証人法第26条ニ依リ之カ証書ヲ作成スルコトヲ得サルカ如シト雖モ同条ニ所謂無能力ニ因リ取消スコトヲ得ヘキ法律行為トハ無能力者ノ法律行為ニシテ取消シ得ヘキ瑕疵アルモノヲ指称シ前述ノ如キ後見人及被後見人間ノ契約又ハ民法第792条(現第

754条) 所定夫婦間ニ於テ契約ヲ為シタルトキハ其契約ハ婚姻中何時ニテモ夫婦ノ一方ヨリ之ヲ取消スコトヲ得ヘキ場合ノ如キハ能力ニ制限ヲ加ヘタルニアラス又行為自体カ瑕疵アルモノト云フヲ得ス恰モ民法第550条ニ依リ書面ニ依ラサル贈与ハ取消スコトヲ得ヘキカ如ク唯特別ノ保護ヲ与ヘタルニ過キササルヲ以テ無能力ニ因リ取消スコトヲ得ヘキ法律行為中ニ包含セサルモノト思考候得共先例ノ依ルヘキモノ無之疑義ニ涉リ候ニ付此段及稟伺候也

(回答) 客月31日付ヲ以テ稟伺相成候公正証書作成ニ関スル件ハ貴見ノ通ト思考致候此段及回答候也

## 49 借地法ニ関スル件

(大10.6.4東京公証人加藤信存照会)

(大10.6.16民事2538号民事局長回答)

(要旨) 処分ノ権限ノない者は、建物所有のための土地の賃貸借契約をすることはできない(民法第602条参照)。

(照会) 処分ノ権限ナキ者ハ借地法ニ依ル賃貸借契約ヲ為スコトヲ得ルヤ否ヤ

(回答) 本年6月4日付稟伺ノ件ハ処分ノ権限ナキ者ハ借地法ニ依ル賃貸借契約ヲ為スコトヲ得サル儀ト思考致候

## 50 公正証書ノ効力ニ関スル件

(大12.7.18民事2650号各地裁所長あて民事局長通達)

(要旨) 組合契約において、組合員総会の決議を経て違反者を除名し、一切の交際を拒絶する旨の条項は、公序良俗に反し無効である。

(通達) 標記ノ件ニ関シ別紙ノ通富山地方裁判所長へ通牒致候ニ付テハ貴管内公証人ニ対シ相当御注意相成候様御配慮相煩度為念此段及通牒候也

## 別紙

司法省民事局民事第2649号

大正12年7月16日

司法省民事局長 池田寅二郎

富山地方裁判所長 堀 確太郎 殿

客月30日付第4023号ヲ以テ御送付相成候小作奨励組合規約ニ関スル公正証書中第19条第20条ニ組合員ニシテ本契約事項ニ違反シタル者ニ対シテハ総会ノ決議ヲ経テ之ヲ除名シ一切ノ交際ヲ拒絶スル旨ノ条項有之候モ右ハ公序良俗ニ反スル無効ノ契約ト被存候就テハ貴管内公証人ニ対シスル趣旨ノ条項アル証書作成ノ嘱託ニハ応セサル様可然御注意相成候様致度此段及通牒候也

(参考) 養子縁組ハ戸籍吏ニ届出ツルニ因リテノミ其効力ヲ生シ公正証書ニ依ル養子縁組ナルモノハ何等ノ効力ヲ生セサル無効ノ行為ナルヲ以テ公証人ハ斯ル証書作成ノ嘱託ニ応スルコトヲ得ス(大4.12.9大阪公証人松村正信伺、大5.3.28民事第459号法務局長答)

## 51 嘱託人年令表示方ニ関スル件

(昭5.10.20東京公証人菅原良三郎照会)

(昭5.11.17民事1158号民事局長回答)

(要旨) 嘱託人ノ年令は、「年齢計算ニ関スル法律」により算出した年令を記載すべきであるが嘱託人ノ出生年月日を記載してこれに代えることができる。

(照会) 公証人法第36条第2項ニ依リ嘱託人ノ年令ヲ記載スルニハ明治35年12月法律第50号ニ依リ算出シタル年令ヲ記載スルヲ要スルヤ嘱託人ノ出生年月日ヲ記載シテ前項年令記載ニ代ルヲ得ヘキヤ

(回答) 10月20日附稟伺公正証書ニ記載スヘキ嘱託人ノ年令表示ノ件ハ貴見ノ通り思考致候

(参照) 明治35年12月法律第50号  
年令ハ出生ノ日ヨリ之ヲ起算ス  
民法第143条ノ規定ハ年令ノ計算ニ之ヲ準用ス  
明治6年第36号布告ハ之ヲ廃止ス

## 52 借地法違反の公正証書作成について

(昭33.9.11釧路公証人田利清照会)

(昭33.9.19民事甲1989号民事局長回答)

(要旨) 借地法に規定する期間より短い存続期間を約定する宅地賃貸借契約については、一時使用の賃貸借と認められない限り、公正証書を作成してはならない。

(照会) 本職は建物の所有を目的とする宅地賃貸借契約の公正証書作成を依頼を受けたとき、その存続期間は借地法に準拠して作成しているのですが、時々賃貸借期間を3年又は5年とした短期間契約の作成を依頼して来る者があります。このような場合は借地法の強制規定に反する旨を述べてお断りしているのです。

然るに「他の公証人においては3年でも5年でも希望通りの存続期間で作成して呉れるに」と言って本職に対し右の様な証書作成を強要して来る者があり、その公正証書を持参して示された者もあります。凡聞によると「当事者が希望する以上借地法にかかわらずして作成して差支えない」とし且つ慣習的に作成されているとの事があります。

本職就任以来日浅く慣習の存在等は知らざるも公証人の資格、従来貴庁よりの違法の公正証書作成に対する注意、及び公証人法第26条等によって、このような借地法を無視した短期間の契約公正証書は作成すべきでないと思わします。然し当事者の意思を尊重し借地法の期間より短かいのは期間の定めのないものと解して作成しても差支えないでせうか。御手数ながら折返し何分御指示を御願います。

(回答) 照会のあった借地法に規定する期間より短い存続期間を約定する宅地賃貸借契約公正証書は、(旧)同法第9条に該当すると認められない限り、貴見のとおり作成すべきでない。

### 53 公正証書の更正手続について

(昭34.5.15千葉公証人後藤卓幹照会)

(昭34.6.17民事甲1272号民事局長回答)

(要旨) 1 証書の更正は、証書作成と同様の手続及び方法によらなければならない。

2 更正の証書は、原証書の嘱託当事者全員の嘱託によって作成すべきである。

3 代理人による更正の嘱託については、委任状の提出を要する。

(照会) 前任公証人作成公正証書の記載に錯誤があることを今回当事者から謄本交付の請求があつて判明し、その者から更正方の請求があつたので別紙事項を公証人法施行規則第35条第36条により照会します。

#### 別紙

甲外5名がその共有不動産を乙に譲渡したる不動産譲渡契約公正証書の本旨外要件の当事者の表示において譲渡人6名のうち1名が遺脱されている錯誤があることが同証書委任状に照らして明らかである場合の更正に関し左記疑義がありますので何分の御回示を賜りたくお伺いいたします。

1 更正の証書は公証人法第28条、第32条、第36条、第39条等により一般公正証書同様の手続方法をもってすべきものか。

2(1) 更正の証書は右譲渡人6名全員又はその代理人と譲受人との署名捺印を要するか。

(2) 遺脱された譲渡人と譲受人との2名の署名捺印で足るか。

(3) 遺脱された譲渡人、譲受人のいずれか1名の更正請求者の署名捺印で足るか。

3 更正の委任には更にその委任状を出させるべきか。

(回答) 5月15日付照会に係る標記の件は、左のとおり取り扱うのが相当である。

第1項 貴見のとおり。

第2項 更正の証書は譲渡人全員又はその代理人と譲受人の嘱託によって作成すべきである。

第3項 貴見のとおり。

### 54 法人格のない団体を当事者とする公正証書の作成について

(昭35.2.22日証1360神戸地方方法務局長照会)

(昭35.3.28民事甲733号民事局長回答)

(要旨) 代表者の定めがあつても、法人格のない団体については、これを当事者とする公正証書作成の嘱託には応ずべきでない。

(照会) 当局所属公証人安長義美から、標記につき別紙何書が提出され、本問

については昭和13年1月21日富山公証人吉野義憲照会に対する同年2月2日民甲第104号貴官御回答のとおり消極に解すべきものと思料しますが、何分の御回示を賜り度進達します。

#### 別紙

代表者の定めがある法人格のない組合を当事者とする公正証書の作成について（伺い）

大阪府職員互助会は、昭和23年8月13日大阪府条例第71号に基いて、大阪府職員の相互共済と福利増進を計ることを目的として組織された組合でありまして、その規約に理事長が組合を代表し統轄する旨定めてありますが、法人格を認められていません。

右組合はその事業遂行について大阪府職員互助会理事長名義で、法律行為をしています。法人格を有する者でなければできない行為（例登記請求権）以外の法律行為について右組合を当事者とする公正証書作成の嘱託があった場合、これに応じても差し支えないでしょうか。民事訴訟法（第46条〔現第29条〕）では、法人格を有しない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは、当事者能力を認められているのですから右組合を当事者とする法律行為について公正証書を作成しても、別段不都合はないと思いますが、いささか疑義がありますので何分のご垂教を賜りますようお願いいたします。

（回答）2月15日付で照会のあった標記の件については、当該団体を当事者とする公正証書作成の嘱託には応じられないものと解する。

#### 55 録取錯誤による公正証書の訂正について

（昭37.2.9日記総80号仙台法務局長照会）

（昭37.4.23民事（一）発226号民事局第一課長回答）

（要旨）公正証書の瑕疵が極めて軽微であり、更正の必要はないとされた事例。  
（照会）左記公証事務取扱について疑義がありますので、至急何分のご指示をお願いします。

#### 記

債務者の住所中「利府村稲葉寄24番地」とあるのを公証役場において

「寄」の字を2字と見誤って「利府村稲葉山奇24番地」と記載し、公証人法第39条の読聞の手続を下して作成された公正証書原本について後日その誤りを発見した場合の訂正は更正についての証書を作成すべきであります（明治43年11月22日民刑第771号民刑局長回答参照）この場合の錯誤は添付の印鑑証明書により明らかであり、かつ権利関係になんら消長をきたさない軽微の事項でありますので、原公正証書の嘱託人全員の参加をまたず、債権者の嘱託のみにより更正についての公正証書を作成して差し支えないと考えますがいかがでしょうか。右更正についての公正証書については録取の錯誤に基因するものであるから、手数料は徴すべきでないと考えます。この点はいかがでしょうか。

（回答）2月9日付総日記第80号で民事局長あて照会のあった標記の件については、命により当職から左記のとおり回答する。

#### 記

本件公正証書の瑕疵は極めて軽微であり、敢えてこれを更正しなくとも、その効力に影響がなく、また仮にこれが執行証書であっても、執行手続上支障を生ずることはないと考えるので、現証書のままにしておくのが公証事務の取扱上相当である。

#### 56 公証人法施行規則第14条第2項の書面について

（昭37.5.14民事甲1323号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）規則第14条第2項の書面の末尾には、公証人は署名押印しなくとも差し支えない。

（通達）別紙甲号のとおり東京法務局長から照会があり、別紙乙号のとおり回答したから、この旨貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれない。

なお、明治42年10月7日付民刑第970号民刑局長回答(1)は本通達に抵触するかぎり変更されることになり、その他については従来どおりであるから念のため申し添える。

#### 別紙甲号

公証人法施行規則第14条第2項の書面について（照会）

標記の書面については、従来公証人がその末尾に署名捺押していますが、必ずしも公証人が署名押印しなくともさしつかえないものと考えますがいかがでしょうか。

## 別紙乙号

公証人法施行規則第14条第2項の書面について（回答）

4月30日付総第119号で照会のあった標記の件については、貴見のとおりと解する。

### 57 民法の一部を改正する法律及び公証人法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う公証事務の取扱い等について

（平17.2.9 民総348号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）民法の一部を改正する法律及び公証人法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う公証事務の取扱い等について

（通達）民法の一部を改正する法律（平成16年法律第147号。以下「改正法」という。）が成立し、公布の日（平成16年12月1日）から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するとされるとともに、公証人法施行規則の一部を改正する省令（平成17年法務省令第14号。以下「改正省令」という。）が平成17年2月14日から施行されることとなりましたので、これに伴う公証事務の取扱い等については、下記の点に留意するよう、貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らい願います。

なお、本通達中、「新民法」とあるのは改正法による改正後の民法（明治29年法律第89号）を、「規則」とあるのは公証人法施行規則（昭和24年法務府令第9号）をいいます。

## 記

#### 第1 改正法の概要について

改正法は、保証契約の内容の適正化の観点から、保証人の保護を図るため、貸金等根保証契約について極度額、元本確定期日等に関する規定を新設することその他の保証契約に関する規定の整備を行うとともに、民法を国民に理解しやすいものとするため、その表記を現代語化するこ

とを目的として、制定されたものである。

改正事項のうち公証実務に関するものは、次のとおりである。

#### 1 保証関係

改正法は、貸金等根保証契約を対象として、極度額の定めのない根保証契約を無効とするとともに、その保証期間を制限することを主な内容とし、さらに、保証契約一般を対象として、書面によらない保証契約を無効としている。

##### (1) 貸金等根保証契約の意義

「貸金等根保証契約」に該当するためには、①根保証契約（一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約をいう。以下同じ。）であること、②主たる債務の範囲に貸金等債務（金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによって負担する債務をいう。以下同じ。）が含まれるものであること、③個人を保証人とするものであることが必要であるとされた（新民法第465条の2第1項）。

##### (2) 極度額の定め

貸金等根保証契約は、極度額を定めなければ効力を生じないとされた（新民法第465条の2第2項）。

なお、この極度額は、主たる債務の元本だけでなく、その利息、損害金等（同法第447条第1項参照）を含むものとして定めなければならないとされた（同法第465条の2第1項）。

##### (3) 元本確定期日の定め（保証期間の制限）

###### ア 契約締結時の定め

貸金等根保証契約において元本確定期日を定める場合には、その期日は、貸金等根保証契約の締結の日から5年以内でなければならないとされた（新民法第465条の3第1項）。

また、貸金等根保証契約において元本確定期日の定めがない場合（貸金等根保証契約を締結した日から5年を経過する日より後の日を元本確定期日として定めた場合を含む。）には、その期日

は、当然に、貸金等根保証契約の締結の日から3年を経過する日とするとされた(同条第2項)。したがって、貸金等根保証契約においては、契約締結時において、必ず元本確定期日が定まることになる。

#### イ 契約締結後の変更

元本確定期日を契約締結後に変更する場合には、変更をした日から5年以内の日を変更後の元本確定期日としなければならないとされた(同条第3項本文)。「変更をした日から」とは、元本確定期日の変更に係る法律行為をした日からという意味であるから、貸金等根保証契約の締結時から5年を超える保証期間を確保する目的で、契約締結時にいわゆる自動更新の約定を付しても、その約定は無効である。ただし、元本確定期日の前2か月以内という近接した時期にその変更(いわゆる保証期間の更新)を行う場合については、変更をした日から5年以内という制限が緩和され、変更前の元本確定期日から5年以内の日を変更後の元本確定期日とすることができる(同項ただし書)。

#### (4) 元本確定事由

貸金等根保証契約は、①主たる債務者若しくは保証人の財産に対する強制執行若しくは担保権の実行の申立て、②主たる債務者若しくは保証人に対する破産手続開始の決定又は③主たる債務者若しくは保証人の死亡により、元本が確定するとされた(新民法第465条の4)。

#### (5) 法人の根保証契約に関する特則

保証人が法人である根保証契約であって、その主たる債務の範囲に貸金等債務が含まれるものが一定の要件(①極度額の定めがあること、②元本確定期日の定めがあること並びに③元本確定期日の定め及びその変更が新民法第465条の3第1項及び第3項の規律に従ったものであること)を具備していないときは、その法人が個人との間で締結する求償権の保証契約は、効力を生じないとされた(同法第465条の5)。

#### (6) 保証契約の要式行為化

保証契約(貸金等根保証契約又は根保証契約に限られない。)は、書面でなければ、その効力を生じないとされた(新民法第446条第2項)。

なお、保証契約がその内容を記録した電磁的記録によってされた場合については、これを書面によってされたものとみなすとされた(同条第3項)。

さらに、これらの書面及び電磁的記録に関する規定は、貸金等根保証契約における極度額の定め、元本確定期日の定め及びその変更について準用され、書面への記載等がされていなければ、その定め効力が生じないとされた(同法第465条の2第2項から第4項まで)。

#### (7) 経過措置

##### ア 極度額の定め及び保証契約の要式行為化関係

貸金等根保証契約の極度額の定めに関する新民法第465条の2の規定(前記(2)参照)並びに保証契約の要式行為化に関する同第446条第2項及び第3項の規定(前記(6)参照)は、改正法の施行前に締結された保証契約には、適用されないとされた(改正法附則第3条及び第4条第1項)。

##### イ 元本確定期日の定め関係

貸金等根保証契約の元本確定期日に関する新民法第465条の3の規定(前記(3)参照)については、改正法の施行日から3年を経過しても元本が確定しない(元本確定期日が改正法の施行日から3年を経過する日より後に定められている、又は元本確定期日の定めがない)既存の契約は、施行日から3年を経過する日が元本確定期日となるとされた(改正法附則第4条第2項第1号、第3項)。ただし、既存の契約であって極度額及び元本確定期日の定めがあるもののうち施行日から5年を経過しても元本が確定しないものは、施行日から5年を経過した日が元本確定期日となるとされた(改正法附則第4条第2項第2号)。

また、既存の契約であって貸金等根保証契約に当たるものについては、改正法の施行後は、元本確定期日を更に延ばす変更をすることができないとされた（同条第4項）。

#### ウ 元本確定事由関係

貸金等根保証契約の元本確定事由に関する新民法第465条の4の規定（前記(4)参照）は、既存の根保証契約であって貸金等根保証契約に当たるものにも、適用されるとされた（改正法附則第2条）。ただし、施行日前に元本確定事由が既に生じていた場合については、改正法の施行日にその事由が生じたものとみなして新民法第465条の4の規定を適用するとされた（改正法附則第4条第5項）。

#### エ 法人の根保証契約に関する特別関係

法人の根保証に関する特別である新民法第465条の5の規定（前記(5)参照）は、求償権の保証をした個人が負うこととなる責任の範囲を、法人の根保証における主たる債務の元本が施行日から3年から5年まで以内に発生したものに限定する措置が講じられた（改正法附則第4条第7項及び第8項）。

### 2 現代語化関係

民法典の規定のうち第1編から第3編までの部分は、片仮名文語体という条文の形式や用語の大半に手が加えられないまま、現在に至っていた。このため、日常用語との乖離が著しく、一般には極めて分かりにくいものも多数存在し、私人間の法律関係を規律する一般法・基本法としてふさわしくないとの指摘もあり、その早急な是正が求められていた。そこで、改正法は、すべての規定を平仮名口語体に改めるとともに、現代では一般に用いられていない用語を他の適当なものに置き換える等の現代語化を図っている。

この現代語化により民法第1編第2章第2節の節名が「能力」から「行為能力」と明確化されたことに伴い、公証人法（明治41年法律第53号）第26条の規定する「能力」も「行為能力」に改めるとされた（改正法附則第9条第1号）。

### 第2 改正省令による規則第13条の2の改正について

保証人の保護を図るために保証契約の内容の適正化を内容とする改正法が制定されたことを受け、公証事務についても、同様の観点から、改正省令が制定され、規則第13条の2第1項の通知（以下「事後通知」という。）は、書面でしなければならないとされるとともに、当該通知の対象となる公正証書の執行認諾文言の記載の有無に応じて、通知の書式が定められた（改正省令による改正後の規則第13条の2第2項、附録第1号の2及び同号の3）。

事後通知は、代理人の囑託により公正証書が作成された場合について、公正証書作成の事実を本人に知らせるために行うものであり、公証制度に対する信用を害することのないよう、次の点に留意し、監督に遺憾のないようにされたい。

なお、通知の書式に記載された執行認諾文言の法的な意味を本人に理解させなければならないことは、代理人の囑託により公正証書が作成される場合だけでなく、本人自身の囑託による場合においても同様であるから、この場合も、公証人において、適宜、口頭又は書面により、本人に対しこれを説明する必要がある。

- 1 事後通知は、規則第13条の2第1項ただし書の適用がある場合を除き、例外なく、しなければならない。
- 2 事後通知は、公証人において書面を交付し、又は送付して行うべきものであり、囑託人である代理人等を介して行うことは、許されない。
- 3 事後通知の実施を怠り、規則第13条の2に違反した公証人については、公証人法及び規則に基づく監督及び懲戒の対象となり得る。
- 4 事後通知の書式については、附録第1号の2又は同号の3の様式に従うほか、改正省令の制定の趣旨にかんがみ、問い合わせ先（公証人役場住所等）を明らかにするとともに、例えば、通知の対象となる債務者が保証人である場合には、「証書の件名」欄に「あなたは、何某様の保証人となっております。」等を付記することが望ましい。

なお、附録第1号の2及び同号の3の様式には記載されていないが、通知を受けた本人に対する便宜等のため、「この公正証書の内容に疑

問のある方は、実印を御持参の上、公正証書原本の閲覧をお申出下さい（代理人による閲覧の場合は、あなたの印鑑証明書付きの委任状及び当該代理人の印鑑証明書及び実印が必要となります。）等の便宜の記載をすることは、差し支えない。

### 第3 規則第13条の釈明方法について

規則第13条第1項の釈明は、公正証書の内容となる法律行為が有効であるかどうか等（公証人法第26条参照）について存在する具体的疑い（最高裁判所平成6年（オ）第1886号平成9年9月4日第1小法廷判決・民集51巻8号3718頁参照）の内容、程度等に応じて、適宜の方法でなければならない。

例えば、本人が主たる債務者及び保証人である債務確認公正証書をそれぞれの代理人の囑託により作成する場合において、主たる債務者及び保証人の印鑑証明書は提出されているものの、委任状の筆跡が同一のものであることや、委任状の記載がカーボン紙を用いて転写されたものであること等が窺われ、その結果、無権代理が具体的に疑われるようなときは、作成の囑託のあった時点において、本人に対し、委任の意思の確認を書面等で公証人が直接行うなどした上で、囑託に応じ、又はこれを拒絶すべきである。

### 第4 印鑑証明書の有効期間について

囑託人の人違いでないこと又は証書の真正であることを証明するために提出する印鑑証明書その他に関する証明書（公証人法第28条第2項及び第32条第2項（同法第33条第2項において準用する場合を含む。）（これらの規定を同法第60条（同法第62条ノ3第4項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。））は、作成後3か月以内のものでなければならない。

この取扱いは、平成17年4月1日から実施するものとする。

## 58 公証人法施行規則第13条の2に規定する通知の取扱いについて

（平17.3.7 民総594号法務局長・地方法務局長あて民事局総務課長通知）

（要旨）公証人法施行規則第13条の2に規定する通知の取扱いについて

（通知）標記の件について、別紙1のとおり日本公証人連合会理事長から照会があり、別紙2のとおり回報したので、参考までに通知します。

なお、貴管下支局において公証事務を取り扱うこととされている場合には、当該事務を取り扱う法務事務官に周知方お取り計らい願います。

### 別紙1

公証人法施行規則（昭和24年法務府令第9号。以下「規則」という。）第13条の2に規定する通知については、平成17年2月9日、公証人法施行規則の一部を改正する省令（平成17年法務省令第14号）が公布され、同日付け法務省民総第348号民事局長通達「民法の一部を改正する法律及び公証人法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う公証事務の取扱い等について」が発出されたところではありますが、下記のとおり取り扱って差し支えないか、貴見を伺いたく照会します。

#### 記

- 1 債務者に対する通知は、規則第13条の2第2項、附録第1号の2及び同号の3の書面で行うこととなるが、負債者に対する通知は、規則の改正の趣旨を損なわない範囲で、別紙1のように適宜修正した書式の書面で行って差し支えない。
- 2 同一の債権者から多数の公正証書の作成の囑託があった場合における債権者に対する通知は、その内容を分かりやすくするため、別紙2のように表を用いるなどとして、適宜修正した書式の書面で行って差し支えない。

（別紙1）

様

平成 年 月 日

公正証書の作成について

あなたの代理人の囑託により下記の公正証書を作成しましたので、公証

人法施行規則（昭和24年法務府令第9号）第13条の2第1項及び第2項の規定により、通知します。

記

1 作成された公正証書

ア 証書の件名 の件  
 イ 証書の番号 平成 年 第 号  
 ウ 証書作成の年月日 平成 年 月 日

2 作成した公証人の氏名及び役場

公証人 ( 公証役場)

3 作成の当事者

ア あなたの代理人の住所及び氏名

イ 相手方の住所及び氏名

4 執行認諾文言の有無

法務局（地方法務局）所属

公証人 ( 役場)

(別紙2)

1 作成された公正証書 ( 件)			3 作成の当事者	4 執行認諾 文言の有無
ア 証書の件名	イ 証書の番号	ウ 証書の作成年月日	イ 相手方の住所及び氏名	
の件	平成 年 第 号	平成 年 月 日		有 無
の件	平成 年 第 号	平成 年 月 日		有 無
の件	平成 年 第 号	平成 年 月 日		有 無
の件	平成 年 第 号	平成 年 月 日		有 無
の件	平成 年 第 号	平成 年 月 日		有 無
の件	平成 年 第 号	平成 年 月 日		有 無
の件	平成 年 第 号	平成 年 月 日		有 無
の件	平成 年 第 号	平成 年 月 日		有 無
の件	平成 年 第 号	平成 年 月 日		有 無
の件	平成 年 第 号	平成 年 月 日		有 無
の件	平成 年 第 号	平成 年 月 日		有 無

平成17年2月28日付け文書をもって照会のあった標記の件については、  
 貴見のとおり取り扱って差し支えないものと考えます。

## 1 本人証明

## 1 列席者ノ解釈等ニ関スル件

(明41.5.4宮崎公証人広木幹照会)

(明42.7.21民刑623号民刑局長回答)

(要旨) 1 法第28条第2項による人違でないことの証人は、法第39条の列席者には含まれない。

2 証人をして、囑託人の人違でないことを証明させる場合には、別にその旨の書面の提出は要しない。

(照会) 第39条ニ於ケル列席者中ニハ通事及立会人ヲ包含スルハ勿論ノ義ト心得候処第28条第2項ニ依ル人違ナキコトノ証人ヲモ包含シ随テ該証人ハ証書ノ作成ニ列席セシメ俱ニ読聞セヲ為シ証書ニ署名捺印セシムヘキ義ニ候哉若シ該証人ハ同条列席者中ニ包含セストセハ其証明方法ハ適宜即其証明スヘキ囑託人ト俱ニ公証人ノ役場ニ来ラシメ「人違ナキヲ証スル旨」ノ書面ヲ提出セシメ之ヲ公証人ノ作成スル証書ニ連綴スルカ如キニテ可然哉

(回答) 公証人法第39条ノ列席者中ニハ第28条第2項ノ証人ヲ包含セス又此証人ヲシテ人違ナキコトヲ証明スル旨ノ書面ヲ提出セシムルコトヲ要セス

(参考) 法28条ノ証人ハ列席者中ニ包含セサル旨ノ回答ニ付再議請求ノ件ハ再議不相成候 (明42.9.1長野地方裁判所長問, 明42.9.13民刑第1007号民刑局長回答)

## 2 人違ナキコトノ証明手續ヲ追完セサル場合ノ証書ノ効力等ニ関スル件

(明41.5.4宮崎公証人広木幹照会)

(明42.7.21民刑623号民刑局長回答)

(要旨) 囑託人が人違でないことの証明手續を法定の期間内に追完しないときは、その証書は公正の効力を有しないが、公証人に対する制裁はない。

(照会) 第28条第3項ニ依リ急迫ナル場合ニ人違ナキコトノ証明手續ヲ後ニ追完セシムルコトトシテ証書ヲ作成シタルニ囑託人カ法定ノ期間内ニ於テ其証明手續ヲ追完セサルトキハ其作成シタル証書カ公正ノ効力ヲ有セサルニ止リ公証人ニハ制裁ナキ義ニ候哉

(回答) 貴見ノ通

## 3 証人ニ依ル人違ナキコトノ証明方法ニ関スル件

(明41.5.4宮崎公証人広木幹照会)

(明42.7.21民刑623号民刑局長回答)

(要旨) 証人により人違でないことを証明する場合、人違でない旨の書面の提出は要しない。

(照会) 第39条ニ於ケル列席者中ニハ通事及立会人ヲ包含スルハ勿論ノ義ト心得候処第28条第2項ニ依ル人違ナキコトノ証人ヲモ包含シ随テ該証人ハ証書ノ作成ニ列席セシメ俱ニ読聞セヲ為シ証書ニ署名捺印セシムヘキ義ニ候哉若シ該証人ハ同条列席者中ニ包含セストセハ其証明方法ハ適宜即其証明スヘキ囑託人ト俱ニ公証人ノ役場ニ来ラシメ「人違ナキヲ証スル旨」ノ書面ヲ提出セシメ之ヲ公証人ノ作成スル証書ニ連綴スルカ如キニテ可然哉

(回答) 公証人法第39条ノ列席者中ニハ第28条第2項ノ証人ヲ包含セス又此証人ヲシテ人違ナキコトヲ証明スル旨ノ書面ヲ提出セシムルコトヲ要セス

(参考) 乙公証人が甲公証人を代理して執務する場合に、甲公証人役場の書記中乙公証人と面識ある者二人をして、法第28条第2項後段により囑託人の人違でないことを証明させるのはさしつかえない (昭3.6.6大阪公証人井上一照会, 昭3.6.19大阪地方裁判所長回答)。

## 4 追完証書作成ニ関スル件

(明42.7.9長野地裁所長照会)

(明42.7.30民刑704号民刑局長回答)

(要旨) 人違でないことの証明手續の追完については、別に証書を作成することを要する。

(照会) 急迫ナル場合ニ第28条第2項ノ手續ヲ履マスシテ公正証書ヲ作成シタルトキ之ヲ追完スルニハ別ニ追完証書ヲ作成スヘキモノナルヤ

(回答) 貴見ノ通

## 5 嘱託人多数ナル場合ノ取扱方ニ関スル件

(明42.8.14神戸公証人大出憲之照会)

(明42.8.30民刑958号民刑局長回答)

(要旨) 嘱託人が多数いる事件については、役場が狭隘でやむを得ない場合に限り、数回に分けて本法第39条の手続をしても差し支えない。

(照会) 1 公証人職務ノ執行ハ役場ニ於テスヘキカ正則ニ候処同業組合規約ノ如キ嘱託多人数ナル事件ニ付テハ役場狭隘ニシテ一時ニ其ノ嘱託人ヲ集会セシムル能ハスカル事件ハ之ヲ数回ニ分チ公証人法第39条等ノ手続ヲ為シ得ルモノト心得可然哉

2 前項数回ニ分ツヲ得ストスレハ法第18条第2項但書ニ依リ事件ノ性質カ之ヲ許ササルモノト看做シ役場外適當ノ場所ヲ選ミ之ニ嘱託人ヲ集会セシメテ読示捺印等ノ手続ヲ為シ可然哉

(回答) 1 役場狭隘ニシテ止ムヲ得サル場合ニ限り貴見ノ通取扱フモ差支ナシ

2 前項ニテ了知セラルヘシ

## 6 嘱託人ニアラサル相手方ノ面識等ニ関スル件

(明42.8.20長野地裁所長照会)

(明42.9.28民刑970号民刑局長回答)

(要旨) 売買契約について、売主だけが嘱託人であるときは、買主については公証人がその氏名を知り、面識あることを要しない。

(照会) 売買契約ニ付売主ノ一方ノミ嘱託人タルトキハ買主ニ付テハ公証人カ其氏名ヲ知り且面識アラサルモ差支ナキヤ

(回答) 貴見ノ通

## 7 嘱託人ニアラサル相手方ノ能力等ニ関スル件

(明42.8.20長野地裁所長照会)

(明42.9.28民刑970号民刑局長回答)

(要旨) 1 嘱託人でない者については、その人違でないことの証明は要しない。

2 法律行為の当事者双方が出頭し、その一方だけが嘱託人である場合には、他方の嘱託人でない者の無能力は、証書作成の妨げとならない。

(照会) 1 公証人ハ当事者双方出頭スルモ其一方ヨリノ嘱託ナル場合ニ於テ相手方ニ対シテハ其人違ナキコトヲ証スル為メ法第28条ヲ適用スルニ及ハサルカ如シ如何

2 果シテ然ラハ嘱託人ニ非サル相手方ノ能力モ不明ニシテ或ハ無効又ハ取消ヲ為スニ至ルヤモ知ル可カラズ法第26条トノ関係上如何

(回答) 1 法律行為ノ当事者双方出頭スルモ其一方ノミ嘱託人タル場合ニ於テハ相手方ノ意思表示ニ付証書ヲ作成スヘキモノニ非サルヲ以テ第28条ノ規定ハ相手方ニ其適用ナカルヘシ

2 前項ノ場合ニ於テ嘱託人ノ意思表示カ無能力ニ因リテ取消スコトヲ得ヘキモノニ非サル以上ハ相手方ノ意思表示カ無能力ニ因リテ取消スコトヲ得ヘキモノナルトキト雖モ第26条ノ規定ヲ適用スヘキモノニ非ス

## 8 列席者ニ関スル件

(明42.8.20長野地裁所長照会)

(明42.10.7民刑970号民刑局長回答)

(要旨) 契約当事者の一方のみが嘱託人の場合、他方の者は、たとえ役場に出頭しても列席者とはならない。

(照会) 売買契約ニ付売主ノ一方ノミ嘱託人ナルトキモ買主当事者ナルヲ以テ公証人役場ニ出頭スルヲ要シ且列席者ト為ルヘキヲ以テ法第39条ニ依リ買主ニモ読ミ聞カセ尚其署名捺印ヲ要スルヤ

(回答) 問合面ノ場合ニ於テ買主ハ契約ノ当事者ナルモ嘱託人ニ非サルヲ以テ公証人役場ニ出頭スルコトヲ要セス仮令出頭スルモ第39条ノ列席者ト為ルヘキニアラス

## 9 官公吏ノ人違ナキコトノ証明ニ関スル件

(明42.12.9福岡公証人辛木秀夫照会)

(明43.8.12民刑1413号民刑局長回答)

(要旨) 官吏、市町村長等が嘱託人である場合においては、その所持する職印

によって人違でないことを証明できる。

(照会) 市町村長又ハ官吏カ職務上公正証書ノ作成ヲ囑託スル場合ハ仮令其氏名ヲ知ラス又之ト面識ナキモ公証人法第28条第2項ノ証明ヲ要セサルヤ右至急何分ノ御訓示相成度此段稟伺候也

(回答) 客年12月9日附稟伺ニ係ル公証人法ノ疑義ニ関スル件ハ市町村長又ハ官吏カ囑託人ナル場合ニ於テ職印ヲ所持ストキハ之ニ依リ其人違ナキコトヲ認め得ヘキヲ以テ公証人法第28条第2項ノ趣旨ニ従ヒ其印ヲ押捺セル書面ヲ提出セシメ証明ヲ為サシムルコトヲ得ル儀ト思考致候此段本官ヨリ及回答候也

## 10 外国人ノ証明ニ関スル件

(明45.6.11神戸公証人林勝造照会)

(明45.8.3民事986号民事局長回答)

(要旨) 公証人が面識のない外国人の囑託によって証書を作成する場合は、警察官又は領事の証明書を提出させるのが相当である。

(照会) 公証人カ面識ナキ外国人ニシテ公正証書ノ作成ヲ囑託シ来ル者近頃市長カ発シタル署名証明書ヲ齎スモノアリ右署名証明書ハ公証人法第28条ニ所謂市町村長ノ印鑑証明書ト云フヲ得ザルヤ又同性質即チ同一ノモノト解釈シテ取扱ヒ可然ヤ疑義有之請訓致候条至急何分ノ御訓示被下度候也

(回答) 本年6月11日付稟伺ニ係ル公証事務取扱ニ関スル疑義ノ件問合面ノ場合ニ於テハ誤謬ヲ生スル虞ナキヲ保セサルヲ以テ警察官吏又ハ領事ノ証明書ヲ提出セシムルヲ相当ト思考致候此段本官ヨリ及回答候也

## 11 列席者ニ関スル件

(明45.6.28福島公証人服部幸作照会)

(明45.8.3民事1056号民事局長回答)

(要旨) 法第28条による人違でないことの証人は、証書に署名の必要がないから、証人には法第34条第3項第3号は準用されない。

(照会) 公証人法第39条ノ列席者中ニハ第28条第2項ノ証人ヲ包含セサルニ於テハ証書ニ其旨ヲ記載スルニ止マリ署名捺印セシムル要ナキモノナレハ証

人ニ準用スヘキ第34条3項ノ3ニ自ラ署名スルコト能ハサル者トアル規定ハ準用セラレサル義ニ候哉疑義相生シ候条此段相伺候也

(回答) 本年6月28日付稟伺ニ係ル公証人法ノ疑義ニ関スル件ハ貴見ノ通ト思考致候此段本官ヨリ及回答候也

## 12 公証人法の改正に伴う公証事務の取扱方に関する件

(昭24.5.30民事甲1282号各司法事務局長あて民事局長通達)

(通達) 公証事務に関しては、公証人法等の一部改正並びに公証人審査会令、公証人身元保証金令、公証人法施行規則及び確定日附簿及び日附印章調製規則の制定により本年6月1日より相当広範囲に改正されることとなったから、その取扱については、右諸法令の外、左記に準拠し、万遺憾なきを期するとともに、所属公証人に対してもその周知徹底を図らわれない。右通達する。

### 記

1 公証人法第28条第2項の改正規定により囑託人の人違でないことの証明方法として認められることとなった確実な方法としては、例えば証人の証言、写真のはってある身分証明書の提示等であって、またかかる程度に達しないものでも数個の方法を併せれば確証を得べきものをも含むものであるが、その方法は同項にも明示されているように、官公署の印鑑証明書の提出に準ずべき確実なものであることを要し、その運用に当たっては、緩に失し引いては、公証制度の信用を害することなきよう十分留意さるべきこと。

2 から17まで 略

## 13 法務局で取り扱う公証事務について

(昭33.7.11民事甲1425号法務局長・地方法務局長あて民事局長心得通達)

(要旨) 1 公証事務を取り扱う法務局又は支局において登記を受けている法人が囑託人である場合には、人違がないことの証明書及び代理権限を証する証書は提出させなくてもよい。

2 右の場合における法第36条第6号及び第7号に掲げる事項の記載要領

(通達) 公証人法第8条により法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官が公証人の職務を行う場合において、囑託人が法人であり、当該法人の登記がその庁になされているときは、当該法人の代表者の印鑑は印鑑簿により、また法人の代表者は当該法人登記簿により明かであるから、公証人法第31条による人違がないことの証明書(印鑑証明書等)及び同法第32条による代理権限を証すべき証書(登記簿抄本等)は、提出させなくてもさしつかえない。

なお、この場合には次のとおり処理されたい。

#### 1 人違がないことの確認又は証明について

代表者本人によって囑託される場合において、代表者の氏名を知らず、面識のないときは、法人の名称、所在、代表者氏名を記載し、その名下に代表者の印鑑を押印した書面を提出させ、公証人の職務を行う法務事務官が右印影と印鑑簿とを対照して相違がないと認めるときは、その旨を右書面の余白に附記認印し、これを附属書類として公正証書原本に添付し、公正証書には公証人法第36条第6号の記載事項として、右代表者某は、氏名を知らず面識がないので、その印鑑を提出させ、当庁備付の印鑑簿と対照し相違がないことを確認し、人違がないことを認めた旨記載する。

代表者が選任した代理人によって囑託する場合は、同法第31条、第28条による。

#### 2 代表者の代表権の確認について

公証人法第32条の代理人には法人の代表者を含むので(明治42年7月21日民刑第623号民刑局長回答参照)、同条第2項但書の規定の趣旨に準じて取扱い、第36条第7号の記載事項として、右代表者某は当庁備付の登記簿により、年月日代表者に選任された登記があることを確認した旨記載する。

3 代表者が選任した代理人の代理権限の確認(代理囑託の場合)は、同法第32条第2項但書及び第36条第7号による。その記載事項としては、右代理人の権限は右代表者某の委任状を提出させて証明させ、右証書は認証を受けない私署証書であるので、右証書の委任者の印鑑を当庁備付

の印鑑簿と対照し相違がないことを確認し、その証書の真正なことを認めた旨記載する。

追って代表者の年令の証明については、昭和29年2月23日付民事甲第413号により取り扱うべきものであるから、念のため。

#### 14 債権管理官が公正証書の作成を囑託する場合における公証人法の規定による囑託人の確認方法について

(昭33.10.4蔵計2889号大蔵省主計局長照会)

(昭33.10.10民事甲2117号民事局長回答通達)

(要旨) 1 債権管理官が囑託人である場合における人違のないことの証明は、債権管理官の官公職氏名及び公印を明示したその所属の長の作成にかかる証明書の提出によって行うことが相当である。

2 債権管理官が所属の職員を代理人として囑託する場合は、右証明書のほか当該職員の官公職氏名及びその公印を明示した債権管理官の委任状(公印のない場合は印鑑及び市町村長の印鑑証明書添付)を提出させるものとする。

(通達) 標記の件について別紙甲号のとおり大蔵省主計局長から照会があったので、別紙乙号のとおり回答したから、貴局所属公証人に周知方取り計らわれたい。

#### 別紙甲号

国の債権の管理等に関する法律(昭和31年法律第114号)第26条第2項の規定により、債権管理官が履行延期の特約等をした債権について債務名義を取得するため、公証人に対し公正証書の作成を囑託する場合における公証人法(明治41年法律第53号)第28条第2項の規定による囑託人の確認方法としては、債権管理官の官公職氏名並びにその公印を明示した債権管理官の在勤する官公署の長(本省内部部局にあっては官房長、官房長の置かれていない省にあっては次官)の作成に係る証明書の提出によりこれを行うことが相当であると考えられるが、これについて貴見を承わりたい。

なお、債権管理官が所属の部課長その他の職員をして公正証書の作成に当らせる場合においては、上記の証明書のほか、当該職員の官公職氏名並

びにその公印を明示した債権管理官の委任状（公印のない場合は印鑑とし、市町村長の印鑑証明書を添附）を提出させることとしたい。

#### 別紙乙号

10月4日付蔵計第2889号をもって照会のあった標記については、貴見のとおりと考える。

### 15 囑託人の人違でないことの証明方法について

(昭35.1.16総15号東京法務局長照会)

(昭35.2.2民事甲260号民事局長回答)

(要旨) 勤務先の発行した身分証明書（写真の貼付がない）、銀行預金通帳、消費世帯用主要食糧購入通帳、国鉄通勤定期乗車券は、単独又は併用いづれも官公署の作成した印鑑証明書の提出に準ずる確実な方法として取り扱うことはできない。

(照会) 所属公証役場を検閲した際、公証人法第28条第2項の標記証明として、勤務先の発行した身分証明書（写真の貼付がない）、銀行預金通帳、消費世帯用主要食糧購入通帳、国鉄通勤定期乗車券の提示により、人違でないことを認めている役場がありましたが、これらの方法では、官公署の作成した印鑑証明書の提出に準ずべき確実なる方法にあたらぬと考えますが、いかがでしょうか。お伺いいたします。

(回答) 1月16日付総第15号で照会にかかる標記の件については、所掲4種の証明方法をもって公証人法第28条第2項に規定する印鑑証明書の提出に準ずる確実な方法として取扱うことは、単独使用又は数種併用のいずれを問わず相当でないと考えます。

### 16 外国人の資格証明書、署名証明書の作成者について

(昭36.1.30民事甲233号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 外国人が、囑託の際に提出する法人資格証明書、署名証明書等は、その本店の所在する国（自然人についてはその居住する国）の権限ある官公署又は公証人の作成したものでよい。

(通達) 標記の件について、別紙甲号のとおり弁護士溜池英夫より照会があり、

別紙乙号のとおり回答したから、この旨を貴管下公証人及び公証事務を行う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

#### 別紙甲号

外国人が日本の株式会社の発起人として定款認証囑託をする際の資格証明書、署名証明書の作成者について

日本国商法に基づき設立せんとする株式会社の発起人中に外国の法人又は自然人が加わっている場合、当該株式会社の定款認証囑託に添付すべき右外国法人についての法人資格証明書並びにその代表者の代表権限証明書、同署名証明書及び右外国自然人についての署名証明書は之等を日本国の法務局、市町村長等より得る途がないので、従来その外国人の本店の所在する国又は居住する国の公証権限ある官公署（通例公証人NOTARY PUBLIC）の作成した各証明書を以て代用しているのが実情であります。

右取扱例は、従来東京法務局、神戸地方法務局等所属各公証人により実施されて来たところでありますが、今般私が某公証人に対し、前記事例の如き外国人が発起人中に参加している日本の株式会社の定款認証囑託をしようとして右公証人に対し前記取扱例の実施方を願い出たところ、右公証人は前記取扱例と異なる見解に立ち、前記各証明書は日本国官公署の作成にかかるものでなければならぬと主張される。

しかし、在外外国人については日本国官公署より前記各証明書の付与を受ける途がなく、従って在外外国人が発起人として参加している日本の株式会社の定款認証を受けることができず、右会社の設立手続を進め得ない状態に直面しておりますので、何卒貴局において右につき御検討の上、願はくば可及的左記の趣旨の通達若しくはその他適当な方法を以て公証人に対し何分の御通知乃至御回答をなされ度く此の段お願い致します。

#### 記

外国人が日本の株式会社発起人として定款認証の囑託をなす場合、右外国人の法人資格証明書、その代表者の代表権限証明書、署名証明書（右外国人が自然人である場合はその署名証明書）は当該外国法人の本店の所在する国（自然人である場合はその居住する国）の公証権限ある官公署（公証人NOTARY PUBLICを含む）の作成したものでよい。

## 別紙乙号

外国人が日本の株式会社の発起人として定款認証嘱託をする際の資格証明書、署名証明書の作成者について

昭和35年12月18日付をもって照会のあった標記の件については、貴見のとおりのお取り扱いでさしつかえなく、また、所問の証明書が外国語をもって作られている場合はその訳文を添付するのが相当であると考えます。

なお、この旨を法務局長及び地方法務局長に対して管下公証人及び公証事務を行う法務事務官に周知するよう通達したから、申し添えます。

## 2 印鑑証明書

## 1 印鑑証明ノ欠缺ノ場合ニ関スル件

(明42.7.22鳥取公証人関谷政治照会)

(明42.8.3民刑817号民刑局長回答)

(要旨) 証書作成後、印鑑証明書の提出を受け、これを原本に連続することは、法第32条第3項の追完にあたらぬ。

(照会) 公証人法第32条第3項ノ規定ハ印鑑証明書ヲ其原本作成ノ場合ニ提出セサルニ拘ハラズ証書ヲ作成シ他日印鑑証明書ヲ提出シタルトキ之ヲ連続スル場合ヲモ包含スル儀ハ候哉

(回答) 御問合ノ如キ場合ハ公証人法第32条第3項ノ規定中ニ包含セス

## 2 印鑑証明書ノ兼用ニ関スル件

(明42.9.13前橋公証人高橋賢照会)

(明42.9.29民刑1048号民刑局長回答)

(要旨) 嘱託人と同意を与えた者が同一人であるときは、嘱託人の人違でないことを証する印鑑証明書と、同意証書の真正であることを証する印鑑証明書とは、1通で兼用することができる。

(照会) 甲者即チ乙未成年者ノ親族会員カ乙者ノ親権ヲ行フ母若クハ後見人ト共ニ金銭ヲ借受クルニ付連帯債務名義ノ公正証書作成ノ嘱託アリタル際其嘱託人ノ氏名ヲ知ラス且之ト面識ナキトキハ公証人法第28条第2項ニ依リ其本籍地又ハ寄留地ノ市区町村長ノ作成シタル印鑑証明書ヲ提出セシムル

ハ勿論ナリト雖モ甲者ハ既ニ未成年者親族会ノ一員タリ因テ他ノ親族会員ト均シク第三者ト為リ連帯債務ヲ為ス義ニ関シ如上ノ法定代理人ニ対シ同意ヲ与ヘサルヘカラス然ルニ其同意ヲ証スヘキ証書カ認証ヲ受ケサル私署証書ナルニ依リ同法第33条第2項及同法第32条第2項ニ従ヒ各親族会員本籍地又ハ寄留地ノ市区町村長ノ作成シタル印鑑証明書ヲ提出セシメ同意証書ノ真正ナルコトヲ証セシムヘキ場合ニハ甲者ニモ尚其印鑑証明書ヲ提出セシムヘキ義ニ候哉將タ同一ノ契約ナルヲ以テ甲者ニハ連帯債務者タル其氏名ヲ知ラス且之ト面識ナキ為メニ要スル印鑑証明書ヲ兼ネ1通ヲ提出セシムレハ夫レニテ足ル義ニ候哉

(回答) 後段貴見ノ通

## 3 代理人ニ依ル私署証書ノ認証ノ場合ノ証明ニ関スル件

(明42.9.2高松公証人田中義賢照会)

(明42.10.31民刑1046号民刑局長回答)

(要旨) 代理人によって私署証書の署名捺印を自認することにより、その認証を求めた場合は、代理人の実印を携帯させ、印鑑証明書と対照し人違でないことを証明させることを要する。

(照会) 私署証書認証ノ場合代理人ニ依リ署名捺印ヲ認メ嘱託ヲ為シ得ヘキコトハ勿論ナルヘキモ認証文ニ嘱託人代理人ノ署名捺印ヲ為スヘキ規定ナキヲ以テ代理人ノ印鑑証明書ヲ提出セシムルモ之ニ対照スヘキ印影ナク果シテ人違ヒナキヤ否ヲ認ムル能ハサルカ如シ差支ナキカ

(回答) 公証人法第28条第2項ノ規定ハ印鑑証明書ニ依リ人違ナキコトヲ証明セシムル趣旨ナルヲ以テ本問ノ場合ニ於テハ実印ヲ携帯セシメ相当ノ方法ニ依リ印鑑ト対照スルコトヲ要ス

## 4 印鑑証明等ニ関スル件

(明42.11.27及び11.30宇都宮公証人天野武三郎照会)

(明42.12.15民刑1341号民刑局長回答)

(要旨) 1 規則第14条は便宜的規定であるから、本条第2項の書面作成が煩雑でかつ費用を要する場合には原則に従い毎事件各別に一書面を提出させ

ることができる。

- 2 私法人の代表者の資格証明書の謄本作成手数料は、手数料規則第24条により算定する。

(照会) 1 公証人法施行細則質疑ニ関シ公証人千葉元貞伺ニ対スル明治42年10月27日附民刑局長回答ニ依レハ公証人法施行細則第19条第2項(現行規則第14条第2項)ノ書面作成ニ付テハ手数料ヲ受クルヲ得サル御趣旨ニ相見候処勧業銀行貸付ニ係ル農工銀行代理貸付及ヒ農工銀行貸付ノ如キハ日々56件乃至10数件ヲ締結シ1ヶ月百十数件ニ渉ルコト屢々有之スル場合ニ於テハ一事件ニ付1枚宛ノ書面ヲ作ラサルヲ得サルヲ以テ日々数十枚1ヶ月百数十枚尚耕地整理組合ノ如キハ債務代表者ノ員数頗ル多数ナルヲ以テ之カ書面ヲ作ルトキハ数100枚ノ多キニ至ル場合少カラスニ他ノ事件ヲ加フルトキハ実ニ日々多数ノ書面ヲ作成セサルヘカラス為メニ書記ヲ増員シ且ツ之ニ対スル相当用紙ヲ費ササルヲ得サルニ至ルコトアリトスルモ尚手数料ヲ徴収スルコト能ハサル儀ニ候也聊カ疑義相生シ候

- 2 同上公証人広木幹伺ニ対スル明治42年9月6日附民刑局回答(法32条3)ニ依ル私法人代表者ノ資格証明書ノ写書ヲ公証役場ニ於テ作成スル場合ハ前項ノ書面ト併セテ日々大多数ニ至ルヘシスル書面ニ付テモ亦手数料ヲ受クルコトヲ得サル哉(11月27日附公証人手数料規則ニ付疑義ニ関スル稟伺ノ補充)

全体公証人法ノ精神ヨリスレハ嘱託人ハ每件ニ付1通宛印鑑証明書ヲ提出スヘキモノナルモ同施行細則第19条ニ於テ同時ニ数個嘱託スル場合ニ於テノミ1通ヲ以テ足ルモノトセラレタルハ主トシテ嘱託人ノ便利ヲ謀ラレタル規定ナリト思考致候故ニ偶々1件或ハ2件、3件ニ付書面ヲ作成スルハ敢テ難キニアラス然ルニ本稟伺第1項ノ如ク日々数多ノ書面ヲ作成スルニ至リテハ其繁ニ堪ヘサルノミナラス自然本事件ノ作成ニ影響ヲ来シ加フルニ過分ノ費用ヲ要スル次第ニ御座候之ニ反シテ当然其勞ニ酬ユヘキ当事者ハ為メニ却テ公証料ヲ減スルノ利益ヲ得ルモノトスレハ(市区町村長ノ印鑑証明書ハ1枚ニ付10銭宛ヲ其役所ニ徴収セラレ)自ラ其必要ニ応シテ嘱託スル当事者ハ僥倖ニシテ公証人ノ勞務ハ嘱託人ノ為メニ犠牲ニ供セラレ其報酬ヲ減殺スルニ至ル豈斯ノ如キノ理アラシヤ然レハ権衡上甚タ其当ラ

得サルモノト思考致候間右ハ手数料規則第26条第24条ヲ準用シ細則第19条第2項ノ書面ヲ附属書類ト看做スカ又ハ同規則第26条及第24条原本ノ超過紙数ト看做シ料金ヲ徴収セハ稍穩当ニ被存候此段追伺候也

(回答) 客月27日並同月30日付稟伺ニ係ル公証人法施行細則公証人手数料規則中ニ付疑義ニ関スル件ハ左ノ通思考致候

- 1 貴見ノ通但シ公証人法施行細則第19条ハ公証人並ニ嘱託人ノ便宜ノ為メ設ケラレタル例外ノ規定ナルヲ以テ該条項ヲ適用スル為メ稟伺ノ如ク煩雜ニシテ且ツ費用ヲ要スルニ於テハ本則ニ從ヒ毎事件各別ニ書面ヲ提出セシムヘク必シモ此ノ規定ニ依ルコトヲ要セサルヘシ
- 2 私法人ノ代表者ノ資格ヲ証明スル証書ノ謄本ノ作成ニ付テハ公証人手数料規則第24条ニ依リ手数料ヲ受クヘキモノトス

## 5 遺言ノ証人ニ関スル件

(明43.6.22東京公証人菅原良三郎照会)

(明43.8.10民刑641号民刑局長回答)

(要旨) 1 秘密証書による遺言者には法第28条が適用されるが証人には適用されない。

- 2 前項遺言者の印鑑証明書等は施行規則第25条第2項に従い取扱うべきである。

(照会) 民法第1070条(現970条)秘密証書ニ依ル遺言者及ヒ証人ニ対シテモ公証人法第28条ヲ適用スヘキモノニ候哉之ヲ適用スルモノトスレハ印鑑証明書ノ如キ書類ハ公証人法施行細則第21条第2項(現規則25条2項)ニ依リ取扱ヒ可然哉

(回答) 民法第1070条(現970条)ノ規定ニ依ル遺言者ニハ公証人法第28条ノ規定ヲ適用スヘキモノナレトモ同条ノ証人ハ嘱託人ニ非サルヲ以テ同証人ニハ右公証人法ノ規定ヲ適用スヘキ限リニ在ラス遺言者ノ印鑑証明書等ノ取扱ニ関シテハ貴見ノ通

## 6 同時ニ数個ノ嘱託アリタル場合ノ印鑑証明ニ関スル件

(大47.13甲府公証人志邨亮平照会)

(大4.8.6民1197号法務局長回答)

(要旨) 同時に数個の嘱託があった場合には人違でないことを証すべき印鑑証明書についても規則第14条第2項の規定を適用すべきである。

(照会) 同時ニ数個ノ嘱託アリタル場合ニ於テ其ノ委任状ノ真正ヲ証スヘキ印鑑証明書ハ公証人法施行細則第19条(現行規則第14条第2項)ヲ適用シテ受附番号ノ最モ少キモノニ其ノ証明書ヲ連綴シ其他ノ嘱託ニハ其旨ヲ記載シタル書面ヲ作り之ヲ連綴スヘキモ其人違ナキコトヲ証スヘキ証明書ハ受附番号ノ最モ少キモノニ連綴シ其他ノ嘱託ハ面識者トシテ取扱フヘキヲ以テ同条ノ適用ナキモノノ如シ如何

(回答) 同時ニ数個ノ嘱託アリタル場合ニ於テハ人違ナキコトヲ証スヘキ印鑑証明書ニ付テモ公証人法施行細則第19条第2項ノ規定ヲ適用スヘキモノトス

## 7 印鑑証明ニ関スル件

(大3.12.7福井地裁所長照会)

(大3.12.10民1819号法務局長回答)

(要旨) 1 代理人による嘱託の場合の本人については、法第28条の規定は適用がない。

2 外国在留の本邦人が代理人により証書を作成する場合、代理権限を証すべき証書の真正については、領事の作成した印鑑証明書をもって証明する。

(照会) 公証人嘱託人ノ氏名ヲ知ラス又ハ之ト面識ナキトキハ公証人法第28条第2項ニ依リ基本籍地若クハ寄留地ノ市区町村長ノ作成シタル印鑑証明書ヲ提出セシムヘキ義ニ有之候処関東州若クハ外国ニ在住スル本邦人ニシテ内地ノ者ニ委託シ其代理人ニ依リ内地ニ於テ公正証書作成ヲ嘱託セントスルモ或ル町村役場等ニ在リテハ嘱託者本人カ自ラ出頭スルニアラサレハ印鑑証明ヲ与ヘサル為メ本人ハ関東州若クハ外国ニ在住シ代理人ヲシテ公正証書作成ノ嘱託ヲ為サシムルヲ得サルコトト相成リ其不便歎カラス就テハ関東州ニ在リテハ其在留者取締規則ニ基キ之レカ取扱ヲ為ス民政署吏員、外国ニ在リテハ其国駐在日本領事ノ印鑑証明ヲ得タルニ於テハ之ヲ公証人法第28条第2項市町村長ノ印鑑証明ト同視シ公証人ハ之ニ依リ公正証書作

成ノ嘱託ニ応シ差支無之哉右ハ目下差懸リタル儀ニ付及問合候条折返し何分ノ御指示相成度候也

(回答) 本月7日付日記第1662号ヲ以テ御問合相成候公証事務取扱方ニ関スル件関東州又ハ外国ニ在留スル本邦人カ内地ニ在ル者ヲ代理人トシテ公正証書ノ作成ヲ嘱託スル場合ニ於テハ其代理人ニ付キ公証人法第28条ノ規定ヲ適用スヘキモノナルモ本人ニ付テハ其ノ適用ナキヲ以テ人違ナキコトノ証明ヲ為サシムルコトヲ要セス若シ問合ノ趣旨代理人ノ権限ヲ証スヘキ証書カ認証ヲ受ケサル私署証書ニシテ其証書ノ真正ナルコトヲ証明セシムル為メ署名者ノ印鑑証明書ヲ提出セシムル場合ナルニ於テハ貴見ノ通取扱ヒ差支ナキ義ト思考致候此段及回答候也

## 8 公証人代理執務ノ場合ニ於ケル嘱託人ノ人違ナキコトニ関スル件

(昭3.6.6大阪公証人井上一照会)

(昭3.6.19大阪地方裁判所長回答)

(要旨) 乙公証人が甲公証人を代理して執務する場合、甲公証人役場書記中乙公証人の面識ある者二人に嘱託人の人違がないことを証明させるのは差し支えない。

(照会) 公証人法第63条第1項ニ依リ甲公証人ノ代理ヲ乙公証人ニ嘱託シタル場合ニ関シ左ノ疑義アリ

- 1 嘱託人カ甲公証人役場ニ於テ人違ナキコト顯著ナル場合即チ甲公証人及其役場ノ筆生ハ其嘱託人ニ数年又ハ数10年引続キ日頃頻繁ナル接見ニヨリ固ヨリ旧キ面識アルモノト雖モ乙公証人カ之ニ面識ナキトキハ公証人法第28条第2項ノ手續ヲ要スルコトハ疑ナキモノノ如シ
- 2 果シテ然リトセハ右ノ場合ニ甲公証人役場筆生中乙公証人ノ面識アル者2人ヲシテ法第28条第2項後段ニ依リ其嘱託人ノ人違ヒナキコトヲ証明セシメ毫モ差支ナカルヘシ

右事理明白ト存候得共異見有之向モ候ニ付為念請訓仕候

(回答) 本月6日付請訓公証人法ノ疑義ニ関スル件左ノ通思考ス

- 1 貴見ノ通
- 2 貴見ノ通

9 定款ノ認証ノ付属書類ニ関スル件

(昭14.11.27東京公証人秀島雄次郎照会)

(昭14.12.8民事甲1341号民事局長回答)

(要旨) 法第62条ノ4の「代理人の権限を証すべき証書等」には、戸籍謄本、又は委任状、印鑑証明書等を包含する。

(照会) 商法第167条及其準用規定ニ依ル定款ノ認証ニ関シ左記疑義有之候間何分ノ御回示相成度此段奉伺候也

公証人法第62条ノ4「代理人ノ権限ヲ証スヘキ証書等」ニハ親権者カ未成年者二代ハリ定款ニ署名シタル場合ノ法定代理権限ヲ証スル戸籍謄本(若シ母ナル場合ハ親族会ノ同意書及之ニ関スル書類)又委任代理ニ依リ定款ニ署名シタル場合ハ委任状、印鑑証明書等モ包含スルモノト解スヘキヤ

(回答) 貴見ノ通ト思考致候此段及回答候也

10 公証人法の改正に伴う公証事務の取扱方に関する件

(昭24.5.30民事甲1282号各司法事務局長あて民事局長通達)

(通達) 公証事務に関しては、公証人法等の一部改正並びに公証人審査会令、公証人身元保証金令、公証人法施行規則及び確定日附簿及び日附印章調製規則の制定により本年6月1日より相当広範囲に改正されることとなったから、その取扱については、右諸法令の外、左記に準拠し、万遺憾なきを期するとともに、所属公証人に対してもその周知徹底を図らわれない。

右通達する。

記

- 1 略
- 2 囑託人の人違でないこと又は証書の真正であることを証明するために提出する印鑑証明書、登記又は戸籍の謄抄本その他の証明書は、作成後6月以内のものでなければならないこと。
- 3 から17まで 略

11 印鑑証明書の謄本の作成について

(昭31.6.1総136号東京法務局長照会)

(昭31.6.19民事甲1396号民事局長回答)

(要旨) 印鑑証明書の謄本は作成して差し支えない。

(照会) 公証人法第54条の規定によって、作成することができる公正証書付属書類の謄本中には印鑑証明書は含まれないと考えますがいささか疑義もありますので、御回示願います。

(回答) 6月1日付総第226号をもって照会のあった標記については、作成してさしつかえないものとする。

12 印鑑証明書の原本還付について

(昭31.7.2富山地方法務局長電信照会)

(昭31.7.26民事局長電信回答)

(要旨) 印鑑証明書は、原本を還付することができる。

(照会) 昭和29年5月13日法務省民事甲第977号通達により公証人が委任状原本を還付するときは印鑑証明書も還付出来るものと思料しますが如何でしょうか、御意見お伺いいたします。

(回答) 電照の公証事務取扱については、印鑑証明書についても、公証人法第41条により原本還付ができるものと解する。

13 公証人法第32条第2項による取扱について

(昭32.7.25民事甲1435号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 代理権限を証する私署証書の真正が、公証人の保存する書類で過去6ヶ月以内に作成されたものによって証明される場合は、印鑑証明書等の提出を要しない。

(通達) 標記について別紙甲号のとおり問合せがあったので、別紙乙号のとおり回答したから、貴局所属公証人に周知方然るべく取り計らわれない。

別紙甲号

公証人法第32条により代理権限を証する証書の真正なことを証するための印鑑証明書の提出については、公証人法施行規則第14条の場合を除くほか、その都度提出を要することは明治42.7.21民刑第623号、同8.3民刑第817号、同8.23民刑第953号、同42.12.15民刑第1364号等屢々通達回答があ

り、これが変更されない限り、なおこれら回答等によるべきものとして取扱うのが至当か、または右回答等はいずれも公証人法施行当時のものであって、その後改正せられた公証人法第32条第2項但書、並びに同法第36条第7号（昭和26.10.31民事甲第2129号民事局長回答の趣旨）により右通達回答はいずれも自然消滅したものとして取扱ってよろしいか、昭和24.5.30民事甲第1282号民事局通達第2項による6月以内の期間制約との関係もあり、いささか疑問がありますので御伺いいたします。

## 別紙乙号

6月24日付をもって問合せのあった標記については、後段貴見のとおりと考える。

なお、公証人法第32条第2項ただし書の規定により証書の真正を証するには、昭和24年5月30日付民事甲第1282号通達第2項の趣旨により、公証人の保存する書類で過去6ヶ月以内に作成されたものによらなければならない。

## 14 一部不実記載の公正証書とその行使について

（昭32.11.12総二ノ四日記1159号秋田地方法務局長照会）

（昭32.12.25民事甲2428号民事局長回答）

（要旨）1 保証人の印鑑証明書が偽造であることが刑事裁判上確定した場合、債権者からの債務者に対する執行力ある正本及び謄本交付の請求には応じてもよいが、債権者には、その事実を告知するのが相当である。

2 右の処理をしたときは、印鑑証明書が偽造である旨を証書原本に符箋をもって表示し、かつ証書原簿備考欄にも記載すべきである。

（照会）標記のことについて、当局所属公証人藤盛亮三から別紙疑義事項が提出されましたので、御指示願いたく進達いたします。

註 本件事案の「不実の記載」であることが刑事裁判上確定したもので、後日検察官より、公証人に還付された印鑑証明書に付記されてある事項により、没収された事実が判明したものであります。

## 別紙

一部不実記載の公正証書とその行使について

金銭消費貸借に関する公正証書の作成の囑託にあたって、債務者の提出した「保証人」の委任状と印鑑証明書は、債務者において「保証人」の印を冒し偽造したものであって、「保証人」において債務を保証した事実のないこと、従って証書中の保証に関する部分はすべて不実の記載であることが裁判上確定した事実を公証人において知った後において、

- 1 証書中の真正な記載である債務者に関する部分にもとづいて債権者から債務者に対する執行力ある正本並びに謄本の下付申請のあった場合公証人はこれに応じ得るでしょうか。
- 2 若し応じ得るとせば下付すべき正本並びに謄本における不実記載の部分を表示するための何等かの方法をとる必要はないでしょうか。
- 3 右の表示方法をとる必要あるとせばその方法について御指示を仰ぎます。

公正証書の原本を役場に備付けること、これを関係人の閲覧に供すること、原本に基いて正本または謄本を作成下付すること等もすべて証書原本の行使であるとする判例の建前から考えますときは、公証人において公正証書の原本中に不実の記載あることを知った後においては、刑法第158条の正文に照らし無条件に全文の正本謄本等の下付ができないようにも思料されますので、お伺いする次第であります。

参照1 略

参照2

## 判 決

本 籍 A県K郡T町170番地  
住 所 右同町K五丁目14番地  
飲食業 何 某  
明治42年1月16日生

右の者に対する詐欺、公文書偽造、同行使、私文書偽造同行使被告事件につき当裁判所は検察官副検事塩寺末吉出席して審理を遂げ左の通り判決する。

## 主 文

被告人を懲役1年に処する。

但し本裁判確定の日から3年間右刑の執行を猶予する。

押収した公正証書（証第1号）中武田徳市に関する印鑑証明願並印鑑証明書各1通は之を没収する。

訴訟費用は全部被告人の負担とする。

理 由

被告人は

第1 略

第2 同29年11月3日頃株式会社相互銀行から、妻T及びS、武田徳市の3名を連帯保証人として30万円の無尽契約給付金を受領したが、武田徳市については、同人の承諾がなかったのに拘らず恰もこれを得た如く擅に同人の氏名を申入れたものなので関係書類と共に右銀行に提出すべき右徳市の印鑑証明書を入手することができなかつた。そこで被告人は右銀行T支店に対し別に保証人を立て、之を右徳市に代えんことを懇請したが、容れられず却て早急に徳市の印鑑証明書の提出方を督促されるに至つたので、その処置に窮し、遂に其の頃S村字I所在の自己の家屋に無償で居住していたHがS村役場内に事務所を有する同村教育委員会に書記として勤務していたことを奇貨として、

1 同年11月12日夕刻、同家に赴き、右Hに対し印鑑証明書偽造の意を告げてその協力を求め、ここに両名共謀の上、行使の目的を以て、右Hに於て右役場事務室で印鑑証明願並に同証明書用紙に受付印、村長印等を押捺し、所要事項を記入すれば直に使用し得る様になし、被告人に於て所要事項を記入して前記の偽造を遂げようと企て、その時刻頃Hは右役場事務室に於て、同村庶務係Yの机側の書棚から、西洋紙半裁大の用紙の同一面に印鑑証明願と同証明書の各例文を謄写版で刷り込んだ用紙1枚を取り出し、その場で擅にその証明願右下部にS村役場の受付印を其の日付の12を11と願出する様に置換えて、押捺し、その受付番号欄にはインクを用いて算用数字222と記入して、正当に印鑑証明願の受付を下した様になし、次で之に連続する印鑑証明書の末尾に記載されたS村長R名下に前記机上の印鑑箱から「K郡S村長印」と刻した角型の村長職印を取り出して押捺した上、之に契印を施

し、之を同役場前に於て待機中の被告人に手交し、被告人は11月16日頃T町K五丁目14番地所在の自宅に於て、右用紙中印鑑証明願の末尾に証明願人として、武田徳市と冒書し、其の名下と印鑑欄とに擅武田と刻した有合せ印を押捺した外、同人の住所、生年月日、年齢等相当記入をなし、以て武田徳市名義の印鑑証明願1通を作成して偽造し、更に前記の如く右証明願の末尾に連続して記載された右印鑑に対する証明文句の後に証明年月日として、昭和29年11月11日と記載したS村長R作成名義の印鑑証明書1通を完成して偽造し、

2 前記11月15、6日頃前記自宅に於て、前記の如く偽造した各文書を恰も一は、武田徳市が真正に作成した印鑑証明願であるかの如く、一はS村長Rが正当に受付けて真正に作成した印鑑証明書であるかの如く、装うて前記A銀行T支店員Yに一括手交して行使したものである。

(以下略)

昭和30年9月1日

甲地方裁判所乙支部

裁判長裁判官	何	某
裁判官	何	某
裁判官	何	某

右謄本である。

昭和32年11月13日

甲地方検察庁乙支部

検察事務官	何	某
-------	---	---

参照3

第〇万〇1115号

無尽掛金払込契約公正証書

本職は昭和30年2月14日A県A市N町6番地本職役場において関係人の囑託により聴取した法律行為に関する陳述の趣旨を左に録取し本契約公正証書を作成する。

第1条 債務者何某は保証人3名と連帯責任をもって債権者株式会社相互銀行から同会社無尽契約約款を承認し、その給付規定に基き昭和29年15

日30B組30万円会第1号第4回抽籤で契約給付金の給付を受けた而して債務者は爾後無尽契約約款掛金表に基き債権者へ払込むべき掛金総額金35万1,450円也を昭和29年11月から昭和32年7月まで33か月において毎月金1万650円也宛15日限り債権者の営業所へ持参の上支払うこと。

第2条 債務者において左記各号の一に該当したときは債権者の通知を要せず直ちに第1条所定の分割弁済に関する利益を失い即時未払掛金全部の弁済請求に応ずべきことを特約した。

- 1 第1条所定の掛金払込を1回以上怠ったとき。
- 2 現在の業務を廃止するかその営業の組織を変更するか他の郡市町村へ転住したとき。
- 3 死亡失職又は支払を停止し或は支払不能の状態に陥ったと認められたとき又は破産の宣告の申立を受けたとき。
- 4 債権者経営の無尽加入の組から脱退し若くは債権者の承諾を得ないでその権利義務を第三者に譲渡したとき。
- 5 第三者から仮差押仮処分強制執行の申立を受けたとき若くは和議の申立をしたとき。
- 6 相続開始した場合においてその相続人が限定承認又は放棄をしたとき。
- 7 保証人の増員若くは増担保を求められた場合直ちにこれに応じないとき。
- 8 債権侵害の行為あったとき。

第3条 前条の場合債権者は債務者又は保証人の別に加入した給付前の無尽契約全部を解除し、その契約約款に基く掛戻金をもって本債務と相殺するも異議ないことを債務者及び保証人は約諾した。またこの場合債務者又は保証人の一人に対する相殺通知は他の債務者又は保証人に対してもその効力を生ずべきことを債務者及び保証人は約諾した。

第4条 第2条の場合における一時弁済請求に要した費用は総て債務者の負担とする。

第5条 債務者において第1条所定の期日に掛金の払込を怠ったときは、その期日から払込当日まで掛金100円につき日歩5銭の割合により違約

金を支払うこと。

第6条 保証人3名は債務者と連帯し且つ保証人間にもまた連帯して本債務履行の責に任ずることを約諾した。

第7条 債務者及び保証人において本契約に違反し、債務の履行を怠ったときは直ちに強制執行を受くべきことを各自は認諾した。

第8条 本契約に関する訴訟についてはA地方裁判所を管轄裁判所とすることを合意した。

A市D町13番地

債権者 株式会社 A 相互銀行

A市K61番地

右代表者 取締役 O

明治31年5月 生

A市S町3番地

会社員

右代理人 M

昭和5年9月 生

右本職氏名を知り且つ面識がある。

右代理人の提出した委任状は認証を受けない私署証書であるから法定の印鑑証明書を提出させてその証書の真正であることを証明せしめた。

A県K郡S村I70番地

飲食店

債務者 何 某

明治42年1月 生

A県K郡S村I11番地ノ1

雑貨商

連帯保証人 S

明治28年9月 生

A県R郡S村I61番地

果樹園

連帯保証人 武田 徳市

明治43年6月 生  
 A県K郡S村I70番地  
 飲食店  
 連帯保証人 T  
 大正2年9月 生  
 A市O一丁目32番地  
 商業  
 以上代理人 K  
 大正2年5月 生

右本職氏名を知り且つ面識がある。

右代理人の提出した委任状は認証を受けない私署証書であるから法定の印鑑証明書を提出させてその証書の真正であることを証明せしめた。

本証書は列席者に閲覧せしめたところ相違ないことを認めたので本職及び列席者各自左に署名押印する。

A市N6番地  
 A地方法務局所属  
 公証人 藤 盛 亮 三  
 M  
 K

(回答) 11月12日付をもって問合せのあった標記については、左記のとおり回答する。

#### 記

正本及び謄本の交付については、積極に解する。ただし、当局において取り寄せた本件公正証書及び刑事判決の各謄本の記載を総合すれば、公正証書の付属書類たる連帯保証人の委任状に添付された印鑑証明書中、武田徳市に関するものが偽造である事実が確定したことが明かである。よって当該公正証書中、右徳市に関する記載は不実のものであるとの疑が濃厚であるから、公証人において、本件公正証書について執行力ある正本又は謄本を交付するに当っては、その請求者に対し、右の事実を告知するのが相当である。

なお、右のとおり告知して正本又は謄本を交付したときは、その旨を証書原本に符箋をもって表示し、かつ、証書原簿備考欄に記載しておかれたい。

#### 15 再証明を受けた印鑑証明書の取扱い等について

(昭35.8.17民事甲2024号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

- (要旨) 1 証明後6ヶ月を経過している印鑑証明書について新たなる日付による再証明を得て提出された場合、法第28条第2項等所定の印鑑証明書として取扱うことはできない。
- 2 陽画複写器を用いて公正証書の謄本を作成するのは、用紙が保存に適し、かつ写出の結果が鮮明で変色又は消色等の虞れない場合に限る。
- (通達) 標記の件について、別紙甲号のとおり鹿児島地方法務局長から照会があったので、別紙乙号のとおり回答したから、この旨貴管下公証人及び公証事務を行う法務事務官に周知方しかるべく取り計らわれたい。

#### 別紙甲号

公正証書作成嘱託の場合における再証明を受けた印鑑証明書の取扱い等について(照会)

左記事項について疑義がありますので何分の御指示をお願いします。

#### 記

- 公正証書作成嘱託の際、公証人法第28条第2項、第31条、第32条第2項、第33条第2項の規定により提出される印鑑証明書が、証明後6ヶ月の期間を経過しているため、その印鑑証明書について新たなる日付による再証明を得て提出された場合適法な証明書として取扱うことができるか。
- 公正証書謄本交付の請求があった場合において、複写器(コピーヤ)を使用して謄本を作成することの可否。

#### 別紙乙号

公正証書作成嘱託の場合における再証明を受けた印鑑証明書の取扱い等について

6月28日付総第6565号をもって照会のあった標記の件については、左記

のとおり回答する。

## 記

- 1 所問の取扱は適当でないと考える。
- 2 複写器による陽画写真の用紙が保存に適するものであり、かつ、写出の結果が鮮明で将来変色又は消色等の虞れがないものに限り、積極的に解してさしつかえない。なお、公証人が複写器により公正証書の謄本を複製する場合は、貴職においてその写出の適否について注意する取扱とされたい。

## 16 印紙税法等に関する疑義について

(昭37.5.7民事(一) 発251号新潟地方法務局長あて民事局第一課長通達)

(要旨) 印鑑証明書についても原本還付の手続をすることができる。

(通達) 別紙(略)のとおり株式会社〇〇〇代表取締役〇〇〇から照会があったので、貴局において処理されたい。

なお、本件照会については左記のとおり考えるから参考とされたい。

## 記

- 1 略
  - 2 印鑑証明書についても原本還付の手続をすることができる。  
印鑑証明書の原本還付のために提出する謄本における印鑑の表示については、当該印鑑を押捺するのが相当である。
- (照会) 左の件について何分の御見解を賜わりたく御願ひ申し上げます。
- 1 略
  - 2 新潟公証人役場は印鑑証明書の原本還付は出来ないとの見解であります。しかし昭和34年12月1日民事甲第2742号通達は登記に関してであります。還付出来るとの事であり、公正証書についても同様と考えますが如何でしょうか。
  - 3 又、右通達は、謄本に同一の印を押してある場合のみが出来るのであり、単に印とした場合は出来ぬ。との趣旨でなく、同一の印を押してない場合の事には判断をしていないと考えますが、単に印とした場合でも同一の印鑑を押した場合でも法的には、証明されていないのであるから、

何れも謄本としての効力しかない事。又、通常印鑑証明書は委任状と照合するのでありますが、何れもその原本と原本とを照合し、委任状の原本と印鑑証明書の謄本とを照合するものでない事。又、委任状の原本を還付してしまつて後に委任状謄本に㊦とあるのに印鑑証明書の謄本にのみ同一の印が押してあつても意味がない事。等の理由から、単に㊦とある謄本でも何ら差支えないと考えますが如何でしょうか。

2の場合に関連しておたずね申し上げます。又、登記の場合は如何でしょうか。

## 17 会社の債務につき代表者が個人保証する場合の印鑑証明書等について

(昭38.1.11民事甲20号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 1 会社の債務につき代表者が個人保証する場合、資格証明と代表者の印鑑証明があれば、必ずしも個人の印鑑証明書を提出させることを要しない。

## 2 略

(通達) 別紙甲号のとおり高松法務局長から照会があり、別紙乙号のとおり回答したから、この旨貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

## 別紙甲号

公証事務の取扱について

標記の件について、左記のとおり疑義が生じたので、何分のご指示を賜りたくお伺ひいたします。

## 記

- 1 会社の債務につき代表者が個人保証する場合(公証人においてその者の氏名を知らず、且つ面識のないもの)、資格証明(登記簿抄本等)と代表者の印鑑証明があれば、個人の印鑑証明書は必要ないか、
- 2 略

## 別紙乙号

公証事務の取扱について

客年10月27日付日記総第2666号で照会のあつた標記の件については左記

のとおり回答する。

記

- 1 必ずしも個人の印鑑証明書を提出させることを要しないものと解する。
- 2 略

18 公証人法第33条に関する件

(昭40.5.10東京公証人三堀博照会)

(昭40.6.30民事甲1710号民事局長回答)

(要旨) 取締役と会社間の取引についての証書作成の際、法33条所定の証書として取締役会の議事録の写を提出させる場合には、代表取締役(唯一又は全部の代表取締役が当該取引の相手方である等事故あるときは、取締役会の決議に参加した取締役)をして議事録の写に相違ない旨の証明をさせるのが相当である。

(照会) 商法第265条有限会社法第30条等所定の取引に際し公証人法第33条所定の証書として、たとえば取締役会の議事録とその署名者全員の印鑑証明書を提出させているが取締役多数にして各地に散在または出張中などの場合には複雑な手続となるので、議事録の写に代表取締役をして相違なき旨の証明をさせ、そのものの印鑑証明書のみを提出させている。この後の場合において(1)その代表取締役が当該取引の相手方であっても差し支えないか、(2)所管部課長等事務職員の証明でも差し支えないか、以上2点につき多少疑問がありますので御意見を伺いたく照会致します。

(回答) 5月10日付をもって照会にかかる標記の件については、次のとおり考える。

- (1)について 当該取引の相手方である代表取締役に証明させることは相当でない。
- (2)について 代表取締役に証明させるのが相当である。なお、代表取締役に事故のある場合(前記(1)の場合を含む)には、当該取締役会で決議に参加した取締役に証明させるのが相当である。

19 印鑑登録証明書を公証人法及び供託規則等に規定する印鑑証明書として取り扱うことについて

(昭41.3.30民事甲1040号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 不動産登記法施行細則第42条の印鑑証明書として認容された印鑑登録証明書は、公証人法所定の印鑑証明書として扱っても差し支えない。

(通達) 標記の件について、別紙甲号のとおり山口地方法務局長から照会があり、別紙乙号のとおり回答したので、この旨貴管下公証人及び関係職員に周知方取り計らわれない。

別紙甲号

印鑑登録証明書の取扱いについて(照会)

標記について、別紙のとおり管内宇部市長から照会があり、当職としましては積極的に解している次第であります。近時、管内市町村においても、いわゆる米沢方式(戸籍時報92号所載)にならった印鑑条例の改正が数多く行なわれる傾向にありますところ、戸籍関係の先例(昭和35年12月22日民事甲第3146号民事局長回答、昭和36年5月17日民事甲第1161号民事局長回答)では、引用の通達とは反対の解釈がなされており、これが改正に際して危ぐを感じる向があるようでありますので、何分の御指示を得たくお伺いいたします。

別紙

宇市第704号

昭和41年2月15日

宇部市長 星出寿雄

山口地方法務局長 西山雪朋 殿

印鑑登録証明書の取扱いについて(伺)

当市では、目下印鑑証明制度を、印鑑登録証明制度に改めるべく種々検討を進めておりますが、印鑑登録証明書の取り扱いについて多少疑義がありますので、左記につきお伺いいたします。

記

昭和40年10月11日付民事甲第2893号により印鑑登録証明書を不動産登記法施行細則第42条等の規定の印鑑証明書として取扱ってさしつかえない旨

の通達がなされましたが、これが取扱いについては、公証人法および供託規則に規定する印鑑証明書についても同様と解してよいでしょうか。

## 別紙乙号

印鑑登録証明書の取り扱いについて（回答）

2月17日付戸発111号をもって照会のあった標記の件について左記のとおり回答する。

## 記

昭和40年10月11日付民事甲第2893号本職通達は、公証人法および供託規則等に規定する印鑑証明書についても準用してさしつかえない。

（参考）

法務省民事甲第2893号

昭和40年10月11日

法務省民事局長 新谷正夫

法務局長

地方法務局長

御中

印鑑登録証明書を不動産登記法施行細則第42条等の規定の印鑑証明書として取扱うことについて（通達）

標記の件について、別紙(1)のとおり米沢市長から従来の印鑑証明の手續を改め、別紙(2)（略）のごとく印鑑登録票を複写機で複写して証明した印鑑登録証明書を交付する手續に改めたので、その旨登記官に周知方の依頼があったが、右印鑑登録証明書は、不動産登記法施行細則第42条等の規定による印鑑証明書として取り扱ってさしつかえないものと考えて、この旨貴管下登記官に周知方しかるべく取り計らわれたい。

## 別紙(1)

250-47

昭和40年7月21日

米沢市長 吉池慶太郎

法務省民事局長 新谷正夫 殿

印鑑登録証明書を不動産登記法施行細則の規定にいう証明として取扱うことの周知方について（依頼）

当市は長年の慣習と、古い形態による印鑑証明事務を取扱って参りましたが、最近では住民の経済活動に伴う需要の増大、および行政区域の拡大等によって、同一印鑑の確認と本人の識別が極めて困難となってきました。

それで不正事件を招来する可能性が多分にある現行の印鑑証明制度の欠陥を補うため、別紙（略）のような条例を制定公布し、抜本的な改正を行ない、不正事故の発生を防止して住民の利益を保護するとともに、印鑑証明事務の近代化をはかることにいたしました。

については、従来不動産登記法施行細則でご利用になっている印鑑証明制度については、本市の場合昭和40年10月1日から別紙のような制度に整備改正することになりましたので、ご了解の上貴管下登記官吏にご周知賜りたくお願い申し上げます。

おって各登記官に指示されたときは、文書の写しをご恵送賜わるよう重ねてご依頼いたします。

## 20 市町村職員共済組合代表者の資格及び印鑑の証明について

（昭46.2.22津公証人小島与三郎照会）

（昭46.3.2民事甲1002号民事局長回答）

（要旨）1 市町村共済組合の代表者の代理権限を証する書面としては、便宜、地方公務員等共済組合法第14条第4項に基づき、その就職を公告した書面で差し支えない。

2 右代表者の印鑑を証する書面としては、その職印であることの都道府県知事の証明書の提出を要する。

（照会）地方公務員等共済組合法によって設立される市町村共済組合は、法人登記が義務づけられていないため不動産に関する物権の変動については、昭和38年5月30日民事甲第1580号民事局長通達によりその代表者の代理権限を証するための書面として、同法第14条第4号の規定による理事長の就職を公告した書面の提出を以ってこれを証明せしめているが、

1 右の場合公正証書作成の嘱託を受けた場合に、右通達の趣旨に則って同一取扱をなして差支えなきや。

2 その場合印鑑証明書の提出を如何にすべきか、前記通達の趣旨に則つ

たとしてもこれを解決できないので、

甲説 市町村長による代表理事長の個人の資格による印鑑証明書を提出せしめて公正証書を作成すべきか。

乙説 同法第19条により公務に従事する職員とみなされるので（但し、罰則にのみ適用されるからこれを拡張解釈して）理事長自ら作成の印鑑証明書により証明あったとみなし得るや否や（印鑑の取扱方を誤るとき問題をおこす危険がある。）

右の件至急何卒の御指示を御願いたします。

（回答）客月22日付をもって照会のあった標記の件は、左記のとおりと考える。

#### 記

- 1 貴見のとおり。
  - 2 共済組合理事長の職印を証明する都道府県知事作成の証明書を提出させるのが相当である。
- なお、右の事務取扱いについては、自治省行政局と打合せ済みである。

#### 21 公証人法第32条第2項の規定により提出される印鑑証明書の原本還付について

（昭51.1.17総154号福岡法務局長照会）

（昭51.2.17民一1495号民事局長回答）

（照会） 公証人法第32条第2項による印鑑証明書について原本還付のために提出する謄本は、陽画写真で印影が鮮明に写出され同一性が確認できる場合は、当該印鑑を謄本に押捺する必要はないと思っておりますが、いささか疑義がありますので、何分の御指示をお願いします。

（回答） 1月17日付け総第154号をもって照会のあった標記の件については、貴見のとおり処理して差し支えないものと考えている。

#### 22 民法の一部を改正する法律及び公証人法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う公証事務の取扱い等について

（平17.2.9民総348号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達）

（要旨）民法の一部を改正する法律及び公証人法施行規則の一部を改正する省

令の施行に伴う公証事務の取扱い等について

（通達）民法の一部を改正する法律（平成16年法律第147号。以下「改正法」という。）が成立し、公布の日（平成16年12月1日）から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するとされるときに、公証人法施行規則の一部を改正する省令（平成17年法務省令第14号。以下「改正省令」という。）が平成17年2月14日から施行されることとなりましたので、これに伴う公証事務の取扱い等については、下記の点に留意するよう、貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らい願います。

なお、本通達中、「新民法」とあるのは改正法による改正後の民法（明治29年法律第89号）を、「規則」とあるのは公証人法施行規則（昭和24年法務府令第9号）をいいます。

#### 記

第1から第3 略

#### 第4 印鑑証明書の有効期間について

囑託人の人違いでないこと又は証書の真正であることを証明するために提出する印鑑証明書その他に関する証明書（公証人法第28条第2項及び第32条第2項（同法第33条第2項において準用する場合を含む。）（これらの規定を同法第60条（同法第62条ノ3第4項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）は、作成後3か月以内のものでなければならない。

この取扱いは、平成17年4月1日から実施するものとする。

### 3 代理人

#### 1 認証ハ代理人ニ依リテ之ヲ為スコトヲ得ルヤ否ノ件

（明41.5.4宮崎公証人広木幹照会）

（明42.7.21民刑623号民事局長回答）

（要旨）私署証書の謄本の認証、その署名、捺印を自認することによる認証、いずれも代理人により囑託することができる。

（照会）（法）第58条第1項ノ法文ニ拠レハ私署証書認証ノ囑託ハ本人ニ限ル

モノノ如シ然ルニ第60条ニハ「第26条乃至第34条外2カ条の規定ヲ認証ニ準用スル旨」ノ規定有之依觀之トキハ代理人ヲ以テ認証囑託ヲ為ス場合ヲ認メタルモノト解セサルヲ得ス右代理囑託ヲ認容セラレタルハ臆本認証囑託ノ場合ニテモ有之候哉又ハ本証書ノ認証ニ就テモ代理囑託ヲ認容セラレタル義ニ有之候哉

(回答) 私署証書ノ臆本ニ認証ヲ与ヘラレムコトヲ求ムル場合ノミナラス証書ノ署名若クハ捺印ヲ自認スルニ因リ其証書ニ認証ヲ与ヘラレムコトヲ求ムル場合ニ於テモ代理人ニ依リ囑託スルコトヲ得ヘシ

### 2 代理人ノ解釈ニ関スル件

(明41.5.4宮崎公証人広木幹照会)

(明42.7.21民刑623号民刑局長回答)

(要旨) 法第32条第1項の代理人中には公、私法人の代表者も包含される。

(照会) 第32条第1項ノ「代理人」ニハ一般ノ代理人即チ「委任ニ依ル代理人及法定代理人」ヲ包含スル義ト心得候ヘ共公私法人ノ代表者ハ包含セサル義ニ候哉

(回答) 公証人法第32条第1項ノ代理人中ニハ公私法人ノ代表者ヲモ包含スルモノト解釈スルヲ相当トス

(参考) 準法人((旧)民訴法第46条〔現第29条〕)ノ公正証書作成ノ囑託ハ之ヲ認ムルコトヲ得サルモノト解ス、蓋夫自体カ実体上権利能力ナク然モ公証人法上特段ノ規定存セサレハナリ因ニ従来ノ實際例ハ多ク講会等ノ役員ノ個人名義ヲ以テ契約サレ然モ公正証書中其關係ヲ明示スルヲ通例トス(昭13.1.21富山公証人吉野義憲照会、同、2.2民甲104号民事局長回答)

### 3 代理人ニ依リ認証ヲ求メ得ルヤ否ノ件

(明42.7.9長野地裁所長照会)

(明42.7.30民刑704号民刑局長回答)

(要旨) 法第58条第1項前段の場合には当事者自ら認証を求めなくてはならないがその他の場合は代理人により求めることができる。

(照会) 代理人ニ依リ認証ヲ与フルヲ得ルヤ

(回答) 公証人法第58条第1項前段ノ場合ニ於テハ当事者自ら認証ヲ求メサルヘカラサルモ其他ノ場合ニ於テハ代理人ニ依リ之ヲ求ムルコトヲ得ヘシ

### 4 代理人ニ依ル私署証書ノ認証ノ場合ノ証明ニ関スル件

(明42.9.2高松公証人田中義賢照会)

(明42.10.31民刑1046号民刑局長回答)

(要旨) 代理人によって私署証書の署名捺印を自認することにより、その認証を求めた場合は、代理人の実印を携帯させ、印鑑証明書と対照し人違でないことを証明させることを要する。

(照会) 私署証書認証ノ場合代理人ニ依リ署名捺印ヲ認メ囑託ヲ為シ得ヘキコトハ勿論ナルヘキモ認証文ニ囑託人代理人ノ署名捺印ヲ為スヘキ規定ナキヲ以テ代理人ノ印鑑証明書ヲ提出セシムルモノニ対照スヘキ印影ナク果シテ人違ヒナキヤ否ヲ認ムル能ハサルカ如シ差支ナキカ

(回答) 公証人法第28条第2項ノ規定ハ印鑑証明書ニ依リ人違ナキコトヲ証明セシムル趣旨ナルヲ以テ本問ノ場合ニ於テハ実印ヲ携帯セシメ相当ノ方法ニ依リ印鑑ト対照スルコトヲ要ス

### 5 代理人ニ依ル囑託ニ付キ本人ニ関スル証明ノ件

(明42.12.9長野地裁所長照会)

(明43.4.13民刑1400号民刑局長回答)

(要旨) 代理人による囑託の場合には、公証人が本人の氏名を知らず、かつ面識がなくても、本人については第28条第2項の手續を要しない。

(照会) 代理人ニ依リ囑託セラレタル場合ニハ第31条ニ依リ第28条ヲ適用シ公証人其ノ代理人ノ氏名ヲ知ラス又ハ之ト面識ナキトキハ市区町村長ノ作成シタル印鑑証明書ヲ提出セシムル等ノ手續ヲ為サシメ第36条ニ依リ其旨ヲ公正証書ニ記載シ又代理権限ヲ証スル書面カ認証ヲ受けサル私署証書ナルトキハ署名者ノ本籍地又ハ寄留地ノ市区町村長ノ作成シタル印鑑証明書ヲ提出セシメテ証書ノ真正ナルコトヲ証明セシメ同シク第36条ニ依リ其旨ヲ公正証書ニ記載スヘキモノナレハ此場合ニ公証人カ本人ノ氏名ヲ知ラス又ハ之ト面識ナキトキト雖モ更ニ第28条第2項ノ手續ヲ為シ且ツ其旨ヲ公正

証書に記載スルヲ要セサルモノナルヤ  
(回答) 貴見ノ通

## 6 復代理ニ関スル件

(明44.11.20富山公証人赤松小一郎照会)

(明45.2.9民事1146号民事局長回答)

(要旨) 株式会社の代表取締役が代理人に証書作成を囑託させる場合は、法定代理人の復代理人として取扱うべきものとする。

(照会) 商法第164条第2項(現第254条第3項)ノ規定ニ依レハ株式会社ト取締役トノ間ノ関係ハ委任ニ関スル規定ニ従フヲ以テ取締役ハ法定代理人ニアラスシテ委任代理人ナリト信ス既ニ委任代理人タル以上ハ復代理人ノ選任ニ関シテモ民法第106条ヲ適用セスシテ同法第104条ニ依ルコトヲ要スルカ如キモ商法第170条第2項ニ依リ同法第62条ノ規定ハ之ヲ取締役ニ準用スルヲ以テ取締役ハ其権限内ノ行為ニ付テハ法定代理人ノ民法第106条ニ於ケルト同シク其責任ヲ以テ復代理人ヲ選任スルコトヲ得ルモノト解釈シ取締役カ其権限内ニ於ケル或ル法律行為ニ付公正証書作成ノ為復代理人ヲ選任シ之ニ因リテ公正証書作成ノ囑託アリタル場合ニハ公証人ハ公証人法第32条第1項第2項ニ依リ取締役ニ付テハ其ノ会社ノ商業登記簿ノ抄本ヲ提出セシメテ会社ノ代表者タル事ヲ証明セシメ復代理人ニ付テハ復代理権限ヲ証スヘキ証書ヲ提出セシメテ其権限ヲ証明セシメ之ヲ委任代理人ノ選任ニ復代理人ニ依リ囑託セラレタル事件トシテ其囑託ニ応シ公正証書ヲ作成スルコトヲ得ル義ト心得可然哉

(回答) 商法第164条2項(現第254条第3項)ノ規定ハ株式会社ト取締役トノ間ノ関係ヲ定メタルモノニシテ取締役ノ業務執行ニ関シテハ依然法定代理人ナルカ故ニ問合面ノ場合ニ於テハ民法第106条ノ規定ニ依リ法定代理人ノ選任シタル復代理人トシテ証書ヲ作成スヘキモノトス

## 7 代理人ノ能力ニ関スル件

(大5.12.6長崎公証人杉野清次照会)

(大5.12.23民事1948号法務局長回答)

(要旨) 法第31条の委任による代理人は能力者であることを要しない。

(照会) 公証人法第31条ノ委任ニ因ル代理人ハ民法第102条ニ依リ能力者タルコトヲ要セサルヤ右至急御訓示候也

(回答) 本月6日付日記第80号ヲ以テ請訓相成候公証人法第31条ノ委任ニ因ル代理人ノ能力ニ関スル件ハ貴見ノ通ト思考致候此段本官ヨリ及回答候也

## 8 定款ノ認証ノ付属書類ニ関スル件

(昭14.11.27東京公証人秀島雄次郎照会)

(昭14.12.8民事甲1341号民事局長回答)

(要旨) 法第62条ノ4の「代理人の権限を証すべき証書等」には、戸籍謄本、又は委任状、印鑑証明書等を包含する。

(照会) 商法第167条及其準用規定ニ依ル定款ノ認証ニ関シ左記疑義有之候間何分ノ御回示相成度此段奉伺候也

公証人法第62条ノ4「代理人ノ権限ヲ証スヘキ証書等」ニハ親権者カ未成者ニ代ハリ定款ニ署名シタル場合ノ法定代理権限ヲ証スル戸籍謄本(若シ母ナル場合ハ親族会ノ同意書及之ニ関スル書類)又委任代理ニ依リ定款ニ署名シタル場合ハ委任状、印鑑証明書等モ包含スルモノト解スヘキヤ

(回答) 貴見ノ通ト思考致候此段及回答候也

## 9 公証人法施行規則第13条の2の規定による通知費用について

(昭28.1.24民事甲2325号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 規則13条の2の通知の費用は公証人が負担する。

(通達) 標記については、公証人が負担すべきであって、囑託人の負担とすべきものではないと考えるから、この旨貴管下公証人に周知方然るべく取り計らわれない。

## 10 公証人法施行規則第13条の2の規定による通知について

(昭28.11.9民事甲2132号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 代理囑託の場合における本人通知の方法

(通達) 公正証書の作成が代理人の囑託によってなされる場合には、本人にお

いてその作成の事実を知らないままに経過している事例が少くないので、証書作成の事実を本人に知らせるため別紙案（略）のとおり公証人法施行規則を改正し、公証人が代理人の嘱託によって証書を作成した場合には一定期間内に一定事項を本人に通知することとしたから、左記の点につき留意の上、右規定の趣旨励行についても特に監督に遺憾のないようにされた。

## 記

- 1 公証人法施行規則第13条の2第2項の通知は、適宜通常葉書又は封書をもってするのが相当であり、その文例を示せば次のとおりである。

## 通 知 書

本職は、貴殿及び 市 町（村） 番地何某を当事者とする左記証書を 年 月 日貴殿の代理人 市 町（村） 番地何某の嘱託により作成したから、公証人法施行規則第13条の2の規定により通知します。

## 記

- 2 第 号債務弁済抵当権設定契約証書  
3 強制執行認諾の文言あり（なし）

年 月 日

市 町 番地

（何公証役場）

公 証 人 何 某

殿

（註）

- 1 肩書役場名はその通称を用いている場合にのみ記入すること。
- 2 株式会社の代表取締役その他法人の代表者が自らその資格において嘱託する場合には、本人が嘱託する場合に準じ取り扱ってさしつかえない。
- 3 代表権限のない法人の役員が当該法人の代理人として嘱託する場合には雇人が代理人として嘱託する場合に準じて取り扱うものとする。
- 4 公証人法施行規則第13条の2第2項の記載例を示せば次のとおりで

ある。

年 月 日葉書（封書）により本人に通知済

## 11 公証人法施行規則第13条の2の解釈について

（昭28.11.16静岡地方方法務局長電信照会）

（昭28.11.18民事局長電信回答）

（要旨）1 会社の事務員が代表者の代理人となって嘱託する場合は通知を要しない。

2 代理人が本人の雇人又は同居者であるかどうかは、代理人が疎明すれば足りる。

3 本人通知の経費は公証人が負担すべきである。

（照会）1 株式会社の代表取締役の代理人となったものがその会社に勤務する事務員である場合は同条但書の雇人の場合に準じて取扱うことは出来ないものと考えられるが如何

2 代理人が本人の雇人又は同居者であるかどうかについては証明をなさしめる要なく、代理人の疎明をもって公証人が本人の雇人又は同居者なることを認め得れば足るものとするが如何。

3 本人に通知するために要する費用（郵便料）は公証人が負担すべきものとするが如何。

（回答）1 代表取締役が会社を代表して選任した代理人は、会社の代理人であるから但書に該当する。

2, 3 貴見のとおり。

## 12 委任者本人死亡後における代理人による公正証書作成の可否について

（昭33.6.20浦和公証人武田正二照会）

（昭33.6.30民事甲1330号民事局長心得回答）

（要旨）1 公正証書作成の嘱託を内容とする委任は、本人の死亡によって消滅する。

2 法人の代表者の附与した代理権は、その代表者の交替により左右されない。

(照会) 1 債務者及び連帯保証人が銀行から金円を借入(又は相互銀行から相互掛金契約に基き融資を受ける際に)れる際に、該債務弁済契約の公正証書作成嘱託の委任状をその銀行の行員に差出してある間にその委任者本人が死亡したときは、その死亡者の分の代理権は消滅し該委任を受けた代理人の公正証書作成嘱託の権限は消滅するものと思料せられますが(民法第111条第1号及び同法第653条適用)、他方該事案が銀行又は相互銀行の銀行業務に附随するものであります処から商法第506条により委任者本人の死亡によっては代理権は消滅せず、委任者死亡後も該代理人による公正証書作成嘱託を遂行し得るにあらざるやの疑義を生ずるものであります、如何なものでありませうか。

2 右に関連して銀行の社長(俗に頭取)がその在任中に前示貸付にたいする履行契約公正証書作成嘱託をその取引の日に委任を受けた行員は右社長退職後において公正証書作成嘱託を遂行することを得るや。

尚お、換言すれば右1、2の場合において公証人は該嘱託により作成した公正証書が適正なりや否やということを御伺い致し度い次第であります。

(回答) 6月20日付で照会のあった標記については、次のとおり回答する。

1 公正証書作成の嘱託を内容とする代理権の委任は商行為と解することができないから、民法第111条の規定により、委任者本人が死亡すればその代理権は消滅したものと解される。従って、公証人は右委任に基く代理人による公正証書作成の嘱託に応ずべきでない。

2 法人の代表者が附与した代理権は、その代表者の交替により当然消滅するものではないから、たとえ前任者名義の委任状であっても前任者の在任中にその権限に基いて作成されたものであれば、後任者からその委任を解除しない限り、公証人は右委任状に基く代理人による公正証書作成の嘱託に応じてさしつかえない。

なお、この場合には新旧両代表者の資格証明書(公証人法第32条の書面)を提出させることが必要である。

### 13 水産業協同組合と組合の理事を含む数人との間の金銭消費貸借契約公正証書作成の場合における組合の代表者の記載方について

(昭38.4.9民事甲964号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 水産業協同組合と組合の理事との間で金銭消費貸借契約を締結するときは、当該理事以外の理事が組合を代表し、当該理事以外に理事が存しないときは、監事が組合を代表すべきである。

(通達) 別紙甲号のとおり仙台法務局長から照会があり、別紙乙号のとおり回答したから、この旨貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれない。

#### 別紙甲号

公証事務の取扱いについて(水産業協同組合と組合の理事を含む数人との間の金銭消費貸借契約公正証書作成の場合における組合の代表者の記載方について)

水産業協同組合が債権者となり、その組合の理事4名を含む10名が連帯債務者となって金銭消費貸借契約公正証書を作成する場合、水産業協同組合法第37条によれば組合が理事と契約をするときは監事が組合を代表することになっているが、上記の場合には理事以外の者が債務者に含まれているので監事のみで組合を代表するものとは言い難いので、組合の代表者の記載方は左記のとおりでさしつかえないと考えますが何分のご指示をお願い申し上げます。

記

A 漁業協同組合

理 事 甲

(理事甲、理事乙、理事丙及び理事丁と組合との契約に関する組合代表として)

監 事 〇

#### 別紙乙号

公証事務の取扱いについて(水産業協同組合と組合の理事を含む数人との間の金銭消費貸借契約公正証書作成の場合における組合の代表者の記載方について)



れるから、支店長の更迭は代理権の存否に影響はないものとする。

**15 住宅金融公庫札幌支所長の更迭後、前支所長の委任による代理人の嘱託に基づいて作成した公正証書の効力について**

(昭40.3.25旭法総236号旭川地方法務局長照会)

(昭40.4.26民一252号民事局第一課長回答)

(要旨) 住宅金融公庫の支所長の代理権消滅後、なお支所長として委任した代理人の嘱託に基づいて作成された公正証書については、嘱託があれば追完に関する公正証書を作成すべきである。

(照会) 標記について左記のとおりいささか疑義を生じましたので、至急何分の御指示を賜わりたくお伺いいたします。

記

住宅金融公庫札幌支所長は本年1月18日更迭、その登記が2月1日に完了したところ、当局所属旭川公証人合同役場において、1月19日より2月5日までの間に、右更迭前の支所長より委任された代理人の嘱託(添付の登記簿抄本は更迭の登記前に発行したもの)に基づいて、同公庫を債権者とする金銭消費貸借契約の公正証書を数件作成したことを発見した。

右の消費貸借契約は無権代理人による所為として後任の支所長から追認しなければならないか。もし、追認を必要とする場合、適宜の方法で相手方にその意思表示をすれば足りるか、それとも追認の公正証書を作成(相手方にその謄本を送付)する必要があるか。

(回答) 3月25日付旭法総第236号で照会のあった標記の件は、支所長の変更登記後に、前支所長の選任にかかる代理人の嘱託に基づいて作成した公正証書については、嘱託があれば追完に関する公正証書を作成すべきものとする。

**16 法人の代表者が代理人により嘱託した公正証書における法人代表者の住所及び年齢の記載について**

(昭63.4.7民一2085号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 法人の代表者が代理人を選任している場合の法人代表者の住所及び年

齢は記載しなくても差し支えない。

(通達) 標記について、別紙甲号のとおり日本公証人連合会会長から照会があり、別紙乙号のとおり回答したので、貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれたい。

おって、本通達に抵触する従前の当職通達等は変更されたものと了知されたい。

別紙甲号

法人の代表者が代理人を選任している場合の法人代表者の住所、年齢記載について(照会)

公正証書における嘱託人の記載については公証人法36条の定めるところであります。会社の代表取締役が自社職員を任意代理人に選任し、その代理人が公証役場に出頭した場合の表示については、同条2号と3号とだけではっきりしないところがあります。ご高承のとおり、明治42年9月6日付け民刑局長回答は「法人代表者の記載」方に関して同条3号の代理人は法人代表者を含むものとしていますが、当該私法人の代表者自身出頭の場合ならばともかく、更に代理人を選任せられた場合についても適切であるか否かは、疑問の余地があるように思われます。

現在の実務では、右のような代理人出頭の場合、会社所在地の外、代表取締役の住所及び代理人の住所いずれも記載しているものも少なくありませんが、代表取締役の住所及び年齢は記載しなくても差し支えないのではないかと思われますので、御照会に及びました。

別紙乙号

2月10日付け照会のあった標記の件については、貴見のとおりと考える。

**17 民法の一部を改正する法律及び公証人法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う公証事務の取扱い等について**

(平17.2.9民総348号法務局長・地方法務局長あて民事局長通達)

(要旨) 民法の一部を改正する法律及び公証人法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う公証事務の取扱い等について

(通達) 民法の一部を改正する法律(平成16年法律第147号。以下「改正法」

という。)が成立し、公布の日(平成16年12月1日)から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するとされるときにも、公証人法施行規則の一部を改正する省令(平成17年法務省令第14号。以下「改正省令」という。)が平成17年2月14日から施行されることとなりましたので、これに伴う公証事務の取扱い等については、下記の点に留意するよう、貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らい願います。

なお、本通達中、「新民法」とあるのは改正法による改正後の民法(明治29年法律第89号)を、「規則」とあるのは公証人法施行規則(昭和24年法務府令第9号)をいいます。

## 記

## 第1 略

## 第2 改正省令による規則第13条の2の改正について

保証人の保護を図るために保証契約の内容の適正化を内容とする改正法が規定されたことを受け、公証事務についても、同様の観点から、改正省令が制定され、規則第13条の2第1項の通知(以下「事後通知」という。)は、書面でしなければならないとされるときにも、当該通知の対象となる公正証書の執行認諾文言の記載の有無に応じて、通知の書式が定められた(改正省令による改正後の規則第13条の2第2項、附録第1号の2及び同号の3)。

事後通知は、代理人の囑託により公正証書が作成された場合について、公正証書作成の事実を本人に知らせるために行うものであり、公証制度に対する信用を害することのないよう、次の点に留意し、監督に遺憾のないようにされたい。

なお、通知の書式に記載された執行認諾文言の法的な意味を本人に理解させなければならないことは、代理人の囑託により公正証書が作成される場合だけでなく、本人自身の囑託による場合においても同様であるから、この場合も、公証人において、適宜、口頭又は書面により、本人に対しこれを説明する必要がある。

1 事後通知は、規則第13条の2第1項ただし書の適用がある場合を除

き、例外なく、しなければならない。

- 2 事後通知は、公証人において書面を交付し、又は送付して行うべきものであり、囑託人である代理人等を介して行うことは、許されない。
- 3 事後通知の実施を怠り、規則第13条の2に違反した公証人については、公証人法及び規則に基づく監督及び懲戒の対象となり得る。
- 4 事後通知の書式については、附録第1号の2又は同号の3の様式に従うほか、改正省令の制定の趣旨にかんがみ、問い合わせ先(公証人役場住所等)を明らかにするとともに、例えば、通知の対象となる債務者が保証人である場合には、「証書の件名」欄に「あなたは、何某様の保証人となっております。」等を付記することが望ましい。

なお、附録第1号の2及び同号の3の様式には記載されていないが、通知を受けた本人に対する便宜等のため、「この公正証書の内容に疑問のある方は、実印を御持参の上、公正証書原本の閲覧をお申出下さい(代理人による閲覧の場合は、あなたの印鑑証明書付きの委任状及び当該代理人の印鑑証明書及び実印が必要となります。)」等の便宜の記載をすることは、差し支えない。

第3、第4 略

## 4 双方代理・利益相反行為

## 1 親子間ノ利害二関スル件

(大4.1.19福岡地裁所長照会)

(大4.2.13民129号法務局長回答)

(要旨) 民法第826条の規定は、親権者と未成年の子との利益相反するすべての場合に適用される。

(照会) 民法第888条(現第826条)ノ規定ニ因ル親権ヲ行フ父又ハ母ト未成年ノ子トノ利益相反スル行為トハ親子カ相対立スル行為例之ハ両者ノ間ニ売買、貸借借若クハ訴訟行為ヲ為スカ如キ場合ニシテ金銭ノ借入(無担保又ハ各自所有財産ヲ担保ニ供シテ)ヲ為シ其ノ他親子カ共ニ契約者ノ一方ト為リテ他ト契約ヲ為シ連帯ノ責任ヲ負フカ如キ場合ニハ利害ノ関係ハ固ヨリ之レアルモ決シテ利益相反スルモノニ非ス云々宮崎地方裁判所所属公証

人広木幹ノ稟伺ニ対シ明治43年11月25日民刑第475号ヲ以テ貴省民刑局長ヨリ意見ノ通りナル旨御回答有之候処大正3年9月28日大審院ニ於ケル大正2年(オ)第314号上告事件ニ対シテハ右ニ反シ即チ同条ノ所謂利益相反スル行為トハ単ニ親權ヲ行フ父又ハ母ト未成年ノ子トカ各一方ノ当事者ト為リテ其間ニ為ス所ノ行為ニシテ利益相反スル場合ノミニ限ラス親權ヲ行フ父又ハ母カ自己ノ為メニ他人ヨリ金錢ヲ借入ルニ當リ未成年ノ子ニ於テ連帶債務ヲ負担シ其所有不動産ニ抵当權ヲ設定スル行為ノ如キ親權者ノ為メニ利益ニシテ未成年者ノ為メニ不利益ナル場合ヲモ指稱スル旨ノ判決有之候ニ付向後何レニ拠リ事務取扱可然哉管内公証人ヨリ伺出候者有之果シテ何レニ準拠セシメ可然哉御意見承知致度候間何分ノ御回示有之度此段及御問合候也

(回答) 本年1月19日日記中第377号問合ノ件民法第888条(現第826条)解釈ニ関シ明治43年5月16日宮崎地方裁判所所属公証人広木幹稟伺ニ対シ同年11月25日民刑第475号ヲ以テ回答致候其後ノ省議ニテ同条ノ規定ハ苟クモ親權者ト其未成年ノ子トノ利益相反スルニ於テハ総テ其適用アルヘク其ノ果シテ利益相反スル行為ナリヤ否ヤハ各場合ニ付テ決スヘキ事実問題ニシテ必スシモ親權者ト其未成年ノ子トノ間ニ於ケル法律行為ノミニ限ルノ趣旨ニ非サルコトニ決定相成候得ハ該公証人稟伺ニ対シテ為シタル回答ノ趣旨ハ自然省議變更セラレタル義ト御了知相成度此段及回答候也

(参考) 親權行為ニ関スル件

(要旨) 親子が連帯して金錢を借入れる等親子が同一の地位に立つて為す行為は親權者と未成年の子との利益相反する場合には該らない(明43.5.16宮崎公証人広木幹照会, 同.11.25民刑475号民刑局長回答)

(照会) 民法第888条(現第826条)ニ於ケル「親權ヲ行フ父又ハ母ト未成年ノ子ト利益相反スル行為ニ付テハ父又ハ母ハ其ノ子ノ為メ特別代理人ノ選定ヲ親族会ニ請求スルコトヲ要ス」トノ規定ハ同第108条ニ於ケル「相手方ノ代理人タルコトヲ得ス」トノ総則ノ規定ヲ貫徹シタルモノニシテ親子カ相對立スル行為例之ハ両者ノ間ニ売買, 貸借借若クハ訴訟行為ヲ為スカ如キ場合ニ関シ, 親子カ同一ノ地位ニ立チテ為ス行為則チ両者連帯シテ金錢ノ借入(無担保又ハ各自ノ所有財産ヲ担保ニシテ)ヲ為シ其他親子カ共ニ契

約者ノ一方ト為リテ他ト契約ヲ為シ連帯ノ責任ヲ負フカ如キ場合ニハ利害ノ關係ハ固ヨリ之アルモ決シテ利益相反スルモノニアラス随テ親ハ其行為ニ付キ其ノ子ノ為メ親權ヲ行フコトヲ得ルモノト心得居候処全国各裁判所ノ見解モ一致シ居ラス右後者ノ如キ行為ニ付テモ特別代理人ノ選定ヲ要スルモノトセル裁判所モ有之候ヤニ聞及候ニ付何レカ正当ナルヤ御訓示ヲ仰キ候

(回答) 貴見ノ通

## 2 特別代理人ノ代表権限ニ関スル件

(大7.11.14下関区裁監督判事照会)

(大7.12.11民2498号法務局長回答)

(要旨) 親子の利益相反する事項について, 子の特別代理人が子を代表して契約を締結し, 後日これを公正証書に作成する場合に子を代表すべきものは特別代理人である。

(照会) 親權者ト其未成年ノ子トノ間ニ売買又ハ其親子連帯借ヲ為ス如キ親子ノ利益相反スル事項ニ付子ノ特別代理人カ其子ヲ代表シテ口頭契約ヲナシ又ハ私署証書ヲ作成シ置キ後日右口頭契約又ハ私署証書ニ基キ公正証書ヲ作成スル場合又ハ右私署証書ヲ原因トシテ登記ヲ申請スル場合其子ヲ代表スヘキ者ハ子ノ親權者ナルヤ又ハ特別代理人ナルヤ(明治40年(オ)第374号同年10月30日言渡大審院第二民事部ニ於テハ右ノ如キ場合ニハ親權者ノ当然為スヘキ行為ニシテ特別代理人ニ代表權ナシトセリ)尚又右ノ場合親權者カ代表スヘキモノトセハ其公正証書ノ作成ニ付テハ特別代理人ノ資格及其者カ契約ヲ為シタルニ相違ナキコトヲ証明セシメ其事由ヲ公正証書中ニ記載シ又登記ノ申請ニ付テモ右ニケノ事実ヲ証スル書面ヲ添附セシムヘキヤ公証人及登記官吏ノ取扱上一定シ置キ度ニ付詳細御示シアリタシ

(回答) 後段貴見ノ通特別代理人ニ於テ代表スヘキモノトス

## 3 許可又ハ同意ニ関スル件

(昭4.9.17東京公証人根本松美照会)

(昭5.2.20民事局長回答)